

平成21年度 豊田市包括外部監査結果報告書

「豊田市における負担金，補助及び交付金の執行状況について」

平成22年2月

豊田市包括外部監査人

弁護士 伊 藤 倫 文

目 次

第1章	総論	1
第1	監査の概要	1
1	監査期間	1
2	監査人	1
3	外部監査の種類	1
4	選定した特定の事件	1
5	監査対象事件を選定した理由及び監査事項	1
6	監査の方法	5
7	利害関係	10
第2	報告書の構成	10
1	本報告書の構成について	10
2	監査結果・監査意見について	11
第2章	負担金、補助金及び交付金	13
第1	豊田市の負担金、補助及び交付金の概要	13
1	豊田市の負担金、補助及び交付金の執行状況	13
2	豊田市における補助金等への取り組み	18
第2	負担金、補助及び交付金の問題（総論）	33
1	意義	33
2	補助金等交付のまでの流れ	42
3	豊田市が示す補助金交付にあたっての注意点	45
4	補助金の問題～補助金交付要件～	46
第3	人件費補助金	62
1	職員派遣と補助金について	62
2	協会公社等人件費と補助金について	74
第4	その他問題	78
1	補助金等交付先の団体について	78
2	協議会方式について	82
第3章	個別検討	89
第1	総務部 管財課	89
第2	総務部 人事課	105
第3	社会部 自治振興課	119
第4	社会部 生涯学習課	159
第5	社会部 足助支所	181
第6	福祉保健部 総務課	193

第7	福祉保健部	障がい福祉課	221
第8	産業部	農政課	269
第9	建設部	公園課	311
第10	都市整備部	都市整備課	335
第11	子ども部	保育課	353
第12	上下水道局	下水道維持課	369
第13	教育委員会	文化振興課	383
第14	教育委員会	保健給食課	399
第4章	参考資料		413
第1	平成20年度	補助金・交付金一覧表	414
第2	平成20年度	負担金一覧表	429
第3	平成21年度	協会公社等（監査対象）の概要	437

第1章 総論

第1 監査の概要

1 監査期間

平成21年8月7日から平成22年2月2日まで

2 監査人

豊田市包括外部監査人	伊藤倫文 (弁護士)
同補助者	松田太源 (弁護士)
同補助者	庄司俊哉 (弁護士)
同補助者	杉本徳生 (弁護士)
同補助者	久野実 (弁護士)
同補助者	河村直樹 (弁護士)
同補助者	豊田香織 (弁護士)
同補助者	久野恭裕 (公認会計士・税理士)
同補助者	井口晃 (税理士)

3 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

4 選定した特定の事件

豊田市における負担金、補助及び交付金の執行状況について

5 監査対象事件を選定した理由および監査事項

平成21年度の包括外部監査の対象として上記事件を選定した理由は以下のとおりである。

(1) 選定の視点

包括外部監査制度は、行政に対する住民の信頼性を確保するための制度であり、外部の専門家の視点から、適正に行政がなされているかを監査し、効率的な行政の実現も期待されているものである。

そのため、住民の関心があるもの、当該自治体の重点施策としているもの、あるいは、現在及び将来の行政課題となっているもののなかから、外部の専門家（弁護士）の視点に立って、行政の適正性、効率性確保のために監査の必要が高いと思われる対象事件を選定した。

(2) 公募によるテーマについて

包括外部監査のテーマについては、平成21年4月に、募集要項を広報及び

ホームページに掲載するなどして、市民からの提案を募ったところ、市民からの提案は2件あった。

これらテーマについても、監査テーマを選定するにあたっての予備調査段階において調査を行ったが、監査テーマとして、必ずしも適切なものとは考えられなかったため、本年度の監査テーマとはしなかったものである。ただ、社会福祉協議会の財務の執行については、市民からの提案理由とされた会員募集、会員管理とは別の角度からではあるが、その一部が監査対象となっているものである。

以下、市民から提案のあったテーマとともに、その主な提案理由、監査人が監査テーマとしなかった理由を簡単に記載する。

なお、豊田市においては、従前から、監査テーマを募集しており、平成15年度(3件)、平成16年度(1件)には、監査テーマの提案がなされたが、それ以降4年間全くなかったものである。それが、平成21年度において、市民から監査テーマの提案があったことは、市民の行政に対する関心の高さの表れであるとともに、包括外部監査制度への理解の表れであるともいえ、大変喜ばしいことである。

ア テーマ「生活保護の不正受給や受給申請に対する対応」

ア) 提案理由

鈴鹿市で億単位の不正受給が報道されており、2～3年前には北海道でも、億単位の不正受給があったとの報道があった。一方、北九州では、生活保護を受給できなくて死亡したとして遺族が提訴した例もある。

このように、他自治体で問題となっている、生活保護の不正受給や受給申請に対する対応を監査テーマとすべきである。

イ) 監査人による予備調査結果

豊田市においては、平成20年度においても、39件の不正受給が発覚しており、豊田市自ら不正受給に対する問題意識をもっており、通院タクシー費の問題に関しては、定期的に病院に意見照会をしたり、収入についても、市民税課の課税情報を調査したりしている。

しかも、外部監査において、不正受給をテーマにしても、住民による個々の申請・請求行為の適否を調査することは難しく、生活保護の申請段階・請求段階での調査方法の監査が中心となると思われ、今回の応募された内容に沿った監査は難しいと考えたものである。

イ テーマ「豊田市社会福祉協議会の財務に関する事務の執行について～特に会員に係るものを中心として～」

ア) 提案理由

社会福祉協議会では、市内各自治区を通じて、会員募集を行っているが、

会員を把握しておらず、会員募集をしている自治区自体のなかでも、会費を納めた会員を把握していない自治区もある。そのため、社会福祉協議会として、会員が誰であるか、会費未納者が誰であるかもわからず、会員に対して行うべきこと（予算・決算・事業報告、機関紙等の配布等）が履行されているか疑わしい。

イ) 監査人による予備調査結果

豊田市の社会福祉協議会への出捐割合は42.6%であり、監査対象団体ではある。ただ、会費収入は、年間2846万円余（平成20年度決算）であって、経常活動収入15億3641万円余の約1.85%にとどまるものであり、未納者、会員の問題を、外部監査で取り上げるのは、外部監査報酬との費用対効果を考えると、テーマとして、相応しいものとは考えにくい。

なお、上記のとおり、社会福祉協議会については、本年度のテーマである補助金等との関係で、その事業内容等を監査したものである。

(3) 本件事件を選定した理由

ア 負担金、補助及び交付金（以下、補助金等という）は、平成20年度の一般会計決算において、約246億4200万円の執行がなされており、一般会計歳出決算額約1646億9000万円の約15.0%を占めるものであり、平成19年度においても、約13.3%を占めている。

しかも、補助金等は、市町村の財政が、補助金予算と言われるほど、各種団体、協議会、諸団体に対して支出されているものであり、現に、豊田市においても、多くの支出科目に補助金等は含まれ、所管課もかなりの数に及ぶものであり、事務事業の広範囲にかかわってくるものでもある。

イ 地方財政の厳しいなか、補助金等も、当該市町村の行政運営に必要なものに限るのはもちろんであり、豊田市においても、行政改革を進めるうえで、豊田市行政改革大綱である「とよたがんばるプラン」「行政経営戦略プラン」の策定や、その改訂がなされているが、そのなかでも、補助金等の見直しが示され、その実現が進められている。

ただ、補助金・交付金については、豊田市委託・給付事務効率化委員会において、3年毎に見直しがなされているとはいえ、一旦、交付が決まった以上、継続して執行されてしまう傾向は否定できず、その見直しが必ずしも十分でないようにも思われる。また、負担金については、同委員会等によって3年毎に見直す制度も、確立されていない。

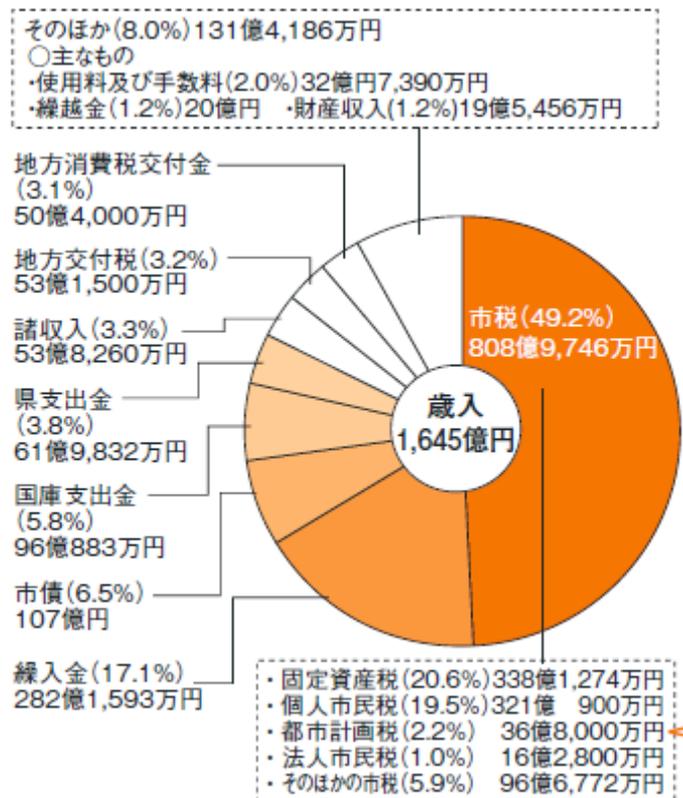
ウ このように、豊田市の財政のなかで、補助金等の見直しは、豊田市にとっても重大な関心事であるといえる。

また、監査人は、過去2年間、包括外部監査を実施してきたが、旧町村

地区での施設管理を監査するなかで、外郭団体（協会公社等）に対する補助金等の問題に触れ、また、スポーツ課の財務執行を監査するなかで、補助金・負担金の問題にも触れてきたが、上記のとおり、豊田市の歳出額の一定割合を占める補助金等について、組織的横断的に監査する必要性は極めて高いと考えたものである。

エ しかも、豊田市の場合、平成20年9月のリーマンショックによる不況の影響で、税収入が激減したことにより、改めて、財務執行を厳しく見直す必要がでてきているのであり、補助金等の交付の必要性の見直しが今まで以上に必要となってきたところである。つまり、豊田市の平成21年度の当初予算は、総額2424億9056万円であり、そのうち一般会計が1645億円であって、平成20年度の一般会計の当初予算1712億円より、3.9%減にとどまっているが、それは、市税の減少分（1234億9435万円から808億9746万円へ425億9689万円減）を繰入金等でカバーしているにすぎず（5億6441万円から282億1593万円に276億5152万円増）、大幅な税収の減少による、市財政への影響は多大なものである。

<平成21年度一般会計予算（歳入）>



オ そこで、補助金等について、公益上の必要性、相当性等を監査するとともに、その前提として、補助対象者の事業等も検討することとした。そのため、補助金等と事業との関係に重点をおいて監査しようとした結果、事業を所管する担当課をベースにして、補助金等を監査したものである。

カ ところで、豊田市では、平成14年度の包括外部監査のテーマの1つとして、「豊田市の負担金、補助及び交付金に関する事務執行状況」が取り上げられており、多くの指摘事項及び意見が付されており、豊田市においても、それに対する措置状況が公表されている。

ただ、上記報告書は、平成13年度までの補助金等の執行を対象としているものであるが、豊田市においては、平成17年4月1日に豊田市を含む7市町村で合併がなされており、また、時代の変化に対応し、平成14年度以降も多くの新たな補助金等が執行されている。

そのため、平成14年度の監査報告書で指摘された事項について、その後、どのように改善等がなされたかについても監査の必要があるとともに、平成14年度の監査からすでに7年近く経過しているため、平成14年度と同じ監査対象ではあるが、改めて、補助金等を監査する必要性は高いと考えたものである。

6 監査の方法

(1) 具体的な調査方法

豊田市においては、補助金・交付金については、ホームページ上で、情報提供がなされている。そして、負担金については、ホームページ上ですべてが公開されているものではなく、内訳的にみても、事業負担金のほか、会費、研修費のようなものも含まれている。

そこで、平成20年度の補助金・交付金の金額等で、監査対象とする課を決定したうえで、その課にかかわる補助金・交付金のほか、負担金すべてを調査したうえで、特に、問題となる補助金等について、個別に監査することにした。

具体的な調査方法としては、担当課からのヒアリング、書面照会、資料精査を繰り返して、監査を行った。

(2) 監査対象

ア 平成20年度の補助金・交付金の内容・額を調査したところ、巻末「参考資料」の「平成20年度 補助金・交付金一覧表」（414頁）のとおりであった。

従前、外部監査において補助金をテーマとして取り上げたものも少なくなく、補助金額で、その監査対象を絞るものも多く見受けられる。

ただ、今回の監査では、前記のとおり、補助金を交付している所管課と事業との関連を含めて、監査をしようとするものであるため、各課について、

補助金・交付金の合計額を算出した。

その結果を、集計したものは、下記のとおりである。

なお、負担金については、内容において様々なものがあり、下記一覧表にも加算していないが、平成20年度の負担金の内容の確認は、巻末「参考資料」の「平成20年度 負担金一覧表」（429頁）のとおりとなっている。

部名	課名	件数	課合計(円)	部合計(円)
総合企画部	企画課	1	307,080,000	330,958,012
	国際課	3	23,878,012	
総務部	人事課	1	61,523,000	173,984,511
	管財課	1	112,461,511	
社会部	自治振興課	12	237,555,574	1,173,644,937
	旭支所	10	89,726,974	
	足助支所	11	69,338,350	
	稲武支所	9	47,447,760	
	小原支所	10	31,107,854	
	上郷支所	8	79,974,956	
	猿投支所	9	114,810,525	
	下山支所	10	34,252,652	
	高岡支所	8	104,730,318	
	高橋支所	9	88,676,277	
	藤岡支所	9	58,719,846	
	松平支所	9	28,309,095	
	生涯学習課	7	186,692,946	
	防災防犯課	2	1,301,810	
	共働推進課	1	1,000,000	
環境部	環境政策課	3	319,609,000	348,656,932
	環境保全課	1	470,882	
	ごみ減量推進課	3	28,577,050	
福祉保健部	(福)総務課	15	3,550,763,179	5,067,293,332
	生活福祉課	4	11,307,000	
	高齢福祉課	4	233,753,370	
	保健衛生課	1	1,322,000	
	健康増進課	2	793,000	
	感染症予防課	1	1,857,928	
	障がい福祉課	17	1,267,496,855	

産業部	産業労政課	8	977,991,547	2,913,454,022
	商業観光課	14	877,979,800	
	農地整備課	19	384,058,919	
	農政課	34	460,279,135	
	森林課	22	213,144,621	
建設部	河川課	3	11,761,000	156,301,126
	公園課	3	144,254,126	
	調査課	1	100,000	
	地域建設課	1	186,000	
都市整備部	交通政策課	3	120,072,108	532,667,177
	都市整備課	4	335,550,869	
	建築相談課	7	56,866,000	
	建築住宅課	5	20,178,200	
子ども部	次世代育成課	7	31,721,165	1,253,296,632
	子ども家庭課	5	54,001,204	
	保育課	18	1,167,574,263	
消防本部	(消)庶務課	1	86,477,166	88,639,166
	予防課	2	2,162,000	
上下水道局	下水道総務課	3	296,358,000	396,648,325
	下水道維持課	7	100,290,325	
教育委員会	教育行政課	3	40,299,000	2,165,325,066
	学校教育課	7	48,742,976	
	保健給食課	1	660,861,145	
	文化振興課	2	1,229,253,601	
	スポーツ課	2	172,093,344	
	図書館	1	199,000	
	文化財課	4	13,876,000	
議会事務局	議会事務局	1	17,842,595	17,842,595
合 計				14,618,711,833

イ そして、市の組織全体と補助金との関係をとらえるために、補助金の担当となっている課を含む部局・委員会のなかで、その所管する補助金総額が多い課を中心に監査することにした。

ただ、消防本部、議会事務局が所管になっている補助金もあったが、それぞれの合計金額は、8864万円弱、1784万円余であり、金額としては決して少ないものではないが、1億円を下回るものであって、他の部局に比べると、高額ではないため、消防本部と議会事務局については、監査の対象から外すことにした。

そして、部局のなかで、どの課を監査対象にするかについては、

- ① 10億円を超える多額の補助金の所管となっている課
- ② 当該部で、所管する補助金合計額が一番大きな課（ただし、上下水道局及び産業部については、後記のとおり、一番高額の補助金を交付している課を対象としていない）
- ③ 上記①②に該当しない課でも、監査の必要が高いと思われる課を対象とすることにした。

ウ ただ、総合企画部については、企画課に3億0708万円余の補助金を認めることができたものの、過去5年間で補助金が交付されたのは平成20年度のみであり、その補助金の内容も、豊田市山間地域ケーブルテレビ施設整備費補助金という特殊なものであったため、個別に監査はしなかったものである。

また、環境部の環境政策課においては、

- ① 住宅用太陽光発電システム設置費補助金
- ② 住宅用高効率給湯器設置費補助金
- ③ 低公害車普及促進事業補助金

の合計で3億1961万円弱の補助金が交付されており、監査の必要性がないと考えたものではないが、環境モデル都市に指定された豊田市において進めている、極めて政策的なものであるうえ、その効果測定も容易とはいえなかったため、今回の個別監査の対象からは外したものである。

エ その結果、各部局のなかで、対象とする課は、次のとおりとした。

ア) 総務部

<対象> 管財課，人事課

<理由> 管財課は、総務部のなかで、一番高額の補助金を交付している。人事課については、総務省より昨今、「地方公共団体における福利厚生事業の点検・見直し」についていくつかの通知がなされていることに加えて、大阪高等裁判所では平成21年6月に、兵庫県職員互助会への補助金交付を一部違法と判断した判決が出ていることもあり、市民の関心が高いと考えられることから対象とした。

イ) 社会部

<対象> 自治振興課，生涯学習課，足助支所

<理由> 社会部のなかで、一番高額な補助金を交付している「自治振興課」と二番目に高額な「生涯学習課」を対象にするほか、合併旧町村部（旭，足助，稲武，小原，下山，藤岡）のなかの支所一か所を取り上げることにした。

旧合併町村の支所については、各支所の補助金額は、3000万円台から8000万円台であるが、これらの支所に対する補助金合計としては、3億3000万円余であるとともに、平成17年度に合併をしている豊田市において、合併旧町村部に対する補助金を監査する必要性は高いと考えた。そして、平成20年度の補助合計額では、旭支所が8970万円余で、一番高額であるが、内6170万円余を旭高原自然活用村に対する補助金で占めており、それ以外の補助金額は約2800万円にとどまるものである。しかも、旭高原自然活用村については、平成19年度の監査でも対象にしているため、旭支所の次に補助金額が大きな足助支所を監査対象にすることにした。

ウ) 福祉保健部

<対象> (福) 総務課，障がい福祉課

<理由> 福祉保健部のなかで、一番目と二番目に高額な補助金を交付しており、補助金総額が10億円を超える、2つの課を対象とした。

エ) 産業部

<対象> 農政課

<理由> 農政課の補助金総額が4億6000万円余であるのに対し、同部には、約9億7800万円の産業労政課等、農政課より、補助金交付額が多額の課も認められる。

しかし、産業労政課のなかで一番高額な補助金は、9億3211万円余の産業立地奨励金であるが、同奨励金交付は、産業立地奨励条例に基づくものであって、予備調査をした限り、手続も厳格にすすめられているものであった。これに対し、農政課は、補助金総額は、前記のとおり4億6000万円余にとどまるとはいえ、対象となる補助金が34あり、すべての課のなかで、一番所管する補助金の数が多いため、対象とした。

オ) 建設部

<対象> 公園課

<理由> 建設部のなかで、一番高額な補助金を交付している。

カ) 都市整備部

<対象> 都市整備課

＜理由＞ 都市整備部のなかで、一番高額の補助金を交付している。

キ) 子ども部

＜対象＞ 保育課

＜理由＞ 子ども部のなかで、一番高額の補助金を交付している。

ク) 上下水道局

＜対象＞ 下水道維持課

＜理由＞ 上下水道局のなかでは、下水道維持課が1億円余であるのに対し、下水道総務課は、2億9600万円余であり、同課が上下水道局のなかでは、一番多額の補助金を交付している。しかし、下水道総務課が対象とする補助金のうち、2億9280万円余は合併処理浄化槽の促進のために、市民（600件）に交付される合併処理浄化槽設置費補助金であり、同補助金については、豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事務運用細則により細かく手続が定められている定額補助金であって、その手続等に問題がないと考えられたため、下水道維持課を対象とすることにした。

ケ) 教育委員会

＜対象＞ 文化振興課，保健給食課

＜理由＞ 教育委員会のなかで、一番目と二番目に高額な補助金を交付している。なお、保健給食課については、補助金総額が10億円を超えるものではないが、外郭団体である豊田市学校給食協会に対する補助金と委託料を合わせると約9億円となるため、対象とした。

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 報告書の構成

1 本報告書の構成について

総論部分（第2章）では、監査対象である負担金、補助及び交付金の意義・問題点を取り上げたうえ、補助金等交付基準を具体的に検討しているが、その後、補助金等全般に問題となる、①派遣職員と補助金、③協会公社等の人件費と補助金、③補助金交付先団体（公益認定との関係）、④協議会方式の各問題について

検討した。

そして、各論（第3章 個別検討）においては、各個別監査の対象とした課について、①各課の業務内容（補助対象事業に関係があるため）、②平成20年度の当該課での補助金等の交付実績を確認したうえで、各課の補助金等のなかで、特に、問題となると思われる補助金等について、監査した結果を論じた。

そして、巻末には、豊田市の補助金・交付金と負担金の平成20年度の実績一覧表を添付して、補助金等の交付実績を明らかにし、いかに多くの補助金等が交付されているかを示すとともに、本報告書で対象となった外郭団体（協会公社等）の概要（豊田市人事課が平成21年8月に作成した「平成21年度協会公社等の概要」から抜粋）を添付し、補助金交付先の実体を確認してもらえればと思う。

このような構成をとることによって、本報告書は、総論部分を見れば、補助金全般の問題の把握ができるとともに、各論部分では、関心のある課についての補助金等交付状況、問題点が分かるようになっている。

【協会公社等】

豊田市では、出資法人のうち、出資割合やその事務事業の性質から判断して、市が法人経営の主導的役割を果たすべき団体を「協会公社等」と総称している。

具体的には、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第2条で、

- ① 豊田市が基本金又はこれに準ずるものに対して50%以上を出資又は出捐している団体
- ② 基本金又はこれに準ずるものに対する出資又は出捐割合が50%未満であるものの損失補償等の理由で市議会に対して経営状況報告を実施している団体、
- ③ 豊田市の事務事業と密接に関連した業務を実施しておりかつ市が主導的役割を果たすべき団体

のいずれかに該当する団体であると定義している。

2 監査結果・監査意見について

本報告書においては、監査をしていくなかで、【結果】【意見】を分けて記載したが、違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては、【結果】に、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれるものについては、【意見】に記載した。

第2章 負担金, 補助及び交付金

第1 豊田市の負担金, 補助及び交付金の概要

1 豊田市の負担金, 補助及び交付金の執行状況

監査対象である負担金, 補助及び交付金（以下, 補助金等という）は, 予算科目の19節に計上されており, 豊田市の「予算見積・予算執行節別ハンドブック」においては, 次のとおり, 定義されている。

なお, 負担金, 補助金, 交付金の関係等については, 別途検討する。

	内 容
負担金	法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに, 各種団体を地方公共団体が構成しているとき, その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費。なお, 細節においては, 研修年会費等負担金と一部事務組合負担金, 工事等負担金に分かれる。
補助金	特定の事業, 研究等を育成, 助長するため法令等の規定に基づき交付するもの, 又は特定の事業, 研究等に対して地方公共団体が公益上必要と認めた場合に交付する経費。なお, 細節においては, 一般補助金と工事等補助金に分かれる。
交付金	法令又は条例, 規則等により, 団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において, 当該事務処理の報償として支出する経費。

(1) 豊田市の歳出決算額との関係

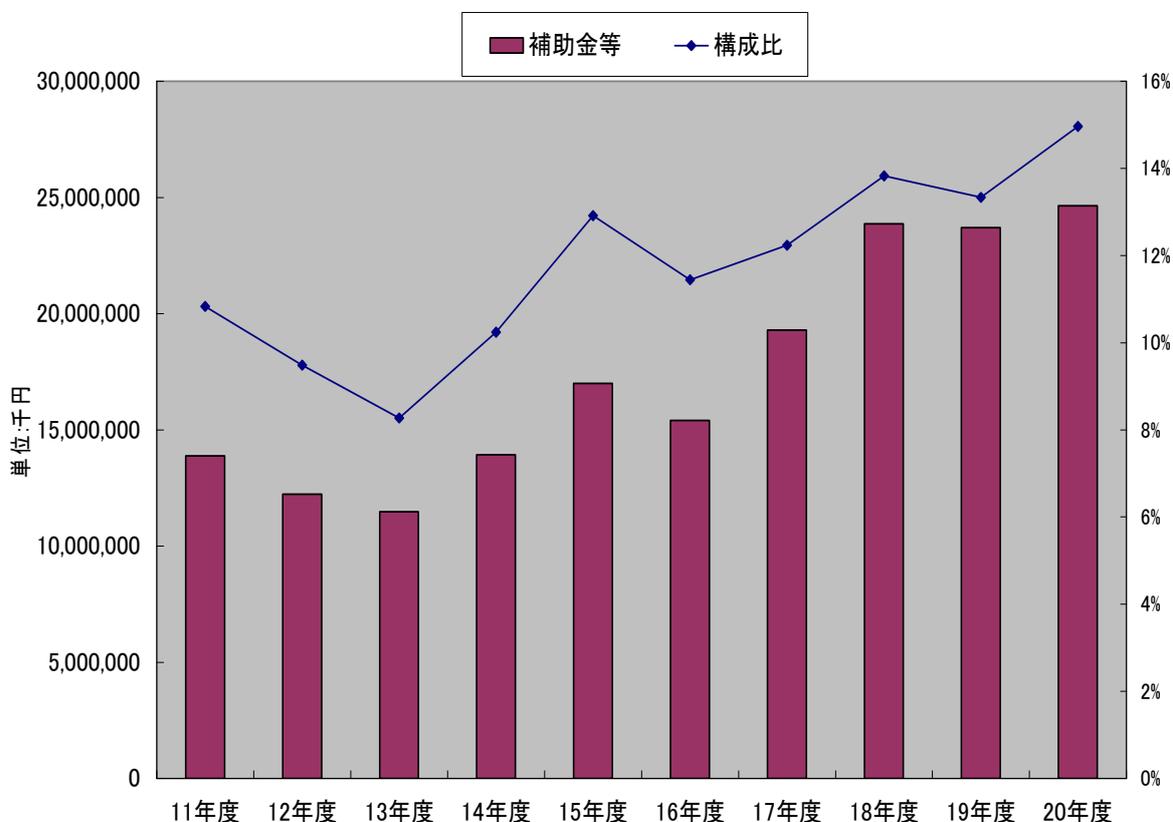
豊田市の過去10年間における、補助金等の執行状況と歳出決算額の関係は次のとおりである。

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
補助金等(A)	13,877,735	12,231,383	11,476,949	13,927,235	16,999,087
歳出決算合計(B)	128,129,680	128,959,884	138,745,969	136,008,097	131,605,714
A/B	10.8%	9.5%	8.3%	10.2%	12.9%

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
補助金等(A)	15,399,097	19,286,209	23,870,859	23,698,770	24,642,190
歳出決算合計(B)	134,538,971	157,637,213	172,650,241	177,694,386	164,690,237
A/B	11.4%	12.2%	13.8%	13.3%	15.0%

その補助金等の年度毎の執行状況をグラフに示すと次のとおりとなる。



(2) 豊田市における補助金等の歳出科目別状況

ア 平成20年度一般会計における、歳出科目別（目的別）での補助金等の額を、高額のものから順位を付し、合わせて、各科目別（目的別）の補助金等全体に占める割合、各科目（目別）における歳出決算額と、それに占める各補助金の割合を記載すると次のとおりとなる。

(単位：千円，%)

	款	補助金(A)等 (補助金等合計に占める割合)	歳出決算額(B)	科目費全体に 占める割合(A/B)
1	土木費	6,548,541 (26.6%)	37,339,012	17.5%
2	衛生費	5,027,956 (20.4%)	15,985,860	31.5%
3	民生費	4,133,979 (16.8%)	32,443,143	12.7%
4	教育費	3,438,401 (14.0%)	24,494,104	14.0%
5	商工費	2,192,104 (8.9%)	4,381,599	50.0%
6	総務費	1,885,599 (7.7%)	25,196,523	7.5%
7	農林水産業費	1,111,542 (4.5%)	2,889,130	38.5%
8	消防費	241,568 (1.0%)	7,956,755	3.0%
9	労働費	42,222 (0.2%)	409,109	10.3%
10	議会費	20,278 (0.1%)	840,785	2.4%
11	その他	— —	12,754,217	—
	合計	24,642,190 (100.0%)	164,690,237	15.0%

この表によると、補助金等の額としては、土木費、衛生費及び民生費に対するものが多く、この3科目に対する補助金等の合計は、市の一般会計における補助金等合計額の6割以上を占めることになる。

ただ、各科目の歳出額のなかに占める補助金額の割合では、商工費、農林水産業費、衛生費における補助金の割合は高く、商工費に至っては、歳出額のほぼ半分を補助金等が占めていることになる。

イ そして、10年間での補助金等の状況の変化をみるため、平成11年度から平成20年度までの補助金等について、歳出科目別の金額を比較してみると、下記のとおりとなる。

ア) 豊田市では、平成17年4月1日に合併が行われている影響か、補助金等も39億円弱増額している。そして、各科目において、全体的に補助金が増額しているが、特に、農林水産業費は、平成11年度には多額の補助金が交付されていたが、平成16年度の約4億8000万円から、平成17年度に倍額以上の11億円近くになっている。これは、合併地域に農山村地域が多いことが反映されているといえる。

イ) また、平成17年度から平成18年度にかけて、補助金等総額が45億円

余増額しているが、その増額分のかなりの部分は衛生費にかかるものである。これは、医療機関に関する保健衛生総務費が飛躍的に増額しているのと、豊田市が力を入れる環境政策に対する補助金等が増加しているためといえる。そして、ほかには、土木費も当年度に急増している。

ウ) 全体的には、土木費に対する補助金等が平成15年度、18年度に急激に増え、平成15年度以降では、平成18年度を除いて、常に、科目別で見ると、補助金交付額が最大となっている。そして、衛生費に対する補助金等も、平成18年度に急激に増額したのは前記のとおりであり、土木費に対する補助金等とならぶ、かなりの高額なものとなっている。しかも、衛生費に対する歳出総額が、土木費の歳出総額の半額にも及ばないことを考えれば（平成20年度では衛生費は、土木費の約42.7%）、衛生費に対する補助金等の額は、極めて高額であるといえる。

平成11年度から20年度までの歳出科目補助金等別一覧表

(単位：千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
議会費	13,150	12,766	17,121	17,225	17,580	17,202	19,875	20,018	19,880	20,278
総務費	2,582,294	1,385,728	1,366,027	1,248,070	1,024,787	1,374,879	1,783,533	1,411,227	1,520,093	1,885,599
民生費	1,518,031	1,085,438	1,050,061	1,991,714	2,406,403	1,412,096	2,012,787	2,296,514	2,594,159	4,133,979
衛生費	3,037,281	3,434,706	2,849,232	2,960,126	3,112,698	3,210,008	3,995,353	7,156,503	6,366,413	5,027,956
労働費	369,828	361,044	353,608	265,934	168,238	89,432	58,883	47,464	41,480	42,222
※農水費	1,010,825	617,122	782,644	655,871	559,794	479,523	1,090,423	861,062	1,189,471	1,111,542
商工費	462,325	613,237	772,597	1,257,411	1,851,498	1,202,978	2,074,417	1,885,147	1,929,697	2,192,104
土木費	2,292,401	2,113,994	1,612,119	2,256,416	3,778,591	4,327,797	4,677,082	6,284,139	6,452,344	6,548,541
消防費	105,851	86,271	115,009	126,693	137,595	159,747	212,328	209,809	201,677	241,568
教育費	2,485,727	2,521,054	2,558,495	3,147,756	3,941,878	3,125,410	3,361,513	3,698,976	3,383,556	3,438,401
※復旧費	22	23	36	19	25	25	15	0	0	0
計	13,877,735	12,231,383	11,476,949	13,927,235	16,999,087	15,399,097	19,286,209	23,870,859	23,698,770	24,642,190

※農水費：農林水産業費，復旧費：災害復旧費

2 豊田市における補助金等への取組み

(1) 豊田市における行政改革の流れ

豊田市における行政改革の主な流れは、次のとおりである。

昭和 60 年 10 月	「豊田市行政改革大綱」の策定 ～「小さな政府をめざした行政の合理化・効率化」 を主なねらいとする
平成 7 年 1 月	行政改革推進本部の設立（総務部）
平成 7 年 6 月	豊田市行政改革懇談会（委員 15 名）の設置
平成 7 年 12 月	「第 2 次豊田市行政改革大綱」の策定 ～「削減・縮小に加え，高齢化・地方分権への対応」 を主なねらいとする
平成 10 年 4 月	中核市への移行
平成 11 年 4 月	第 3 次豊田市行政改革大綱「豊田がんばるプラン」 ～「行政の透明性の向上と中核市移行により移譲さ れた権限をいかした行政サービスの向上」を主な ねらいとする
平成 13 年 6 月	行政経営システムの導入 ～「行政運営体」から「行政経営体」への変革を目 指して～
平成 14 年 3 月	豊田市行政改革大綱「行政経営戦略プラン」の策定
平成 17 年 4 月	「第 2 次行政経営戦略プラン」の策定
平成 18 年 2 月	「改訂 第 2 次行政経営戦略プラン」の策定

(2) 行政改革大綱のなかでの補助金等の扱い

ア 豊田がんばるプラン（平成 11 年度から平成 13 年度まで）

がんばるプランにおいては、行政に対する市民の信頼を確保するため、情報開示による透明性の向上を図り、地方自治の本旨に沿って、市民と行政の役割を明確にし、それぞれの責任を果たすなかで、市民と行政が連携・共働してまちづくりを進める「21世紀新行政運営システムの構築」を目標にしていたものである。

そして、同プランのなかでは、補助金等について、補助金・交付金の整理合理化、負担金の見直しも課題として取り上げられていた。

具体的には、補助金・交付金の整理合理化のために、

① ローリングによる評価と見直し

② 終期の徹底

③ ねらい・目的の周知徹底

があげられている。

つまり、従前からなされているところではあるが、引続き、委託・給付事務効率化委員会において、サンセット方式を採用して、3年以内の終期を設定し、ローリングによる評価と見直しを実施するとともに、同委員会の審議のなかで、補助制度の終期設定の徹底、補助対象者に対しての補助制度のねらい、目的や終期の事前予告についての徹底を図ることを課題としてあげた。

また、負担金の見直しについては、多様な負担金（事業負担金、参加負担金）について、情報公開のなか適正な支出が求められており、市からの支出後の用途について実体を決算書などから調査するとともに、必要な見直しに努めることがうたわれている。

【委託・給付事務効率化委員会】

市が委託により執行する事務事業及び市が交付する補助金について、その効率的な運用を確保するため、新規補助金や、補助金の廃止・継続などを調査審議するための委員会

【サンセット方式】

予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業等の期限を設け、特に、必要のない限り、その期限を過ぎたら自動的に廃止とする方式

イ 行政経営戦略プラン（平成14年度から平成16年度まで）

ア）平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権時代が始まり、自立（自己決定・自己責任）できる地方自治体の確立が求められるようになった。このような時代のなかでは、国の指導や前例踏襲の経験則などにより、行政を「管理」「運営」という従来の考えから脱却する必要がある、自立した自治体として、よりよいサービスをより効率的に市民に提供するため、限られた経営資源（人・物・金）を最大限活用しながら、市民志向・成果志向に基づき、合意形成・迅速性・コスト意識に根ざした行政経営を実現する「行政経営体」への移行が必要であると考えられた。

このような「行政運営体」から「行政経営体」への変革をめざして、豊田市では、平成13年6月に、「豊田市行政経営システム」が提唱された。

イ) 行政経営戦略プランでは、「豊田市行政経営システム」で提唱した仕組みを各部門ごとに具体化することにより、「仕事の質の向上」と「豊田市役所の構造改革」をねらいとしたものである。

具体的には、平成14年度から取り組む「戦略方針」と、それに基づき、各部門において取り組む具体的内容を示した「部門別行動計画」とで構成されている。

戦略方針としては、

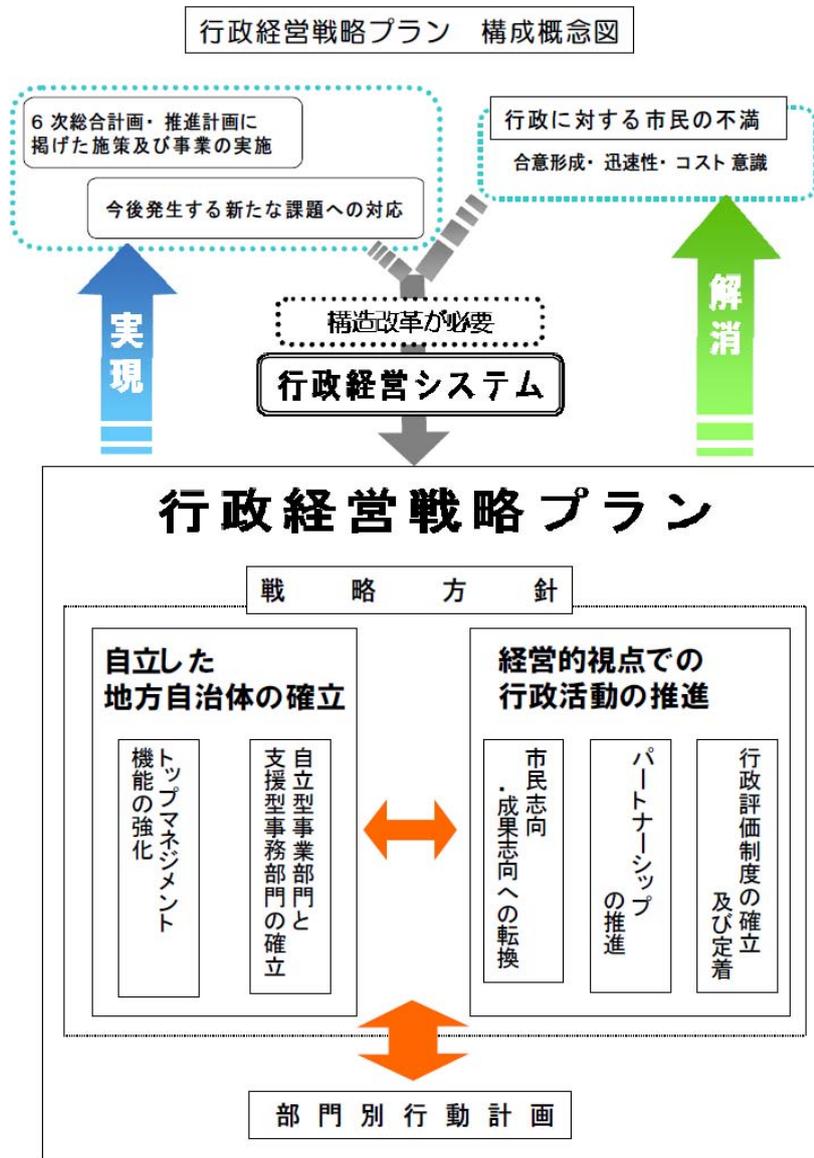
①「自立した地方自治体の確立」

地方分権に対応した自立（自己決定・自己責任）した地方自治体を確立し、地域に根ざした市民本位の行政経営の実現を目指す

②「経営的視点での行政活動の推進」

施策及び事業の立案・選択・展開に当たっては、客観的に検証した情報等を市民にわかりやすく提供し、その理解と信頼を得ることを目指す

の2点があげられている。



ウ) 補助金等については、戦略方針で特に触れられてはいないが、補助金と深くかかわりがある「出資法人等の経営状況の検証及び在り方の見直し」が課題としてあげられており、「市民志向」「成果志向」を目指すなかでは、当然、補助金も見直す必要がある。

そして、部門別行動計画においては、「補助金及び交付金、負担金の見直し」が行動項目としてあげられており、

- ① 補助金の新見直し基準による審査を実施し、事業実績を公表すること（平成16年度から実施）

② 負担金の実体について全庁的に調査し、適正化を図ること（平成14年度検討着手）

がその内容として掲げられている。

ウ 第2次行政経営戦略プラン（平成17年度から平成19年度）

ア) 平成17年4月に、第2次行政経営戦略プランが策定された。これは、平成14年3月に策定された「行政経営戦略プラン」が、平成14年度から平成16年度までの3年間を取組期間としたものであるため、平成17年度からの行政経営戦略プランを提唱するために策定されたものである。

地方自治体においては、地方分権が進められるなか、今まで以上に自主的・自立的な判断を行う必要があり、変化しつづける社会経済環境や多様化する市民ニーズに的確に対応することが求められるようになってきていたものであり、基本的には、「行政経営戦略プラン」の考えを継承し、更に発展させるものである。

つまり、第2次行政経営戦略プランにおいても、自立した地方自治体の確立と、経営的視点での行政活動の推進に大別した戦略方針をたて、それとともに、それに基づく具体的な取組みである「部門別行動計画」を示しているものである。そして、部門別行動計画は、各部局が平成19年度までの3年間で戦略方針をどのように実行するかを計画としてまとめたもので、202項目の行動計画に取り組むことになっている。

なお、第2次行政経営戦略プランの特徴としては、平成17年4月1日になされた「市町村合併」に関する視点と、「危機管理」に関する視点が新たに加えられ、すべての取組を推進するためのキーワードとして、

① 評価

個人・組織のそれぞれの立場で、目標に対する現況や課題、今後の目指す方向性などを評価する

② 公開

評価を踏まえて、必要な情報をわかりやすく情報公開する

③ 参加

公開された情報を共有し、参加しあって取組を進めるの3つが示されているのが特徴的である。

イ) また、補助金等の関係では、「行政経営戦略プラン」の戦略方針では、補助金等が触れられていなかったところ、「第2次行政経営戦略プラン」では、市民志向・成果志向による行政活動の1つとして、効率的・効果的な行政サービスの提供が図られているが、そのなかで、補助金等の問題が触れられている。つまり、規制緩和などの新しい動きを踏まえながら、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用した事業の適切な実施が図られるのであるが、そのなかでは、アウトソーシングの推進、既設施設の利活用と公共施設のあり方の見直し、公共工事のコスト削減と環境への配慮、事務事業の見直しとともに、補助金、交付金及び負担金の見直しが課題の1つとしてあげられている。

そして、部門別行動計画としては、

- ① 地域の独自性を尊重しながら新市全体の均衡を保った補助制度を確立すること（委託・給付事務効率化委員会において、地域の独自性も、考慮しながら豊田市の見直し基準により審査を実施し、旧町村域の補助金を3年間で整理することを目標とする）
- ② 商業団体補助金の事業効果を検証し、見直すことが記されている。

エ 改訂 第2次行政経営戦略プラン（平成21年度まで）

ア) 平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省が平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行政指針」を策定し、全国の地方公共団体に通知しているが、そのなかでも、「補助金等の整理合理化」は記されている。

<p>新地方行政指針における補助金等に関する指針 <補助金等の整理合理化></p> <ol style="list-style-type: none">① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること② 周期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・削減すること
--

また、豊田市においては、平成17年4月の市町村合併や平成17年10月1日のまちづくり基本条例の施行等をなされており、そ

れらへの対応も必要となった。

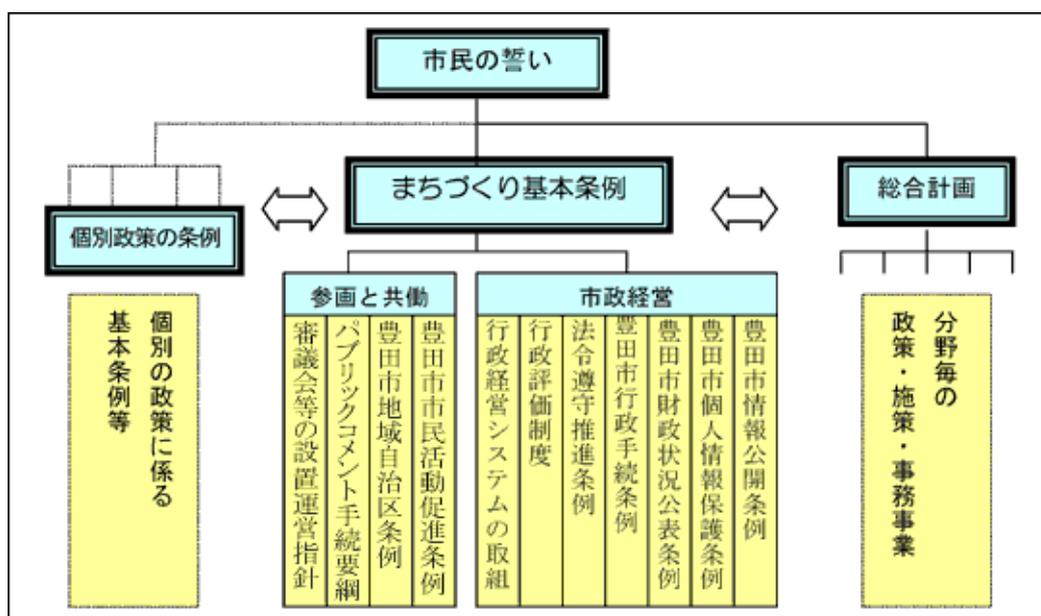
このように、上記「新地方行政指針」に対応させ、また、市町村合併、まちづくり基本条例をも踏まえたかたちで、平成18年2月20日、「改訂 第2次行政経営戦略プラン」を策定した。

なお、行政経営システムのキーワードとして、従来の「評価」「公開」「参加」のほかに、「意識改革」が加えられている。

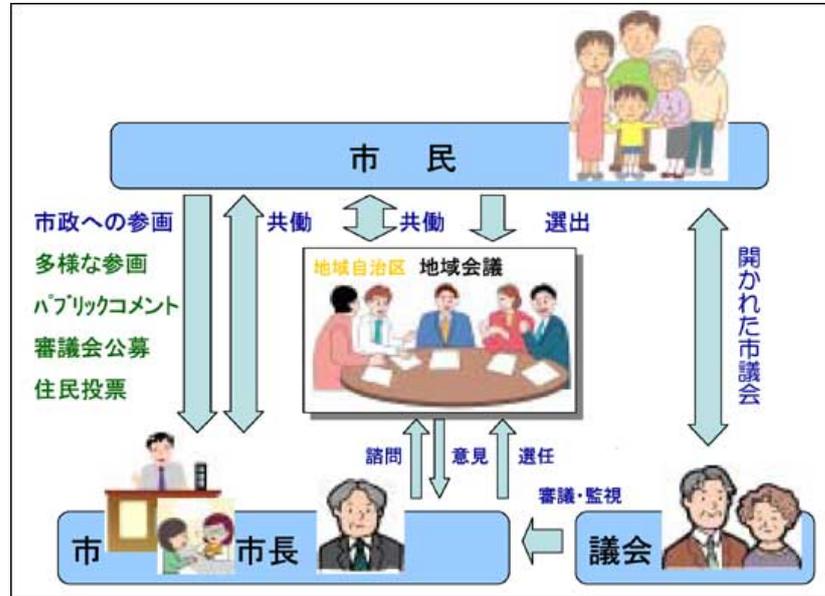
【豊田市まちづくり基本条例】

平成17年4月1日の市町村合併に際して、新市の自治のルール（市政への市民参画、都市内分権、共働の推進、市政経営の基本事項）について、市民、議会、執行機関（含む職員）で共有するため、平成17年10月1日に施行されたもので、豊田市が行政経営システムに基づき実践している市民参画の拡充をはじめとする経営の取組を裏付けるもの。

<まちづくり基本条例の位置づけ>



<まちづくり基本条例のイメージ>

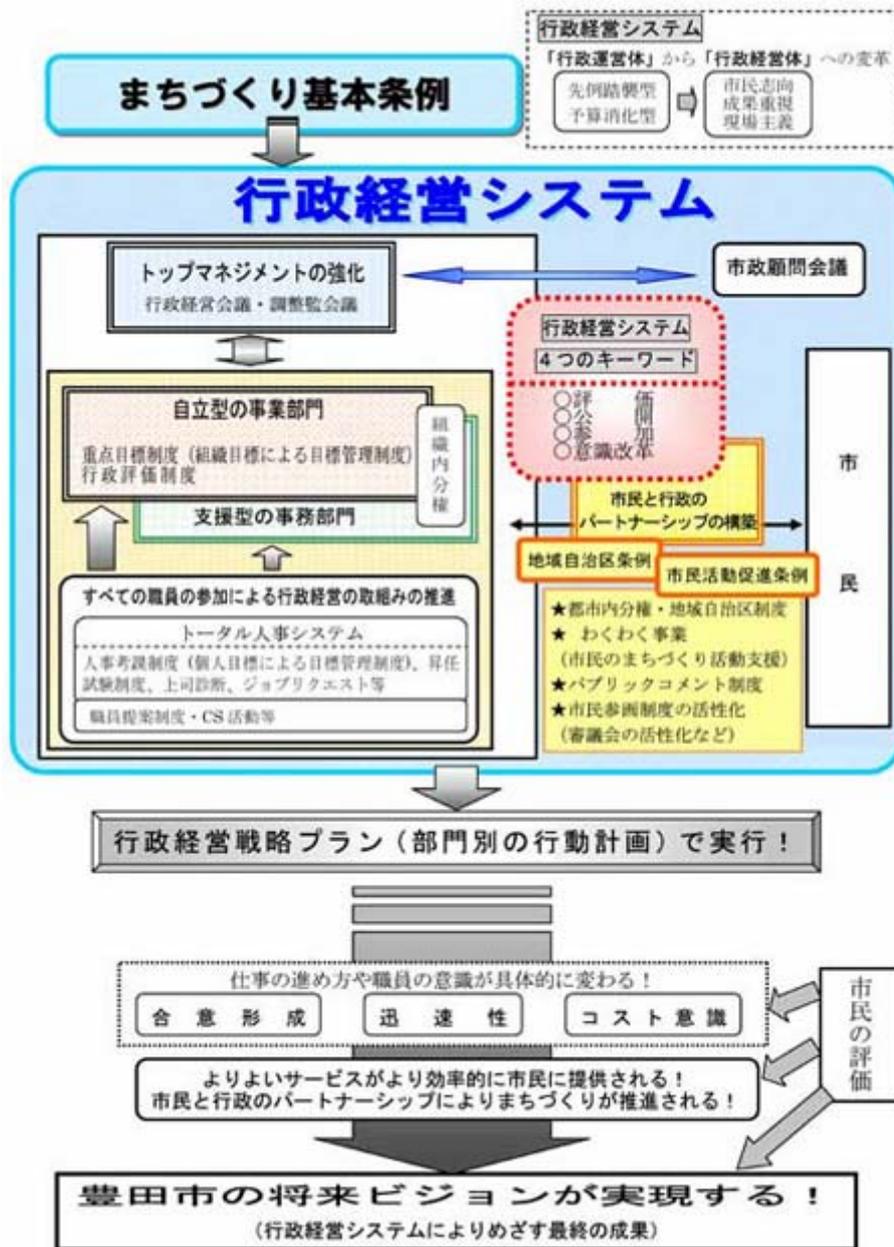


イ) 「改訂 第2次行政経営戦略プラン」においても、「自立した地方自治体の確立」と「経営的視点での行政活動の推進」に大別された「戦略方針」とそれに基づく、具体的な取り組みである「部門別行動計画」が示されている。

そして、部門別行動計画は、各部局が平成17年度から21年度までの5年間の計画をまとめており、合計294行動計画が記されている。

戦略方針のなかで、「補助金・交付金及び負担金の見直し」が掲げられているが、そこでは、新市における都市内分権の考え方を尊重した新たな補助制度の確立を目指すことが記されている。

【都市内分権】 身近な地域課題に対して、地域の住民自らが実施するなど、地域住民の意思を市政に反映するためのしくみ



そして、具体的な行動計画としては、下記内容が記されており、平成21年3月になされた「平成20年度実績・平成21年度計画の報告」は、下記のとおりである。

戦略方針	行動計画（主要な項目には目標も掲載）	部	行動年度				
			17	18	19	20	21年度
4)	補助金及び交付金、負担金の見直し						
131	地域の独自性を尊重しながら、新市全体の均衡を保った補助制度を確立します （目標） ・委託給付事務効率化委員会において、地域の独自性も考慮しながら豊田市の見直し基準により審査を実施し、旧町村域の補助金を3年間で整理	全部門 （総務部）	実施済	実施済	実施済	実施済	実施・評価
268	題の家管理運営補助事業を見直します	社会部		説明会 実施済	説明会 実施済	説明会 実施済	実施・評価
269	単位青年団事業費補助事業を見直します	子ども部		協議済	実施済		
270	福祉施設地域開放交流費補助事業を見直します	福祉保健部		検討済	調査済	実施済	
271	特別養護老人ホーム施設運営費補助事業を見直します	福祉保健部		検討済	事業 停止済		
132	商業団体補助金の事業効果を検証し、見直します	産業部	効果 測定済	効果 測定済	効果 測定済	効果 測定済	実施・評価
232	施設の運営協力交付金を見直します	産業部	実施済				
233	施設の運営負担金を見直します	産業部	実施済				
234	豊田市海外労働事情調査費補助事業を見直します	産業部	実施済				
235	豊田市土地改良事業分担金条例等を見直します	産業部	調査済	準備済	実施済		
272	商業振興調査費補助事業を見直します	産業部		実施済	実施済		
273	地場果菜出荷促進対策事業費補助事業を見直します	産業部		調査済	調査済	実施	
274	効率的・効果的な補助を実施し、市民の環境配慮行動を促進します	環境部		検討済	実施済	実施済	実施・評価

(3) 豊田市委託・給付事務効率化委員会

豊田市においては、補助金等の見直しを豊田市委託・給付事務効率化委員会で行っているため、補助金等を監査する前提として、豊田市において行われている同委員会の内容を概説する。

ア 設置目的

豊田市委託・給付事務効率化委員会においては、

- ① 市が委託（工事、製造又は物品購入にかかる委託を除く）により執行する事務事業
 - ② 市が交付する補助金
- を対象に調査、審議をおこなっている。

豊田市委託・給付事務効率化委員会規程

（設置）

第2条 市が委託（工事、製品又は物品購入にかかる委託を除く。）により執行する事務事業及び市が交付する補助金について、調査及び審議を行い、より効率的な運用をするため、豊田市委託・給付事務効率化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

イ 審議対象

豊田市委託・給付事務効率化委員会では、補助金・交付金を審議対象とするが、すべての補助金・交付金を審議対象となるものではない。

この点、総務部財政課が作成している「予算見積・予算執行節別ハンドブック」においては、次のとおり、新たに開始する事業、内容を変更する事業にかかる補助金・交付金については、本委員会に諮らなければならない旨規定しているが（委託事業についても同趣旨の記載がある）、それ以外、特に、規定はない。

ただ、運用としては、豊田市が補助事業について、サンセット方式（あらかじめ終期を設定）を採用して、その終期を事業開始から3年としており、補助金については、各補助要綱のなかで、3年での失効を規定しているため、3年毎に、豊田市委託・給付事務効率化委員会の審議対象となることになる。

そのため、同委員会の審議対象とする前提で、

- ① 新規の補助金
- ② 廃止する補助金
- ③ 継続補助金のうち、内容に変更があるもの
- ④ 継続補助金のうち、3年を経過するもの

については、財政課で審査したうえ、委員会での審議が必要と思われるものを、審議に諮ることになるが、

- ① 新規の補助金
- ② 継続補助金のうち、補助金の増額、補助範囲の拡大が認められるもの

については、必ず、委員会の審議対象とするとの運用がなされている。

予算見積・予算執行節別ハンドブック

- 新たな委託事業（工事、製造設計及び備品購入に係る委託を除く）で、委託先が外郭団体、個人及び住民団体の場合は「委託・給付事務効率化委員会」に諮らなければならない。予算措置ができない。
- 補助事業及び交付金事業のうち、新たに開始する事業、内容を変更する事業は、「委託・給付事務効率化委員会」に諮らなければならない。

財政課においては、上記基準にしたがって、補助金・交付金を審査

したうえ、本委員会の審議に諮っているが、財政課で審査するにあたっては、30頁のような「補助金・交付金評価書」を提出させている。

そして、豊田市委託・給付事務効率化委員会においては、次の見直し基準にしたがって、審査している。

補助金の見直し基準

1 廃止・不採択基準

※ 以下の中で一つでも該当した場合は、原則廃止・不採択とする。

- (1) スクラップ&ビルド
今回の新規・拡大に伴うスクラップする他事業無し
- (2) 施策への貢献度
直近5年間の指標（費用対効果）の推移が低下
- (3) 長期補助
補助期間が5年を経過
- (4) 零細補助
団体への補助の場合、1団体あたり10万円以下
- (5) その他課題事項

2 交付基準

※ 以下の視点で見直しを行い改善を図る。

- 補助目的に対して補助対象者又は補助対象経費が適正であるか？
- 類似補助制度がある場合、統合・メニュー化がされているか？
- 標準的な補助率を適用しているか？
- 補助額の上限を設定しているか？
- 補助事業の終了年度を設定しているか？
- 団体と傘下構成員への重複補助は無いのか？
- 収入の過剰がないように要綱上措置されているか？
- 市税の完納を交付条件に設定しているか？

(様式1) 補助金・交付金評価書 平成21年 月 日

区分	新規・改正(取次)	課名(コード)	
補助事業名	担当者名	担当部署	
体	実施計画	予算事業番号	
大分県		会計・款・項・目	
中分課			
小分課			
係			
係別計画	頁() 無		

目的(誰・何をどういつ実現にしたいのか)及び公益上の影響性の検証 ※改正の場合は、理由も記入

事業概要

指標	
終了指標	
補助対象者	手続(補助内容) ※改正の場合は、改正前も記入
補助率(補助額)	
上限額	
補助対象経費	
補助開始年度	補助終了(予定)年度

担 荷			
16年度	17年度	18年度	19年度
実績	実績	実績	実績
計画	計画	計画	計画
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

特定財源 なし 国(/) 県(/) その他(/)

類似補助年度 (同等の財源種別への対応状況)

補助根拠	奨励補助	法律補助	※奨励補助→廃止・不採択基準へ	法律補助→交付基準へ
その他特記事項				

(自己評価欄) (チェック欄に該当する場合は○、該当しない場合は×を付す)

今回の評価・拡大に伴い、スクラップする事業はあるか?	予算事業番号	別冊綴	千円
近5年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上しているか?	指標への貢献度(補助効果)		
補助期間が5年を経過していないか?(5年を経過していれば×を付す)	希望補助		
団体への補助の場合、1団体当たり10万円を超えているか?	費用補助		
その他特記事項			

チェック欄

チェック欄全てに○ → 暫定評価○ → 交付基準へ

チェック欄一つ以上× → 暫定評価× → 原則廃止・不採択(以下廃止等)

廃止等が可能か } 可能な場合、廃止等
 不可の場合、影響・理由欄 → 交付基準へ

廃止等しに理由の場合の影響及び廃止等できない理由

①補助目的に対して補助対象又は補助対象事業が廃止されるか?	自主し事項	チェック欄
②補助対象となる事業が廃止されるか?	住民サービスに関する活動に対する補助	2/3
③補助率の削減による影響があるか?	住民の地域活動に対する補助	1/2
④補助率の削減による影響があるか?	住民の事業活動等に対する補助	1/3
⑤補助率の削減による影響があるか?		
⑥補助事業の終了年度を特定しているか?		
⑦追加の交付がないように要綱上措置されているか?		
⑧交付の廃止を交付条件に設定しているか?		
⑨その他特記事項(例：担当事業への影響の調査、また、関係外部関係者からの意見)		

自主し事項に該当する改善案又は異議を呈してきている理由(×の番号別に記入)

【委員会記入欄】 報告書 () 議案 () 議決案 () 議決案 () 議決案 ()

委員会の特記事項(評価が②③の場合は、その理由を記入)

①不渡当 ②不渡当 (縮小、終期設定他) ③不渡当

【財政課記入欄】 ①不渡当 ②不渡当 (縮小、終期設定他) ③不渡当 ④不渡当 ⑤不渡当

ウ 委員会構成

ア) 以上のとおり，豊田市委託・給付事務効率化委員会においては，新規補助金・交付金のほか，3年毎を経過したり，内容に変更がある補助金・交付金についての見直しをしたりしており，補助金・交付金の見直しに関して重要な役割を担っているところであるが，その委員構成については，豊田市委託・給付事務効率化委員会規程に定めがある。

豊田市委託・給付事務効率化委員会規程

(組織)

第3条 委員会は，市長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長は，委員の互選によって定め，副会長は，会長が委員の中から選任する。
- 4 会長は，会務を総理し，会議の議長となる。
- 5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を行う。

イ) この規定によれば，委員会の構成委員については，特に限定はなく，市職員（内部委員）に限定されるものではなく，内部委員，外部委員を全く問わないものとなっている。

しかし，現実には，現在の委員会の構成員全員が市職員であって，平成13年度以降の委員会では，市職員以外の委員の選任は全くなされていないとのことである。

なお，財政課が事務局になっており，財政課以外の委員としては，次の者となっている。

	部 名	課 名	職 位
平成 20 年度	総合企画部	企画課	係長
	総務部	人事課	係長
	市民部	納税課	副主幹
	産業部	農地整備課	副主幹
	上下水道局	下水道総務課	副主幹
平成 21 年度	経営政策本部		係長
	総合企画部	企画課	係長
	総務部	人事課	係長
	社会部	自治振興課	係長

子ども部	次世代育成課	副主幹
消防本部	庶務課	消防司令(1日目) 消防司令長(2日目)
教育委員会	文化振興課	係長

ウ) その理由としては、

- ① 補助事業の分野が広範・多岐にわたり、国・県の施策が背景にあり、連動している場合も多いこと
- ② 事業の必要性も、公共団体の置かれた社会的・地理的条件により大きく異なること

等から、事業の背景にある複雑な事情を理解し、さらに議会を含めた公共団体運営の仕組みを理解した上での「公共性・公益性」の判断が必要になるため、すべて、市の職員（内部委員）のみで構成しており、外部委員の選任をしていないとのことである。

エ) しかし、豊田市委託・給付事務効率化委員会が出された判断にしても、最終判断ではなく、政策的判断を伴うような事業については、現在でも、行政経営会議で新たに補助金交付が認められるなど、別の判断がなされることもないわけではなく、予算査定の場での協議によって、異なる判断がなされることもある。

つまり、本委員会においては、様々な課の職員によって、委員が構成されることによって、担当課とは違った立場からの意見が出され、検討協議がなされるものと思われるが、市の組織に加わらない者の視点による意見が委員会のなかで出される意義は高く、市民の市政参加につながるものといえる。

平成21年度は、国の予算についても、事業仕分けがなされており、その手法に対する評価も様々ではあるが、少なくとも、多くの事業に対する予算が多く国民の関心をよび、また、その委員会においても、民間の視点にたった意見が出されていたのは事実である。

最初から、市民に理解してもらうのは難しいという立場から、市民が委員会に加わることを排除するのではなく、本委員会の位置づけが最終判断の場でないことの理解をしてもらったうえで、外部委員を導入することは、大変意義のあることと考える。

オ) この点、平成14年度の包括外部監査報告書においても、「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のなかで、補助金等の外部審査の導入が必要であるとして、第三者委員会の設置等が提案されている。

補助金等の見直しについては、改めて、意見等を付するが、豊田市委託・給付事務効率化委員会のあり方としても、市職員（ないし市OB職員）以外である外部委員の導入が望ましいとの意見を付するものである。

【意見】

豊田市委託・給付事務効率化委員会の委員のうちの一定数については、外部委員（市職員ないし市OB職員以外の者）を選任すべきである。

第2 負担金、補助及び交付金の問題(総論)

1 意義

(1) はじめに

負担金、補助金及び交付金の内容については、前記第1の1においても、触れたところであるが、本項では、補助金を中心に、各々の関係について、検討する。

(2) 補助金、交付金、負担金の区別の必要性

ア 補助金、交付金及び負担金（以下、補助金等という）は、いずれも、歳出科目のうえでは、19節「負担金、補助及び交付金」に含まれるものであるが、その性質が異なるものであり、実際の市内部における手続や規制の面でも取扱いが異にされている。

なお、国における補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（いわゆる「補助金等適正化法」）が制定されており、同法律では、第2条において、下記のような定義規定があるため、同法では同一の規律に服することになり、補助金、負担金の区別が特別な意味をもたないことになるが、地方財政法上では、国が地方公共団体に交付する負担金と補助金とで異なる扱いがなされているため、その区別は重要な意味をもっている。

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 (以下、略)

イ 法律上の根拠

補助金については、下記のとおり、地方自治法上に、根拠規定がある。

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

これに対し、交付金、負担金については、地方自治法には、監査委員の職務権限を定めた規定のなかに、補助金等とともに、その文言があるのみであり、それ以外にも地方自治法施行規則の歳出予算の「節」に関する規定に記載があるのみであって、いずれにしても、その支出に関する地方自治法上の根拠規定はない。

地方自治法

第199条

・・・(略)・・・

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。・・・(略)・・・

8 (以下、略)

地方自治法施行規則

第15条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

・・・・・・

(別表)

節 19 負担金、補助及び交付金

ウ 運用

ア) 豊田市での準則等

補助金を地方公共団体が支出するにあたっては、規則、要綱、規程等を作成し、手続を明確にすることによって地方公共団体の公金の支出がズサンになるのを防いでいるのが普通であるし、そのことが望まれるとされる（〔6訂〕地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）

292頁)。

実際、豊田市においても、補助金については、豊田市補助金等交付規則にて基本的事項を定め、各補助要綱にて詳細を定めている。そして、交付金においても、豊田市補助金等交付規則のなかで、補助金等に含めて考えられている。

一方、負担金については、その内容がさまざまなこともあるが、統一的な規定はない。しかも、負担金の支出には、市と支出先との協定書の締結がなされているが、そこで記されているのは、一般に、対象事業内容、事業期間、負担金額、負担金の精算に関する規定のほか、事業実績及び決算報告事業の提出義務が規定されている程度である。

【要綱】

一般的には、職員が事務処理を進めていく上での 指針・基準を定めるものであり、言わば行政機関の内部規程的性格を持つもの

イ) 委託・給付事務効率化委員会

前記28頁のとおり、補助金及び交付金のうち、

- ① 新規のもの
- ② 改正するもの(補助金額ないしは補助対象の拡大)
- ③ 3年を経過するもの
- ④ 廃止するもの

については、予算査定がなされる前の段階で、「より効率的な運用を確保するため」、複数の部局の職員が委員として加わる委託・給付事務効率化委員会において、調査及び審議がなされる。そして、その審議においては、補助金・交付金評価書が添付されており、同審議の判断基準となるべく「見直し基準」が決められている。

それに対し、負担金は、委託・給付事務効率化委員会の審議対象となっていない。この点について、市は、負担金の支出については、「市が関与する範囲を明確にしたうえで、個別判断をしている」ことから、同委員会で審議する必要性は乏しく、また、「毎年の協定に基づくものであって、継続的なものでない」ことから、3年経過で見直しを予定している同委員会の対象とはしていない。

ウ) 市民への公表

補助金・交付金については、ホームページの「豊田市が交付する補助金等実績一覧」において、「担当部課」「補助金名(補助率)」

「交付先」「件数」「交付額(円)」が一覧表の形で掲載されている。

一方、負担金については、ホームページで個別に紹介されているものはあるが、一覧表の形では掲載していない。なお、当該負担金が予算事業として独立しているものについては、予算説明書、予算執行実績報告書に記載されており、市民への公表がなされているとするが、実際に、予算説明書、予算執行実績報告書を市民が見る機会はほとんどなく、市民への公表としては、極めて形式的なものである。

エ 補助金、交付金、負担金の相違点

以上のとおり、地方自治法上の規定では、補助金のみがその根拠規定が存在し、豊田市の運用では、交付金は補助金とほぼ同様な運用がなされているのに対し、負担金の運用は全く異なるものである。

負担金については、

- ① 補助金・交付金のような統一的な規定がないこと
- ② 豊田市委託・給付事務効率化委員会の審議対象になっていないこと
- ③ 市民への公表が十分でないこと

等から、負担金に関する規制は、補助金・交付金より不十分なものとなっているといわざるをえない。

したがって、補助金、交付金、負担金が本当に内容的に異なるものであれば、それぞれに必要な判断基準を考える必要があるとともに、現時点の豊田市での扱いが、補助金・交付金と、負担金で異なる以上、その範囲も明確にしておく必要があるといえる。

(3) 補助金、交付金、負担金の区別

補助金、交付金及び負担金の定義については、前記第2の1にも記載しているが、各々の内容を改めて、検討する。

ア 補助金

ア) 定義

豊田市の予算見積・予算執行節別ハンドブックでは、「特定の事業、研究等を育成、助長するため法令等の規定に基づき交付するもの、又は特定の事業、研究等に対して地方公共団体が公益上必要と認めた場合に交付する経費である。」と定義している。

イ) 分類

法律補助、予算補助

支出根拠によって、法令等に基づくものと、それ以外のもの、つまり、予算措置によって行われるもの

事業補助、運営費補助

ある特定の事業に対して交付されるものと、公益的な事業を行う団体に対して交付されるもの

定額補助・定率補助

補助対象に対して、決まった金額を補助するものと、補助対象の一定割合を交付するもの

直接補助、間接補助

補助金は、地方公共団体が独自の判断によって支出するものと、国の施策に基づき（市町村の場合には、都道府県の施策に基づいて行う場合もある）、国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助するもの

工事等補助金、一般補助金

豊田市では、補助金について、細節で、その用途によって、工事等補助金と一般補助金に分けている。

ウ) 負担金、交付金との区別

負担金との違いは、補助金は、負担金のように市町村の受益に対する対価として支出するものではなく、補助金の対象となる者やその者が実施している事業等を金銭的に援助することが、公益上必要であるということから支出するものである。

交付金との違いは、交付金が一定の事務処理の報償金として一方的に交付されるものであって、用途の特定があまりなされないのに対し、補助金については、用途が特定されているものである。

イ 交付金

豊田市の予算見積・予算執行節別ハンドブックでは、「法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出する経費」と定義している。

ウ 負担金

豊田市の予算見積・予算執行節別ハンドブックでは、「法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費」と定義している。つまり、

法令に基づく義務的負担と、地方公共団体が相手方と協議して合意した条件のもとで負担する任意的負担がある。

より説明を加えれば、負担金にはいろいろなものが含まれているため、その定義は難しいといえるが、

- ① 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合
- ② 一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合（国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にみられる相互の負担関係）
- ③ 任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合

があるとされる。（〔6訂〕地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）289～300頁参照）

なお、豊田市では、細節において、研修年会費等負担金と一部事務組合負担金、工事等負担金に分かれる。

(4) 委託料と補助金等との関係

ア 委託と補助金等とは、歳出科目においても、負担金、補助及び交付金が19節であるのに対し、委託料は、13節であって、科目が異なることになる。

ただ、次の文献からの引用にみるように、委託料と補助金等との境界は、かなり微妙なものといえる。

委託と負担金、補助及び交付金

問 委託料と負担金、補助及び交付金について（例えば、ある地区においては、ゴミの収集処分を地区の住民が自発的に行っており、他の地区においては業者に委託していると仮定すると、その費用を市が負担するとすれば、前者は補助金から、後者は委託料から支出される。同じ事業でこのように支出科目が異なることの適否について）

答 一般的にいえば、事業の仕方により支出科目が異なることはあり得る。

.....

設問の委託料とは地方公共団体の事務事業、調査、研究等を他に委託しその

成果を得る場合に支出するものである。一方、負担金は、法令又は契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費であり、補助金は、特定の事業移行又は研究を助成するために法令に基づいて交付する場合と、特定の事業又は研究が公益上必要がある場合にこれらを助成するために交付する経費であり、交付金は、事務処理の報償として一方的に支出し交付されるものである。要は、事務の態様に応じて、ケースバイケースで判断せざるを得ない。

[6訂] 地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）247～248頁

しかも、「（政府の）随意契約の見直しの動きのなかで、随意契約の制限を受けることを嫌って補助金方式に移行させる動きがでることも予想される。」（公的資金助成法精義・碓井光明著（信山社）15頁）との考え方もある。

そのため、補助金等と委託料の関係を検討しておく必要がある。

イ 意義

委託料とは、「地方公共団体の事務、事業、調査及び試験研究等につき、当該団体が直接実施するよりは、他の者に委託して実施させた方が効率的なものについて、私法上の委託契約を結び支払う経費」（予算見積・予算執行節別ハンドブック）をいう。すなわち、特殊の技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といった事務事業を委託することに対して、支払われる対価といえる。

つまり、委託の対象は、もともと、市が行うべき事業である点で、補助金・交付金とは異なるのであり、また、事業主体が第三者となっている点で、直営とは違うのである。

ただ、負担金のなかには、前記のとおり、地方公共団体が、各種団体の構成員となって事業を遂行する場合があります。補助金・交付金と委託料のように、市の行うべき事業か否かで、この種の負担金と委託料を区別することはできず、市がどのように関与するかによって区分すべきものと思われる。つまり、市が行うべき事業について、市が完全に事業主体となる場合には「直営」で、完全に第三者が事業主体になる場合には「委託」で行うことになり、市が一定割合で関与している場合に支払われるものが「負担金」といえる。

ウ 注意点

前記のとおり、「補助金・交付金」と「委託料」は、いずれも第三

者が事業主体となるのであるが、本来は、市が行うべき事業か否かという基準によって、市が行うべき事業については「委託」、市が行うべき事業でないものは「補助金・交付金」であると考えられるものである。ただ、市の事業範囲自体が、時代によっても、自治体の財政的規模、政策によっても、異なってくるものである以上、市の事業範囲だけをメルクマールとして「補助金・交付金」と「委託料」を区別することはできず、市の事業範囲内か否かという基準は、絶対的な基準とはいいがたく、基準として、明確なものとはまではいえないと思われる。

(5) 問題点

ア 豊田市の場合、補助金・交付金は、補助金等交付規則の対象になっており、個別の補助金・交付金については、要綱に定めている。そして、新規のもの、3年経過するものなどについては、補助金・交付金ともに、豊田市委託・給付事務効率化委員会の審議にも付されることになっている。

これに対し、委託料については、豊田市委託・給付事務効率化委員会との関係では、委託先が外郭団体、個人及び住民団体の場合（ただし、工事・製造設計及び備品購入に係る委託を除く。）、補助金・交付金と同じ規律に服することとなっている。つまり、委託については、もともと、入札手続等によって、競争原理を働かせ、そのなかで、委託契約を締結していくものであるが、その競争原理が働きにくいものについては、上記のとおり、補助金・交付金と同様に、豊田市委託・給付事務効率化委員会の審議に付することになっている。

そして、委託契約の場合、一定金額以上の契約・契約変更については、個別に議会での議決を必要としており、その必要性の判断も議会の場で行われているといえる。

これに対し、補助金・交付金については、特定の団体、事業に対して交付されるものであって、その性質上、競争原理とはあまりなじまないもののようにも思われるが、前記のとおり、委託との区別は、本来、市が行うべき事業か否かによって区別されるとはいえ、市の事業範囲自体、政策、財政規模等によって変わってくるものであって、必ずしも固定しているものではない。そのため、本来は、事業範囲内か否かで区別されるべきものではあるが、補助金・交付金の効果の違い、手続の違い等を考慮し、どちらが効率的であるかをも判断材料とすべき部分もあると思われる。

【意見】

[1] 補助金・交付金についても、一定金額を超えるものは、その必要性を含め、個別に議会で資料を付して、予算審議の前提として、協議を経るべきものとする。

具体的には、交付している事業補助金の額が一定金額を超えるもの、また、運営費補助、事業補助を含め、補助金交付先の団体に対する補助金合計額が一定の金額を超える団体に係るものについては、個別の資料を提供し、予算審議の前提問題として、個別協議を行うべきである。

[2] 補助金・交付金の交付対象となっている事業や、交付対象となっている団体が行っている事業についても、民間で行うことが可能なものについては、その効率性・有効性を比較検討すべきであって、その結果、市場性が高いものについては、民間委託の方向に進むのが望ましく、補助金・交付金の対象とするかの必要性を慎重に検討すべきである。

なお、民間委託が可能であることによって、外郭団体（協会公社）等を存続させる意義がなくなる場合には、その廃止も検討すべきであるが、これに伴って、その団体職員雇用の問題もないわけではない。特に、市が行う事業のスリム化を図るなかで、積極的に外郭団体（協会公社）等を設立して、公益的事業を外郭団体（協会公社）等に委ねてきた市の判断が問題とされる場面もあるかとは思われるが、それは、一定期間の猶予のもと、体質改善が進まない場合には、団体職員雇用の問題が生じたとしても止むを得ないものと思われる。

イ 一方、負担金についても、受益の対価性の捉え方によって、補助金との境界が明確でない場合があるにもかかわらず、補助金・交付金のように、補助金等交付金規則のような規律はなく、個別の協定書にその内容が委ねられており、また、委託・給付事務効率化委員会の審議も全く経ないものである。そして、委託との関係でも、市の関与する程度によって、いずれかに決まる場合もあって、その境界も必ずしも明確でない。

【意見】

[1] 負担金についても、年会費、研修費等、金額が高額でないものもあるため、すべての負担金について、補助金・交付金と同様の規律に服することはできないと考えられるが、一定の金額を超える負担金

については、少なくとも、補助金・交付金と同様な手続を経るべきである。そのため、負担金についても、いわゆる「補助金等交付規則」の対象に含めている自治体もある。

そして、委託料との境界線も微妙であることも考えれば、一定金額を超える負担金については、委託・給付事務効率化委員会の審議を経るべきものとする。

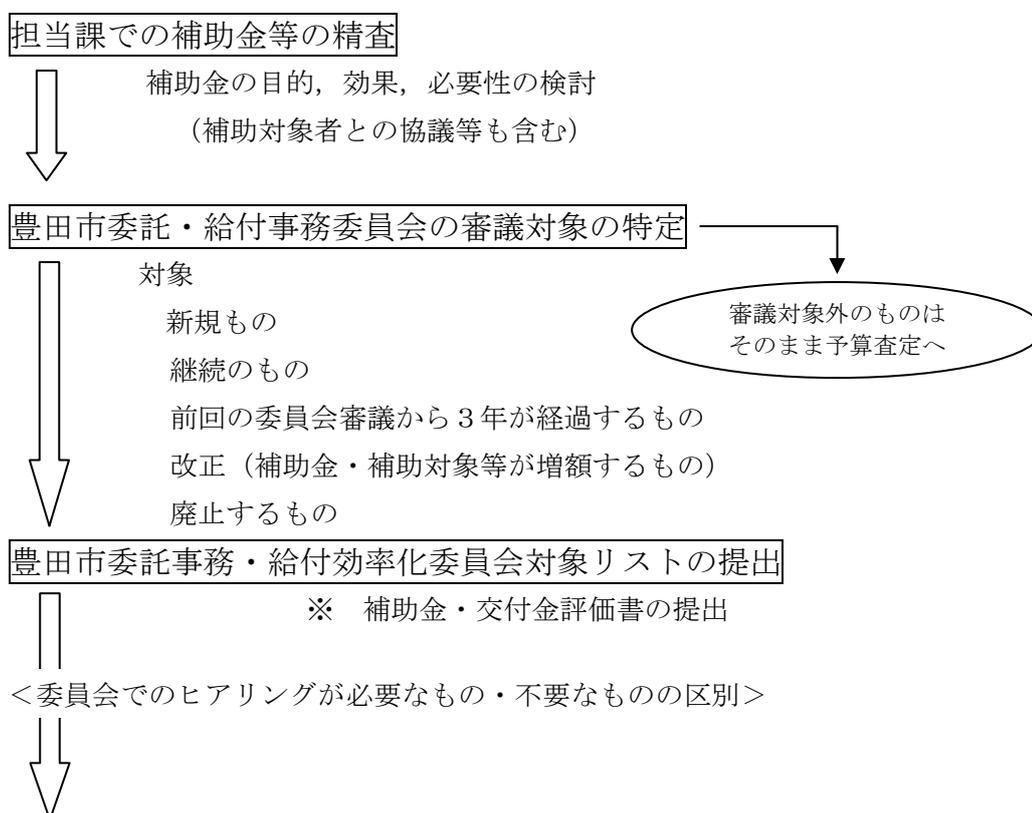
[2] 従前、イベント事業等について、協議会等を設置し、負担金を支払う形態も間々見受けられたが、民間への委託が可能かどうか、検討したうえで、市の事業へのかかわり方を考えるべきである。

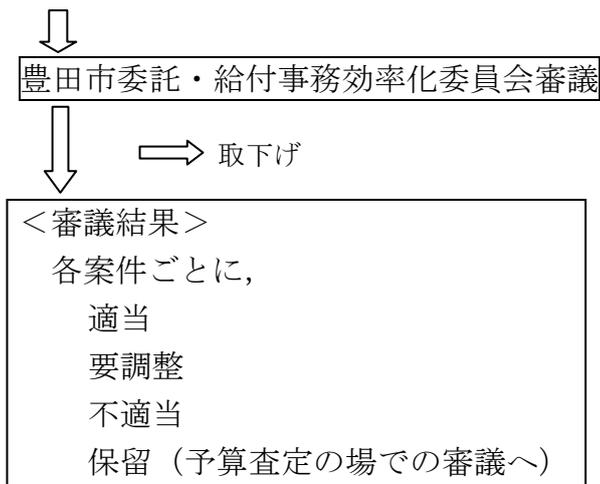
2 補助金等交付までの流れ

補助金、交付金の交付までの流れは概ね次のとおりである。

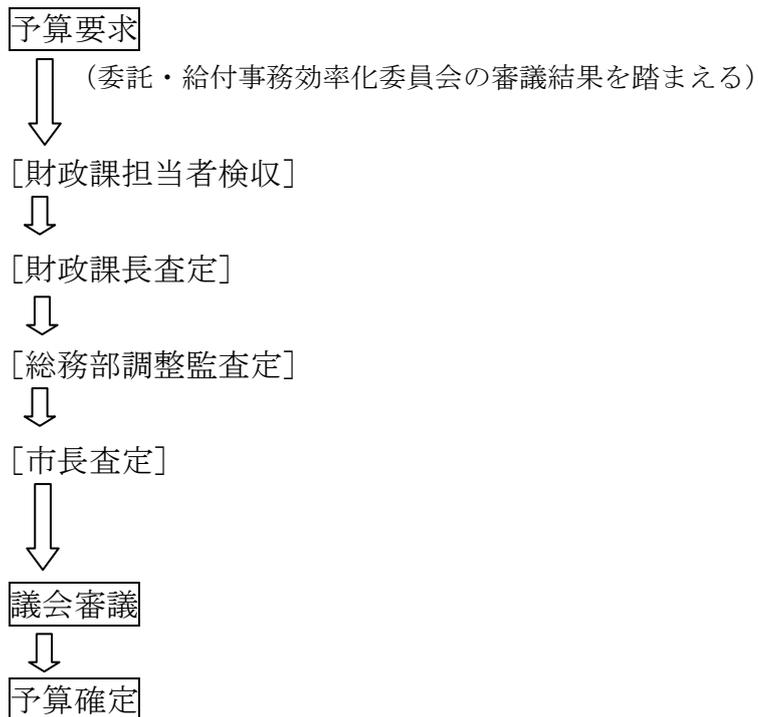
なお、豊田市委託・給付事務効率化委員会については、「豊田市委託・給付事務効率化委員会規程」、補助金等の交付手続については、「豊田市補助金等交付規則」に定めがある。

<豊田市委託給付事務効率化委員会での審議>





<予算査定>



<補助金の交付（予算執行）>

「豊田市補助金等交付規則」等による

補助金等交付申請（規則 § 4）

補助金交付申請書に事業計画及び予算書を添付して提出



補助金等交付決定（規則 § 5）

目的達成のために条件を付することもできる



補助事業者等への通知（規則 § 5）

補助金等交付決定通知書により補助事業者等に通知



（事業の遂行）



補助金等の概算払・前金払（規則 § 11②）

特に必要な場合、補助事業の完了等の前に
行うことができる



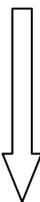
事業完了



実績報告（規則 § 10）

補助事業等実績報告書の提出

補助事業等が完了（廃止及び中止を含む）したときは、その日から起算して
30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い時期までに提出



額の確定及び交付（規則 § 11①）

補助事業等実績報告書の内容を審査

<取下げ，変更>

※ 交付申請の取下げ（規則 § 6）

決定通知を受けた後にも、15日以内に取り下げることができる

※ 計画変更（規則 § 8①）変更決定（規則 § 8②， § 9）

補助事業等の計画変更（廃止及び中止を含む）をする場合には、補助事業等計画変更承認申請書を提出し、補助金等変更決定通知書により、補助事業者等に通知

3 豊田市が示す補助金交付にあたっての注意点

豊田市においては、予算・要求に関する注意点をハンドブックにまとめるなどしているため、その内容を紹介する。

(1) 予算要求基準

豊田市においては、最新の当初予算要求基準（平成22年度）において、補助金等について、次のとおり記載している。

[補助金及び交付金]

新規又は拡充する補助金については、「委託・給付事務効率化委員会」で認められたもののみ要求してください。

既存の補助制度についても（特に旅費・消耗品・食料費・印刷製本費・備品などに対して補助等行っている場合など）、「ゼロゼロ☆大作戦」をベースに補助対象経費の見直しを行ってください。

[負担金]

事業負担金は、公費の執行であることを十分認識し、当該事業の経理状況をしっかり把握し、負担する目的・経費を明確にして、説明責任が十分果たせる適切な要求をしてください。

(2) 予算見積・予算執行節別ハンドブック

豊田市においては、予算見積・予算執行節別ハンドブックの「予算執行時の注意点」「予算要求時の注意点」のなかでも様々な注意点が記されているが、そのなかに、次のような記載がある。

[一般補助金] [工事等補助金]

(1) 予算要求時の注意点

補助対象事業費・対象数が変動する事業については、過去の実績、今後の動向を的確に把握し、対象経費・対象数の根拠を明確にして、必要最小限の予算要求にとどめること。

公社協会等に対するインセンティブ制度により、「協会公社等公益目的事業支援補助金」を計上する場合は、人事課が示す別の通知を参照すること。

(2) 予算執行時の注意点

市単独補助金等は、目的・効果を十分検討し、効果の希薄なものは整理統合等の措置を講ずること、また、補助基準のアップ等については、将来の財政負担とならないよう慎重に対処すること。

【研修年会費等負担金】

(1) 予算要求時の注意点

・負担金の目的，効果，公平性を強く意識し，負担金の使途を確認できるような体制を確立した上で，予算要求すること。

事業負担金については，負担金として支出する対象を明確にし，食糧費や懇親会など不適切な経費への充当が内容十分配慮すること。また当該事業の経理の把握に努め，余剰金が生じている事業にはそれを加味した適切な積算を行うこと。

・包括外部監査の指摘事項にもあるが，負担金，補助金の区分が妥当でないものが見受けられるので，前年度を安易に踏襲せず，内容を精査して適正な科目で計上すること。

(2) 予算執行時の注意点

・実質，市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合，原則として負担金ではなく市の直接予算で計上すること。

・事業負担金については，予算執行伺の財政課合議のうえ協定書等を締結して執行すること。

・剰余金の取扱いは，継続的事业等の負担金の場合は恣意に繰り越さず，原則現年度精算とし，単年度のみ負担金は必ず現年度精算すること。

【一部事務組合負担金】

・予算要求に際して担当課は，必ず一部事務組合と事前に調整し，削減方針が達成されていることを確認した上で計上すること。

積算の根拠となる明細資料を必ず添付すること。

4 補助金の問題 ～補助金交付要件～

「人件費補助金」「補助金等の交付団体」「協議会方式」の問題については，別途検討するため，ここでは，それ以外の補助金等の一般的問題について，論ずる。

(1) はじめに

補助金については，地方自治法で，次のとおり規定されている。

第232条の2 普通地方公共団体は，その公益上必要がある場合においては，寄附又は補助をすることができる。

つまり，補助金は，「公益上の必要性」が認められる場合に限り，交付できることになる。

なお，補助金の交付に関しては，憲法第89条との関係が問題とされる。この点，前段によって禁止される行為は，宗教とのかかわり合いが社会・文化的諸条件に照らし，相当とされる限度を超えるものに限られ，

その目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉などになるようなものとされる。一方、後段の「公の支配」に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対する助成については、比較的緩やかに考えられており、助成対象の事業が公の利益に沿わないこととなった場合に、それを是正する方法が確保され、公の財産が濫費されることを防ぐことができればよいとされている。（「自治体行政の執行と監視」163～164頁参照 橋本勇著・ぎょうせい）

憲法第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(2) 補助金交付の要件に関する裁判例

補助金交付の要件である「公益上の必要性」については、裁判例でも要件が示されているものが数多くある。

そして、最高裁判所においても、

- ① 町が公の施設を存続させるため、その管理・運営を委託している権利能力なき社団の赤字を補填するために補助金を交付したことが、公益上の必要性を欠くとはいえないとされた事例（最高裁平成17年10月28日第二小法廷判決）
- ② 市が主導して設立した、海上運行等を目的とする第三セクターに対し、その経営破綻後（運行停止後）に、その債務整理のために補助金を交付したことについて、市長の判断に裁量権濫用の違法があるとはいえないとされた事例（最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決）
- ③ 県が県議会議員の職にあった者を会員とする元県議会議員会の事業を補助するために行った補助金の支出が公益上の必要性の判断に関する県の裁量権の範囲を逸脱し違法とされた事例（最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決）

等がある。

上記裁判例のうち、①②の判決は、地方公共団体と密接な関連を有する団体の窮状に対して補助金が交付されたものについての判決であるのに対し、③の判決は、元県議会議員会の事業に対し、要綱に基づいて、毎年補助金を交付している例であり、その点で、本監査の対象とする補助金と同様の性質をもつものである。そのため、以下、③の判決を紹介するとともに、公益性の要件を具体的に例示している②の判決（及び原審判決）や、その他、興味深い下級審判決を紹介する。

最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決

本件各補助金の対象となった事実は、いずれも被上告人元議員会の会員を対象とした内部的な行事等であって、住民の福祉に直接役立つものではなく、その事業それ自体に公益性を認めることはできない。また、前記事実関係によれば、本件各補助金の交付の趣旨は、県議会議員の職にあった者の功労に報いることと、その者らに引き続き県政の発展に寄与してもらうことにあるといえることができるが、県議会議員の職にあった者も、その職を退いた後は、もはや県民を代表する立場にはないのであるから、上記の趣旨により被上告人元議員会の内部的な事業に要する経費を補助するとしても、県議会議員の職にあった者に対する礼遇として社会通念上是認し得る限度を超えて補助金を交付することは許されないといふべきである。ところが、本件各補助金の交付は、その金額が、・・・県議会議員の職にあった者に対する礼遇として社会通念上是認し得る限度を超えるものといわざるを得ない。そうすると、本件各補助金の交付につき地方自治法232条の2の「公益上必要がある場合」に当たるものと認めた県としての判断は裁量権の範囲を逸脱したものであって、本件各補助金の支出は全体として違法といふべきである。

最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決

このような本件事業の目的、市と本件事業とのかかわりの程度、上記連帯保証がされた経緯、本件第2補助金の趣旨、市の財政状況等に加え、上告人（引用注：当時の市長）は本件第2補助金の支出について市議会に説明し、本件第2補助金に係る予算案は、市議会において特にその支出の当否が審議された上で可決されたものであること、本件第2補助金の支出は上告人その他の本件事業の関係者に対し本件事業の清算とはかかわりのない不正な利益をもたらすものとはうかがわれないことに照らすと、上告人が本件第2補助金を支出したことにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断ずべき程度に不合理なものであるといふことはできないから、本件第2補助金の支出は、地方自治法232条の2に違反し違法なものであるといふことはできない。

広島高裁平成13年5月23日判決

上記最高裁平成17年11月10日判決の原審で、合計8億4500万円の補助金交付の違法性が争われ、一部補助金交付を違法と認定したもの（なお、一審の山口地裁平成10年6月9日判決においては、すべての補助金交付を違法と判断した）

地方公共団体の長が特定の事情について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金の交付の

目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。

・・・第2補助金の交付に係る控訴人の財務会計行為は、地方自治法232条の2に違反し、法令上これを違法と評価すべきものといわざるを得ず、市議会において右補助金の支出に係る補正予算案が採択されたといつて、当該財務会計行為の違法性が阻却されるものではない（最高裁昭和37年3月7日大法廷判決・民集16巻445頁参照）。

【参考判例】最高裁昭和37年3月7日大法廷判決

長その他の職員の公金の支出等は、一方において議会の議決に基くことを要するとともに、他面法令の規定に従わなければならないのは勿論であり、議会の議決があったからというて、法令上違法な支出が適法な支出となる理由はない。

神戸地裁昭和62年9月28日

いわゆる部落会報運動をめぐって運動方針を異にする2つの集団の間で対立抗争があった中で、町がその一方当事者である集団に対する資金援助の目的で補助金の支出をしたことが、公益上の必要性を欠き違法であるとされた事例

普通地方公共団体が特定の事業活動の経費を補助することが公益上必要であるか否かは、右事業活動が果たすべき公益目的の内容、右目的が普通地方公共団体の財政上の余裕の程度との関連において、どの程度の重要性和緊急性を有するものであるか、右経費補助が公益目的の実現に適切（合目的性）かつ有効（有効性）な効果を期待できるか、他の用途に流用される危険がないか、構成、公平など他の行政目的を阻害し、行政全体の均衡を損なうことがないかなど諸般の事情を総合して判断すべきであり、そのうえで公益上必要な場合に該当する事実がなく、又は右認定が全く条理を欠く場合には、右補助金の支出は違法である。

そしてさらに、補助金支出が、目的違反、動機的不正、平等原則、比例原則違反など裁量権の濫用・逸脱となるときには、右補助金支出は違法といわなければならない。

宮崎地裁平成15年3月24日判決

主力銀行の融資停止を受け経済的苦境に陥ったリゾート施設（シーガイア）の運営会社の救済等を目的として県がした補助金の支出が違法かが争われ、裁量権の逸脱又は裁量権の濫用があったと認めることはできないとした事例

(1) この要件（引用注：地方自治法232条の2の「公益性の必要」の要件）の存否については、当該地方公共団体の長が、当該地方公共団体をめぐる社会的経済的状况と補助を行った場合の効果など諸般の事情を総合的に考慮し、個々の事案に即

して認定すべきものであり、したがって、その認定には相応の裁量があると解され、その判断が著しく不合理で、裁量権を逸脱し、又は濫用するものであると認められる場合にのみ違法となるものと解するのが相当である。

(2) もっとも、寄付金又は補助金の交付が税金を財源とする公金の支出であることからすれば、地方公共団体の長がする公益性の認定は、全くの自由裁量行為ではなく、考慮されるべき諸事情に照らして客観的に合理性が存在することが必要であり、①補助事業が、行政目的に合致すること、すなわち当該地方公共団体住民の福祉の向上を目的とすること（合目的性）、②補助事業をすることにより、当該地方公共団体住民の福祉が向上する効果が生じ、補助事業をしなければ同効果は生じないという関係にあること（有効性、必要性）、③補助事業の対象者とそうでない者との間の公平を失しないこと（公平性）、④補助事業の実施にあたり、手続的な違法がないこと（手続の適法性）、⑤当該地方公共団体の財政運営上支障がないこと（財政運営上の相当性）等の観点から、当該寄附又は補助をめぐる諸事情に照らして、客観的に合理性が認められない場合には、当該認定は、裁量権の逸脱又は濫用として、違法となると解すべきである。

(3) 補助金等交付の要件に関する考え方

以上のような裁判例を参考にして、補助金等交付を監査するにあたっての要件としては、概ね、下記のようなものが考えられる。

ただ、これらは、あくまで、一般的な要件にすぎず、補助金のなかにも、

① 事業費補助

特定あるいは不特定の団体に対し、その事業に対して補助金を交付するもの

② 団体運営費補助

特定団体の運営費に対して補助するものである（上記事業費補助のうち、特定団体の特定事業に対して補助がなされるものもあるが、あくまで、補助対象が団体の運営費か、事業であるかによって区別できる）

③ 個人への補助

市の施策実現のために、一定の要件を具備する者に対して補助金を交付するもの

など性格の異なる補助金があるため、それぞれで、異なった視点が必要な場合もある。なお、以下、補助金として検討するが、基本的に、交付金・負担金を監査する場合も同様である。

記

- 〈1〉 補助金交付の根拠規定
- 〈2〉 公益性の必要性
 - ① 補助金交付の目的・趣旨
 - ② 補助対象の事業（ないし補助対象団体）の目的，性質及び状況
 - ③ 補助金交付による効果（有効性）
 - ④ 補助金交付の必要性・相当性
- 〈3〉 公平性
- 〈4〉 手続の適法性・適正性
- 〈5〉 市議会での対応（審議密度）
- 〈6〉 財政運営上の相当性（当該地方公共団体の財政規模・状況）

以下，個々の要件について，検討する。

〈1〉 補助金交付の根拠規定

補助金交付については，地方自治法第232条の2に根拠を有することになるが，豊田市の場合，次の内容にて，豊田市補助金等交付規則が定められている。そして，個々の補助金については，各補助金交付要綱が定められており，補助金等交付規則に定める以外は，各要綱に従うことになる。そして，具体的な補助金の交付は，予算の範囲内で認められることになる。

（目的）

第1条 この規則は，法令又は条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがあるもののほか，市が交付する補助金等の交付の申請，決定等に関する基本的事項を定め，これに係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

ア 問題点(1)

最終的には，補助金の交付も予算の範囲内で交付されるため，議会の審議を経ているとはいえるものの，個々の予算について，議会で十分審議されることまで期待するのは難しいといえる。

そのため，本来，内部の事務を定める（内部法規範）にすぎない要綱によって，実体要件が定められていることになる。ただ，実際には，補助金交付の目的，要件が具体的でないものもある。

また，補助金については，実績一覧表がホームページに掲載されているが，「担当部課」「補助金名（補助率）」「交付先」（個人か団

体か)「交付件数」「交付額」が記載されているにとどまり、実際に、どのような内容の補助金が交付されているか分からない。この点、一般市民・団体に対する補助金については、個々の内容がホームページや広報誌等に記載されることにより、情報提供がなされている例が多いが、それ以外の補助金(協会公社等に対するもの等)については、要綱が市役所市政情報コーナーにて、紙媒体のものが置かれているとはいえ、あまり整理がされているともいえない。

【意見】

- [1] 補助金交付の実体要件が、各々の補助金交付要綱に定められている以上、各要綱においては、その目的、補助金交付の要件、範囲等を明確に規定すべきである。
- [2] 補助金交付の実体要件が、各々の補助金交付要綱に定められていることを考えれば、透明性を確保するためにも、この要綱への市民からのアクセスが容易であり、市民において、補助金交付の公益上の必要性を判断できることが必要である。

そのため、ホームページにすべての補助金要綱を掲載することも考えるべきところであるが、少なくとも、市役所内に、補助金の内容を容易に検索・閲覧できるようなシステムを確立しておく必要があるといえる。

その場合には、現在、ホームページで掲載されている「担当部課」「補助金名(補助率)」「交付先」(個人か団体か)「交付件数」「交付額」のほか、補助金の目的、補助対象事業(対象者)の内容・要件、補助金交付の要件、補助開始年度、終期等の各事項が明らかになるようにすべきものと考ええる。

なお、後記「手続の適法性・適正性」においても触れるが、要綱等によって補助金交付先が特定されておらず、一定の要件に該当する市民・団体に対し、その申請に応じて補助金が交付されるものについては、現在でも、ホームページへの掲載等によって、市民への告知を進めているが、補助対象者が広く市民・団体であるものなかにも、未だ、ホームページへの掲載が十分でないものもあるため、これらを徹底し、要綱・内容等を、ホームページ、広報誌そのほかの手段によって、事前に告知し、市民・団体間の公平を失しないようにする必要がある。

イ 問題点(2)

補助金等交付規則が予定しているのは、事業計画に基づいて補助金交付決定がなされ、その事業が予定どおりなされた後に、実績報告書が提出され、補助金が交付される形である。

しかし、協会公社等運営費補助金のように、人件費を支給する場合、諸手当によって、当初予定した金額と異なることになるため、補助金交付決定を変更することになり、その変更には、規則第8条に定める「計画変更決定」による運用がなされている。

(計画変更)

第8条 補助事業等は、補助金等の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業等計画変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第5条第1項の規定による決定を変更することができる。

ただ、計画変更は、その規定の位置から考えても、補助金交付対象となった事業に変更等があったため、事業終了前に、その交付対象を変更する場合等を想定して規定されたものであって、交付決定額と、最終の実績に基づく金額との食い違いが生じた場合の変更を想定したものではない。

【意見】

補助金交付決定がなされた以上、実績の金額が当初の交付決定額と異なる場合には、当初交付決定額を変更する必要があるとしても、計画変更による変更とは本来的に性格が違うものであり、事業年度終了による額の確定に伴う変更決定については、別途規定を設けるべきである（なお、この点は、後記ウを参照）。

ウ 問題点(3)

ア) 豊田市においては、補助金交付をした後に、当該年度内に、金額が異なる場合は、減額の場合も含め、上記「計画変更決定」に従い、交付決定額の変更決定をしている。

この点、事業によっては、年度末の3月31日まで事業を行っているものもあり、事業報告については、豊田市補助金等交付規則において、次のとおり翌年度の4月10日までに提出すれば足りるとされ、それに基づいて額を確定することになっている。

豊田市補助金等交付規則

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式第5号）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

しかし、交付決定額と実績の額が異なる場合には、年度内に行わないといけないということで、計画変更決定の手續にしたがって、3月31日付で変更決定をしている（計画変更の手續によることに問題である点は、上記イの【意見】のとおり。）

これは、交付決定額と現実に交付した金額を、年度内にあわせておかないといけないとの考えに基づくものといえる。

しかし、実際には、4月10日に実績報告を提出すれば足りるのに、それより前である3月31日までに額を確定し、変更決定をすることは、監査人としては、不可能と考えており、3月31日付でなされている変更決定の日付の信憑性にも疑問を抱かざるをえない。

そして、本来、変更決定日はもちろん、書類作成日は重要なものであり、上記のように、その作成日付に信用性がないとなると、他の書類に対する信頼も揺らいでしまうものである。

この点、国の補助金等について検討するに、下記のとおり、実績報告、精算手続等の規定がなされており、第15条に基づく額の確定には、

- ① 実績報告と交付決定額が一致する場合の「単純確定」行為
- ② 実績報告が交付決定より下回る場合の「減額交付決定（減額確定）」
- ③ 実績報告が交付決定を上回る場合の「増額交付決定（増額確定）」

の3種類があるといわれているが、実績報告、額の確定（変更決定）時期については、次のとおり考えられている。

補助金等適正化中央連絡協議会においては、実績報告書の提出期限につき完了実績報告及び廃止実績報告にあつては補助事業等の完了若しくは廃止の決定を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月10日までのいずれかの早い日を原則とすること、年度終了実績報告にあつては翌年度の4月30日とすること、と取り決めている。（「全訂新版 補助適正化法開設」222頁 小滝敏之著・全国会計職員協会）

会計法令上国が概算払により支出できる期限は翌年度の4月30日限りとされていること（予算決算及び会計令第4条本文）との関係上、国の精算手続行為も最終的にはこの期限に制約されることとなるものと考えらるべきである。先に、完了実績報告は遅くとも翌年度の4月10日までに行うべきこととされている旨触れたが、精算の前提要件たる実績報告の期限と照応して、補助金等適正化中央連絡協議会においては、「実績報告書受理後原則として20日以内」（実績報告提出期限4月10日プラス20日で最終的には翌年度の4月30日までとなる）に行うべき旨取り決めているところである。（上記同書234頁）

つまり、国の補助金等については、年度まで事業を行うような場合、4月10日までに実績報告がなされてから20日以内であれば、年度が変わってからでも、額の確定・変更決定ができることになっている。

補助金適正化法

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

予算決算及び会計令

第4条 支出官において毎会計年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の4月30日限りとする。ただし、国庫内における移換のためにする支出又は会計法第20条第1項の規定により歳出金に繰替使用した現金の補てんのためにする支出については、翌年度の5月31日まで、小切手を振り出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書を発することができる。

【結果】

現在、豊田市のシステム上、補助金交付決定額と実績（交付額）が異なる場合には、年度内で変更決定をしておく必要があるようではある。しかし、実績報告書については、翌年度4月10日までの提出を認めつつ、その額の確定（交付決定額の変更）を年度内の3月31日付で行っている点は、システムの問題があるにせよ、改める必要がある。

そして、現在の豊田市補助金等交付規則においても、計画変更決定ではない、事業報告結果に基づく額の確定及び交付額の変更決定は、第11条が予定していたとも考えられるところであるが、慣行として、変更決定を3月31日付で行う形がとられていたともいえる。

この点、監査人としては、事業報告と額の確定（ないし交付額の変更決定）の流れが明確になるよう、第11条1項にただし書を入れたうえ、第2項を新たに設けて、従前の第11条第2項を、第11条の2とするような形での改正を行うべきではないかと考える。

（額の確定及び交付）

第11条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付するものとする。ただし、額を確定した場合には、その旨を補助事業者に通知するものとして、確定した額が交付決定額と異なる場合には、変更決定通知書の方法によるものとする。

2 前項に基づく、額の確定通知が、翌年度になされる場合においても、前条に基づく実績報告書を受領してから20日以内に、確定通知をしなければならない。

（概算払、前払）

第11条の2 補助事業者等が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があるとは認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金等の全部または一部を概算払又は前金払をすることができる。

〈2〉公益性の必要性

ア 公益性の必要性を判断するには、

- ① 補助金交付の目的・趣旨
- ② 補助対象の事業（ないし補助対象団体）の目的、性質及び状況
- ③ 補助金交付による効果（有効性）
- ④ 補助金交付の必要性・相当性

等を考慮して判断すべきものと考えらる。

イ 補助金交付の目的・趣旨は、補助金交付要綱の「目的」条項に、また、補助対象の事業（ないし補助対象団体）の目的、性質及び内容についても、「補助事業者」「補助事業」条項に、その内容が記されている要綱が多い。

そのため、その補助金交付の目的が、市民の福祉の向上に資するものか否かの判断が必要である。これは、時代とともに、行政に期待される住民サービスの内容も変化するため、検討すべきものである。

ウ そして、補助金交付による効果（有効性）については、事業報告書等の実績報告書の提出が義務づけられているものが多く、これにより、最低限の効果の確認がなされているはずである。

しかし、実績報告書においても、収支報告と事業報告がなされているだけであり、補助対象となっている事業が一定の成果をあげていることの確認にとどまるものである。

本来であれば、補助金の目的として記された目的を達成するために、その事業（ないしある事業を行う団体）が必要か否か、必要であるとして、補助金交付の必要性があるのか、また、必要であるとしても、その金額、割合が相当であるかを常に見直して、改善を図っていく必要がある。そして、その効果測定についても、団体個人への補助金交付の場合、補助金交付件数、補助金交付額によって図るのでなく、実際の成果（アウトカム）によって図る必要がある。

このような、効果測定を含めたPDCAサイクルを行って、「有効性」「必要性」「相当性」を判断して、補助金交付の是非を判断すべきであり、具体的な効果測定方法については、補助金の内容によって、個々的に考える必要がある。

エ ところが、担当課での監査をしていくなかで、実績報告等の提出はなされているが、実際には、その報告書の内容に誤記があってもそのまま訂正・是正勧告がなされぬまま承認されてしまっている等、実績報告書等の確認が十分になされているとはいえない例も見受けられ、交付した補助金に対する監督が全くなされないとと思われるような事例

もあった。

オ なお、上記のとおり、個々の補助金交付要綱においては、交付目的、補助事業者、補助事業の内容が規定されているが、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱においては、交付目的、補助事業者、補助対象経費、補助金額について次のような規定となっている。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を援助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助事業者は、別表に掲げる特定協会公社等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる人件費等

ア . . . (略) . . .

(2) 補助事業者の法人運営に係る総務的経費（前号に規定するものを除く。）

のうち、総務部長が補助対象経費として認めたもの

(補助金金額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費を補助基準額とし、毎年度予算の範囲内において定める。

2 前条に規定する補助対象経費のうち、収益事業に従事する業務割合に相当する経費がある場合においては、総務部長が補助対象経費として認めたものを除き、補助金額から控除するものとする。

この要綱による限り、第4条の別表で定めた特定協会公社等について生ずる人件費は、原則として補助対象になるのであって（総務的経費が「総務部長が補助対象経費と認めたもの」との限定があるのに対し、予算の範囲内との限定しかない）、補助対象団体の財務状況等を何ら考慮しないまま、いたずらに、人件費補助金が交付されていると思われる例もある。

つまり、特定協会公社として別表で規定されるかどうかの時点でしか、必要性の判断がなされておらず、しかも、その別表にどのような団体を規定するかの判断も、要綱レベルで容易になされてしまってい

るようにも思われる。

【意見】

[1] 補助金交付がなされた事業、団体については、事業報告、収支報告等によって、その事業の成果を確認するとともに、補助金交付の有効性、必要性、相当性を検証し、その後の補助金交付の是非を確認すべきである。

[2] 運営補助金については、「公益を目的とする事業を推進するために必要な経費」を補助すると規定している。この規定の仕方は、いくつかの団体に対する運営費補助金交付要綱をまとめて規定する場合には止むを得ないともいえる。

ただ、現在の規定では、補助対象経費（特に人件費補助）については、一律補助が受けられるような規定の体裁となっており、補助対象経費のうちの一部について補助金を交付するための基準が何ら規定されていない。

したがって、少なくとも、第6条第1項を下記のような規定にする必要があると考える。

補助金の額は、各補助事業者の財務状況、事業実績・事業計画等を考慮したうえ、前条に掲げる補助対象経費のうち、各補助事業者に必要なものを、毎年度予算の範囲内において定める。

〈3〉公平性

ア 補助金交付の公平性に関しては

- ① 当該補助金交付対象先（団体ないし個人）間の公平性
- ② 当該補助金交付対象先（団体ないし個人）と対象外団体ないし個人の間での公平性

が問題となる。

イ 前者は、交付要件に該当したにもかかわらず、補助金交付を受けるものと受けることができないものの不公平である。

この解消には、対象基準の明確化と補助対象の事前告知によって図られるべきものである。

つまり、補助金交付対象の基準が明確でない場合には、そこに、行政担当者の裁量の余地がはいることになるためである。そして、事前告知の必要性は、補助対象であることを知らないことによって、補助金交付を受けられないことを防ぐ意味がある。

ウ そして、補助対象としてどの事業を選ぶか、また、補助対象の基準をどこに設けるかによって、その補助を受けられるものと受けられな

いものとの間で不公平が生じる場合がある。

これは、市の財政規模にも関係する問題であり、どの施策に重点をおくかによっても違って来るが、一部業界にのみ補助金交付が手厚い等の疑いがないようにする必要がある。

【意見】

[1] 補助金を一定の要件を具備する団体ないし個人に交付する場合には、補助対象基準の明確化と、補助金交付の周知の徹底（対象基準、補助金額等）が必要と考える。

[2] 補助金交付にあたっては、市の施策等をも踏まえて、補助金交付の必要性を明らかにする必要がある。

〈4〉 手続の適法性・適正性

〈5〉 市議会での対応（審議密度）

ここでは、手続の適法性・適正性の問題について、市議会での対応（審議密度）の要件も合わせて論ずる。

ア 上記のとおり、補助金の多くは、補助金要綱に定められているため、その要綱が前記〈2〉に定めるとおり、公益性の要件その他の実質的要件を具備するものであるとともに、その記載が前記〈1〉に記載したように、具体的なものでなければならない。

そして、補助金の流れで記したように、予算査定を経て（新規補助金等は、その前段階で、委託・給付事務効率化委員会の審議を経る）、議会でその予算が承認されたものだけ、補助金の交付が認められる。

そのため、前記手続の流れで記した手続にしたがって、予算審議がなされていないものが、補助金として交付されれば、手続違反があったといえる。

イ ただ、一方、予算として承認されれば、補助金交付が適法になされたものといえるものではない。

前記最高裁判決（平成17年11月10日）は、「補助金の支出について議会に説明し、その予算案が、議会において特にその支出の当否が審議されて可決されたこと」が相当程度重視されているが、従前は、その原審である広島高裁判決（控訴審判決）が、最高裁昭和37年3月7日判決を引用して判示したように「市議会において右補助金の支出に係る補正予算案が採択されたからといって、当該財務会計行為の違法性が阻却されるものではない。」との考え方が主流であったといえる。

この点、予算審議の内容、密度によっても一律に考えることはできないといえる。たとえば、予算として十分な審議がなされた場合には、補助金交付の裁量権を逸脱したか否かの判断において全く考慮に入れるべきでないとははいえないものの、そのことをもって、公益性の必要性の事実上の推定が働くものではなく、あくまで、公益性の必要性における民意の判断の一要因ととらえるべきであると考えている。

ウ 一方、新たな補助金が、単に要綱を定めるだけで、市内部組織である「委託・給付事務効率化委員会」の審議や、予算査定での検討が図られているとはいえ、それが、他の予算の内容に埋もれてしまって、市議会でも十分な審議がなされぬまま、予算として成立してしまう危険性もないわけではない。

【意見】

個別の事業補助金や、団体補助、事業補助を含め、特定の団体に対する補助金が、一定金額を超える場合には、予算審議に先立ち、個別資料に基づく、議会での協議をすべきものと考えている。

〈6〉財政運営上の相当性（当該地方公共団体の財政規模・状況）

ア 市民の公共の福祉の増進に資する事業であったとしても、市の財政規模を考慮して、その財政規模に応じて、予算配分をせざるをえない。

つまり、財政状況がよければ、補助ができた事業についても、財政状況が悪くなれば、補助金交付を差し控えざるをえないものもある。

そして、翻って考えれば、市が、本来、交付する必要がない補助金が、財政状況がよいなか、交付されてきた可能性も否定できないところである。

その意味で、前記4頁のとおり、市税収入が激減しているこの時期にこそ、必要性がなく、効果も期待できない補助金については廃止したり、削減したりすべきであって、また、それが可能な時期でもある。

イ そして、一定の予算規模のなかで、どの事業等に補助金を交付すべきかについては、市の施策が反映されるべきであるが、公平性も失するようなものであってはならないことは前記のとおりである。

第3 人件費補助金

1 職員派遣と補助金について

(1) はじめに

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「派遣法」という）は、従来、任命権者が職務専念義務免除等の制度の運用等により行っていた公益法人等への職員の派遣について、統一的なルールを設定し、職員の派遣の適正化、手続の透明化、派遣職員の身分取り扱いの明確化を図るとともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による地方公共団体の諸施策の推進を図ることを目的として制定されたものといわれている。（「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律について」陸川克己・月刊地方自治第632号・ぎょうせい68頁所収）

同法では、派遣先に応じて、公務員としての身分を保有したまま公益法人等の業務に従事する職員派遣制度と、職員が退職した上で一定の営利法人の業務に従事し、業務に従事すべき期間が満了した場合等に再び職員として採用する退職派遣制度の2つの制度を設けているが、以下では、今回、人件費の支払方法が問題となっている前者の制度を検討する。

なお、派遣法制定前にも、公益法人への公務員の派遣がなされており、派遣元である公務員に対する給与の支給等が住民訴訟で問題となった判決があるため、紹介する。

最高裁平成10年4月24日第二小法廷判決

商工会議所への職務専念義務免除による職員の派遣及び給与の支給等の可否が問題となった事例

[要約]

「職務専念義務の免除」や「給与条例上の勤務をしないことについての承認」についての適法性の判断について、①派遣の目的、②派遣先団体の性格、③派遣先団体の具体的な事業内容、④派遣職員が従事する職務の内容のほか、⑤派遣期間、⑥派遣人数等の事業を総合考慮したうえ、⑦職務専念義務の免除については、本件派遣のため本件派遣職職員を市の事務に従事させないことが、また、⑧本件承認については、これに加えて、市で勤務しない時間につき給与を支給することが、右各条項の趣旨に反しないものといえるかどうかを慎重に検討するのが相当である。

大阪高裁平成15年2月18日判決

市が職員を休職にして第三セクターに派遣した場合に、休職職員に給与は支給せず、派遣先会社が支払う賃金相当額の補助金を派遣先に交付した事例

[要約]

上記行政目的達成のために、第三セクター方式により行っている本件事業には公益性が認められるところ、本件事業の性質上、派遣先会社の財務体質が脆弱であることに鑑みて、財政的な援助のために本件補助金の交付をすることは公益上必要と認めることができるから、同交付を決定した市長の判断に、裁量権の逸脱、濫用があったとは認められず、同決定には何ら違法はないと解される。

(2) 派遣法の枠組み

ア 目的

派遣法第1条において、次のとおり規定されている。

(目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（・・・略・・・）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円満な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

イ 職員派遣の要件

派遣法においては、「当該団体の業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの取り決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる」（第2条第1項）と規定されており、派遣にあたっては、当該職員の同意が必要であるとされている（同法第2条第2項）。

(職員の派遣)

第2条 任命権者（・・・略・・・）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（・・・略・・・）との取り決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（・・・略・・・）を派遣することができる。

・・・（以下、略）・・・

豊田市においては、同法に基づき、平成13年12月27日、豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を定め、同条例第2条において、派遣することができる団体を規定している。

ウ 給与について

派遣された職員の給与等については、同法第2条第3項において、「報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣にあたって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるもの」を任命権者が公益的法人等との間で取り決めることになっており、「その他職員派遣にあたって合意すべきもの」については、上記条例第3条において「福利厚生に関する事項」「派遣先団体における業務の従事状況の連絡等に関する事項」が規定されている。

つまり、法第2条第1項に規定されている要件をみたせば、公益的法人等に職員を派遣させることができるのであって、その給与は、第2条第1, 3項に定めるとおり、任命権者と公益的法人等で取り決めれば足りるものである。

エ 給与支給者

法第6条で、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないと規定されているが、これは、派遣先の仕事をする職員に対しては、派遣元である公共団体から給与等を支払わないという、原則を定めたものであって、派遣法に基づいて派遣された職員の給与は、派遣先の公益的法人等が支給するのであって、派遣元は支給すべきでないとして規定したものである。

ただ、例外的に、実際に派遣される職員の従事する業務が第6条第2項に定める要件をみたす場合に限り、派遣元である公共団体が給与を支払うことができることを規定したのであって、その場合の給与内容について、豊田市においては、条例第5条で、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の各々の100分の100以内を支給することができることと規定してある。

派遣法

(派遣職員の給与)

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しく

は事業を補完して若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

オ つまり、派遣法では、公務員を派遣できる場合の給与の支払は、原則として派遣先が支給するものとし、例外的に、派遣元（地方公共団体）が給与を支払えるとしているのである。

そのため、公務員を派遣できる要件と、派遣元が直接給与を支給できる場合の要件とは別に定めてあるのであって、前者の要件が派遣先の団体業務に主眼があるのに対し、後者では、派遣される職員の従事する業務自体の要件を定めているのであり、その要件も、当然、前者の要件より狭くなっている。

なお、法は、派遣先の事業内容によって、どのような給与を支払うかを決めればよいのであって（場合によっては、市で在籍していたときよりも多額の給与が支払われてもよいことになる）、そのため、役員として派遣する場合にも、派遣先が役員報酬を支払っても問題はないように思われる。

(3) 豊田市の現在までの運用

豊田市は、前記のとおり、派遣法に基づき、平成13年12月27日、「豊田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（以下「派遣条例」という）を制定している。

派遣条例

（趣旨）

第1条 条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・・・に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるものとする。

そして、派遣条例は、職員を派遣できる団体について、第2条で、次のとおり規定し、社団法人豊田市シルバー人材センターを含む合計23の団体を特定しており、豊田市が、派遣職員に対して給与を支給できる場合については、第5条に規定をおいている。

派遣条例

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取り決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

(1) 社団法人豊田市シルバー人材センター（略）

(2) 財団法人愛知県市町村振興協会

・ ・ （以下、略） ・ ・

(派遣職員の給与)

第5条 法第6条第2項に規定する場合においては、派遣職員（・・・略・・・）に対して、その職員派遣の期間中、給与、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

このように、豊田市においては、派遣条例で、派遣できる団体を特定し、派遣職員に対して、給与を直接支給できる場合を規定しているが、実際には、派遣職員に対して、直接給与を支払うことはなく、その給与等を含む人件費相当分を、下記「豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱」に基づき、補助金で交付している。

なお、同要綱第2条には、合計16の団体が規定されており、いずれに対しても、第4条(1)に規定する人件費を交付することができることになっている（第4条(2)に規定する総務的経費については、交付できる団体が、16団体のうちの6団体に限定されている）。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表に掲げる協会公社等とする。

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のア～エまでに掲げる人件費等

ア 補助事業者の業務に従事する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき豊田市が派遣した職員の年間給与支給額及び社会保健等の事業主負担金等

．．．（略）．．．

(2) 補助事業者の法人運営に係る総務的経費（前号に規定するものを除く。）のうち、総務部長が補助対象経費と認めたもの

以上のとおり、豊田市では、派遣法に基づいて、職員の派遣を行っているが、直接、人件費を支払う形はとっておらず、人件費相当額を補助金として交付していることになる（なお、派遣職員の給与の算定根拠は、各団体の給与規則に「派遣職員は、豊田市職員給与条例をはじめ豊田市の関係規定を適用して給与を支給する。」と規定されている）。

そして、後記のとおり、人件費相当額を補助金で交付することについては違法であるとの下級審判決も言い渡されていたが、まだ平成21年12月の最高裁判所の判断がなされていない時点では、豊田市から、派遣法及び派遣条例に基づく「給与直接支給方式」を適用していない理由として、次のような点にあるとの回答がなされていた（平成21年11月30日時点での回答）。

- ① 派遣法が制定された趣旨として、「市の業務に直接従事していない職員に対して、市が給与を支払うべきではない」という考え方があるため、給与支給の主体は基本的に派遣先団体に整理すべきと考えている。条例第5条は、総務省通知に従い、形式上整備しているものの、現状ではこれを適用すべき事案は想定されないが、今後特殊事情が発生した場合に適用を検討していくものと考えている。
- ② 仮に給与直接支給方式とした場合、公務に直接従事していない派遣職員を派遣期間中に昇格・昇給させることが適当かどうかという問題が生じる。
- ③ 給与直接支給方式とした場合、派遣職員からすると豊田市と派遣先団体の両方から給与を受給することとなる。豊田市、派遣先団体双方の事務が煩雑になる他、派遣職員本人は確定申告を行う必要が生じるため、制度が複雑になることや当該職員の派遣同意が得られにくくなるというデメリットがある

(3) 判例

この点については、下記下級審判決がなされていたところ、平成21年12月10日に、最高裁判所において、「自治体による、派遣法や派遣条例の要件に基づかない給与の直接支給は違法」とした大阪高裁平成21年1月20日判決を維持する、上告棄却の決定がなされた。

なお、下記神戸地裁判決が公益性を判断したうえであれば、補助金交付を是認する余地を残しているのに対し、その控訴審である大阪高裁平成21年1月20日判決は、より厳しく、派遣法第6条第2項で定める

給与支給可能業務と一致していれば格別、給与支給と同視できるものは違法であると判断したものである。なお、その後の、大阪高裁平成21年11月27日判決では、更に厳しく、派遣法第6条第2項で定める給与支給可能業務であるか否かを問わず、給与支給と同視できる補助金交付を違法としたものといえる。

大阪高裁平成21年1月20日判決

外郭団体である福祉・医療関係財団法人に対する派遣職員人件費に充てる補助金支出の是非が問題となった事例

派遣法の規定、その制定経緯・趣旨、同法の運用に関する通達及び内容を総合勘案すれば、同法の目的に合致する職員派遣については、同法規定の職員派遣制度によるべきものであり、同法規定の制度による職員派遣である以上は、その給与支給についても同法規定によるべきであって、派遣職員に対する派遣元による給与支給は禁止され（6条1項）、例外的な場合に限って条例で定めることを条件に派遣元による給与支給が許され（同項2条）、それ以外の場合は派遣元による給与支給は許されないものと解される。・・・

法形式上、派遣先である本件各法人がその給与を支給したものであるが、協定書3条（引用中：派遣法2条1項所定の取り決めである協定書）上の派遣職員の従事可能業務と派遣法6条2項条上の給与支給可能業務とは、文言上一致していない上、その支給原資の全てないし大部分は本件支出（神戸市補助金）であったのであるから、本件派遣職員に対して派遣元である神戸市が給与を支給したものと評価され、かかる支給は、本件条例4条の定めるところによりなされたものでないから、派遣法6条2項により例外として許容されるものではなく、同項1項の禁止に抵触するものとして違法である。

神戸地裁平成20年4月24日判決（上記大阪高裁判決の原審）

派遣法は、給与の支給対象が派遣職員であることのみを理由に当該給与相当額を補助金により援助することを許さない趣旨とは解されず、地方公共団体が、派遣職員について、派遣先団体の職員としての地位に基づき派遣先団体から支給される給与相当額を援助する趣旨で補助金を支出することは、派遣法と必ずしも抵触するものではないと解すべきであり、かような補助金支出の適法性は、公益上の必要性（地自法232条の2）の有無の問題として、別途検討されるべきものというべきである。すなわち、補助金を充てる給与の支給対象者が派遣職員であっても、それが固有職員である場合と同様に、当該派遣職員の従事する業務の内容、その公益性の程度及びその給与相当額援助の必要性等の点から公益上の必要

が肯定されるなら、当該補助金支出は適法といえるが、そうでなければ違法となる。・・・（略）・・・

もともと、地方公共団体の職員として地方公共団体の事務を行っていない職員に対し、当該地方公共団体が地方公共団体の職員としての給与を支給することは原則として違法であり（ノーワーク・ノーペイの原則。地方公共団体法24条1項参照）、派遣法6条1項もこの理を派遣職員について確認し、同条2項は、給与条例主義の趣旨も踏まえて、その例外を条例制定を条件に認めたものと解することができる。したがって、補助金を充てる給与の支給対象が派遣職員である場合に、上記のように公益上の必要性の判断を経た上での補助金支出ではなく、地方公共団体の職員としての給与支給の代替としてその人件費相当額を補助金によって支出するなど地方公共団体からの給与支給そのものと同視できるような補助金の支出は違法であるというべきである。

大阪高裁平成21年11月27日判決

外郭団体に対する派遣職員人件費に充てる補助金支出の是非が問題となった事例

派遣法は、同法6条2項の手續に拠らずに派遣元が派遣先に派遣職員人件費の相当額を補助金として支出し、派遣先が派遣職員に派遣元と同額の給与を支給することの可否に関する規定を設けていないが、派遣法の運用についての自治公第15号平成12年7月12日付自治省行政局公務員部長通達は、派遣法は職員派遣に関する統一的なルールを定めるものであることから、同法の目的に合致するものについては、その施行後は同法規定の職員派遣制度によるべきものとしてしている。

かかる派遣法の規定、その制定経緯・趣旨、同法の運用に関する通達の内容等を総合考慮すると、同法の目的に合致する職員派遣については、同法所定の職員派遣制度によるべきものであり、派遣職員に対する給与の支給についても同法の規定に準拠して行うべきであって、同法6条2項以外の方法による派遣元による給与支給は許されないと解するのが相当である。そうすると、本件において、本件補助金の支出に係る各交付決定の時点において、補助金の全部又は一部が本件補助金交付団体への派遣職員人件費として支出されることが予定されていた場合、すなわち、当該支出額が各交付決定の時点で具体的金額として特定されていたような場合には、本件補助金支出のうち派遣職員人件費に相当する部分は、派遣法6条1項、2項を潜脱する違法なものというべきである。

原審判決後に制定した，本訴訟にかかる不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する条例の効力

以上のような住民訴訟の制度が設けられた趣旨，一審で控訴人が敗訴し，これに対する控訴審の判決が予定されていた直前に本件権利の放棄がなされたこと，本件権利の内容・認容額，同種の事件を含めて不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する旨の決議の神戸市の財政に対する影響の大きさ，議会が本件権利を放棄する旨の決議をする合理的な理由はなく，放棄の相手方の個別的・具体的な事情の検討もなされていないこと等の事情に照らせば，本件権利を放棄する議会の決議は，地方公共団体の執行機関（市長）が行った違法な財務会計上の行為を放置し，損害の回復を含め，その是正の機会を放棄するに等しく，また，本件住民訴訟を無に帰せしめるものであって，地自法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず，上記議会の本件権利を放棄する旨の決議は，議決権の濫用に当たり，その効力を有しないものというべきである。

(4) 検討

ア この点に関して，大阪高裁判決に対する判例批評として，次のような反対の考えも当然にあったところである。

同条 2 項（引用注：派遣法 6 条 2 項）は，あくまでも，給与の支給について，誰がどのような基準により支給するか，を定めた規定であり，給与の原資を誰が負担するかについて定めたものでは当然ない。給与については，誰が，どのような規定に基づいていくら支給するのかということと，そのお金の原資をどこから調達するのかということとは全く次元の異なるものである。

・・・(略)・・・

財政支援である地方自治法 232 条に基づく補助金の支出や同法 234 条に基づく契約による委託料の支出と，派遣法 6 条 2 項の規定に基づく給与の支給とは，直接関係するものでないことは当然であり，派遣先への補助金の支出の適否については，派遣法の適用関係とは別途判断されるべきである。仮に本判決のとおりに解すれば，派遣法に基づき人的支援を行う場合において，派遣職員の人件費相当額を財政支援する場合には，派遣先の業務に従事しているにもかかわらず，必ず派遣元の地方公共団体が給与を直接支給しなければならないこととなり，ノーワークノーペイの原則の本末転倒となりかえって派遣法 6 条の趣旨と大きく異なることとなる（松藤保孝・例自治 3 1 8 号 7 5～7 7 頁参照）。

イ しかし，上記考えは，派遣法において，派遣ができる場合のうちの一定の要件が満たされるときに限って，地方公共団体から職員に対し，

給与を直接支給できることを定めた派遣法の枠組みに誤解があるものといわざるを得ない。

特に、豊田市の場合、派遣先の公益法人等の事情も全く考慮せず、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱にて、16の協会公社等について、人件費相当額を全額補助金として交付することができる点が問題であって（別に個別的な要綱によって、一定範囲の人件費が補助金として交付されている場合には、その部分を除いている例もある）、派遣法において、派遣できる場合と、地方公共団体が給与等を支給できる場合の要件を区別しているにもかかわらず、結局、派遣法第6条第2項の要件を全く考慮することなく、人件費相当額を補助金で交付していたのは、派遣法を潜脱しているとの評価がなされる可能性が高い。

そのため、条例によって派遣した職員について、「豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱」に基づいて、人件費相当額を補助金で交付するという豊田市の考え方は、改善しなければならないところであった。

※ 豊田市においては、平成21年12月10日の最高裁判所の決定を受けて、従前の補助金交付方式を改め、公益業事部分と非公益事業部分とを区別した公益事業従事比率を前提とした直接支給方式への変更の検討を進めている。

【意見】

[1] 派遣法は、第2条において、一定の要件の場合に、職員を派遣することを認めている。そして、職員の派遣が認められる場合の給与については、派遣先が支払うのを原則とし、派遣元である地方公共団体が給与を支給できるのには、更に一定の要件が必要であるとしている。

つまり、派遣できる場合のうちの一の場合に限って、例外的に、地方公共団体が給与等を支払えるとしているのである。

豊田市においては、派遣条例において、23の団体に対して職員派遣ができると規定されているが、実際に派遣がなされているのは、18団体であり、そのうち、団体で人件費を負担しているのは2団体、国庫補助金に関連した別の補助金制度を設けているのが1団体であって、残りの15団体に対して派遣している職員の人件費は、すべて、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付している。

しかし、これは、派遣法第6条第2項の要件（地方公共団体が給与

支給できる要件を定めた規定)を十分考慮しないまま、人件費相当額を交付しているのであって、最高裁で判断がなされた以上、改めるべきである。

そのため、法第6条第2項の要件を検討したうえ、それに合致する場合に限り、市は、補助金でなく、派遣条例第5条に基づき、100分の100以内の範囲で給与等を直接支給すべきように改めるべきである。

派遣条例
(派遣職員の給与)
第5条 法第6条第2項に規定する場合においては、派遣職員(・・・略・・・)に対して、その職員派遣の期間中、給与、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

[2] 法第6条第2項の要件に合致しない派遣職員に対しては、市からの給与等が認められないのであるから、それを補助金の形で交付するのを認めては、一定の場合に限って、市からの支出(給与等として)を認めた、派遣法の趣旨にも抵触する可能性があるため、補助金での交付を認めず、派遣先の団体で、人件費相当分を負担すべきものと考える。

そのため、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱で補助対象経費として規定されている下記第5条第1号アの規定も見直すべきものと考える。

(補助対象経費)
第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 次のア～エまでに掲げる人件費等
ア 補助事業者の業務に従事する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定に基づき豊田市が派遣した職員の年間給与支給額及び社会保健等の事業主負担金等
イ 補助事業者が雇用する正規職員の年間実給与支給額及び退職給付引当資産取得経費並びに社会保険等事業主負担金
ウ・・・(略)・・・
エ・・・(略)・・・
(2)・・・(略)・・・

[3] そして、法第6条第2項の要件を具備する場合に限って、豊田市が給与等を支給し、その要件に合致しない派遣職員については、団体が給与等を支給する形をとっても、結局、団体が支給する給与等が、市からの補助金で賄われるようなことがあっては、その範囲で、法第6条第2項との関係が問題になりうる。

そのため、豊田市が、事業費補助、運営費補助（事務費やプロパー職員分の補助）をする場合にも、その対象を明確にし、派遣先団体が支払う、派遣職員の人件費に充当されていないことを明らかにする必要がある。

[4] 従来の条例で定めている直接給付方式で給付できる手当は限定されたものであり（扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）、管理職手当のようなものや、勤勉手当や時間外勤務手当などの実績給の支給ができない形となっている。

そして、上記のような派遣元の職務の特殊性に関連する手当や、実績給的な手当を、派遣元である豊田市が支給できるかは慎重に検討すべき問題であるが、支給する形をとる場合には、条例の改正が必要であり、支給できる手当を具体的に規定することになろう。そして、その場合には、あくまで、派遣職員の業務が法第6条第2項に定めたとおり、「市の委託を受けて行う業務」「市と共同して行う業務」「市の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務」であって、市として行うべき業務を派遣先で行っていることを明らかにすることによって、派遣元に固有の手当の支給を根拠づけるとともに、そのような業務の指揮権を派遣先団体に委ねていることを明らかにしておくことにより、実績給的な手当を支給することも可能となるのではないだろうか。

[5] 豊田市では、直接支給方式をとらない理由として、前記のとおり、

- ① 仮に給与直接支給方式とした場合、公務に直接従事していない派遣職員を派遣期間中に昇格・昇給させることが適当かどうかという問題が生じる
- ② 給与直接支給方式とした場合、派遣職員からすると豊田市と派遣先団体の両方から給与を受給することとなる。豊田市、派遣先団体双方の事務が煩雑になる他、派遣職員本人は確定申告を行う必要が生じるため、制度が複雑になることや当該職員の派遣同意が得られにくくなるというデメリットがある

ことをあげていた。

しかし、①については、必ずしも、派遣期間中の昇格・昇給が認め

られないわけでもなく、また、②については、派遣職員の行う業務の一部が法第6条第2項の要件を具備する業務であるのであれば、派遣元である豊田市からの給与等と、派遣先の団体の負担で団体から支払われる給与等の2種類になっても止むを得ないことと考える。

2 協会公社等人件費と補助金について

前記1では、公益法人等派遣法に基づく派遣職員の人件費相当分を補助金で交付することの是非について、論じたが、本項では、協会公社等の職員の人件費と補助金の問題一般について論ずる。

- (1) 協会公社等には、市の派遣職員がいる場合もあるが、基本的には、協会公社等のいわゆるプロパー職員がいる。

そして、当然、協会公社等から給与等が支給されるのであるが、協会公社等運営費補助金交付要綱に定める16の団体については、人件費相当分が補助金で交付されており、また、個々の団体の事業についての個別の要綱に基づいて、その事業にかかる人件費分が補助金で交付されている例もある。

このように、人件費相当分が補助金として交付されることの是非は、地方自治法に定める公益上の必要性があるか否かの判断にかかる問題といえる。

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。

- (2) 人件費補助金の必要性

協会公社等の人件費については、その全部又は一部が補助金で交付されている団体も少なくなく（運営費補助金のほか事業補助金による場合もある）、運営費補助金で人件費全額が賄われている団体もある。

ただ、補助金で人件費分の交付を受けている団体のなかにも、繰越金も十分あって、特に、人件費全額を補助金で交付する必要がない団体もある。

【意見】

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱において、人件費分を補助金で交付するにあたっては、その補助金交付の必要性を判断する必要があるが、更に、その補助事業者である協会公社等の財務状況を把握したうえ、事業運営において、補助の必要があるのか、補助の必要があるとしてどの範囲での補助が必要であるかを十分精査したうえ、補助金額を確定する必要が

ある。

(3) 委託料・指定管理料と人件費補助金の関係

ア 豊田市が協会公社等に対し、業務を委託したり、また、指定管理者に指定したりして、委託料、指定管理料を支払っているものが多く見受けられる。

その場合、委託料・指定管理料に、その業務遂行に必要な人件費相当分が含まれるべきところ、実際には、委託料・指定管理料のなかに、人件費が含まれておらず、人件費分を、別途、補助金で交付している例が少なくない。

この効果としては、委託料・指定管理料に人件費分を含めると、人件費相当分に消費税が課せられるのに対し、補助金として交付されると消費税が課せられないため、その特定業務にかかわる人件費相当分の消費税の支払を免れることができる点にある。

ただ、このような運用を行う結果、次のような疑問点が認められる。

イ 疑問点

ア) 公募等の場合との比較

委託について随意契約の場合や、指定管理について、単独指名の場合であればともかく、指定管理について公募制をとったり、委託業務についても、入札その他の形で複数の団体間での競争がなされたりする場合には、民間団体が、当該事業費に人件費相当分を経費として見込んでいる以上、委託料・指定管理料のなかに、人件費分を含めて考えざるをえない。

つまり、公募手続によって業務を委託したり、指定管理にあたって公募をしたりする場合には、委託料・指定管理料のなかに人件費が含まれるのに対し、随意契約、個別指定の場合には、人件費が委託料・指定管理料のなかには含まれないことになる。その結果、随意契約・個別指定の場合には、委託料・指定管理料の金額をみても、その業務要する実際の対価の額が分からない。

イ) 再委託の場合

業務委託を受けたり、指定管理を受けたりしている協会公社等で、その人件費を運営費補助金として交付を受けている場合、当該協会公社等が、すべての業務を行えば、その業務にかかる人件費が、補助金として交付される。

ところが、その業務の一部を第三者に委託（再委託）した場合、その委託先でかかる人件費は、協会公社等の職員にかかるものでないた

め、補助金交付の対象経費からは除かれる。そして再委託した場合の
人件費は、当該協会公社等への人件費補助金ではなく、委託（指定管
理）にかかる経費として、委託料（指定管理料）に加算されて支払わ
れることがありうる。

つまり、協会公社等による「業務を自ら行うか、第三者に委託する
か」の判断（ただしこの判断には多くの場合、市も関与している）に
よって、補助金額及び市の委託料が増額したり、減額されたりする結
果もありうることになるのである。

ウ) このように、どのような形式（競争入札か、随意契約かの区別や、
公募か単独指名かの区別）で委託・指定管理を受けたか、委託・指定
管理を受けた協会公社等がその業務の一部を第三者に委託したかどう
かで、人件費分のすべてまたはその一部を補助金として交付するかが
変わり、その結果、本来、委託業務、指定管理業務の対価であるべき
はずの委託料、指定管理料が、増減してしまう結果になるのであり、
その点に疑問を感じざるをえない。

この点、そもそも、業務委託、指定管理の対価をまとめて委託料・
指定管理料として支払う形（委託料・指定管理料に人件費を含めて支
払を形）の方が明瞭であるとはいえるが、一応、課税庁の判断として、
人件費相当分を委託料ではなく補助金で支払う形式が認められるので
あれば、人件費相当分の消費税分を敢えて支払う形をとる必要もない
と考えられるため、人件費相当分を補助金でなく、委託料・指定管理
料に含めて支払わなければならないとまで考える必要もないともいえ
る。

エ) ただ、委託契約、指定管理における協定書では、たとえば、下記の
ような契約書、協定書が締結され、そのなかで、委託業務・指定管理
業務の内容が特定されており、業務の対価（当然人件費も含む）とし
て、委託料・指定管理料が支払われる形になっているのに、人件費分
を除外して、委託料・指定管理料を支払っているのは問題である。

これは、本来、利害が対立する当事者の中で、契約書、協定書によ
って、その債権債務の内容を明確にしておくべきところ、市と協会公
社等との従前からの関係から、契約書・協定書の締結が形式的なもの
になってしまっているともいえる。

そして、人件費分が補助金として、委託料・指定管理料とは別途に
交付されているのでは、その委託料、指定管理料が適正な価格である
かの判断も全くできないところにも大きな問題がある。

【結果】

委託契約書、協定書において、委託業務内容、指定管理業務を特定し、その対価として、委託料・指定管理料を支払うとの内容になっているが、実際には、前記のとおり、協会公社等を随意契約、単独指名等によって決定している場合には、その業務にかかる、委託先、指定管理業者の人件費分が除外され、別途補助金で交付されている。

しかし、委託契約書、指定管理業務にかかる基本協定書・年度協定書によっても、業務の対価として、委託料、指定管理料を支払うとの記載のみであって、人件費相当分を除外することは何ら規定されておらず、人件費分を除外した金額のみを、委託料・指定管理料として支払えば足りる理由もないはずである。

したがって、委託契約、指定管理で人件費を補助金で交付する形をとるのであれば、次のような条項（指定管理の年度協定書の条項を例として記載する）を入れるなどして、改訂すべきものと思う。

甲は乙に対し、平成●年度の指定管理料として、金●●円（うち、消費税及び地方消費税の額 金●●円）を支払うほか、本業務の遂行のため、補助金（予算額 ●●円）を交付する。

ただし、補助金交付額は、補助金交付決定及び変更決定によって、確定するものとする。

【意見】

委託、指定管理において、協会公社等との間で委託契約を締結したり、単独指名したりすることも多く見受けられるが、他の業者でも業務遂行が可能なものについては、入札、公募をできる限り、進めていくべきものとする。

これによって、人件費相当額の消費税が加算され、人件費分相当が余分な支出となるのであって、豊田市の財政上不利益となるのではないかと危惧もあるかとは思いますが、そもそも、随意で委託契約等を締結したり、単独指名で指定管理者を指定したりして、競争原理を働かせないことによって、もとの価格自体が高くなっている可能性も否定できず、競争原理を働かせることによって、より低額な金額での委託や指定管理が可能となる余地は十分に認められるところである。

なお、公募、入札等による場合、そもそも、補助金の交付を受けている協会公社等と一般民間企業との間で、どのように、公平さを保つかは検討すべきであるが（協会公社等にも、その事業のなかだけで採算がとれるようにする等）、競争になじむ可能性のある事業であれば、協会公社等の存在意義、必要性も薄れていくことになるといえる。

第4 その他問題

1 補助金等交付先の団体について

(1) 新公益法人制度

ア 市が交付すべき補助金のなかには、協会公社等に対する運営費を補助するもの、協会公社等が行う事業費を補助するものが少なくない。

ところで、豊田市の協会公社等の多くは、旧民法第34条に基づいて、主務官庁の許可のもと設立された「社団法人」「財団法人」であるが、平成18年に公益法人制度を改革すべく、下記関連三法が成立・公布され、新制度が平成20年12月1日から施行されている。

記

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（「法人法」）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（「認定法」）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（「整備法」）

旧民法第34条 学術、技芸、事前、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

イ この新制度の目的は、民間非営利法人部門の活動の健全な発展を促進し、民間による公益の増進に寄与しようとするものであるが、従来の公益法人制度で指摘されていた、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の問題点を解決することにある。

そのため、新制度では、

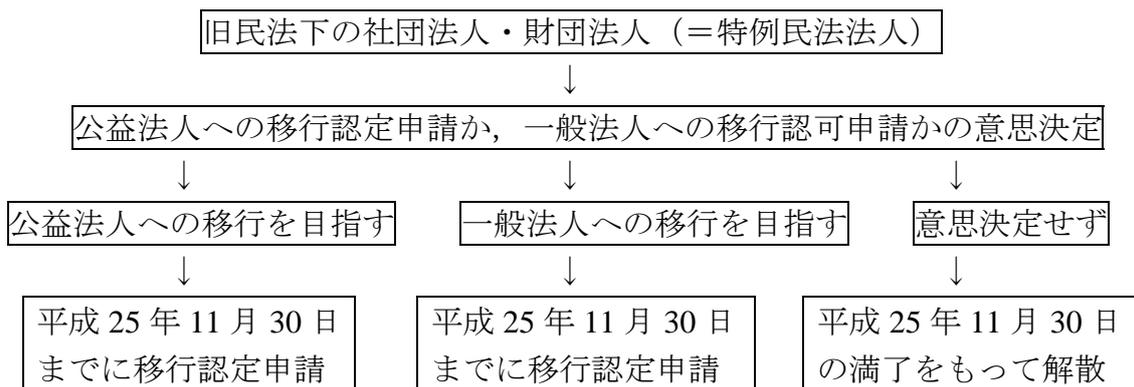
- ① 法人法の要件を具備すれば、登記のみで一般社団法人・財団法人を設立することができる（←旧制度では、主務官庁の認可が必要）
- ② 一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定をうけて公益社団・財団法人となる
- ③ 公益認定の判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会ないし都道府県の合議制の機関が行う（←旧制度では、公益性の認定も主務官庁が行っていた）

ことになった。

ウ そして、旧民法第34条に基づいて設立された社団・法人は、新制

度施行後、特段の手続をとることなく、従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できることになっているが、平成25年11月末の移行時期の終了までに移行申請を行わなかった場合には、解散となる。その関係を図示すると次のとおりとなる。

[旧民法に基づき設立された法人の経過措置]



「新公益法人制度における公益認定と役員責任」49頁
 （鳥飼重和編著・商事法務）

(2) 公益認定基準

ア 公益認定を受けるための基準については、認定法第5条の第1号から第15号まで規定されているが、特例民法法人が公益法人への移行認定を受けるための要件として、整備法は、次の基準を定めた（整備法100条）

- ① 定款の内容が、法人法及び認定法等の規定に適合すること
- ② 認定法第5条各号に掲げる基準に適合すること

そして、公益認定を受けるためには、公益目的事業を主たる目的とするものであることが必要であるが、認定法第5条第1号ないし第15号で定める基準の主なものは、次のとおりである。

- ① 経理的基礎を有すること
- ② 技術的能力を有すること
- ③ 特別の利益を与える行為を行わないこと
- ④ 収支相償であること
- ⑤ 公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること
- ⑥ 遊休財産が制限を超えないと見込まれること

イ ここでは、認定法第5条第1号に規定する「公益目的事業を主たる目的とする」との要件についてのみ検討する。

ア) 公益目的事業

公益目的事業については、認定法第2条第4号で定義規定が設けられている。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 …… (略) ……

…… (略) ……

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

つまり、公益事業と認められるためには、

- ① 別表（認定法の別表）に掲げる種類の事業に該当すること
 - ② 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること
- が要件となる。

そして、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」の判断にあたっては、内閣府公益認定等委員会が策定した「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」に記された「公益目的事業のチェックポイントについて」によって、検討することになる。

イ) 「主たる目的とする」については、上記ガイドラインにおいて、

- ① 定款で定める法人の事業又は目的に根拠があること（根拠がないと、公益目的事業と認められないことがある）
- ② 公益認定申請時に、公益目的事業比率の見込み（認定法第5条第8号）が50パーセント以上であることが必要であるとされる。

ウ) そして、公益認定がなされると、税制面での優遇措置等が認められることになる。

(3) 補助金交付との関係

ア) 補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定されているとおり、「公益上の必要がある場合」に限られる。

そして、補助金等を交付する場合には、ある団体の行う公益的な事業に対して交付される「事業補助金」と、公益的な事業を行う団体の運営のために必要な経費を補助する「運営費補助金」がある（前記 37 頁参照）。

一方、公益認定制度は、公益目的事業を主たる事業とする団体であることが要件となっている。

イ そのため「事業補助金」は、あくまで、当該公益的的事业に対してなされるものであるため、公益目的事業を主たる目的としない団体に対しても交付できることに問題はないといえるが、「運営費補助金」を交付するには、当該団体が公益認定を受けていることが必要であるかどうか問題となる。

同じ「公益」という要件であっても、各々の法律で定める目的・趣旨によって、その具体的内容・要件に差異が生ずることはあるものの、新制度のもとで、公益認定が受けられないような場合には、当該団体への運営費補助金交付は消極的になるのではないかと思われる。

そのため、基本的に、市から一定の出資等を受けている協会公社等においては、公益法人への移行を行うべきであろう。

ウ ただ、公益認定の要件と、補助金交付要件である「公益性」の要件とは必ずしも一致しないため、公益法人と認定された団体に対しても、補助金交付のための公益性があるか否かの判断は当然必要であるが、公益法人として認定できない団体に対して、運営費補助金交付を行おうとするときには、補助金交付の必要性を、より明確に説明できないと、補助金交付が認められなくなるといえる。

その意味で、公益認定の有無は、運営費補助金を交付するときの判断材料の重要な1つになってくるとと思われる。

この点については、「従来から存在する自治体の外郭団体や出資法人は、これまでの事業の継続性や対外的に公益法人としての社会的な責任を維持することを考えると、公益社団・財団法人への移行が多数にのぼると予想される。・・・（一方では）・・・従来から存在する自治体の外郭団体や出資法人が一般社団、財団法人への移行をする場合は、公益社団・財団法人移行に比較して制約が少ないというメリットがある反面、対外的には、一般社団・財団への移行理由、そして、今後の自治体出資の必要性、妥当性の説明責任が伴うことが予想される」（「自治体の外郭団体・出資法人の公益認定」（出井信夫著）50～51頁・学陽書房）とされているのも同様な考えといえる。

2 協議会方式について

(1) 協議会方式とは

「協議会」または「実行委員会」（以下、総称して「協議会等」という。）とは、ある事業の拠点となる組織の形態であって（イベント事業の実行委員会等）、行政、企業、市民団体その他が構成員の一員として資金を出し合って運営する組織のことをいう。行政が協議会等に資金を出す方式としては、補助金、交付金によることもあるが、特に豊田市が協議会等の構成員として、負担金を支出する場合には、豊田市も一定範囲で事業主体となることから、後述するような問題点が発生しうる。

そこで、負担金を支出して、協議会等で事業を推進する形態を「協議会方式」と呼ぶこととする。

なお、協議会等の中には、事務局が市の所管課に設置されており、その事務は市職員が処理しているものや、収入の大半が市からの負担金であるものもある。

(2) 協議会方式の問題の所在

ア 協議会等の法的性質

協議会等は、社団としての実質を備えていながら法令上の要件を満たさないために法人としての登記ができないか、これを行っていないために法人格を有しない社団であるといえるため、一般的には「権利能力なき社団」と説明される。

ただ、協議会等のなかには、社団としての実体が認められず、「権利能力なき社団」とすら認められないものもある。

イ 実質的独立性の問題

形式的には、1個の独立した社会的実体として、「権利能力なき社団」と認められる場合においても、市との関係から、実質的には市と一体として捉えられる場合があり、その場合にどのように扱うかの問題が生ずる。

ウ 財政支出上の問題

仮にある協議会等が、市から独立した団体と見ることができない場合には、市から当該協議会への負担金の支出について、市が市に対して、負担金を支出していると評価することができる。

しかしこの場合、協議会等が負担金収入により、事業を運営してい

く際に、様々な支出が発生するが、実質的には市による支出にもかかわらず、他の財政支出と比較して、著しく簡易な方法により支出がなされることになる。例えば、協議会等が民間企業と委託契約を締結する際には、市の場合と違って、入札方式を取る必要はないため、実質的に市と評価される協議会等の契約締結においても、入札手続が行われることはないことになる。

(3) 協議会方式の理論的問題点

ア 権利能力なき社団として認められるか否か

ア) 権利能力なき社団の成立要件

ある団体が権利能力なき社団として認められるためには

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

の4要件を満たすことが必要であると解されている（最判昭和39年10月15日）。

イ) 権利能力なき社団と認められない場合の問題点

協議会等の名を冠した団体であったとしても、上記①から④の要件のうち一つでも欠ける場合においては権利能力なき社団とは認められないこととなる。

とすると、市が、そもそも権利能力なき社団の要件が認められない組織に対し負担金等を支出することについては、支出の効果について疑問が生じること、金銭の管理の適正確保が困難なこと、適正手続に基づく業務運営が困難なこと、責任の所在が不明確であることなどから、公金の支出として適切であるとは考えにくい。

イ 協議会等と地方公共団体の一体性について

ア) 次に、協議会等が権利能力なき社団と認められるときにおいても、前記のとおり、市との関係で実質的独立性が認められない場合があり、そのときも、権利能力なき社団と認められない場合と同様に問題が認められる。

イ) リーディングケース

協議会等と地方公共団体の一体性の問題について、文書公開に関する事例ではあるが、名古屋高等裁判所が平成15年12月25日

にした判決がある。

【事案と判決の概要】岐阜県の住民が、岐阜県情報公開条例に基づき、岐阜県知事に対し、県が関与する6つの実行委員会及び協議会が作成又は取得した文書の公開をそれぞれ請求した。県知事は、「県は当該文書を作成しておらず、また取得もしていない」として、いずれも公開しない旨の処分をした。そこで住民が、各非公開処分の取消しを求めた。

名古屋高等裁判所は、「本件各委員会・協議会は、県の事業執行の一方法たる存在であり、本件各委員会・実行委員会の運営等の事務は県の処理すべき事務に含まれる。よって各文書は、本件条例の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、実施機関が管理している文書であると解するのが相当である」と判断した。

この判決のうち協議会等の別個・独立性に対する裁判所の判断に関わる部分を抜粋すると次のとおりである。

- 〈i〉 県は各所管事業において、当該事業実施の手法として、実行委員会方式によるのが相当であると判断した場合には、民間を含む関係機関に対して参加依頼を行い、その賛同を得て、実行委員会を設置するもので、本件各委員会も、総合的、かつ効果的な運営を期すために設置が計画されたものであること
- 〈ii〉 その設置には、県が深く関与し、その運営についても、県知事又は県企画部長が就任して要職を占め、その中心的な役割を果たしていること
- 〈iii〉 各委員会の事務局は、県の各所管課に設置されており、その事務のほとんどは、県の職員が担当し、本件各委員会において職務上作成すべき文書については、県の担当職員が作成しているものと認められ、当該職員の本件各委員会における職務については公務員の職務専念義務違反等は問題とされず、給与及び手当等も県の職員としての通常の基準により県から支給されていること
- 〈iv〉 予算（経費）についても、県から支出される負担金が、最も少ないもので総収入の約61.4%であり、他は、すべて85%以上を占めており、県議会において、県の事業の概要として本件各委員会の開催費用等の承認を得ていること
- 〈v〉 各委員会の経理事務についても、岐阜県会計規則に準じて処理し、実行委員会解散後においても予算・決算及び負担金等の各書類につき、議会や県民等に説明できるよう整理すること、また、本件各委員会には文書管理規程等がなく、その文書の整理、保管等は、県の事務局所管課において、岐阜県公文書規程に準じて処理することなどの指導がされているもので、本件各委員会の事務

局が設置されている所管課で本件各文書を事実上管理していることなどが認められる。

そうすると、県は、「単なる本件各委員会の構成員にすぎない」ということはできず、「本件各委員会と一定の距離を保ち、対等ないしは独立した位置にあることを前提にして、互いに協働するといった関係」にもないものであって、これを裏返せば、本件各委員会は県の事業執行の一方法たる存在であるということができ、本件各委員会の運営等の事務は県の処理すべき事務に含まれるというべきである。

したがって、本件各委員会の職員が職務上作成し、又は取得した本件各文書は、本件条例2条2項にいう「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、実施機関が管理している文書」であると解するのが相当である。

ウ 協議会等の実質的独立性の判定基準

ア) 設置地方公共団体と協議会等との別個・独立性否定要件

上記判決において、協議会等が権利能力なき社団と認められてもなお、設置地方公共団体との間で別個・独立性が認められない場合の要件を抽出すると下記①から④のとおりとなる（なお、上記判決の〈v〉は、本件公開条例第2条第2項の関係で問題となった要件といえる）。

記

- ① 協議会等の事業内容が設置地方公共団体の行う事業内容と重複すること（上記判決の〈i〉に対応）
- ② 協議会等の設置・運営に設置地方公共団体が中心的役割を果たしていること（上記判決の〈ii〉に対応）
- ③ 協議会等における事務作業の大部分を設置地方公共団体の職員が設置地方公共団体の職務として遂行していること（上記判決の〈iii〉に対応）
- ④ 予算の大半が設置地方公共団体からの補助金・負担金・交付金によって占められていること（上記判決の〈iv〉に対応）

イ) 要件相互間の関係

上記①から④の要件のうち、①の要件は設置地方公共団体と協議会等の事務の重複の有無の問題であるから、客観的に重複の有無が判定可能と考えられる。とはいえ、重複の程度についても白か黒かというものではなく、100%重なるのか、80%重なるのか、あるいは10%しか重ならないのかという程度の問題としての側面も有している。また、②～④の各要件についても、程度の問題ともい

える。

そして、協議会等と設置地方公共団体との間で別個・独立性が認められるかというのは実質的な判断によらざるをえないものであるから、上記①ないし④の要件を総合考慮し、実質的に別個・独立性を認めるべきか否かの判断がなされるものと解される。

ウ) 市の対応

市は、各部局が協議会方式を採用することについて、総務部財政課作成の「予算見積・予算執行 節別ハンドブック」において、次のような方針を示している。

【予算要求時の注意点】

- 実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として委託料ではなく市の直接予算で計上するよう務めること
- 実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として負担金ではなく市の直接予算で計上するよう努めること

【意見】

総務部財政課レベルにおいては、権利能力なき社団として認められない場合はもちろん、権利能力なき社団としての実体が認められる実行委員会等においても、市との間で別個・独立性が認められない場合には、委託料や負担金として支出することに対しての問題意識をもっているといえる。

しかしながら、従前のまま、繰り返されているものもあり、総務部財政課自身がどの程度徹底して改善しようとしているかにも疑問がないわけではなく、さらに、財政課以外の各担当課において、十分問題把握している状況とまではいえないため、各課への徹底を図る必要があると考えられる。

(4) 協議会方式に対する考え方、留意点

ア そもそも「権利能力なき社団」と認められないほど、社会的実体がない団体である場合はもとより、一応「権利能力なき社団」と認められても実質的に市と独立の団体と見ることができない場合には、当該協議会等の行為は、実質的には市自身の行為とみられることとなる。したがって、財政支出面においても、実質的に市自身の支出とみざるをえないのかという問題が生じる。

そして当該協議会につき、市からの独立性が認められない場合には、

当該協議会等における財政支出等に関する規制が、市における規制より緩やかである場合には、結果的に、協議会等をトンネルすることによって、市の財政支出の規制を潜脱する結果となる。これが協議会方式における最大の問題点である。

イ 権利能力なき社団の要件

協議会等の設置にあたっては、少なくとも当該協議会等が権利能力なき社団として評価されるだけの実質を備える必要がある。

権利能力なき社団が認められるためには、前記のとおり、

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

の4要件が必要であるが、各要件のうち、注意すべきは次の点である。

ア) ①の要件

社団内の要職を豊田市関係者の充て職とするのではなく、他の参加者を積極的に登用した上での組織作りが必要である。

イ) ②の要件

意図的に市の意向を無視する必要はないが、協議会等の重要な意思決定においては、市の意向にかかわらず、団体内部での自律的な多数決による意思決定が行われていることが必要である。

ウ) ③の要件

団体構成員が替わっても、団体が存続することが必要であり、どの構成員が抜けたとしても、団体が存続できるような組織づくりが求められる。

エ) ④の要件

この点でも、協議会等自身の自律的な組織運営ができていることが必要となる。

ウ 実質的独立性

権利能力なき社団の要件を備えたとしても、当該協議会等は、市から独立しているという実質的要件を備えることが必要であり、その要件は、前記のとおり、次の4つである。

- ① 協議会等の事業内容が設置地方公共団体の行う事業内容と重複すること
- ② 協議会等の設置・運営に設置地方公共団体が中心的役割を果たしていること
- ③ 協議会等における事務作業の大部分を設置地方公共団体の職員が設置地方公共団体の職務として遂行していること
- ④ 予算の大半が設置地方公共団体からの補助金・負担金・交付金によって占められていること

この要件について、注意すべき点は次のとおりである。

ア) ①の要件

負担金を支出する場合には、市が一定割合で事業に関与するといえるため、この要件を厳格に捉えることは難しいともいえるが、市以外に事業に関与するものの存在が認められるかが重要かと思われる。

イ) ②の要件

豊田市が協議会等を設置する場合、豊田市が中心的役割を果たすことまで否定するのは難しいと思われるが、協議会等の役職を、市職員の充て職としないこと、ほかの構成員からも積極的に人材登用を行うなどして、協議会等に自律性をもたせることが必要となるといえる。

ウ) ③の要件

協議会等の事務局設置場所を市役所外に設置すること、協議会運営に当たっては市職員以外の者も参画していることが求められる。なお、市と協議会等との間で独立性が認められる場合において、市職員が協議会等の事務作業を遂行することは、職務専念義務違反の問題を生じうることも注意する必要がある。

エ) ④の要件

協議会等の財政基盤の自律性という観点も踏まえて、負担金の額が決められるべきであろう。

第3章 個別検討

第1 総務部 管財課

1 業務内容

管財課は、市有の土地・建物・市営駐車場に関することを業務内容としており、

① 庁舎管理担当

庁舎及び付属物の維持管理、有料駐車場に関すること等

② 公有地担当

普通財産の管理、取得、処分及び賃貸契約に関すること、公有地の拡大の推進に関する法律に関すること、公有地の取得及び処分に係る委員会等の庶務に関すること等に

に分かれている。

2 補助金等の実績

(1) 管財課が所管している平成20年度の補助金等は、102頁のとおりである。

(2) 平成20年度には、管財課のうちの庁舎管理担当においては、環境センター改築に伴う水質検査委託負担金1249万5000円を支出しているが、同担当では、それ以外に、負担金、補助金及び交付金の支出は一切ない。

しかし、上記負担金は、(仮)中央保健センター(新東庁舎)整備に際して、環境センターの改築工事が必要となり、その工事期間中、環境センター内にある上水運用センターでの水質検査ができなくなったことで、上下水道局が外部に水質検査を委託したために発生した費用につき、その原因が庁舎改修であるため、庁舎管理を担当する管財課が、その費用負担をしたものである。

3 豊田市土地開発公社運営費補助金

(1) 目的

豊田市土地開発公社(以下「土地開発公社」という)の運営費の補助のために、職員給与相当分を、市が補助金として支給するものである。なお、土地開発公社については、開発公社プロパーの職員はおらず、すべてが市の派遣職員である。

土地開発公社については、438頁参照。

(2) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	88,889,916	89,999,080	89,740,904	111,802,786	112,461,511	113,987,000
件数	1 (9名)	1 (9名)	1 (9名)	1 (11名)	1 (11名)	1 (10名)

※ 件数のカッコ内は対象職員数

※ 平成21年度の予算額は11名の職員を予定したもの

(3) 問題点

ア 派遣職員の給与相当分を補助金として支給すること

市派遣職員の給与等相当分を、市が公社に補助金として支給し、公社が市派遣職員に対し、給与等を支払っている点に問題があることは、前記62頁以下のとおりである。

イ 長期にわたる派遣

派遣職員の派遣期間については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、公務員派遣法という）には、次のとおり規定されている。

第3条 職員派遣の期間は、3年を超えることができない。

2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

しかし、今回、平成16年度から平成21年度までの派遣職員を調べたところ、同一人物が上記期間（6年間）勤務していることが判明し、調査したところ、平成7年4月1日に公社へ派遣され、その後、派遣が繰り返され、結果、現在まで、公社で勤務したままとなり、平成22年3月31日をもって、定年退職の予定とのことである（現在の役職は、副参事兼業務課長）。

このような長期間の派遣がなされている理由について、管財課では、用地取得等に関する専門的知識や業務経緯の分かる職員が必要であり、長期派遣となる職員が生じているとの回答がなされている。

この点、派遣期間が満了した場合に、再度の職員派遣を行わないとした場合には、地方公共団体の施策推進が著しく損なわれる等特別の事情が認められる場合には、再度の職員派遣も完全に否定されるものではない。

しかし、15年もの間、地方公共団体の職務に復帰していないのは、職務の復帰を前提とした職員派遣制度の趣旨にはあまりそぐわないものと考えられる。

また、ほかに、平成16年度から18年度まで、主査として勤務していた者が、再び、平成20年度から現在まで勤務していることが判明した。この点については、庶務担当職員の異動に伴い経験のある職員を再度派遣したものであるとのことであるが、そもそも、庶務担当の主査は2名であるところ、もう1名の主査も、平成19年度まで長年派遣されていたのであって、むしろ、このように、2名いる主査を同じ派遣職員で固定してきたことの結果といえる。

本件では、まだ、通算5年ではあるが、もし、平成22年度も公社に派遣されるようなことがあれば、公務員派遣法に、形式的には抵触しないものの、同法が一定期間に限って、派遣職員を認めた趣旨に反するものといえる。

【意見】

[1] 市の派遣職員については、派遣期間終了後に地方公共団体の職務に復帰することを前提とした制度であって、その派遣期間を3年に限っており、特に必要があるときに、例外的に5年を超えない範囲での延長を認めたものである。

そして、例外的に再度の派遣も否定されるものではないが、長期に亘って、派遣先の職務に従事しており、地方公共団体の職務への復帰がもはや予定されていないと思われるような形で、職員派遣を更新することは、派遣法の趣旨に反する違法な疑いが強く、改善すべきである。

[2] 5年を超えない期間の派遣後、短期間、市に復職しただけで、改めて、同一公社に派遣されている場合には、その通算派遣期間と、市で復職していた期間によっては、一定期間に限って、派遣職員を認めた公務員派遣法を潜脱するものとして、違法となる場合もありうる。

[3] 豊田市においては、土地開発公社の業務が市から依頼の代行買収が主体であって、プロパー業務を行っていないために、プロパー職員でなく、すべてが市派遣職員であるとするが、市の職員の派遣はあくまで例外的に認められるにすぎず、当該業務の専門的知識が必要であるなどの理由によって、勤務の継続性を求めるのであれば、むしろ、職員の何人かについては、プロパー職員の採用、育成を考えるべきである。

ウ 人員増員に伴う補助金の増額

ア) 土地開発公社は、昭和47年(1972年)6月に成立した「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が全額出資して設立した法人である。同公社の本来の目的は、地価の上昇局面で土地を取得しやすいように、議会の議決を必要とする地方公共団体に代わって、機動的に土地の先行取得を行うことにあったといえるが、バブル崩壊後の大幅な地価下落を背景として、同公社の目的は変化してきており、その積極的な必要性は少なく(値下がりした土地の買い支え等)、平成11年(1999年)に1597団体あったものが、市町村合併もあったとはいえ、平成21年4月1日現在では、1051団体まで減少しており、平成19年度では、自主的に公社を解散させた自治体が24団体、市町村合併によるものが4団体であった。

イ) このようななか、豊田市は、豊田市土地開発公社に対し、平成18年度、職員9名の給与相当の8974万0904円の補助金であったものが、平成19年度以降、職員数は11名となり、平成20年度では、1億1246万1511円となっており、2年の間に約2272万円の増額(約25.3%増)となっている。(なお、平成21年度では、職員数が10名となっているが、補助金の予算額は、11名で1億1398万7000円となっている。)

具体的には、平成18年度までは、参事(兼常務理事)、業務課長、主幹が各1名に、係長2名、主査4名の9名であったところ、平成19年度には、主幹が1名増員され、新たに、副主幹も設けられた結果、合計11名となった(なお、平成21年度には、主査が4名から3名に減員となっている)。

ウ) このように、職員を増員した必要性について、管財課では、事務量の増加による増員という理由で把握しているとのことである。

【意見】

当該公社の存在意義等を踏まえて、派遣職員数も考えるべきである。

職員の削減等による運営費補助金の見直しを設ける行政経営戦略プランにも逆行するものといえる。

4 豊田市土地開発公社運営費負担金(土地取得事務費負担金)

(1) 目的

土地開発公社が、土地の取得、管理、処分等の業務を執行するにあたって、必要な事務費を、豊田市が一部負担するために支出する負担金で

ある。

(2) 根拠

豊田市と豊田市土地開発公社との間の協定書

(負担)

第1条 甲（引用注：豊田市）は，乙（引用注：豊田市土地開発公社）が公共用地，公用地等の取得，管理，処分等の業務を執行するにあたり，必要な事務費の一部を負担するものとする。

(協定期間)

第2条 この協定の有効期間は，平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

(金額)

第3条 負担金の額は，5,389,950円とする。

(支払い)

第4条 毎年度当初に1回，乙の請求により，甲が乙に支払うものとする。

(報告)

第5条 平成22年3月31日までに負担金の執行実績を報告するものとする。

(規定外の事項)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については，その都度甲乙協議の上，定めるものとする。

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	12,949,284	12,340,208	5,969,000	4,651,000	5,831,700	5,380,000

※ 交付先は，豊田市土地開発公社である。

(4) 運用方法

本負担金は，協定書に基づき，公社の必要な事務費の一部を負担金として支出するものである。手続の流れとしては，土地開発公社が，事務費積算資料に基づいて，毎年，担当課である管財課に予算要求を行い，管財課において，その金額を財政課に予算要求することになる。なお，管財課において，公社からの予算額を削減した例はなく，また，事務費積算資料は，単に，項目ごとに数量単価が記されたものであって，裏付け資料は添付されずに予算要求がなされている。

また，負担金についての実績報告は何らなされておらず，公社の一般事務費の実績に対して負担金に不足が出れば，利益準備金で充当し，残

余が出れば利益準備金に繰り入れるのであって、負担金について、市と公社との間で精算がなされていることはない。

(5) 問題点

ア 負担金の対象が明確でない

ア) 平成17年度から平成18年度にかけて、負担金が、1234万0208円から596万9000円に、637万1208円減額(約51.6%減)となっている。

その理由としては、経理・資産管理システムをリースにしていたが、それを、市販ソフトに改良を加えたソフトの利用に換えることによって、リース料が削減できたとのことであった。

イ) 実際、それ以前の負担金の積算根拠となった項目として、平成17年度まで計上されていた「経理・資産管理システム」分709万3800円が、平成18年度以降、計上されていないことは、負担金が軽減された大きな理由といえる。

しかし、平成16年度、17年度は、経理・資産管理システムとして709万3800円が計上されているほか、新たに導入される経理・資産管理システムの変更費として300万円ずつ計上されており、平成18年度には、上記リース料、これらシステム変更料のいずれも計上されていないために、より大きな減額が認められてもよいところであるが、前記のとおり、そこまでの減額とはなっていない。(次頁以降の資料②③参照)

ウ) 一方、平成15年度の負担金をみると、システム変更分300万円が計上されていないものの、事務用消耗品等として245万8056円が計上されるなどしており、1377万9000円の負担金が交付されており、システム変更をすることになった平成16年度、17年度に、負担金の増額となっていない。(次頁以降の資料①～③参照)

そして、平成18年度になると、平成16年度、17年度に計上されていなかった、公租公課費、備品消耗品費、負担金、補助金及び交付金、燃料代等が新たに負担金の対象として積算されており、平成18年度予算において、負担金対象についての変更があった記録もなく、ただ、単に、一定の金額の負担金を受けるために、公社が負担する経費として盛り込めるものを積算しているだけのようでもある。(なお、平成20年度のもの、資料④参照)

平成 15 年度 事務費積算資料

事務費積算資料

自動車リース 車名	数量	月額(円)	年額(円)
ヴァイツ	1台	30,450	365,400
スプリンターカーラブ	1台	38,850	466,200
プリウス	1台	38,325	459,900
計	3台	107,625	1,291,500

NEC機械装置リース料

物件名	数量	年額(円)
経理・資産管理システム	1式	7,093,800
レーザプリンタ	1式	62,244
計		7,156,044

公用車燃料
3台分 230,400円

手数料
 通込手数料 711,000円
 経理システム手数料 900,000円
 土地測量費 1,032,000円
 事務用品等 2,458,056円

合計

13,779,000円

資料①

平成 16 年度 事務費積算資料

事務費積算資料

自動車リース 車名	数量	月額(円)	年額(円)
ヴァイツ	1台	30,450	365,400
スプリンターカーラブ	1台	36,750	441,000
プリウス	1台	36,325	435,900
計	3台	103,525	1,242,300

NEC機械装置リース料

物件名	数量	年額(円)
経理・資産管理システム	1式	7,093,800
設計積算システム	1式	496,440
レーザプリンタ	1式	62,244
計		7,652,484

手数料

項目	件数	単価(円)	金額(円)
金融機関振込手数料	1,500	210	315,000
経理・資産管理システム変更	1式		3,000,000
保有土地測量費	1式		715,500
計			4,030,500

合計金額 12,949,284円

資料②

	平成16年度と平成17年度の比較(増減表)		差額
	平成16年度	平成17年度	
自動車リース (スプリンターカーラブ →サクシード)	441,000	430,920	△10,080
設計積算システム	496,440	612,944	116,504
保有土地測量費	715,500	0	△715,500
合計			△609,076

事務費積算資料

(1) 手数料

項目	数量	単価	金額(円)
金融機関印字手数料	1,500	210	315,000
金庫使用料	1	525	525,000
経理・指針システム点検	1	500,000	500,000
測量手数料	1	500,000	500,000
花間住宅案内	3	100,000	300,000
計			1,700,000

(2) 使用料賃借料

項目	数量	単価	金額(円)
設計積算システム	12	53,865	646,380
公用車リース料(3台)	12	104,685	1,256,220
ゼロックスリース料	12	32,225	386,700
旧管理・経理システム	3	99,438	298,314
計			2,687,614

(3) 総経代

項目	数量	単価	金額(円)
公用車ガソリン代	1,300	151	196,300

(4) 保険料

項目	数量	単価	金額(円)
公用車任意保険料(3台)	3	60,000	180,000

(5) 負担金補助金及び交付金

項目	数量	単価	金額(円)
中核市道建設促進基金相合	2	6,000	12,000
告知用印刷物建設促進基金相合	1	22,500	22,500
西三河建設促進基金相合	1	8,000	8,000
計			42,500

(6) 公租公課費

項目	数量	単価	金額(円)
法人税	1	20,000	20,000
法人市民税	1	50,000	50,000
初年度固定資産税	1	339,000	339,000
計			409,000

(7) 備消耗品費

項目	数量	単価	金額(円)
コピー再生紙	36	1,400	50,400
ゼロックスガソリン	12	45,000	540,000
複写プリンター1台	2	23,000	46,000
共通事務用品			217,186
計			853,586

合計金額 5,969,000円

③

平成18年度 事務費積算資料

平成20年度 事務費積算資料

(1) 手数料

項目	数量	単価	金額(円)
金融機関印字手数料	1,500	105~735	472,500
測量等手数料	2	500,000	1,000,000
CAI推進型手数料	1	6,000	6,000
計			1,478,500

(2) 使用料・賃借料

項目	数量	単価	金額(円)
設計積算システム(含プリンター)	12	53,865	646,380
NEW委託料(含衛星放送)	1	25,520	25,520
ひまわり使用料(指字列席)	1	28,980	28,980
公用車リース(3台)	12	116,545	1,398,540
ゼロックス機械設置リース料	12	31,200	374,480
計			2,474,900

(3) 公用車燃料

項目	数量	単価	金額(円)
公用車ガソリン(3台)	190	108	205,200
計			252,000

(4) 保険料

項目	数量	単価	金額(円)
公用車任意保険	3	60,000	180,000
計			180,000

(5) 負担金補助金及び交付金

項目	数量	単価	金額(円)
中核市道建設促進基金相合	2	6,000	12,000
告知用印刷物建設促進基金相合	1	28,500	28,500
用地取得促進基金相合	2	3,000	6,000
各種研修費相合	3	33,600	100,800
計			147,300

(6) 公租公課費

項目	数量	単価	金額(円)
法人税	1	20,000	20,000
法人市民税	1	50,000	50,000
初年度固定資産税	1	330,000	330,000
計			400,000

(7) 備消耗品費

項目	数量	単価	金額(円)
コピー用紙	70	1,700	119,000
ゼロックス消耗品費	12	40,000	480,000
共通事務用品	1	200,000	200,000
参考図書・参考資料	1	100,000	100,000
計			899,000

合計金額 5,831,700

④

平成20年度 事務費積算資料

【意見】

協定書においては、公社が公共用地等の取得、管理、処分等の業務を執行するにあたり、必要な事務費の一部を豊田市が負担するとの条項があるだけであるが、実際に、市が負担すべき経費の項目・範囲を明らかにしておくべきである。

イ 市による負担金支出に対するチェックが何らなされていない

ア) 本負担金は、毎年10月初旬に、豊田市土地開発公社から担当課である管財課長宛に、予算積算資料が提出され、それに基づいて、管財課長が財政課に予算要求するのであり、管財課で、開発公社からの予算積算資料から予算要求額を削減することはない。

そもそも、担当課である管財課長に示されるのは単に、項目、単価が記された一覧表のみであって、前年度の実績資料などは何ら添付されておらず、その正確性、必要性を判断することはできず、むしろ、そのような判断は予定されていないとさえいえる。

イ) しかし、協定書においても、「必要な」事務費の一部を負担すると定められているのであり、また、当然、負担金を支出する以上、その必要性を市として判断すべきは当然のことである。

【意見】

[1] 市が負担すべき事務費がどの範囲であるかも、前記のとおり明確にする必要があるが、いずれにしても、予算積算資料の各項目を裏付ける資料、市が負担する必要性を示す資料を添付して、予算要求すべきものである。

また、負担金支出の対象となる科目についても、当該科目のうちどの割合であるか（全額か、一定割合か等）を記して、予算の積算をすべきである。

[2] 負担金の積算をするにあたって、市がその必要性等を判断すべきことは前記[1]のとおりであるが、実際に、交付された当該負担金の対象とされた経費が実際にどのように支出されたかの実績報告も受け、その検討もすべきである。

ウ 市からの補助金の必要性

今回の監査では、負担金、補助及び交付金を対象としているため、協会公社の事業内容自体は監査の対象としていない。

しかし、管財課では、本負担金については、土地開発公社が所有地

の処分により、附帯事業収益（駐車場貸付収入）が大幅に減収となるため、市が事務費の一部を負担することにしたものとのことである。

しかし、土地開発公社の決算書をみる限り、市からの補助金があることも関係して、下記のとおり、毎年利益を計上し、平成20年度末で、負債資産合計70億円余のうち、準備金として合計16億3000万円余を計上するに至っている。

貸借対照表

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,996,961,000	流動負債	3,113,080,631
現金及び預金	707,125,210	未払金	1,208,913,941
事業未収金	497	短期借入金	1,904,622,717
公有用地	1,401,740,260	預り金	△456,027
代行用地	4,888,095,033	固定負債	2,255,419,736
固定資産		負債合計	5,368,500,367
無形固定資産	1,769,250	(純資産の部)	
投資その他の資産	10,020,000	資本金	10,000,000
出資金	20,000	準備金	1,630,249,883
長期定期預金	10,000,000	前期繰越準備金	1,629,077,047
		当期純利益又は当期利益	1,172,836
		純資産合計	1,640,249,883
資産合計	7,008,750,250	負債・純資産合計	7,008,750,250

損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

科 目	金 額	
事業収益		2,728,247,131
公有地取得事業収益	2,723,961,728	
土地造成事業収益	0	
附帯等事業収益	4,285,403	
事業原価		2,723,961,728
公有地取得事業原価	2,723,961,728	
土地造成事業収益	0	
事業総利益		4,285,403
販売費及び一般管理費	127,404,219	127,404,219
事業利益		△123,118,816
事業外収益		124,291,652
受取利息	1,960,824	
有価証券利息	3,993,507	
受取配当金	1,200	
雑収益		
運営費補助金	118,293,211	
その他の雑収益	42,910	
経常利益		1,172,836
当期純利益		1,172,836

※ 上記運営費補助金には、土地取得事務費負担金も含まれている

過去3年度の損益, 準備金の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業収益	2,295,753,219	2,559,305,161	2,728,247,131
事業原価	2,158,106,240	2,555,025,566	2,723,961,728
販管費	97,090,165	117,745,331	127,404,219
事業利益	40,556,814	△113,465,736	△123,118,816
事業外収益	98,546,646	120,355,516	124,291,652
(内運営費補助金)	(89,740,904)	(111,802,786)	(112,461,511)
経常利益	139,103,460	6,889,780	1,172,836
(当期純利益)			
準備金	1,622,187,267	1,629,077,047	1,630,249,883

【意見】

協定においては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の業務を執行するにあたり、必要な事務費の一部を負担することになっている。ただ、前記のとおり、負担金の範囲については、明確な基準もなく、また、土地開発公社から示される予算積算資料に対しても、負担金の必要性等の判断が十分でないといえる。

もともと、本負担金は、公社の附帯事業収益の大幅な減少に伴い、市が負担するようになったことを考えれば、毎年度利益を計上し、準備金として合計16億3000万円余を計上することになるような範囲の事務費を市が負担してきたことに疑問がないとはいえない。

市としては、公社の組織運営のための費用を負担すれば足りるのであって、公社の決算状況等も加味したうえで、経費の負担割合を再検討すべきと考える。

3 日本不動産研究所維持会員負担金

(1) 目的

日本不動産研究所に特別会員として加入していることで発生する年会費である。なお、入会は、昭和56年4月1日である。

(2) 根拠

維持会員規程（日本不動産研究所）

(3) 実績及び予算

平成16年度から平成20年度までの実績、平成21年度予算額、すべて15万円

(4) 問題点

ア 日本不動産研究所には、維持会員として

- ① 特別会員 年会費 15万円、鑑定料の15%割引
 - ② 賛助会員 年会費 10万円、鑑定料の10%割引
 - ③ 普通会員 年会費 5万円、鑑定料の5%割引
- の3種類がある。

そして、豊田市の場合、下記「不動産鑑定の実績」のとおり、毎年、年間700万円以上の不動産鑑定を依頼しており、特別会員になると、鑑定料について、15%割引が受けられ、下記「価格比較」のとおり、最大の割引を受けることができるため、特別会員として加入している。

記

〈不動産鑑定の実績〉

平成16年度	定点	1件（30箇所）	717万8850円
平成17年度	定点	1件（36箇所）	688万8000円
	臨時	2件（4箇所）	110万6700円
平成18年度	定点	1件（44箇所）	785万5050円
平成19年度	定点	1件（50箇所）	795万5800円
	臨時	7件（7箇所）	206万1150円
平成20年度	定点	1件（50箇所）	785万5050円
	臨時	2件（2箇所）	106万4700円

〈価格比較〉

年間の鑑定料を700万円とした場合

特別会員（15%割引）の場合、105万円の割引

賛助会員（10%割引）の場合、70万円の割引

普通会員（5%割引）の場合、35万円の割引

イ 豊田市としては、鑑定評価は非常に特殊な業務であり、日本不動産研究所には、毎年定点で鑑定を依頼しており、その鑑定を基に価格査定を行っていることから、市内の価格水準を熟知した日本不動産研究所に依頼することで、バランスのとれた鑑定結果をえることができるため、同研究所に鑑定をしているとのことである。

しかし、日本不動産研究所へ鑑定を依頼する前提であれば、毎年700万円以上、鑑定依頼しているため、特別会員になり、その会費（負担金）を支払うことは理解できるものの、そもそも、日本不動産研究所の鑑定費用が相当な価格がどうかの検証がなされないまま、鑑定を依頼しているように思われる。

実際、不動産鑑定士が行う鑑定費用も下落しており、継続的収入が見込まれる自治体による鑑定であれば、かなり低額での鑑定も期待できるところである。

ウ しかも、平成16年9月1日現在の維持会員を調べたところ、維持会員全体で473団体のところ、公社・公団等の維持会員は22であり、地方公共団体においては、全国で16（府県が6、市が7、特別区が3。特別会員が13、賛助会員が1、普通会員が2）にとどまり、業種別では、不動産業者が108社であって、一番多いといえる（なお、平成22年1月1日現在での会員数は421団体である）。

【意見】

不動産鑑定については、バランスのとれた鑑定が望まれるところであるが、日本不動産研究所との間の随意契約によって、鑑定依頼をしないといけないほどの、代替性のないものでは決してないといえる。

そのため、日本不動産研究所維持会員負担金として支出される金額は毎年15万円にとどまるものではあるが、そもそも、日本不動産研究所での鑑定費用が相当であるかを検証する必要がある。場合によっては、裁判所等での鑑定も行っている不動産鑑定士事務所何社かを選定したうえで、指名競争入札等によって、鑑定依頼先を選定することも必要と考える。

補助金等一覧表

補助金

1	補助金名	豊田市土地開発公社運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	協会公社	豊田市土地開発公社	1	112,461,511 円

負担金

1	負担金名	環境センター改築に伴う水質検査委託負担金			
	根拠規定	—			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	単発	任意的負担金	豊田市上下水道局	12,495,000 円	
2	負担金名	土地取得事務費負担金			
	根拠規定	協定書			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H14	義務的負担金	豊田市土地開発公社	5,831,700 円	
3	負担金名	NOMA行政管理講座負担金			
	根拠規定	—			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	単発	任意的負担金	社団法人日本経営協会	30,450 円	

4	負担金名	日本不動産研究所維持会員負担金		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	S 5 6	任意的負担金	財団法人日本不動産研究所	150,000 円
5	負担金名	不動産鑑定研修参加負担金		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	任意的負担金	財団法人全国建設研修センター	84,000 円
6	負担金名	下水道事業受益者負担金		
	根拠規定	豊田市下水道事業受益者負担金条例, 豊田市下水道事業受益者負担金規則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務	上下水道局下水道管理課	361,480 円

第2 総務部 人事課

1 業務内容

豊田市の人口は、平成21年3月末時点で40万6821人であり、市職員数は、3242人（平成20年4月1日現在）となっている。

総務部人事課は、これら市職員について、主に以下の事務を担当している。



豊田市職員互助会の文化クラブ「奇術クラブ」のマジックショー。同クラブは平成21年11月、多年の社会奉仕活動に従事したことにより、緑綬褒章を受章した。

【人事研修担当】

- ① 組織及び事務量測定に関すること。
- ② 職制及び配置に関すること
- ③ 職員の任免、服務、賞罰その他身分に関すること
- ④ 職員の選考、考課及び適正観察に関すること。
- ⑤ 職員団体に関すること。
- ⑥ 職員の研修及び教養に関すること。
- ⑦ 事務の調整に関すること。
- ⑧ 協会等の総合調整に関すること。
- ⑨ 事務改善の企画指導その他能率に関すること。
- ⑩ 資料室の運営管理に関すること。

【給与厚生担当】

- ① 職員の給与に関すること。
- ② 職員の保健衛生管理、福利厚生及び互助会に関すること。
- ③ 健康保険及び共済組合（扶助料を含む）に関すること。
- ④ 安全衛生委員会の庶務及び公務災害補償に関すること。

平成21年度の重点取組項目は「市及び協会公社を含めた組織体制の強化」と「行政サービスを担う人材の確保」という2つのテーマであった。

2 補助金等の実績

人事課が所管している平成20年度の補助金等は、114頁のとおりである。なお、本報告書にて監査した「豊田市職員互助会負担金」については、豊田市職員互助会条例により、市が互助会に「負担金」を支出するとされていることから本報告書では「負担金」という名称を使用するが、その性質に鑑みれば「交付金」と考えられ、市も財政上「交付金」として分類している。

3 豊田市職員互助会負担金

(1) 目的

豊田市職員互助会（以下「互助会」という）の健全な運営と発展を図ること。

(2) 根拠

豊田市職員互助会条例。この条例に負担金支出の根拠として、以下の規定がある。

（掛金及び市負担金等）

第4条

職員は、互助会の事業に要する費用に充てるため、掛金を互助会へ納入しなければならない。

2 市は、互助会の健全な運営と発展が図られるように、毎年度予算の定めるところによって、負担金を互助会に支出するものとする。

3 略

また市職員が互助会の業務に従事することについては、この条例上次の規定がある。

（事務職員及び市の施設の利用）

第8条

市長は、職員を互助会の業務に従事させ、又は市の施設を互助会の利用に供することができる。

この条例に基づき豊田市互助会規則が定められている。この規則では、互助会の内部規約に規定すべき事項、規約・規程の制定・改廃には運営審議会の議決を経るべきこと、互助会は事業計画書・決算書等を市長に提出すべきこと等が規定されている。

(3) 互助会について

ア 目的

会員となった豊田市職員の相互共済及び福利増進を図ることが目的である。

イ 組織・事業内容等

設立	昭和36年10月1日
会員数	3236人（平成20年度） 内訳は、 正規職員 3069人 再任用職員 56人 派遣職員 111人

機 関	① 議決機関 運営審議会 運営審議会委員 26名 ② 執行機関 理事会 会長 1名 (副市長), 副会長 1名, 常任理事 2名, 理事 4名 ③ 監査機関 監事 1名 ④ 事務局 市総務部人事課給与厚生担当		
事業内容	①給付事業 (以下参照) ②保健事業 保養所事業・人間ドッグ ③厚生事業 厚生資金貸付事業・食堂運営・売店運営 ④助成事業 体育・文化クラブ活動助成費支給 ⑤体育レクリエーション事業 職員文化祭開催・日帰りバス旅行・歓迎会・慰労会・各種チケット斡旋 (野球・サッカー観戦) ⑥ 職員会館管理		
給付事業 の内容 (H19以降 は会員掛 金にて支 給)	給付内容	基準及び金額	
	死亡弔慰金	会員	380,000 円
		配偶者	143,000 円
		父母, 子 (生後 6 月までの乳児を除く)	28,000 円
		前号の規定に該当しない子	14,000 円
		生計を一にしていた祖父母, 孫, 兄弟姉妹	14,000 円
	出産祝金	会員または会員の配偶者が出産 (妊娠 4 ヶ月以上) したとき 14,000 円	
	災害見舞金	水, 震, 火災などの不可抗力によって, 住居または家財に損害を受けたときは, 国家公務員共済組合法別表第一に掲げる損害程度に応じ, 俸給または給料の月額に, 同表に定める月数を乗じて得た金額以内で, 会長が定めた金額	
退会一時金	会員資格喪失の前日の属する月の本俸に 1,000 分の 5 に掛金を納入した月数を乗じた額 ただし上限は 114,000 円		
結婚祝金	会員の結婚	43,000 円	
	会員の子女の結婚	14,000 円	
結婚記念 祝金	結婚後満 15 年	28,000 円	
	結婚後満 25 年	43,000 円	

	入学祝金	小学校入学 中学校入学	14,000 円 14,000 円			
	卒業祝金	中学卒業	19,000 円			
	傷病見舞金	疾病または負傷により引き続き 30 日以上にわたって療養を受け、業務に従事しがたいとき	14,000 円			
	特別支給金	10 年間にわたり各給付を受けなかった場合	19,000 円			
	退会慰労旅行費	退会后 1 年以内の慰労旅行をする場合 会員年数が 10 年以上 20 年未満のもの 会員年数が 20 年以上 30 年未満のもの 会員年数が 30 年以上の者	100,000 円以内 150,000 円以内 200,000 円以内			
	救慰金	互助会業務遂行中または互助会行事参加中に災害を受け死亡または障害者となった場合で、地方公務員災害補償法の適用を受けない場合に、豊田市救慰金支給条例に準ずる金額の原則 8 割				
	休業手当金	疾病または負傷により休職し、給料が無給となったときに、復職または資格喪失するまでの間、以下の区分により支給 ①無給となった日から 1 年以内 掛金の基礎となった給料の 8.5 割 ②無給となって 1 年から 2 年以内 掛金の基礎となった給料の 6 割 ③無給となって 2 年から 3 年以内 掛金の基礎となった給料の 5 割 ただし、健康保険組合等から支給される傷病手当金受給中はこれを控除した額				
掛 金	納入者	掛 金 負 担 割 合				
	会 員	毎月 本俸に 1000 分の 5 を乗じた額				
	豊田市	<p>条例や規則などに明確な基準はない。 (なお総務省・愛知県も明確な基準はない。)</p> <p>以下は平成 10 年度からの市の負担割合で、いずれも「市の人件費」に対する割合をさす。平成 17 年度の愛知県による指導により平成 18 年度からは会員負担と同率の 5/1000 となったが、平成 21 年度には定額とされている。</p>				
		年度	10	11~16	17	18~20
	負担割合	9/1000	8/1000	6.5/1000	5/1000	2000 万円

ウ 互助会を取り巻く国の指針等

ア) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付総務省)のなかの「第2 行政改革推進上の主要事業について」の「3 定員管理及び給与の適正化等」にて、次の記載がある。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。

このように職員の福利厚生事業の実施状況等の公表が要請されるようになった。

イ) 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付総務省)「第1 総人件費改革」にて次の記載がある。

4 その他

(1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。

このように地方自治体から職員互助会への補助についても見直しを図るべき要請がなされた。

ウ) 「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」(平成20年12月25日総務省自治行政局通知)

これは上記ア), イ) の指針を踏まえて地方自治体に互助会等への補助について調査した結果を集計したものである。そこでは、以下の記載がある(抽出して引用)。

・ 互助会等に対する公費支出の見直し状況 (団体数)

	19・20年度に見直しを行った団体数	20年度までに互助会等に対する公費支出を全廃した団体数
都道府県	34	27
指定都市	14	1
市区町村	1103	392

・ 互助会等に対する公費支出の見直しに係る内容別団体数

区分		見直し内容	互助会等に対する公費支出の廃止	互助会等に対する公費支出の削減	互助会等に対する補助等の方式見直し	個別事業への公費支出の廃止	個別事業内容の見直し
			※1		※2	※3	
都道府県	19年度		9	18	0	12	15
	20年度		6	16	0	10	6
指定都市	19年度		0	8	3	7	10
	20年度		0	7	1	8	7
市区町村	19年度		109	498	146	179	378
	20年度		81	419	64	142	362

- ※1 指定都市、市区町村の中には複数の互助会に加入している団体があり、一部の互助会についてのみ公費支出を廃止した団体も含んでいる。
- ※2 例えば、包括補助方式（互助会等の実施事業全体に補助）から事業補助方式（対象事業を特定して補助）への変更など。
- ※3 例えば、実施していた個別事業の廃止や、互助会等における会員からの掛金のみによる事業への変更など。

・ 互助会等の福利厚生事業の公表状況

区分		公表団体数	媒体			公表内容						
			ホームページ	広報誌	公報	個別事業内容	個別事業実施件数	個別事業実績額	互助会名	互助会会員数	互助会公費補助等総額	互助会公費補助率
都道府県	公表あり	20	20	0	15	9	6	5	13	10	16	4
	公表なし	0										
指定都市	公表あり	15	15	5	6	9	2	1	14	9	12	8
	公表なし	0										
市区町村	公表あり	824	700	351	25	369	114	82	639	246	429	178
	公表なし	578										

- 注 1) 各地方公共団体の首長部局の互助会等における福利厚生事業の公表状況を示している。
- 注 2) 都道府県のうち 27 団体、指定都市のうち 2 団体、市区町村のうち 392 団体については、平成 20 年度までに互助会等に対する公費支出を全廃しているため、集計の対象外。
- 注 3) 福利厚生事業の公表状況とは、平成 18 年度に互助会等において実施された職員に対する福利厚生事業についての公表状況。

エ) 愛知県の状況

愛知県にも愛知県職員互助会が存在するが、平成21年度予算において、愛知県から同互助会への補助金を全額廃止している。

(4) 実績及び予算

単位：千円

年度	H10 実績	H11 実績	H12 実績	H13 実績	H14 実績	H15 実績
交付額	107, 538	86, 217	73, 794	92, 349	90, 441	87, 374
市負担割合	9/1000	8/1000	8/1000	8/1000	8/1000	8/1000

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	83, 138	81, 075	63, 642	62,963	61, 523	20, 000
市負担割合	8/1000	6.5/1000	5/1000	5/1000	5/1000	定額

会員の負担割が本俸に1000分の5を乗じて得た額とされているが、市の負担割合は、平成17年度までは会員よりも負担割合が高かった。

平成21年度予算では、税収の減少や国・愛知県からの指導により、定額の2000万円の負担金とされている。そのために、平成21年度の互助会の一般事業は、保健事業以外はほぼ凍結状態となってしまっているとのことである。

(5) 問題点

ア 会員に直接現金が給付される制度については税金が原資とされないことを明文化すべきこと

互助会の一般会計について決算ベースで歳入と歳出をまとめたものが以下の表である。平成18年度までは、互助会給付金会計と職員会館管理会計についても一般会計に含まれて、運用されていた。

ところで、地方公務員法第24条第6項において、「職員の給与、勤務時間その他勤務条件は条例で定める」とされているため、市職員の給与等は条例によって定められるべきである。しかし、市の互助会への負担金が、そのまま会員の給付事業に使われることは、条例によらずして、職員の給与類似の支給をなすことにつながるため、給与条例主義に反する疑いもあった。そのため平成19年度から、互助会の給付事業については、一般会計から、会員の掛金相当額部分を「繰出金」として歳出させ、互助会給付金特別会計に繰り入れることにより、給付金の原資

が市負担金以外であることを明確化したのである。

一般会計 歳入

単位：千円

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
掛け金	56,391	67,944	67,148	66,134	64,778	
市の負担金	83,138	81,075	63,642	62,963	61,523	
参加者負担金・斡旋負担金	25,394	24,614	16,801	15,412	20,191	
繰入金	1,488	1,493	1,176	1,204	9,928	
繰越金	0	0	0	0	0	
諸収入	職員会館管理収入	5,084	5,007	5,037		
	食堂等管理収入	89	113	120	123	137
	諸収入	7,904	3,778	2,288	7,832	4,167
歳入合計	179,490	184,026	156,215	153,670	160,726	
負担金の合計に占める割合	46%	44%	41%	41%	38%	

一般会計 歳出

単位：千円

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
総務費	19,356	18,172	16,414	9,197	8,884	
給付事業費	54,839	61,253	58,131			
福利厚生費	事業費	71,901	67,458	63,740	62,101	78,696
	助成費	6,130	6,456	3,273	3,769	4,638
	施設費	1,367	642	957	810	611
	保険料	8,308	9,415	632	589	546
積立金	9,741	1,136	0	8,729	0	
繰出金	0	0	0	68,474	67,348	
予備費	0	0	0	0		
歳出合計	171,646	164,536	143,149	153,670	160,726	

特別会計の一部

単位：千円

会計・項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
互助会 給付金会計	歳入			86,894	94,949
	歳出			86,894	94,949
職員会館 会計	歳入			7,459	7,589
	歳出			7,459	7,589

上記の表からわかることは、平成16年度では、互助会の一般会計の歳入における市負担金の占める割合は46%でほぼ半分程度であるが、平成20年度においては38%と依然、互助会歳入の約4割を市負担金に頼っていた状況であった。

現在、会員の掛け金でまかなわれている給付金のうち高額なものは、「退会一時金」と「退会慰労旅行費」である。「退会慰労旅行費」とは互助会規約にて、「互助会長は、会員年数が10年、20年および30年に達した会員について、別に定めるところにより退会慰労旅行費の内払いをすることができる。」とされており、退会以前の時点でも内払い

が可能な制度となっている（ただし、平成21年度においては、この内払いを中止している）。会員一人当たりの支給額は、両者合わせると、最大で31万4000円となるが、これがいわゆるヤミ退職金といわれるほどの金額とはなっていない。これらについての決算ベースでの支出は次の表のとおりである。

単位：千円

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
退会一時金	13,271	13,765	16,280	18,946	17,296
退会慰労旅行費	21,273	20,908	19,901	39,514	49,857
合計	34,544	34,674	36,181	58,461	67,153

会員の掛金による歳入が平成20年度では6500万円弱であるところ、会員の退会に関する給付金はその額を上回っている状況である。

【結果】

過去、人件費の1000分の5以上の割合で、互助会に対し負担金を支出してきたことは、互助会の歳入に占める市負担金の割合が4割であったことからしても、地方公務員法の給与条例主義に抵触する可能性があった。

そこで平成19年度に、互助会が運用面において、一般会計から給付金会計を独立させ、会員の掛金のみを繰出金として運用するようになった点は評価できる。

しかしながらこの特別会計の運用については、明確な明文化した規約・規程が存在していない。互助会の会計から会員へ直接現金が支給される制度（給付事業・助成事業）に関しては、市からの負担金を原資としていないことを規約または規程において明文化するべきである。

イ 互助会への負担金について市民に公表すべきこと

現在、互助会への負担金については、金額のみが市のホームページで公表されているが、市の負担割合、負担金の使途などについて、住民に対し、まったく公表されていない状況である。これでは住民に対し、互助会への負担金について、多くの情報が遮断されているといえ、住民が税金の使途について検討し批判する余地がほぼ皆無という状況である。

【意見】

市は現在、国からの通知にならって、市の職員への福利厚生制度（互助会への負担金額）の縮小に取り組んでいる時期である。特に従来は

「人件費の一定割合」を「事業主が行うべき福利厚生事業」として、福利厚生団体である互助会に、負担金として支出してきたが、平成21年度予算からは、従前の3分の1にまで減額した2000万円という「定額」での支出を決断したのである。

そうであれば、かような市の取組みについて広報する目的も含めて、互助会の在り方及び負担金額等について、ホームページなどを利用して公表すべきだと考える。

補助金等一覧

補助金 なし

交付金

1	交付金名	職員互助会負担金			
	根拠規定	豊田市職員互助会条例			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	S40	任意団体	豊田市職員互助会	1	61,523,000 円

負担金

1	負担金名	中核8市人事管理者協議会負担金			
	根拠規定	八市人事管理者協議会会則第5条			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H19	義務	中核8市人事管理者協議会	8,000 円	
2	負担金名	愛知県都市職員共済組合事務費			
	根拠規定	愛知県都市職員共済組合事務費分担規程第2条			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	不明	義務	愛知県都市職員共済組合	11,782,260 円	
3	負担金名	愛知県社会保険協会費			
	根拠規定	(財)愛知県社会保険協会寄附行為第6条			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	不明	義務	愛知県社会保険協会	15,400 円	

4	負担金名	中央労働災害防止協会賛助会費		
	根拠規定	中央労働災害防止協会定款第10条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	義務	中央労働災害防止協会	50,000 円
5	負担金名	日本経営協会年会費負担金		
	根拠規定	(社) 日本経営協会定款第7条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	日本経営協会	50,000 円
6	負担金名	自治研修協議会会費		
	根拠規定	自治研修協議会会則第20条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	自治研修協議会	10,000 円
7	負担金名	地方行財政調査会年会費負担金		
	根拠規定	(社) 地方行財政調査会会員規程第4条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	地方行財政調査会	1,207,500 円
8	負担金名	豊田青年会議所年会費負担金		
	根拠規定	(社) 豊田青年会議所定款第9条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	豊田青年会議所	200,000 円
9	負担金名	豊田三好職員研修協議会負担金		
	根拠規定	豊田三好職員研修協議会規約第10第2		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	義務	豊田三好職員研修協議会	7,062,980 円
10	負担金名	中核3市合同研修負担金		
	根拠規定	豊田・豊橋・岡崎中核3市合同研修実施要領第4項		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16	任意	豊橋市長	152,850 円

11	負担金名	産政塾費		
	根拠規定	産政塾募集要項		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	(財) 中部産業・労働政策研究会	50,000 円
12	負担金名	自治大学校研修負担金		
	根拠規定	自治大学校研修生推薦要綱別表		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	(財) 自治研修協会	493,000 円
13	負担金名	政策研究大学院大学年間授業料		
	根拠規定	政策大学院大学学則第58条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16	任意	国立大学 法人政策研究大学院大学	535,800 円
14	負担金名	政策大学院大学入学科		
	根拠規定	政策大学院大学学則第58条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16	任意	国立大学 法人政策研究大学院大学	282,000 円
15	負担金名	(財) 地域活性化センター年会費負担金		
	根拠規定	(財) 地域活性化センター寄附行為		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	義務	(財) 地域活性化センター	140,000 円
16	負担金名	(財) 地方自治研究機構賛助会費		
	根拠規定	(財) 地方自治研究機構賛助会員規程第3条		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	(財) 地方自治研究機構	45,000 円
17	負担金名	通信教育市負担金		
	根拠規定	豊田市通信教育受講要領		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	受講者	2,524,882 円

18	負担金名	改善提案研究会年会費負担金		
	根拠規定	(社) 日本経営協会定款第7条		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	不明	任意	(社) 日本経営協会	40,000 円
19	負担金名	政府資料等普及調査会年会費負担金		
	根拠規定	(社) 政府資料等普及調査会定款第6条		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	不明	任意	(社) 政府資料等普及調査会	120,000 円
20	負担金名	各種研修参加負担金 (市町村アカデミーほか)		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	—	任意	(財) 全国市町村振興協会ほか	2,439,855 円

第3 社会部 自治振興課

1 業務内容

- (1) 豊田市は平成17年4月1日に矢作川上流域6町村（藤岡町，小原村，足助町，下山村，旭町，稲武町，以下これらを「旧町村地区」という）と合併し，市域が918.47k㎡と広域の新豊田市が誕生した。新豊田市は，都市部から中山間地域と多様な地域からなるため，一律の行政ではなく，地域に見合った行政が求められるようになった。



そのため同年度から「都市内分権による地域自治の確立」を目的に，豊田市まちづくり基本条例や豊田市地域自治区条例を制定し，新たな住民の自治行政参画の方策として「地域自治区制度を生かした地域づくりの推進」を開始した。

社会部自治振興課は主に，この都市内分権の総合調整と，市内の一地域自治区である「挙母地域自治区」に関することを業務内容としている（挙母支所はなく，自治振興課が「挙母事務所」を兼務する形となっている）。

平成20年度の主要事業の概要は以下のとおりである。

- ① 都市内分権の総合調整
 - ② 挙母地域自治区・当該地域会議に関する事
 - ③ 豊田市区長会支援
 - ④ 自治区活動支援
 - ⑤ 自治区に対する各種補助金の交付
 - ⑥ 地縁団体の認可
 - ⑦ 環境美化活動の推進
 - ⑧ 地域活動支援に関する事（わくわく事業）
 - ⑨ 市民の誓い啓発活動
 - ⑩ コミュニティ会議活動支援
 - ⑪ 過疎化に対する調査研究の実施
- (2) 都市内分権について

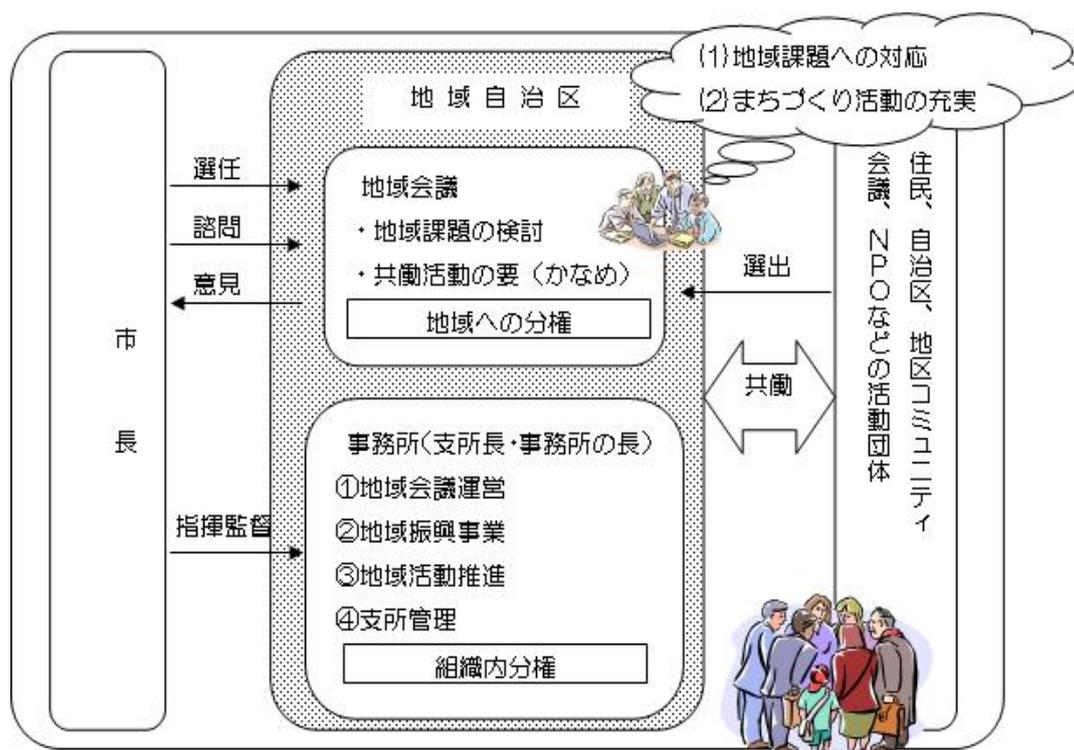
自治振興課の補助金等の理解を助けるために，市の都市内分権に関して説明する。

市は現在，12の地域自治区・26の地域会議を設け，各地域自治区

内に市の支所を設けている（挙母地域自治区のみ，挙母事務所）。旧町村地区については1地域自治区＝1地域会議＝1支所という関係にあるが，合併前の旧市部に相当する地域では1地域自治区＝1支所だが，1地域自治区の中に1～5の地域会議が存在している状況である（次頁の図参照）。

地域自治区とは，「市長の権限に属する事務を分掌させ，及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させる」ために地方自治法第202条の4以下に規定された「分けられた個々の区画」のことであり，事務所と地域協議会（市では「地域会議」と呼称する。）を構成要素としている。

市長，支所，地域自治区，住民，自治区等の関係を図示したものが次の図である。なお「地域自治区」は豊田市地域自治区条例による市の組織であるが，「自治区」は住民の地域的な自主団体であり，地域自治区よりも小さい単位となっている。

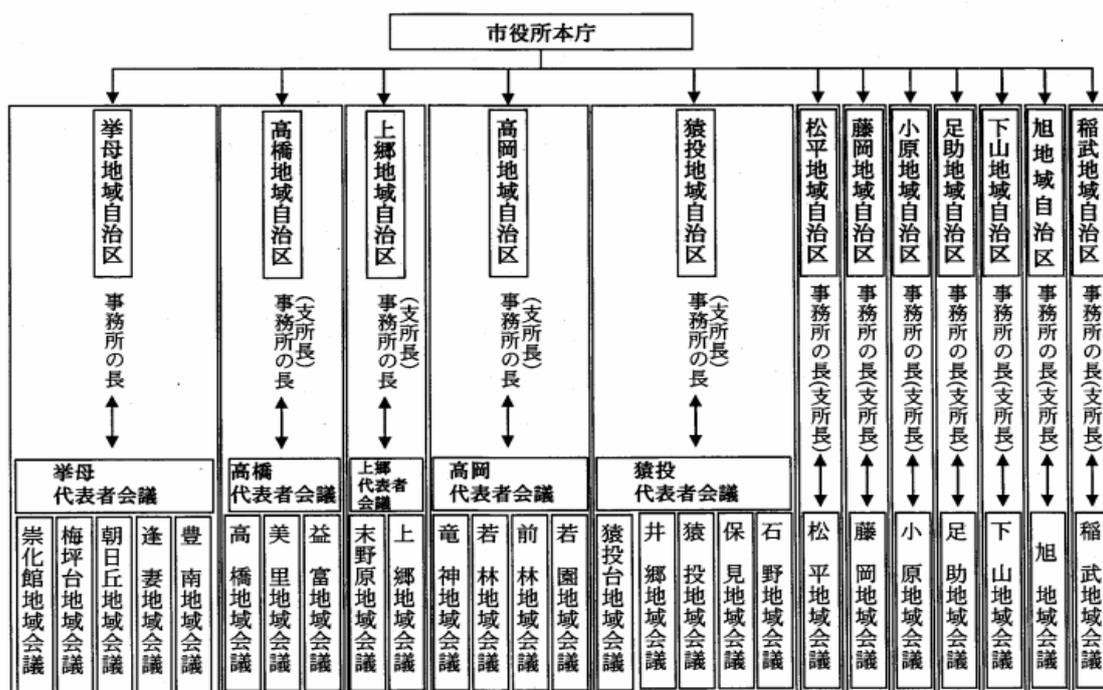


上図の「地区コミュニティ会議」は，中学校区単位とし，校区内の幾つかの自治区で構成されている。

地域自治区制度の目的は，「地域社会の住民自治力（地域力）を高め，行政とのパートナーシップのもとで最も効果的・効率的に地域課題の解

消を図り、自信と誇りの持てる地域を作ること」である。

市内の地域自治区および地域会議の関係を図にまとめたものが次のものである。



2 補助金等の実績

自治振興課が所管している平成20年度の補助金等は、155頁のとおりである。

3 自治区活動備品整備費補助金

(1) 目的

自治区活動備品の整備費を補助することにより、自治区活動の活発化を推進し、自治区を基礎的近代コミュニティとして育成を図ることを目的とする。

(2) 根拠

自治区活動備品整備事業補助金交付要綱

(3) 具体的内容

自治区の活動備品としてコピー機、パソコン、プリンタ、会議机、椅子等の購入・修理に際し、世帯数による補助限度額の範囲内でそれらの

費用の50%を補助金として交付するというもの。平成21年度から家用軽貨物車の購入についても50万円以内かつ補助率50%で交付されるようになった。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	15,930,000	4,677,000	3,740,000	5,058,000	6,380,000	5,000,000
件数	113	35	31	41	38	—

平成16年度の交付額および件数が多いのは、同年度以前（合併前）には、自治振興課から、旧市内のすべての自治区に対する補助金が交付されていたからである。

(5) 問題点

ア 平成14年度外部監査報告書での指摘事項について

この補助金は、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

備品の廃棄及び貸出しの場合にはその旨が把握できるような台帳管理までは行われていない。

これに対して、報告書提出後になされた改善措置内容は次のとおりである。

備品の廃棄については、現在のところ過去の補助実績一覧をデータ化していないので、報告を受けても管理ができない。そこで、平成15年8月末をめぐりに、各自治区の備品台帳の写しを提出してもらい、15年度分以降については交付決定時に加筆していくこととする。

また、年1回市が把握する備品台帳と突き合せをしてもらい、廃棄処分についてはその報告を求める事とする。

貸出しについては、自治区外へは貸出しをしないものと交付決定に明記する。ただし、自治区が参加するコミュニティの事業は除く。

今回の監査にて、自治区活動備品台帳を提出してもらったところ、同書面には「購入年月日」と「廃棄年月日」の記入欄があり、廃棄処分については、ここに記入する方法で管理しているとのことであった。したがって管理状況は改善されていたことが確認できた。

イ 自家用貨物車の自動車検査証の確認

要綱では、補助対象経費とされる、自治区の自家用貨物車の購入について、自治区名義が確認できる自動車検査証の提出は、求められていない。そのため監査人が、「自動車検査証の提出によって自治区所有になっていることの確認の有無」を尋ねたところ、市は「確認していない」とのことであった。しかしこれでは、市は、補助金の交付対象となった自家用貨物車が、実際に自治区所有であることの確認を取らないまま、補助金を交付していることになる。

【結果】

要綱に、補助金交付申請の際に、自治区名義とされた自動車検査証の提出を条件と明記すべきである。

ウ 終期が決まっていないこと。目標設定がないこと。

要綱における当該補助金の目的としては「自治区を基礎的近代コミュニティとして育成を図ること」が挙げられている。

しかしながら監査人の「活動備品の補助は、自治区がどのような状況になる時点まで、または要綱の目的『自治区活動の活発化』がどの程度に至るまで、続ける予定ですか。または、終期のない補助金なのでしょうか。」との問いに対し、市は「自治区の活動に終わりはなく、またその時々で必要となる備品（地上デジタル対応テレビなど）もあり、終期の期限を設けることは難しいと考えます。」と回答した。

【意見】

確かに地域自治区制度導入から5年弱しか経過しておらず、また全国的にみても、地域の自治区活動が必ずしも活発でない現状からすると、目標や終期の設定は難しいとも思われる。

しかしながら、補助金が永続的なものであるとするならば、自治区が目指す「基礎的近代コミュニティ」とはどのような組織を指すのであろうか。そこで市は、目指すべき基礎的近代コミュニティ像を、財政的な部分も含めて明確化するとともに、将来の自治区への補助金のあり方についても検討すべきだと考える。

4 自治区施設の整備に関する補助金

(1) 目的

基礎的コミュニティとしての自治区活動の推進に資すること。具体的には、自治区施設の新築・改修等の費用を補助するというものである。

そして施設管理運営の基本理念として、要綱には「この要綱による助

成を受けて整備された自治区施設は、すべての地域住民の共通財産として、有効に活用され、適切に管理運営されなければならない」と規定されている。

(2) 根拠

自治区施設の整備に関する補助要綱

(3) 具体的内容

補助金の対象となる事業及び補助額・補助割合は次のとおりである。

補助対象事業費	補助額
(1) 特定集会所の新築・建替新築のための工事費	8/10 を 乗じた額以内 限度額 別表 1 (略) のとおり
(2) 上記 (1)を除く集会所の新築・建替新築・増築のための工事費および既存建築物の取得費	5/10 を 乗じた額以内 限度額 1200 万 円
(3) 地域集会施設の改修のための工事費	5/10 を 乗じた額以内 限度額 600 万 円
(4) 上記(2)(3)の対象事業のうち、ひとにやさしいまちづくりのための工事費	8/10 を 乗じた額以内 限度額 600 万 円
(5) 上記 (2)(3)の 対象事業のうち、耐震補強のための工事費	8/10 を 乗じた額以内 限度額 600 万 円
(6) 特定集会所の新築・建替新築に伴う集会所備品整備費	8/10 を 乗じた額以内 限度額 別表 1 (略) のとおり
(7) 自治区放送施設の新設のための設置費	5/10 を 乗じた額以内 限度額 100 万 円
(8) 自治区放送施設の修理および増設のための整備費	5/10 を 乗じた額以内 限度額 50 万 円

「特定集会所」とは、各自治区が1か所のみ指定できるメイン集会所のことである。ところで自治区は、実際にはさらに小さい単位の複数の「自治会」又は「組」などにて構成されている。この自治会の中には、地縁団体の認可（126頁【参考】参照）を受けているものもある。そして特定集会所以外の集会所には自治会などが主に使用する集会所もあることから、自治会が主体となって、集会所を新築・改築等行う場合もある。しかしこの場合、補助金の交付対象はあくまで「自治区」であり「自治会」ではない。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	289,831,000	86,677,000	36,905,000	26,746,000	16,966,000	20,537,000
新設	9	2	1	1	0	—
増築・改修	98	33	33	25	29	—

平成16年度の交付額が多いのは、同年度以前（合併前）には、自治振興課から、旧市内のすべての自治区に対する補助金を所管していたのであるが、平成17年度以降は挙母地区内の自治区に対するものに限定されることになったからである。

(5) 問題点

ア 平成14年度外部監査報告書での指摘事項について

この補助金は、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

近隣自治区との共同利用を考慮した施設の整備などにより、地域設備規模の適正化を検討する必要がある。

これに対して、報告書提出後になされた改善措置内容は次のとおりである。

一部自治区に対し共同利用をアドバイスしましたが、自治区同士の歴史的背景等もありなかなか難しい。

このように市としても、自治区施設の統合は難しいと考えている。

例えば、自治振興課が支援している挙母地域自治区内には、崇化館、梅坪台、朝日丘、逢妻、豊南の5つの地区があるが、さらにそれらは49の自治区に細分化されている。そして自治区の中には、2つ以上の自治区施設を管理しているものもある。数が多ければそれだけ施設の維持・建替えのコストが増えるともいえる。

しかしながら、自治区の支援に重きを置いた施策を行うもっとも大きなきっかけが、平成17年度の市の合併であった。合併のため市の施設や事業が大幅に統廃合されたことから、地域に即した行政が行われにくくなるという実情にかんがみて、合併と表裏一体の政策として、「都市内分権のための自治区の支援」が掲げられたものである。したがって自治区内の組織や施設までも統廃合となってしまうのであれば、合併に伴うマイナス面に対し、ますます対応が薄手になってしまう、という問題点も考えられよう。

また自治区は自主的な組織であるため、市が施設の統合などを指揮・命令できる強い権限は有していない。

【意見】

結局、市は補助金額と補助割合を通じて、間接的に自治区の活動に影響を与えることができるにすぎないものであるものの、自治区施設の適正規模について、予算には限りがある点や自治区の自主性促進の観点から具体的に検討することは重要である。

イ 補助対象の建物所有者の確認を不動産登記簿でしていないこと

市では現在、地域集会施設については、「建築年度」、「敷地所有者が市、自治区、個人所有か」、「建物所有者が市か自治区か」について、一覧表で情報を作成している。

また地域集会施設の新築に対して補助する際は、建物の底地が自治区所有地であるか、または借地等であるかを確認し、借地の場合は建物と土地の権利・貸借関係を確認するため、土地賃貸借契約書の提出を求めている。

さらに、現在の補助要綱では補助金の条件にはしていないが、市としては常々、認可地縁団体（以下の【参考】参照）に対して土地・建物の登記の推奨を行っているとのことであった。

しかしながら自治区施設の整備に関する補助金の交付に関しては、そもそも施設建物の登記簿謄本の提出を求めておらず、自治区（ただし登記可能な認可地縁団体）名義となっているかの確認をしていない。

【参考】地縁団体 ～ 自治区の法人格取得および所有名義について

以前には、自治区、自治会、町内会等の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）には法人格が付与されておらず、法的には「権利能力なき社団」とされ、団体名義では不動産登記や自動車登録が不可能であった。

そのため、団体で所有している財産については、団体の代表者個人名義で登記等が行われていた。つまり実質的には団体所有のものでも、形式的には個人所有の形態を取らざるを得なかったのである。

しかしその場合には、代表者個人が転居・死亡等をしたことにより名義変更や相続の必要性が生じ、団体と個人の権利関係の混在の可能性が問題となっていた。

そこで現在では、地方自治法が改正され、市町村長が認可することにより、自治区等が「認可地縁団体」として法人格を持つことが可能となった（地方自治法第260条の2）。これにより、認可地縁団体が保有する不動産の団体名義での

登記が可能となり、前述したような財産保有上の制約が取り除かれることとなったのである。ただし実際には、自治区等は、地縁団体の認可のために法律の要件を満たす必要があるが、要件を満たすことが困難なため、すべての自治区等が地縁団体の認可を受けているものではない。

市においては、平成21年6月現在で全自治区304のうち67の地縁団体が認可を受けている。なお、自治区以外の自治会など全部で51の団体も、地縁団体の認可を受けている。

【結果】

本来であれば、公費が投入される地域集会施設が、自治区の財産というのであれば、財産の独立性を高め、最低限の権利の保全・明確化のために、地縁団体の認可を推進していくべきである。

しかし、すべての自治区についての地縁団体認可が困難というのであれば、少なくとも地縁団体の認可を受けた自治区については、認可地縁団体名義での建物登記簿の提出を求め、所有権等の権利関係を確認すべきである。

なお不動産登記法第47条1項では「新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。」とされ、同法164条では、「(略)第47条第1項(略)の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処する。」として過料の制裁が規定されている。

5 防犯灯設置費補助金

(1) 目的

自治区に対しその整備に係る経費の一部を補助することにより、夜間における犯罪の防止をすること。

(2) 根拠

防犯灯設置費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	21,771,000	6,828,000	7,482,000	6,818,000	9,342,000	6,800,000
新設	741	225	259	209	341	—
更新・移設	326	102	82	154	59	—

平成16年度の交付額および件数が多いのは、同年度以前（合併前）には、自治振興課から、旧市内のすべての自治区に対する補助金が交付

されていたからであるが、平成17年度以降は挙母地区内の自治区への補助金のみを所管することになったからである。

(4) 問題点（平成14年度外部監査報告書での指摘事項について）

この補助金は、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

現場視察が行われておらず、写真が添付されている場合もほとんど無い。

これに対して、報告書提出後になされた改善措置内容は次のとおりである。

15年度補助分当初から、申請書への写真添付（電柱番号がわかるように）を必要とすることとした。

この点については、監査により、申請書に写真添付が行われていることを確認した。

6 地域集会施設整備資金利子補給補助金

(1) 目的

基礎的コミュニティとしての自治区活動の推進に資するため、地域集会施設の整備を行う自治区に対する資金の融資あっせんおよび融資を行う金融機関への利子補給を行うこと。

(2) 根拠

地域集会施設整備資金融資あっせんおよび利子補給事業要綱

(3) 具体的内容

融資あっせんの対象事業費は、地域集会施設の整備に要する資金（用地取得、本体工事、外溝工事、既存建物の取得および改修等）とされており、融資あっせんの条件は次の表のとおり。

融資限度額	1000万円 ただし、地域集会施設の整備に要する総事業費から、「自治区施設の整備に関する補助要綱」による市補助金および移転補償費等を差し引いた額（予算額）の80%以内とする。
融資利率	市長の指定する取扱金融機関との協議のうえ決定する。
融資期間	10年以内
償還方法	元金均等月賦償還
担保・保証人	取扱金融機関が定めるところによる。

さらに要綱では、融資あっせんが決定された自治区について、市が金融機関に対し債務保証することができるかとされている（要綱第6条2項）。利子補給については、市が取扱金融機関に対し、資金貸付の利子の一部に相当する額を交付することができるかとされている。

なお平成21年12月現在、取扱金融機関は、豊田信用金庫のみとなっている。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
利子補給補助金額	8,629	21,929	123,792	140,548	324,156	270,000
補助件数	1	2	8	8	10	8
新規保証件数	1	5	2	2	0	0
新規保証額	7,800,000	31,760,000	11,200,000	16,500,000	0	0

「補助件数」と「新規保証件数」の違いは、「補助件数」は、市が年2回（4月、10月）行う金融機関に対する利子補給の件数であり累積的に増加するものだが、「新規保証件数」は新規の融資あっせん申し込みがあり決定した件数である。例えば市が、前年度の2月に融資あっせんの申し込みを受け決定した場合は、「新規保証件数」としてカウントするが、「補助件数」としてカウントされるのは、翌年度の4月としている。

(5) 問題点（市による自治区の債務保証の可否）

市は、自治区の実業金融機関からの借入金について連帯保証をしている。ところで地方自治体については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条によって、原則として「会社その他の法人の債務」についての保証契約が禁止されている。

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあっては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

市の自治区への債務保証については、同条の違反の疑いがあるが、市に対しこの点を照会すると、市は「自治区は、この法律で制限される『法

人』にあたらないと考えています。」との回答であった。

しかしながら、そもそも同条が地方公共団体に対し法人の債務保証を禁じたのは、「政府又は地方公共団体の不確定な債務がむやみに増加することを防止し、もって財政の健全化を図ること」（横浜地方裁判所平成18年11月15日判決・最高裁のホームページより）と考えられるが、債務保証の対象が「法人」であるか、「権利能力なき社団」であるかによって、上記趣旨に違いが生じるものではない。しかも市からは補助金の交付対象として扱われ、不動産を実質的に保有していることや、自治区も法律上の一定要件を満たせば認可地縁団体とされうることから、自治区と「法人」とを区別する合理的理由を見出すことはできない。さらには市が、一部の団体として自治区のみに債務保証することは、市の取扱平等や公平さを損なう可能性があるだろう。

【結果】

市が自治区の債務保証をするようになった目的は、「自治区が権利能力なき社団であるとしても、金融機関から容易に融資が受けられるようになるため」と考えられる。したがって市が債務保証をしなければ、金融機関は自治区への融資を避けることにつながることになる可能性は否定できない。

しかしながら市としては法令遵守という枠の中で、自治区を支援すべきであることから、市が債務保証をすることは中止すべきである。

なお市は、今後、あっせんする自治区について、債務保証をしないよう取扱を変更することを検討しているとのことである。

7 地域振興事務交付金

(1) 目的

自主的な公共的事業の遂行と市行政への協力を促すとともに、住みよい生活環境づくりと自治区コミュニティにおける地域課題を解決する取り組みを推進すること。

(2) 根拠

豊田市地域振興事務交付金交付要綱

(3) 具体的内容

要綱第5条1項では「この交付金は、自治区が自主的に行う公共的事業及び市行政に対する協力事務、さらには住みよい地域とするために自治区それぞれが課題の解決に取り組む事業に対して交付する。」とされ、2項

において、「前項でいう公共的事業あるいは協力事務は次の各号のとおりとし、自治区が地域課題の解決のために取り組む事業においてはこれら以外についても対象とする。」として以下の事務をあげている。

- ① 道路，公園，河川等の公共的施設の保全に関する事業
- ② 地域福祉に関する事業
- ③ 防犯，防災及び交通安全に関する事業
- ④ ごみ減量化，環境美化等の清掃及び環境行政への協力事務
- ⑤ 公的役員の推薦，公共工事における協力事務
- ⑥ 「広報とよた」等の配布に関する事務
- ⑦ その他市行政における一般的な協力事務

さらに要綱第6条2項にて「自治区が第5条の事業に取り組まない又は取り組みが不十分だと認められる場合は，交付金を交付しない又は減額できるものとする。」として，交付金の交付の有無や金額の多寡によって，間接的に自治区に対し公共的事業等への参画を要請している。

当該交付金についても年度末ごとに実績報告書の提出が義務付けられているが，要綱第7条により「実績報告は，自治区の総会資料をこれに替えることができる。」とされている。

交付金の算定基準（平成21年度）は，以下の表のとおりである。

世帯数は前年度3月1日の自治区加入世帯数を基準とする。

世帯割 (1世帯当り)	特定地域（社宅等の集合住宅）	1,350円		
	特定地域（団地開発等による集合地域）	1,500円		
	400世帯未満の自治区	1,750円 + (400世帯 - 世帯数)		
	標準規模地域（400～800世帯）	1,750円		
	800世帯を超える自治区	1,750円 - (世帯数 - 800世帯) × 0.1		
均等割	1自治区当り	150,000円		
面積割	2k㎡未満	1万円	2k㎡以上3k㎡未満	2万円
	3k㎡以上4k㎡未満	3万円	4k㎡以上5k㎡未満	4万円
	5k㎡以上6k㎡未満	5万円	6k㎡以上7k㎡未満	6万円
	7k㎡以上8k㎡未満	7万円	8k㎡以上9k㎡未満	8万円
	9k㎡以上10k㎡未満	9万円	10k㎡以上	10万円
委員活動費	環境委員及び交通安全委員活動費 14,000円 + (70円 × 世帯数)			

防犯活動費	以下の①②の合計金額 自治区が前年度末に維持管理する防犯灯（認定基準に適合するもの）の ①電灯使用料相当額の 9 割以内 ②維持管理費相当額（防犯灯数 × 2,500 円 × 0.5）の 9 割以内
「広報とよた」等配布事務費	「広報とよた」等配布事務費相当額 「広報とよた」配布数 × 配布単価 × 2 回 × 12 月 ※ 配布単価は以下のとおり算出する。 ただし 24.50 円 ≤ 配布単価 ≤ 49.00 円とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。 配布単価 = (2,000 部 ÷ 4 月 1 日号の配布数) + 23.50 円 *「広報とよた」以外の配布物についても上記配布単価を準用する。ただし、配布日を「広報とよた」と同一日に指定した場合で、1 部あたり 150g 以内の配布物の場合は、半額とする。
環境整備活動費	以下の①②③の合計金額 自治区が行う環境整備活動のうち ① ごみ袋配布事務費相当額（前年度配布パック数 × 40 円） ② くみ取り定額券手数料収納事務費相当額 （前年度取扱件数 × 210 円） ③ くみ取り従量券手数料収納事務費相当額 （前年度取扱件数 × 60 円）

(4) 実績及び予算

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	272,125	123,764	127,709	132,798	135,718	140,000
自治区数	228	50	50	50	50	49

平成 16 年度の交付額および自治区数が多いのは、同年度以前（合併前）には、自治振興課から、旧市内のすべての自治区に対する交付金が交付されていたからである。また平成 21 年度予算における自治区数が 49 と減っているのは、平和アパート自治区が、アパートの取壊しに伴い廃止されたことによる。

(5) 問題点

ア 平成 14 年度外部監査報告書での指摘事項について

この交付金は平成 14 年度報告書にて有効性の評価監査がなされ、公

共的事業・協力事務の人件費相当額からしても、「有効性は概ねある」と判断されている。さらに、質の高い有効性評価手法の導入と外部による評価が望ましいという点がコメントされている。

この点については、平成14年度と同じ有効性の評価手法しかもちいておらず、また外部による評価は現時点でも導入されていない。

また「監査上の発見事項又は補足説明」として、次のような指摘がなされている。

世帯割、均等割等により毎年定額を交付する方法について、補助のあり方を勘案して、見直す必要がある。

当該交付金については、改善措置に関する書面上言及があった指摘部分は上記囲った部分のみであった。この指摘部分に対して、自治振興課が回答した改善措置内容は次のとおりである。

平成15年度中にある程度、事業内容の見直しを行うが、都市内分権（合併問題と同時進行）の状況を踏まえて次年度へ反映させていくこととする。

このような改善措置内容であったが、交付額の決定方式については、今のところ世帯割、均等割等固定的な数値を主な基準として算定している。交付額について、各自治区の個性を反映すべきとの意見もありうるが、「世帯数や面積などを算定根拠とした一定の交付額をもとに、各自治区が自主性を発揮した活動をしていく」ということも理想といえるので、監査人としては現時点で新たな算定基準の定立については、それほど重要性を感じていない。

イ 交付金の使途

ア) 自治区の会計処理のルール

自治区の会計処理については、市からの明確なルールは示されていない。市から提供を受けたのは、区長会が平成8年に定めた「自治区会計の処理方法」という文書で、「自治区会計から神社祭礼費を支出してはならないこと」を主な内容としている。

イ) 使途についての市の回答

そこで監査人が、市に対し、豊田市地域振興事務交付金の使途について問い合わせをしたところ、市の見解は次のとおりであった。

公共的事業及び市行政に対する協力事務が行われているという事業実績がある限り、その事務執行への対価をどういう形・方法で支出するかは、自治区の自主的な運営における裁量であり、市が過度に制限を加えることは適切でないと考えています。

ただし、あくまで公金であることから、毎年、年度当初に開催する説明会で適切な執行を促すとともに、年度終了後には自治区の決算書の提出を求め、適正な支出であるかの確認を行っています。特に、神社祭礼費への使途は禁じており、自治区会計と神社会計とは別にしよう指導するとともに、厳重にチェックしています。

ウ) そこで市に提出された、ある自治区の平成20年度の決算書を次のとおり紹介する。

収入の部

項目	決算額	摘要
区費	13,349,457	1戸500円/月 企業
寄付金	1,000	
交付金	7,125,864	
手数料	602,367	ごみ袋、会館・集会所使用料
雑収入	207,633	祝儀、広場管理他
繰越金	2,630,374	
計	23,916,695	

支出の部

項目	決算額	摘要
会議費	402,258	総会他
事務所費	7,241,143	事務委託料、備品、通信費他
環境部費	802,844	土木工事負担金他
防犯部費	2,371,588	防犯灯新設・修理、消防補助
文化費	1,033,000	盆踊り、広報費他
体育部費	753,613	ソフトボール・運動会・ソフトバレー他
福祉費	1,068,325	敬老会他
交際費	658,351	各種団体祝儀・香典他
負担金	685,075	交推協・コミュニティ・区長共済他
補助・助成	920,000	各種団体補助他
役員報酬	1,841,660	役員・評議員手当・組長手当
雑費	705,018	
広報配達費	1,729,479	広報配達料
積立金	1,800,000	会館建設費積立金
予備費	0	
計	22,012,354	

差引残高	1,904,341	次年度繰越金
------	-----------	--------

自治区が提出したのは、上記内容の決算書と一年間の事業行事報告のみであった。この決算書では市からの交付金は、特別会計等に区分けされることなく、年間収入に合算されている。

「支出の部」においては、交付金が何に使われたのかは明確に区分されていない。

とくに会議費として約40万円が計上されているが、単純な会場使用料のみならず飲食費も含まれていると考えられる。他の自治区の決算書でも「接待交際費」として他の自治区との交流名目で約12万円が支出されているものがあつたが、詳細は決算書だけではわからない。

監査人から「各自治区の支出内訳に『交際費』『会議費』名目で飲食費と思われる支出がなされていますが、市としては交付金がこれらの使途に使われることも許容されているのでしょうか。」と質問をした。市の回答は

飲食費であっても、それが直接的・間接的に交付目的を達成するために必要な経費であり、社会通念上適切な範囲での支出額であれば特に問題ないと考えています。

また、各自治区会計は、市からの交付金のほかにも自治区住民からの区費や寄付金など自治区固有の収入財源を含めた会計となっており、自治区総会で認められた予算執行に対して、特段の問題がある場合以外は市から制限を加えることは考えていません。

というものであつた。

確かに自治区は、交付金のみならず、固有の収入財源をもっていることから、固有財源の支出について、市が関与すべきではない。しかしながら、自治区の収入における交付金の占める割合は3分の1程度を占め、自治区の活動にも不可欠の収入源となっている。つまり自治区とはいえ、市からの交付金によって運営が確保されているといえるのである。そうであれば自治区は純粋な住民の集まりというよりは、かなりの程度「公」の性質をもった活動といえる。そして交付金は、その使途を議論する以前に、市民からの税金にて交付されていることを忘れてはならない。

この点、市の予算見積・予算執行節別ハンドブックという職員向けの内部資料においては、需用費の予算執行時の注意点として、以下の記述がある。

- ★ 情報公開を踏まえてより一層の適正化に努めること。
- ★ 委員会、講師等で報酬、謝礼が支払われている場合は、原則食事は認めない。
- ★ 会議や各種行事・式典、来客対応のお菓子は原則禁止とし、食事についても原則供与しない。（平成21年7月14日副市長通知）
- ※ 会議開始時間を見直し、昼食を伴う会議等は極力さけること。やむを得

ず、昼食が必要な場合は、1人につき食事1,000円の範囲内とする。夕食については、行政事務執行上の直接的な必要性から消費されるものであり、社会的批判を招くことのないよう、人数、金額など節度あるものとする。

★ 飲料等の提供については必要性を検討すること。

このように市職員については、飲食費については一定程度の基準が内部的に示されている。

【意見】

市が、市職員に対して前記「予算見積・予算執行節別ハンドブック」にて、公費の飲食費の支出について抑制的な運用をしているのは、「公務員だから」という理由ではなく、支出原資が「公費」であるからに他ならない。そういった点では、当該交付金も同様の性質を持つものである。

そして地域振興事務交付金が、要綱第5条に列記されているような協力事務等への取り組みを推進する目的で交付されているのであるところ、市がいうような「業務の対価」と言いきってしまうことにも疑問があることから、交付金の使途については、やはり協力事務等との何らかの関連性を持たせたものに限定することを検討すべきではないかと考える。

特に公費の飲食費への支出については、ある程度の目安や基準を、以下の「8 地区コミュニティ推進交付金」における「コミュニティ会議運営の手引」のように、自治区に示すべきであろう。

8 地区コミュニティ推進交付金

(1) 目的

地区コミュニティ会議が、コミュニティにおける地域課題を解決し、ふれあい豊かで住みよい地域社会を築く取り組みを推進すること。なお、地区コミュニティ会議は、中学校区単位とし、校区内の幾つかの自治区で構成された組織である。

(2) 根拠

地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱

(3) 具体的内容

ア 交付金の対象事業・算定方法

目的にある地区コミュニティ会議の「取り組み」については要綱第4条

(対象事業) にて、以下のものが記載されている。

- ① 地域内の「自治区長」「各種団体長」「教育等機関代表」「各種委員」及び「その他代表者等」による住みよい地域づくりのための連絡調整会議又は情報交換会(調整会議)
- ② 青少年健全育成、非行防止等に関する会議又は検討会並びに諸活動及び地区成人式の実施に伴う連絡調整会議(青少年育成)
- ③ 地域福祉、ボランティア育成、外国人との共生等に関する会議又は検討会並びに諸活動(地域福祉)
- ④ ごみ減量の促進、生活環境の整備、自然環境保護等に関する会議又は学習会(環境保全)
- ⑤ 交通安全、防災、防犯等生活安全に関する会議又は学習会(防災防犯)
- ⑥ 自治区又は諸団体の活性化を目的とした学習会又は実技指導等(レクリエーション学習)
- ⑦ コミュニティだより(交流館報の併用等)の発行(情報提供)
- ⑧ その他地区コミュニティの立ち上げ、コミュニティの推進並びに地区コミュニティ会議運営に必要と思われるもの(組織運営)

また交付金の算定については、要綱第5条にて「交付金の交付額は、自治区から報告を求める世帯数を算定の基礎として、次の表の地区均等割及び地区世帯割の合計により算定するものとする。ただし、対象事業に要する経費が基準を下回る場合は、その経費を交付額とする。」として、以下の表を掲載している。

算定基準	区分	交付額(円)
地区均等割	1地区	300,000
地区世帯割	2000世帯以下	20,000
	2001～4000世帯	40,000
	4001～6000世帯	60,000
	6001世帯以上	80,000

地区コミュニティ会議は、「自治区長」「各種団体長」「教育等機関代表」「各種委員」及び「その他代表者等」により構成された団体であるが、地域自治区制度とも併存した会議体である。市内においても、この地区コミュニティ会議、区長会、地域会議の権限と役割については、必ずしも明確な線引きがなされている状況ではない。

イ 交付金の使途についての制約

当該交付金の使途についての制約については、市は「コミュニティ会議運営の手引き」というマニュアルを作成しており、そこでは以下の記載がみられる（平成21年3月版の一部を抜粋）。

- コミュニティ会議のお金に関しては、地域の皆様のものであり、当然ながら個人的な支出は認められず、総会で議決されたコミュニティ会議の1年の事業計画のために必要なもののみが経費として認められます。

このことを明確にするため、第三者に対しても十分な説明ができるよう、使用した経費については、可能なかぎり証拠書類を残しておくことが必要です。

- 交付金分を、コミュニティ会議としてふさわしくない活動（たとえば神社参拝、政治的活動等）へ支出することはできません。

● チェック項目一覧表

項目	チェック	指 針
① 茶 菓	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の目的が明快か ・参加人数がわかるか ・本当に必要か 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶菓代は1回ひとり350円以内で。（税込み）また、会議の内容と人数を明確にしてください。（この金額を超えないことという意味なので、できる限り減らすこと。）
② 弁 当 代	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の目的が明快か ・参加人数がわかるか ・本当に必要か 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開始時間を考慮し、飲食をともなう会議はなるべく避けるのがのぞましい。 ・弁当代は1人1,000円以内で。（税込み）また、会議の内容と人数を明確にしてください。（この金額を超えないことという意味なので、できる限り減らすこと。）
③ 飲 食 代	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の目的が明快か ・参加者の氏名がわかるか ・本当に必要か 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来反省会等の飲食代は全額自費負担であるべきです ・1人1,500円を超えない程度の会食の場合は、会合の内容と出席者の名簿を明記したうえで、<u>地元負担分</u>で実施されることはやむをえません。（1,500円を超える部分のみ自費負担という執行の仕方はしないでください） ・全体の予算のうち、市からの交付金分をここにあてることはできません。

④ の 割 合 の 執 行	・委員会の支出の半分以上を反省会等の飲食費で占めていないか。	・反省会等のお店での飲食費は地元負担金の範囲内で執行してください。(会議時の茶菓は可)
---------------------------------	--------------------------------	---

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	7,240,000	1,880,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
交付地区数	20	5	5	5	5	5

平成16年度の交付額および交付地区数が多いのは、同年度以前（合併前）には、自治振興課から、旧市内のすべての地区コミュニティ会議に対する交付金が交付されていたからである。

(5) 問題点

ア 平成14年度外部監査報告書での指摘事項について

この補助金は、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

- ① 使途に占める食糧費等の懇親的支出が多い。
- ② ガソリン代を補助対象経費としているが、精算額の算出過程が不明確であるため、一定のルールを設けるべきである。
- ③ 収支決算書の様式がわかりづらい。

であった。そこで、報告書提出後になされた改善措置内容は次のとおりである。

- ① もともと会議が主体であり、消耗品以外は茶菓の支出が多くなるのはやむを得ないものと思われる。弁当等（最高1,000円までとする）については目的と人数を明確にする。ただし、飲食店での懇親的支出（最高1,500円まで）については、参加者の名簿の添付を必要要件とする。
- ② 利用実態のわからないガソリン代は対象経費としない。ただし、あきらかに行事で車を提供された場合は、車のナンバーを特定していわゆる満タン返しの領収分は認めることとする。
- ③ 決算書については15年度中にわかり易い様式に改める事とする。

とあった。

ところで、ある地区のコミュニティ会議の決算書の支出内訳は以下のとおりである。

項 目	決算額	備 考
総務費	70,360	総会食事代・お茶代
事務費	122,450	コピー代・事務用品消耗品・館報用紙代
研修費	97,461	研修費用・お茶代
総務委員会費	49,452	情報交換用お茶代
青少年育成委員会費	94,847	社明運動・パトロール・外部団体との親睦会
福祉委員会費	80,000	研修会テキスト代・視察研修会
スポーツ委員会費	98,763	ソフトボール大会等
防災防犯委員会費	74,354	防犯講演会・委員研修会
夢フェスタ	80,094	スタンプラリー賞品・クリーニング代
備品修理（太鼓等）積立金	70,000	太鼓・備品積立
予備費	84	
合 計	837,865	

この内訳から分かるのは、確かに、いくつかの項目の備考欄に「お茶代」が数多く計上されている。しかしながらこれらの支出は、市による「コミュニティ会議運営の手引き」に基づいて支出されているとのことである。

【意見】

改善措置が実施されていた点を確認できた。

また、自治区への地域振興事務交付金よりは、当該交付金の使途についての制約が目に見える形（手引の作成）となっている点は評価できる。

イ 交付金の使途の制約

上記の食糧費への支出は制約されるべきなのは当然であるが、要綱第5条では「交付金の交付額は、自治区から報告を求める世帯数を算定の基礎として、次の表の地区均等割及び地区世帯割の合計により算定するものとする。ただし、対象事業に要する経費が基準を下回る場合は、その経費を交付額とする。」とある（下線は監査人による）。

そこで市に対し、要綱第5条但書の適用を念頭に、「そもそも対象事業に要する経費はどのような基準で認められるのですか」と照会したところ、市からは、対象事業に要する経費の基準そのものはありません、との回答がなされた。

このことからわかるのは、市は、地区コミュニティ会議の対象事業に要する経費の基準を定めていないのであり、理論上、要綱第5条但

書にいう「基準を下回る場合」は、全くあり得ないことが規定されているのである。

【結果】

要綱第5条但書を生かすためには、交付対象経費についての基準を明確に定めるべきである。また市が意図した趣旨と異なる要綱となっているのであれば、趣旨及び運用に合致するよう改訂されるべきである。

9 わくわく事業補助金

(1) 目的

わくわく事業に要する経費を補助することにより、地域会議の所管する地域の知恵や工夫が最大限に生かせ、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」ことを信条に、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築すること

(2) 根拠

わくわく事業補助金交付要綱

(3) 具体的事業内容

市が平成17年度に合併したときに、目玉事業としてスタートしたもので、1地域会議ごとに合計500万円の枠の中で、地域組織や市民活動団体などに対し、わくわく事業補助金を交付し、もって地域づくりを行う多様な担い手の育成や地域活動の活性化を図ろうとする事業である。

平成20年度末までに延べ898事業が行われている。

特徴としては、地域住民で構成される地域会議に対し、当該補助金の交付先および金額を審査するという「補助金交付決定権」（ただし交付の最終決定権は市長）を分権し、もって地域の独自性・主体性を生かした運用がなされている点である。

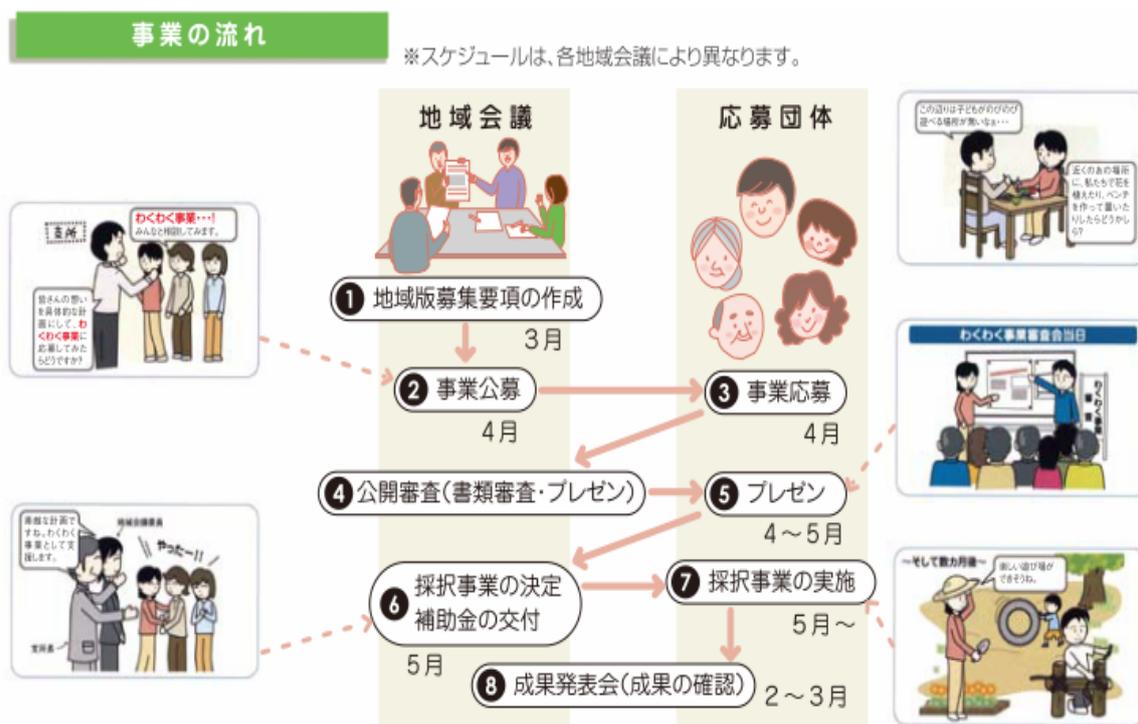
事業概要は次のとおり。

【補助事業者】 原則として5人以上で組織され、活動が当該地域の多数の住民に支持されると認められる団体。ただし政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体は除かれる（要綱第3条）。

【対象事業】 地域の特性を生かした産業振興のための事業など、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業（要綱第4条）。

【対象経費】 補助事業の目的を達成するために直接必要な経費。対象外経費は、団体の事務所等を維持するための経費、団体の経常的な活動に要する経費、団体の構成員に対する食糧費（ただし作業時や会議時のお茶、飲料水は対象内）など（要綱第5条）。

事業の流れを図示すると次のとおりである。



【参考】地域会議とは？

地域に基盤を置く審議機関として住民の多様な意見の集約と調整を行う、共働によるまちづくりの推進役となる組織。

ここにいう「共働」とは、豊田市の場合、「市民と行政が協力して働くことのほか、共通する目的に対し市民と行政が各々専属的に活動することを含み、共に働き、共に行動することでよりよいまちを目指すことを表す」とされている。

地域会議の委員は、定員20名で、推薦や公募により市長が選任する。任期は2年で、報酬は無報酬（ただし旅費相当額は実費弁償）。

地域会議には、わくわく事業補助金の審査権限を与えることにより補助金交付決定権限の一部を分権するだけでなく、平成21年度から1地域会議につき2000万円を上限とする地域予算提案事業を開始させている。

各地域会議の議事録は、市のホームページで閲覧することができる。

わくわく事業補助金交付要綱で認められた補助対象事業及び平成20年度の実施件数は次のとおりである。

補助対象事業	H20年度 実施件数(件)	%
保険、医療、福祉の推進	15	6%
地域の伝統文化、郷土芸能又はスポーツの振興	68	26%
安心・安全な地域づくり	21	8%
地域の生活環境改善、景観づくり、自然環境保全	98	38%
子どもの健全育成	32	12%
地域の特性を生かした産業振興	6	2%
地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業	2	1%
その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業	15	6%
合計	257	

わくわく事業の例としては、次のようなものがある。

- ・ 川の堤防の散策路にそって水仙を植える事業（交付額10万円）

- ・ 不登校・いじめの実態を演劇を通して知ってもらう事業（交付額16.6万円）
- ・ やぐら太鼓を通じて伝統文化を承継し子どもたちが地域に参加するきっかけをつくる事業（交付額50万円）
- ・ 子育てなどで不安な気持ちを抱える人が集える居場所づくりの事業（交付額40.1万円）

わくわく事業についての成果・実績の確認方法は、まず事業終了時に、団体から各支所（挙母地区は自治振興課）に、実績報告書が提出される。そして、実績報告書をもとに、「わくわく事業助成事業概要」という冊子が作成され、地域会議委員に対し配布され、さらに一般市民も参加できる実績発表会を開催するという方法で、成果が確認されている。

なお前記のとおり1地域会議の補助金額は500万円であり、概ね満額の交付をしているが、全26か所中、100万円未満が2か所、100万円以上300万円未満が5か所あり、わくわく事業補助金の利用や市民への周知の度合いに地域差がある。

(4) 実績及び予算

自治振興課は、挙母地域自治区内の5つの地域会議（逢妻，朝日丘，梅坪台，崇化館，豊南）のわくわく事業補助金を所管しているが、その5つの地域会議における実績合計及び予算合計は次のとおりである。

単位：円

年度	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	11,021,000	20,052,000	19,147,000	21,770,000	2,500,000
交付件数	18	44	47	54	-

「市全体」のわくわく事業補助金の交付実績と予算は以下のとおりである。

単位：円

年度	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	67,932,000	104,804,000	103,696,000	104,164,000	130,000,000
交付件数	137	264	240	257	-

毎年26の地域会議に500万円ずつの予算が与えられるため、予算

額としては1億3000万円となるが、実績額は1億円強の金額で推移している。

(5) 問題点

ア 補助金対象経費の適切性

ア) わくわく事業の実例

わくわく事業について検討するために、一例として、朝日丘地域会議（自治振興課が担当する挙母地域自治区内）におけるわくわく事業を取り上げてみる。

朝日丘地区の平成20年度のわくわく事業の「応募団体名」，「活動目的・実績」，「朝日丘地域会議議事録における審査内容」，「補助対象経費内訳」，「交付決定額」を表にまとめると次頁以下のとおりである。

なお補助対象経費と交付決定額は必ずしも一致しない。補助対象経費について交付決定された範囲で、補助金が交付されるのである。

No.	応募団体名 (会員数)	活動目的・実績	地域会議での主な意見	補助対象経費内訳	交付決定額 (円)
1	長興寺やぐら 太鼓保存会 (20人)	やぐら太鼓を通じて伝統文化を子供たちに承継し、子供たちが地域に参加するきっかけをつくる目的。毎月第2・4日曜日午後7時から練習実施。天王祭り(7月)、自治区盆踊り大会(8月)、敬老会(9月)、八柱神社大祭(10月)、区民会議まつり(11月)で演奏を披露。	・食料費、行事参加費、予備費は対象外とする。 ・太鼓は半分だけ買うわけにいかず、自己負担を強いる交付決定になってはいけないので、買ってよいか、いけないかを審議し、委員一致で買ってよいということになったので、団体に負担の少ないかたちで、太鼓購入分を交付決定する。	備品代(太鼓) 555,450円	500,000
2	長興寺ふるさと詩編集委員会 (10人)	長興寺、秋葉町の歴史資料を収集整理して、ふるさと誌として残すことで、郷土の歴史についての知識を深め、郷土を愛する心を育てる目的。 主な活動は、長興寺ふるさと誌編集委員会開催(年4回)、区民へ写真、動画等の資料提供依頼チラシを回覧(8月)、八柱神社大祭等の写真収集(10月)。	・食料費、講師料は対象外とする。 ・昨年度の女性会記念誌作成の例を見ても消耗品等はずっと少なくてよいのではないかと。 ・地元で汗を流す部分を重視したい。	印刷製本費 5,000円 消耗品 35,000円	40,000
3	旧南町子供 囃子保存会 (40人)	子供たちに、日本文化である芸能(囃子)を教えることにより、郷土の文化を伝承継続する目的。樹木桜まつりにて子供囃子演奏(4月)、挙母まつりにて演奏(10月)、童子山小学校秋の発表会にて演奏(11月)。	・指導料は、対象外とする。 ・4つ必要とされているが、2つずつでもよいのではないかと。 ・従来は地域の寄付でまかなっていた部分である	楽器(三味線) 170,000円(2本) 三味線用トランクケース 38,000円(2本) 三味線用パチ 8,610円(2本) チューナー 7,980円(2本) マイク 6,300円(2本)	230,000
4	朝日丘竹取り 物語 (32人)	地域の竹やぶを整備し、切り出した竹を使ってもものづくりや世代交流を行い、世代間の絆を深める目的。「朝BAKE2008夏」を開催し、おぼけ屋敷、そうめん流し、夜店などを実施(5~8月)、朝日丘フェスタ2008に参加(11月)、「朝BAKE2008冬イルミネーション朝日丘」を開催し手づくりイルミネーションを点灯(9~12月)、通学路わきの竹やぶ整備(4,6,11,2月に8回)。	・大変熱心な事業であり、朝日丘全体にかかわる事業である ・コミュニティ会議の事業なので、そこから予算がでるはずである ・食料費は他の例にならって、対象外とする ・Tシャツは個人所有ともらえらるため、対象外とする。 ・通信費は、対象外とする。 ・地域全体が参加し、昨年度も大変盛り上がった事業であるので、なるべく多く補助したい。	消耗品費 407,000円 印刷製本費 97,000円 ボランティア保険 9,000円 使用料 8,700円	600,000
5	下林町ふれあい盆踊り準備委員会 (1,800人)	新旧住民のふれあいの場として、長年途絶えていた「盆踊り大会」を再興し、自治区恒例行事として定着を図る目的。第一段のふれあいとして地域ボランティアと親子で灯笼作り。天王祭りで飾り、幻想的で好評であった。4回の練習を通して顔を覚え、ふれあいを深めた。盆踊り大会に、カラオケ・中国舞踊を加え、60名余のボランティアと600名を超える参加を得て、大成功。	・今年度1年限りで、次年度は応募を受け付けない。 ・報償費、余興費は対象外とする。 ・今年度一回限りの交付決定であるし、自己負担金は補助対象外とした経費にちょうど充てるようであるので、今年度は、申請金額に近いかとする。	設備費 334,000円 修繕費 100,000円	430,000

No.	応募団体名 (会員数)	活動目的・実績	地域会議での主な意見	補助対象経費内訳	交付決定額 (円)
6	小坂郷づくり の会 (115人)	ものづくり(作業)をとおして世代間の交流を図るとともに失われつつある自然環境を保全、創造して、次世代に承継する目的。毘森公園内の遊休地にて次の事業を区民手づくりで実施 ①自然環境の保全と創造のためのピオトープ整備、②ふれあいの場であるマレットゴルフ場の維持管理 ③子どもたちと一緒にイベントを開催。	・食料費、講師料は対象外とする。 ・地域で自己負担し、汗を流す部分が大きいと、昨年度なみの地域会議素案とする。 ・いずれは、公園課など、わくわく事業を卒業する部分があってもよいのでは。	消耗品費 150,000円 食糧費 60,000円 原材料費 327,000円 燃料費 23,000円 修繕費 140,000円 保険料 40,000円	740,000
7	七州城城下 町まちづくり 協議会 (1300人)	住民の暮らしやすい環境整備をする中で、歴史と由緒ある建造物、文化遺産の保存活動を進める目的。地域に残る古いお蔵を活用した展示館の整備、昔ながらの農機具、家具等の保存、花いっぱい活動の推進、歴史的建造物紹介板の設置、機関紙の発行(年3回)。	・改修費は、2回に分けて申請してはどうか ・朝日丘全体の事業としてはとらえにくい。 ・昨年度と同程度の交付決定額とする	建屋改造費 740,000円	740,000
8	旧本町子供 歌舞伎舞保 存会 (68人)	歌舞伎舞を子どもたちに教えることで郷土の文化を伝承継承するとともに、地域の活性化と子どもの情操教育を図る目的。平成20年度挙母まつり祭礼披露、他県まつり見学会(各市町村の子供歌舞伎見学)、毎週金曜日に稽古を実施(8~9月)。	・祭り見学は、対象外とする。 ・振袖は、地域の中で持っている人から借りてはどうか。 ・旧南町と同程度とする。	備品購入費(三味線) 120,000円 備品購入費(鬘) 100,000円	220,000
9	朝日丘SO (総)おどり準 備委員会	朝日丘7自治区共通の歌とおどりで連帯感を深め、文化意識の向上とふれあいの和を広げ、世代を超えた交流と地域の活性化を図る目的。朝日丘音頭レーディング、振り付け、協力会員募集、発表会に向けて協力会員と練習を実施、朝日丘フェスタ2008で「朝日丘音頭」を発表、7自治区の区民250人が輪をつくり踊りを披露。	・地域全体の事業として、朝日丘の地区区長会から「昨年の地域会議で話し合われた上限額100万円という枠組みを見直して交付決定を考慮してほしい」という要望が事務所長宛に提出された。挙母事務所としては、地域が本当に必要とし、地域会議での承認が得られれば、見直しは可能である方針。地区区長会からは、SO踊りの完成に最低130万円の補助金が必要であるということも聞いている。 ・なぜこのような有名な先生でないといけないのか ・団体と地域で、この先生に最後までお願いすることを前提として、一昨年度より事業が進んでしまっているためやむをえない。 ・朝日丘地域会議としては、昨年の上限を見直すこととする。 ・不足分は自治区を通じて、朝日丘地域の全世帯で負担することなので、少しでも各世帯の負担を軽くするために、少し上乗せしてはどうか。	報償費 1,500,000円	1,500,000
				合計	5,000,000

イ) 補助対象経費の検討

そもそも、わくわく事業補助金は、各地域会議における審査、議論を経て交付される仕組みとなっている（補助金交付決定権の分権）。この仕組みによって、地域住民が自らの地域の振興を自らが考える、という都市内分権の推進の効果は、地域会議の議事録からも、相当程度、認められよう。

しかしながら補助対象経費については、前記の表では、太鼓（No. 1の約55万円）、三味線（No. 3の17万円やNo. 8の12万円）、建屋改造費（No. 7の74万円）、修繕費（No. 5の10万円やNo. 6の14万円）など、物品の購入修繕費が高額になる傾向が認められる。特に楽器購入費は、自治振興課（挙母事務所）が所轄する5つの地域会議で平成20年度に認められたものだけで、以下のとおりとなる。

地域会議名	購入楽器類	交付額（円）
崇化館	なし（なお「レンタル太鼓」として4,500円あり）	0
梅坪台	大正琴と備品	499,000
	宮長胴太鼓と備品	940,000
	桶太鼓と備品	396,000
朝日丘	太鼓	500,000
	三味線と備品	230,000
	三味線	120,000
逢妻	平太鼓と備品	264,000
豊南	ブラスバンド用楽器多数	1,086,000
	合計	4,035,000

また朝日丘地域会議では、補助対象経費としての「Tシャツ」については、「個人所有ともとらえられるため補助対象外とする」という結果になった。しかし、他の地域会議ではTシャツが認められていたり、ユニフォームや法被代も購入費全額やその70%が補助金で賄われていたケースもあった。

さらに物品購入等ではないが、応募団体「協同組合豊田市商店街連盟」が「番組放送費」として73万1000円の交付を受けていた。この団体の活動目的としては「中心市街地の地域情報（地域イベント、歴史、文化）をラジオ番組で市民へ周知することで、地域への理解を深めてもらう」こととされている。

【意見】

地域振興のための補助金として、高額な物品購入や修繕が、個人の技能向上等の個人的な効果に加えて、地域に広がりをもつ振興策となりうるかを慎重に吟味すべきではないか。

特にこのような高額物品の購入は、その多くが、団体が設立されたばかりの段階で、「補助金によって楽器を購入して、これから活動を始めよう」という団体が多いのではないかと推認される。それらの団体が将来にわたって存続し、かつ補助金による楽器を将来にわたって使用し続けることになるかは、未知数といえよう。

また個人が着用するTシャツやユニフォーム、法被も、その団体が自主的な活動をする団体であれば、使用する個人が負担すべきものと思われるので、これらを税金で負担することは適切とは言えない。

さらに協同組合豊田市商店街連盟による番組放送費73万1000円については、そもそもこの団体が営利目的の団体であることから、この団体のイベント活動は集客力を図る方策と位置づけられる。このようなイベントの広報のために、わくわく事業補助金が交付されるのは適切とは考えにくい。

このように補助対象経費として、疑問に思われるものが散見されるのは、地域会議が交付を決定する基準も、地域会議ごとに決めているからである。そこで地域会議の交付基準について検討する。

イ わくわく事業補助金の交付基準

わくわく事業補助金は、各地域会議にて交付の審査が行われるが、審査の基準も、交付要綱以外は、各地域会議で決める建前とされている。しかし原則的には、自治振興課の指導のもと、各地域会議では、次のような審査項目が採択されている。

審 査 項 目	根 拠
(1)補助金の事業目的は適正か	要綱第2条に適合すること
(2)補助金の交付対象者として認められるか	要綱第3条の要件すべてに該当すること
(3)補助対象事業として認められるか	要綱第4条の要件のどれかに該当すること
(4)補助対象経費として認められるか	要綱第5条に適合すること
(5)補助事業の評価（事業評価項目）	評価基準に適合すること

(6)補助金に付すべき条件	要綱第8条に基づく条件
(7)補助金額	要綱第5条対象外経費を控除し、補助対象経費の100%以内で補助金の額を決定する。

審査項目(6)の評価基準については、挙母地域自治区では、以下のような評価シートで補助事業を審査している。

審査会 評価シート		
<p>評価基準 評価については6段階評価の点数制とする。 全審査員の評価項目ごとの平均点（四捨五入）の合計点数を地域会議の点数（意見シートの点数）とし、この点数を参考にして事業評価を行う。 ※補助事業採択基準点数＝13点</p>		
評価項目	補助事業評価指標	評価
社会的公益性	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人や団体の利益活動でないか 会員相互の親睦活動ではないか 趣味・娯楽が主目的の活動ではないか 市民の誓いの精神が活かされているか 	
地域必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域にとって必要な事業か。 特定の個人や団体の活動に終わるのでなく、多くの住民が活動に参画できるか。また、多くの住民が交流できるか。地域に開かれた活動であるか 	
地域貢献性	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源が活かされているか 地域の歴史・文化・自然・環境等の特性が十分に生かされているか 地域の課題をとらえ、解決する活動であるか 地域の活性化につながると考えられるか 	
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容、実施体制が十分に検討されているか。 収支計画に無理はないか 住民自らが汗をかいて行う事業か 関係機関・団体等の許可、協議がされているか 	
継続・発展性	<ul style="list-style-type: none"> 持続性、定着の可能性の高さがあるか 自主財源の確保が可能か 内容を年々充実していく計画であるか。新しい活動展開の可能性はあるか 継続するための組織体制はあるか 	
評価		合計
評価基準		
5	<u>大変良い</u>	指標を十分満たし、補助事業として、他の活動団体の目標となる。
4	<u>良い</u>	指標を満たし、補助事業として、他の活動団体のモデルとなる。
3	<u>普通</u>	指標を概ね満たし、補助事業として、問題ない。
2	<u>多少問題あり</u>	指標を満たすこと困難であるが指導や研修等により問題を解決できる。
1	<u>良くない</u>	指標を満たすことが困難で、補助事業として認める事が適当でない。
0	<u>全く良くない</u>	指標をまったく満たすことができず、補助事業として認められない。

このシートによれば、各評価について6段階の点数制で、5つの項目について合計13点以上であれば、補助事業として採択できるとされている。とすると、1項目6点満点中、平均2.6点以上とることができれば採択されることになる。

またこのシート以外にも各地域会議で審査のルールを決めることができる。例えば、朝日丘地域会議は平成19年4月の会議にて、次のような取り決めがなされた。

【例】

【全体的な方針】

- ※ 継続申請は徐々に減らしていく、最大3年まで
- ※ 予算額に対して申請額が2倍以上となったため基本的に減額することとし、次の基準で審査意見を調整した。
 - ・1団体の交付上限を100万円以内とする。
 - ・備品購入や工事請負を主とする事業はソフト事業に比較し、減額幅を大きくする。
 - ・はじめて申請した事業、地域で汗を流す事業を優先する。
 - ・評価点数を額の決定意見に反映させる。

ただし翌平成20年度のわくわく事業にて1団体の交付が150万円のものがあるので、取り決めの拘束力は必ずしも強いものではない。

【意見】

地域会議委員は、行政事務の経験年数が短く訓練も受けていないため、補助金の適否や要否について、必ずしも適切に判断すること困難な点があることは否定できない。

地域の自主性を重んじる立場からすると、自治振興課が地域会議の審査の運営にまで強く関与することは望ましいことではないが、補助金の原資が税金であることからすれば、現在ある審査基準や評価基準だけではなく、1団体への継続交付年数の制限、交付上限、公益性の厳密な検討方法などについて、より具体的な指針を与えるべきではなかろうか。

ウ わくわく事業補助金の終了年限や達成目標が明確でないこと

わくわく事業補助金により、市民団体に補助金を交付して、その活動の振興を図るという目的は十分理解できる。しかし市が、平成17年の合併を機に、わくわく事業補助金により、その目的である「多様な担い手の育成及び地域活動の活性化」がどの程度まで達成できるかに関して、目標数値や終了年限について厳密に検討されてきたとはい

えない。

もっともこの点，自治振興課が，平成21年に「わくわく事業アンケート」を実施し，施策の評価を行っている。その結果を要約したものが，次のとおりである。アンケート対象者は，自治区長，地域会議委員，わくわく事業団体構成員の合計1320人であり，回答者は1012人（回答率76.7%）であった。

質問内容	回答集計	市による評価コメント
①地域の課題解決や地域活動の活性化に役立っていると思いますか？	「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が全体の86%	いずれの団体もわくわく事業が果たしている効果を高く評価された。
②わくわく事業を通して，地域や住民意識に変化が現れていると思いますか？	「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が全体の64.5%	地域に与える波及効果についても期待以上であった。一方，「そう思わない」との回答が1割以上あり，今後とも地域全体への事業周知と活動の広がりが必要であるとの意見が多く寄せられた。
③わくわく事業を通して，地域づくりの担い手の育成につながったと思われますか？	「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が全体の58.4%	わくわく事業の目標達成である地域の担い手育成に向けて一定の効果が現れている。一方「そう思わない」の回答も12.9%あり，「事業目的の徹底など一層の底上げが大切であると考えられる。

上記アンケート結果からは，確かに「市による評価コメント」に記載されていることを理解することができる。

しかしながら，そもそも本アンケートの対象者の選定に疑問がある。というのは，わくわく事業に携わっている人たちだけを対象としているのであり，市民全体がアンケートの対象とされているのではないからである。

とすると，わくわく事業に相当かかわりのある人たちによる回答であるにもかかわらず，質問②や質問③に対し，肯定的評価が半分強しかないということは，わくわく事業の効果について，それほど効果を上げていないのではないかとの疑念が強く湧いてくる。

仮に全市民を対象に無作為にアンケートを実施した場合，わくわく事業補助金やわくわく事業による団体活動は，全市民からどれほどの認知がなされているのかは，非常に厳しい結果になるのではなかろうか。

【意見】

アンケート対象者を、もっと広範囲にしたうえで実施すべきであろう。

また単に「補助金を交付するので、地域振興をしよう」という手法は、地域振興の効果の持続性からすると、当該補助金制度が無くなれば、一気に活動が失速するおそれもある。市としては、今後、5年、10年、20年先を見据えて、永続的な地域振興につながるために、今からどのように税金を使うべきかを再度検討し、わくわく事業の将来（永続なのか、期間限定なのか）について見通し・計画を立てるべきだと考える。

10 市民の誓い推進協議会負担金

(1) 目的

豊田市民の誓い推進事業に係る全ての業務について負担金を支出するもの。

(2) 根拠

毎年、市と豊田市民の誓い推進協議会とで締結される協定書。

(3) 具体的内容

ア 豊田市民の誓いについて

豊田市民の誓いとは、次の5項目である。

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切に、豊かな自然を愛しましょう。
- 2 スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
- 3 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
- 4 互いに助けあい、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう。
- 5 いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。

市は、昭和30年代から40年代にかけて、周辺町村との合併と高度経済成長期における自動車産業の発展に伴う、市外、県外からの多くの転入者が居住するようになった。

こうした状況の中、以前からの住民、合併町村住民、市外から転入した住民など、急激にふくれてきた地域社会に混在する人たちの中から、新しいコミュニティ形成の意識が必然的に生まれ、その目指すべき目標を決めようとする議論が全市的に展開された。こうして、昭和53年3月、ふれあい豊かな地域社会づくりの目標として、市民共通の願いを5

項目に託した「豊田市民の誓い」が誕生した。

イ 豊田市民の誓い推進協議会（以下「推進協議会」という。）について
市民の誓い啓発活動を推進するため、市、消防団、区長会、スポーツ団体、文化振興財団、社会福祉協議会、労働団体など9つの団体の長により構成された団体である。もともとは市民の誓い制定直後の昭和53年5月に、130もの団体で構成されたものであったが、平成19年度の市民の誓い制定30周年大会にて、活動方針を「意識啓発」から「ボランティア活動の実践」に変更し、その具体化の一つとして、推進協議会の母体を9つの団体とするスリム化を図ったとのことである。なお加盟団体からの寄付、会費などはなく、推進協議会の支出額は、ほぼ全額市からの負担金額という関係となっている。

推進協議会の活動内容としては、会報「ふれあい」の発行、啓発絵画募集及び作品展の開催、「あったかフェスタ」の開催、啓発グッズ（ボールペン、バッジ）の配布などである。

推進協議会の支出内容は、作品展開催経費約100万円、啓発グッズの購入費約370万円で、負担金の全額がこれら2つの支出に充てられている。なお推進協議会の事務局を、自治振興課が行っているため、推進協議会としての人件費支出はゼロである。

(4) 実績及び予算

単位：円

年 度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
協議会負担金	3,590,000	4,049,000	6,941,000	5,000,000	4,981,000	2,768,710
あったかフェスタ負担金	0	0	0	12,000,000	3,500,000	2,699,210

推進協議会の決算によると、「啓発絵画募集及び作品展の開催」経費が約100万円、啓発グッズの購入費が約370万円であり、ほぼこの支出に尽きている。

ところで「あったかフェスタ」とは、市民の誓い制定30周年記念大会のことであり、平成20年3月1日（土）に、スカイホール豊田で盛大に開催された。翌年以降は、規模・予算額を縮小したものの継続的に開催されている。

(5) 問題点

ア 平成14年度外部監査報告書での指摘事項について

推進協議会への財政援助は、平成14年当時は、「補助金」という形でなされていた。そこで、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

- | |
|---|
| ① 本庁内に事務局がある補助金については、特に委託・給付事務効率化委員会による評価が重要となると思われる。 |
| ② 交付要綱上、上限金額の定めがない。 |

必ずしも、どの問題点を念頭にして指摘しているのか明確ではないが、これに対して、報告書提出後になされた改善措置内容には、次のとおりの記載がなされている。

平成15年度中に、協議会のあり方と今後の組織・会計等について検討小委員会を設置し、16年度より変更をしていく。

これを受けて、平成15年度中に、豊田市を推進協議会の一員に明確に位置付けることとし、平成16年度から、推進協議会への財政援助を、補助金方式から負担金方式に変えるという変更を行っている。

このように市の取り扱い方針として「補助金」ではなくなったため、委託・給付事務効率化委員会の評価対象から外され、また交付要綱もなくなったため上限金額を定めることができなくなっている。

とすると、平成14年度の監査結果は必ずしも生かされていないと考えられる。

【意見】

「負担金」であったとしても、全庁的に、金額を基準とした何らかの制約（例えば一定額以上は委託・給付事務効率化委員会の審査対象にするなど）を設けたり、そもそも「負担金」を委託・給付事務効率化委員会の審査対象にする方向で検討すべきであろう。

補助金等一覧

補助金

1	補助金名	豊田市区長会補助金			
	根拠規定	豊田市区長会補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S54	豊田市区長会	豊田市区長会	1	985,740 円

2	補助金名	地域集会施設耐震診断事業費等補助金			
	根拠規定	地域集会施設耐震診断事業費等補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H15	自治区	9 自治区	9	4,610,000 円
3	補助金名	地域集会施設整備資金利子補給補助金			
	根拠規定	地域集会施設整備資金融資あっせんおよび利子補給事業要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H15	融資を行う 金融機関	金融機関	10	324,156 円
4	補助金名	コミュニティ助成費補助金			
	根拠規定	豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S59	各種コミュニティ 組織	7 地区コミュニティ会議, 8 自治区	15	35,167,400 円
5	補助金名	自治区活動備品整備費補助金			
	根拠規定	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H2	自治区	延べ38 自治区	38	6,380,000 円
6	補助金名	防犯灯設置費補助金			
	根拠規定	防犯灯設置費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S62	自治区	延べ96 自治区	96	9,342,000 円
7	補助金名	放送施設等整備費補助金			
	根拠規定	自治区施設の整備に関する補助要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S53	自治区	3 自治区	3	840,000 円

8	補助金名	地域集会施設整備費補助金			
	根拠規定	自治区施設の整備に関する補助要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S53	自治区	延べ29自治区	29	16,966,000 円
9	補助金名	自主防災組織運営費補助金			
	根拠規定	自主防災事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S60	自主防災会	延べ45自主防災会	45	3,552,000 円
10	補助金名	わくわく事業補助金			
	根拠規定	わくわく事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	5人以上の団体	54団体	54	21,770,000 円

交付金

1	交付金名	地域振興事務交付金			
	根拠規定	地域振興事務交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	S62	自治区	50自治区	50	135,718,278 円
2	交付金名	地区コミュニティ推進交付金			
	根拠規定	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H7	地区コミュニティ会議	5地区コミュニティ会議	5	1,900,000 円

負担金

1	負担金名	豊田市民の誓い推進協議会負担金			
	根拠規定	協定書			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H16	任意	豊田市民の誓い推進協議会	4,981,000 円	

第4 社会部 生涯学習課

1 生涯学習課の業務内容及び組織について

生涯学習課は、「市民によるまちづくり」を生涯学習施策としており、

① 生涯学習担当

社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究及び実施に関すること、生涯学習センター事業に関する企画、調査及び研究に関すること等

② ものづくり担当

ものづくり事業に関すること

③ 生きがいづくり担当

高齢者の生きがい対策に関すること、高齢者活動の支援に関すること等

④ 男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関すること等

に分かれている。

生涯学習課は、平成16年度までは「教育委員会」内の一課であったが、生涯学習施策が目指す最終目標が「市民によるまちづくり」であるため、平成17年度から「社会部」に移管され、「社会部」生涯学習課に組織変更された。

2 補助金等の実績

生涯学習課が所管している平成20年度の補助金等は、177頁のとおりである。

3 シルバー人材センター運営費補助金

(1) 目的

福祉就業センター（ふれあいの家、山室花はうす）の施設管理等のために、社団法人豊田市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という）の一部職員の人件費相当分を、補助金として支給する。

シルバー人材センターは、平成20年度、正規職員11名、市派遣職員2名、嘱託職員3名、臨時職員20名おり、当該補助金は、そのうち市派遣職員2名、正規職員1名、臨時職員1名の合計4名の人件費である。



切出しナイフの使い方を身振りを交えて伝える場面
(ものづくり教育「竹とんぼづくり」の授業にて)

なお、センターの職員は合計36名であるが、そのうち25名の職員の人件費相当額が、後記の高齢者能力活用推進費補助金で賄われている。残りの職員は、センターの自主財源で人件費が賄われている。

(2) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	20,829,447	30,919,136	31,423,432	43,557,113	32,908,731	59,539,000
件数	1	1	1	1	1	1

(4) 交付先団体が実施する事業の公益性

シルバー人材センターは、定年退職後に、臨時的かつ短期的な就業又は簡易な業務の就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的としている。

主な事業内容としては、高齢者の就業に関する情報の収集及び提供、調査研究、相談並びに福祉就業センター等の施設管理を行っている（シルバー人材センターのその他の概要は440頁参照）。

(5) 問題点

派遣職員給与相当分及び正職員、臨時職員の給与相当分を補助金として支給すること

【意見】

市派遣職員の給与等相当分を、市がセンターに補助金として支給し、センターが市派遣職員に対し、給与等を支払っている点に問題があることは、前記62頁以下のとおりである。

派遣職員以外の正職員、臨時職員は、施設管理の担当であるにもかかわらず設管理の委託料に人件費が含まれていない。施設管理ということからすれば、施設管理の委託料に、担当者の人件費を含めることが本来の人件費支出の趣旨に合致すると思われるので、当該人件費を委託料に含めることも検討すべきである。

4 高齢者能力活用推進費補助金

(1) 目的

高齢者の生きがい対策として能力活用を図るとともに、高齢者が地域貢献できるような仕組みを創出するために、シルバー人材センターの一部職員の人件費、運営費及び事業費に対して、補助金を交付する。

人件費としてはシルバー人材センターの職員25名の人件費、運営費としては、活動旅費、備品費、消耗品費、水道光熱費等である。

センターの事業については、高年齢者就業確保事業（通称：シルバー人材センター事業）として、国庫補助金等が支給されている関係で、当該補助金の補助基準額は { (補助対象経費) - (対象事業国庫補助額及び県費補助額) } のうち市長が必要と認めた額とされている。

(2) 根拠

高齢者活用推進費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	24,114,580	64,634,095	73,903,596	81,682,019	82,891,088	79,651,475
件数	1	1	1	1	1	1

(4) 問題点

シルバー人材センターへの人件費補助については、昭和55年頃から本補助金として交付していたが、平成9年に、派遣職員については、協会公社運営費補助金として交付するようになった。さらに、施設管理担当の正規職員の人件費についても協会公社運営費補助金で交付するようになった。しかし、そもそもシルバー人材センター職員の人件費について、協会公社運営費補助金と本補助金の2本建てにしている趣旨が不明朗である。

【意見】

人件費に関する補助金については、協会公社運営費補助金固有の問題や、施設管理委託料との関係を含め、各補助金の適法性や適切性、さらには補助金交付のあり方を踏まえ全体として検討すべきである。

5 老人クラブ活動費補助金

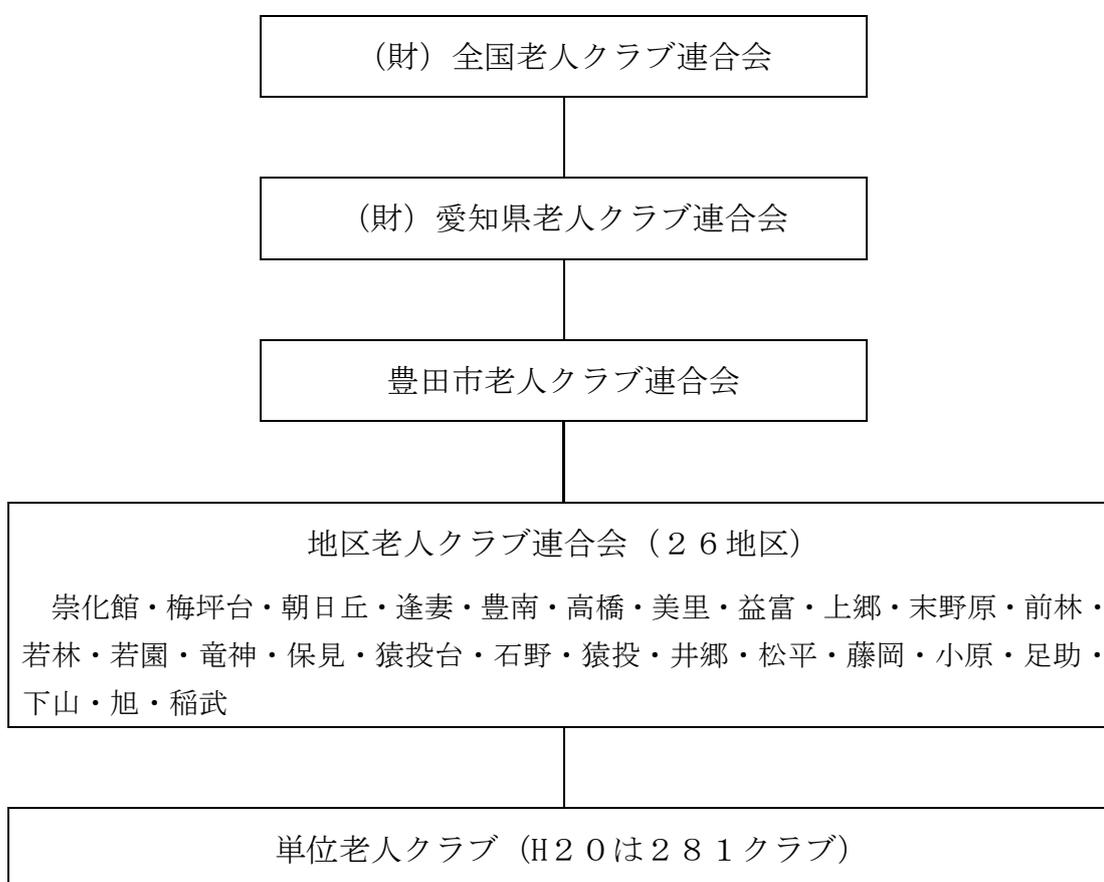
(市老連補助金，地区老連事業補助金，単位老人クラブ補助金)

(1) 目的

高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進し，明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成20年度，市内には，単位老人クラブが281クラブあり，その上部組織に26の「地区老人クラブ連合会」さらに「豊田市老人クラブ連合会」がある。

全国の老人クラブ組織と豊田市老人クラブ連合会の現状



※ 60歳以上の人口と会員数（平成20年4月1日現在）

	60歳以上の人口	加入者数	割合
男性	42,915人	15,186人	35.4%
女性	46,794人	17,899人	38.3%
合計	89,709人	33,085人	36.9%

(2) 根拠

豊田市老人クラブ助成事業補助金交付要綱

市老人クラブ連合会，地区老人クラブ連合会，単位老人クラブに対する事業助成補助金に関しては，以下の通り，定められている。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は，次の各号に掲げるものとする。

- (1)豊田市老人クラブ連合会
- (2)地区老人クラブ連合会
- (3)市老連に加入する単位老人クラブ
- (4)市老連未加入の単位老人クラブ

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，補助事業者が行う事業で，補助対象者ごとに次に掲げるものとする。

- (1)市老連の行う事業
 - ・市老連の運営費
 - ・一般事業
- (2)地区老連の行う事業
 - ・地区リーダー養成に関する事業
 - ・会員相互の健康づくりに関する事業
 - ・地域における環境美化活動及び環境研修に関する事業
- (3)単位老人クラブ
 - ・単位老人クラブの行う事業費
 - ・地域貢献的社会活動
 - ・クラブ活性化事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助事業に要する経費のうち以下のとおりとする。

- (1)市老連に対する補助対象経費
 - 運営費・事業費
- (2)地区老連に対する補助対象経費
 - 事業費
- (3)単位老人クラブに対する補助対象経費
 - 事務費，事業費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、交付要領で定めた交付標準に基づき、毎年度予算の範囲内において定めるものとする。

(交付の方法及び精算)

第12条 補助金は、その金額を概算払いにより交付し、事業完了後に補助金の精算を行うものとする。

単位老人クラブに対する交付基準は以下の通り定められている。

○市老連に加入する単位老人クラブ	
①事務費	
補助限度額	26千円(定額)
②事業費	
補助対象経費	消耗品費、備品費、謝礼、借上料、資材費、会議等茶葉代、交通費、保険料
補助限度	会員数 50人以下・・・20千円 51人から100人・・・50千円 101人から200人・・・80千円 151人から200人・・・110千円 201人から250人・・・140千円 251人から300人・・・170千円 以下会員数が50人増毎に3万円増額するものとする
補助率	80%以内
○市老連に未加入の単位老人クラブ	
補助限度額	26千円

地区老人クラブ連合会に対する交付基準は以下の通り定められている。

補助対象経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、教材費、商品費(上位賞のみ)、謝礼、借上料、資材費、備品費、会議等茶葉代、交通費、食料費(講師、運営委員の事業当日の昼食・茶葉のみ)
補助限度	1地区320千円 26地区合計8,320千円
補助率	80%

(3) 実績及び予算
単位老人クラブ

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	22,661,829	30,058,114	29,801,954	29,411,702	29,284,876	45,198,370
件数	210	304	300	285	281	270

地区老人クラブ連合会

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	4,939,736	6,879,570	7,575,605	7,199,100	7,104,499	6,697,200
件数	20	26	26	26	26	26

豊田市老人クラブ連合会

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	5,152,000	5,506,300	4,582,000	4,000,000	4,000,000	5,200,000
件数	1	1	1	1	1	1

(4) 単位老人クラブの内訳

会員数	クラブ数
～50	24クラブ
51～100	97クラブ
101～150	79クラブ
151～200	48クラブ
201～250	21クラブ
251～300	9クラブ
301～350	2クラブ
351～	1クラブ

なお、最も少ない会員数のクラブは24人であり、最も多いクラブで390人である。

(5) 問題点

ア 補助金額を超える繰越金

単位老人クラブの実績報告書・収支計算書を精査すると、補助対象

経費のみに限れば返還金が発生しないものの、収支全体の繰越金が各補助金額を超える金額になっている単位クラブが、3割以上存在する。さらに、交付要綱上、補助金の最高額が25万6000円になるところ、100万円に近い繰越金を有する単位老人クラブも存在する。

また、地区老人クラブ連合会も同様に、補助金額を超える繰越金を計上しているものが若干見られる。

【意見】

本補助金は、単位老人クラブや地区老人クラブ連合会の事業を補助するためのものであるため、補助金額を超える繰越金がある場合、補助金制度の趣旨に照らし、交付には留意が必要である。従って、各単位老人クラブ毎、地区老人クラブ連合会毎に補助金の必要性について再検討すべきである。特に、補助金額を大幅に超える100万円近い多額の繰越金を有している単位老人クラブについては精査すべきである。

なお、このように補助金を超える繰越金の指摘をすると、例えば、補助金の交付を受けずに事業を行おうとする努力よりも、会費等他の収入を減額して補助金の交付を得ようとするのが往々にみられるところであり、これまで、高額な繰越金を有している単位老人クラブに対しては、この点も踏まえて厳格に審査すべきである。

イ 根拠資料の確認について

単位老人クラブについて、収支計算報告書には、細かい数字までしっかりと記載されているものもあれば、例えば、「交通費」として「10,000円」とか、「5,000円」といったようなきれいな数字の記載のものもある。監査人の調査によると、各単位老人クラブから実績報告書・収支計算報告書が提出される際、担当課のヒアリングを受けると共に、単位老人クラブの会計帳簿等を確認するが、領収書などの根拠資料の提出は求めておらず、各単位老人クラブで5年間保管をしているとのことである。

【意見】

交通費が「10,000円」や「5,000円」といったきれいな数字が記載されていること自体、交通費として計上されている金額が適正なものであるか疑問の余地なしとしない。ヒアリングに際しては、支出項目について、厳格に根拠資料を提出すべきである。但し、例えば、タクシー等あれば、領収書を提出することができるが、電車やバスのように、いちいち領収書をもらえない交通機関も存するのであり、かかる

場合は、各乗降駅とその区間の金額を厳密に計算すべきであるし、ガソリン代のような場合には、予め移動距離によるガソリン代の一覧などを作成し、計算方法を周知させるなど、交通費として適正な支出を指導すべきである。

6 少年少女発明クラブ補助金

(1) 目的

豊田少年少女発明クラブに対して補助することにより、創造性活動の促進をはかるとともに、青少年の科学に対する心を養うことを目的とする。

(2) 根拠

豊田少年少女発明クラブ補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	4,000,000	3,750,000	4,650,000	4,650,000	5,650,000	5,500,000
件数	1	1	1	1	1	1

(4) 事業概要

豊田少年少女発明クラブは、豊田市及びその近郊在住の少年少女に対して、とくに発明・工夫・創作の精神を啓発し、夢やアイデアに自主的に取り組む体験を通じて、少年少女の豊かな創造性の育成を図ることを目的として、昭和56年に結成された任意団体である。

当クラブの主な事業内容は、小学生及び中学生が毎月2回程度参加するものづくりの教室を開催したり、その他ボランティア活動をしたりしている。なお、毎年、クラブ入会希望者が増加しているため、クラブの定員が500名以内となつてはいるが、実際のクラブ入会者数は500名を超えている。毎年、抽選に漏れる入会希望者もいるため（平成20年度の倍率は2.2倍）、抽選に漏れてクラブに入会できなかった少年少女たちのための特別教室（延べ10回各半日コース）も開設している。

クラブの運営は、クラブ入会者からの年会費や企業からの協賛金、そして本補助金などで賄っており、教室は、豊田市内に3カ所設けられている。

(5) 問題点

交付要綱の改善について

平成14年度の包括外部監査報告書において、「補助金交付要綱にて、補助対象事業及び対象経費が具体的に記載されていない」との指摘がなされ、その後、数回に渡り、交付要綱が改正され、補助対象経費等の交付条件が記載されるに至っている。

しかしながら、例えば『事業費のうち「指導員報償費」』と記載されているだけでは、対象となる費目が不明瞭である。

豊田少年少女発明クラブ補助金交付要綱

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田少年少女発明クラブとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が事業計画に基づいて行う創造性および青少年の科学に対する心を養う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に示すとおり、教室開催ならびにそれに付随する創造性活動、各種催事等の活動に要する費用とする。

別表

補助対象となる教室開催ならびにそれに付随する創造活動、各種催事等の活動に要する費用

事業費のうち

- ・指導員報償費
- ・専従指導員報酬費
- ・創造性活動費
- ・指導員研修・養成費
- ・クラブ員顕彰費
- ・保全費

・部品・材料費

特別事業費のうち

- ・OM関係費
- ・洋上研修費

※ 「指導員」とは、ボランティアとして登録している者であり、クラブの手伝い等をしてもらった時に「報償費」を支払う。「専従指導員」とは、仕事を退職した人などがクラブに専属として従事する者であり、週4日から5日ほど作業をしており、その作業にたいして「報酬費」を支払う。

【意見】

「指導員報償費」あるいは「専従指導員報酬費」と記載されているだけでは、例えば、その報償費あるいは報酬費が具体的にどこまでのものが含まれるのか、例えば交通費等が含まれるのか否か、その範囲が不明となるので、できるだけその内容を具体的に記載すべきである。

8 自治区女性会事業費補助金

(1) 目的

地域女性の自主性と社会性を高めるとともに、女性の力を結集して、明るく健康な地域づくりを図るために、各自治区の女性会の事業に対して、補助金を支給する。

(2) 根拠

豊田市自治区女性会事業費補助金交付要綱

(定義)

第2条 この要綱において、「自治区女性会」とは、自治区内に組織された女性の団体をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 この補助金は、地域女性の自主性と社会性を高めるとともに、女性の力を結集して明るく健康な地域社会づくりを図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下、「補助事業者」という。）は、自治区女性会補助事業運営基準に該当する自治区女性会とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次に掲げるものとする。ただし、「地区コミュニティ会議事業補助金」対象事業は除く。

(1)地域活動事業

(2)学習事業

(3)交流事業

(補助金対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に対する経費のうち、報償費、旅費、消耗費、食料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び負担金とする。

(補助金額)

第7条 補助金の金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は20千円を限度とする。

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	1,160,000	1,160,000	1,100,000	1,060,000	1,020,000	1,040,000
件数	58	58	55	53	51	50

(4) 自治区女性会の実態

ア 人数規模

平成20年度に補助金が交付された自治区女性会は51女性会あり、その所属人数別の女性会数を表にしたのが下表である。

会員数	女性会数
10～50	25会
51～100	11会
101～1000	14会
1001～	1会

ちなみに、最も人数の少ない女性会が11名、最も人数の多い女性会が1320名、10人台の女性会が7女性会である。

イ 予算規模

平成20年度に補助金が交付された51女性会のうち、補助金を含まない収入額が10万円以下の女性会が、18女性会（そのうち、会費を徴収している女性会が8女性会）、100万円を超える女性会が4女性会（そのうち、会費を徴収している女性会が3女性会）ある。

(5) 問題点

必要性・有効性が検証されていないこと

補助金交付要綱第7条において、補助金額は、補助対象経費の2分の

1で2万円を限度とする旨規定されているが、平成20年度に補助金が交付された51自治区女性会のうち、補助金を除く収入額が10万円未満の女性会が18女性会ある一方、100万円を超える女性会が4女性会存在する。ところが、実際には、所属する人数や収入金額にかかわらず、交付申請された各女性会に対して、一律に一定額の補助金額が支給されており、補助金に対する必要性・有効性について検証がなされていない。

さらに、補助金の交付申請をしていない女性会もあり、補助金自体の存在が認識されていない可能性もあるとのことである。

【意見】

平成14年度の包括外部監査報告書において、補助金額を大幅に超える繰越金を留保している女性会があるとの指摘がなされているが、平成20年度では、補助金額を大幅に超える繰越金を留保しているケースはなかった。

しかし、補助対象事業の必要性・有効性についての評価は全くされておらず、また補助金が補助対象事業に効果を有しているか否かの検討もされていない。前記のとおり、補助金を除く収入額が100万円を超える女性会にとって、補助金が本当に必要であるのか疑問である。

現在、女性会自体が減少していることや、交付申請をしていない女性会も存在すること、実際には補助金が一律2万円という少額であることからすれば、補助金の廃止も視野に入れてその必要性及び効果について再検討すべきである。

9 とよたものづくりフェスタ開催負担金

(1) 目的

多くの市民がものづくりや科学技術の楽しさ、おもしろさを体感するための「とよたものづくりフェスタ」を開催するための負担金である。

「とよたものづくりフェスタ」は、平成13年度から平成17年度まで産業文化センターで開催されていた「科学創造フェスタ」（平成13年度、平成14年度は文化振興課が担当し、平成15年度から平成17年度までは生涯学習課が担当）と、平成16年度、17年度に開催された「とよたモノづくりフェスタ」（国際博推進課が担当）が統合し、平成18年度からトヨタスポーツセンターで行うようになったものである。

(2) 根拠

とよたものづくりフェスタ実行委員会開催事業に関する協定書

(事業活動)

第1条 乙（引用注：とよたものづくりフェスタ実行委員会）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) とよたものづくりフェスタ 2008 の実施
- (2) とよたものづくりフェスタ 2008 関連事業の実施
- (3) 市民参加促進のための広報活動
- (4) その他事業の目的を達成するために必要な事業

(会計年度)

第2条 この会計年度は、平成20年5月28日から平成21年3月31日までとする。

(費用)

第3条 この活動に要する費用のうち甲（引用注：豊田市）の負担部分は金21,000,000円とする。

(規定外の事項)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の精算)

第5条 乙は事業が完了し費用に余剰が生じた場合は、市に返還するものとする。

(事業及び決算の報告)

第6条 乙は事業終了後、すみやかに事業の結果及び決算の報告を甲にしなければならない。

(その他)

第7条 この協定に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙が競技して決定するものとする。

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	22,325,509	15,294,778	18,863,058	20,535,602	20,760,926	9,800,000
件数	1	1	1	1	1	1

(4) フェスタ内容及び運用

ア フェスタの内容は、こども向けのイベントであり、平成20年度は、ものづくり体験ブース（67ブース）、ステージショー、親子参加型ものづくり競技の大きく3つの分野に分かれている。

尚、フェスタは、スポーツセンターで開催される全体のイベントを「わくわくワールド」という名称で行っており、トヨタ技術会による「TESフェスティバル」との共催で行い、会場費を分担している。尚、トヨタ技術会との共催は平成16年からである。

イ フェスタ自体の運営は、市がものづくりフェスタ実行委員会を設け、実行委員会と協定書を結び、実行委員会に対して負担金を支給している。そして、実行委員会が、会場設営費、親子参加型競技やステージショーの企画を民間団体に再委託している。

ウ 来場者数

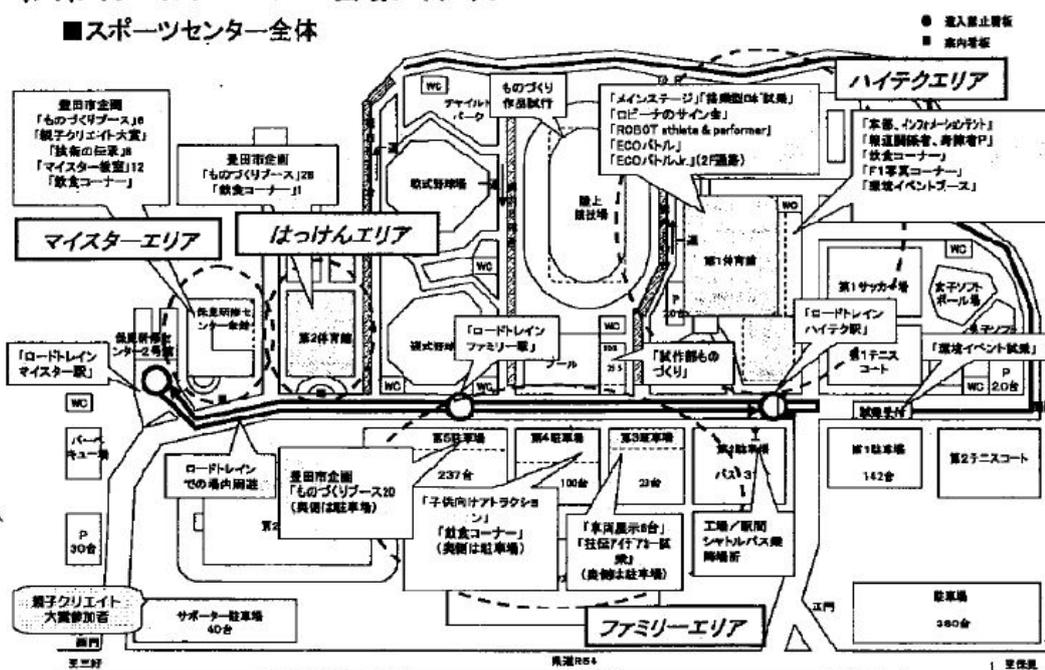
当フェスタとTESフェスタの入場者の区別ができないので「わくわくワールド」全体の入場者数である。

年度	来場者数
平成17年度	8,900人
平成18年度	15,000人
平成19年度	15,000人
平成20年度	4,200人

※但し、平成17年度のみ2日間で他は1日開催

わくわくワールド2008 ー会場レイアウトー

■スポーツセンター全体



(5) フェスタ実行委員会の構成（平成20年度）

実行委員会の構成団体及び構成員の名称	
ものづくりなぜ？なぜ？プロジェクトリーダー	豊田クリエイティブクラブ
豊田地域文化広場	豊田市科学技術教育振興会
豊田市自然観察の森	愛知教育大学技術専攻4回生
トヨタ技術会	豊田市社会部調整監
豊田市社会部生涯学習課課長	豊田市社会部生涯学習課副主幹
豊田市社会部生涯学習課係長	豊田市社会部生涯学習課主査
豊田市社会部生涯学習課主事	

実行委員会は年4回開催された。

- ・ 5月 事業計画の検討，収支予算，現地視察
- ・ 7月 全体レイアウトの検討，出店団体への報告，PR方法の検討
- ・ 9月 運営についての最終確認
- ・ 11月 次年度に向けての検討

(6) 問題点

ア 協定書第1条の事業活動に関し，方針・内容が不明瞭

協定書第1条は，実行委員会が「とよたものづくりフェスタ」およびその関連事業等の実施との記載がされているだけで，具体的な内容やその方針などの記載がない。

【意見】

負担金を交付する以上，負担金を交付する対象事業あるいはその当該事業の方針や方向について具体的に記載する必要がある。特に，豊田市がフェスタ実行委員会に負担金を交付する必要性を明らかにする必要がある。毎年，来場者に対してフェスタの内容を問うアンケートを実施しているのであるから，そのアンケート結果をふまえ，翌年度の方向・方針の具体化を検討すべきである。

イ 実行委員会の委員選任規定の明確化

実行委員会には，実行委員会規約が存在するものの，実行委員会委員の選任に関する条項が存在しない。平成20年度のフェスタ実行委員会委員の構成をみると，実行委員会から事業の再委託を受けている

豊田クリエイティブクラブが委員として参加している。

【意見】

実行委員会委員の選任過程が不明朗である。本フェスタについては、毎年、実行委員会の協議により、事業計画が検討され収支予算が決定されるどころ、実行委員会から事業の委託費が支払われる豊田クリエイティブクラブが実行委員会の委員となるのが適切なのか否かについても再度検討をふまえた上で、委員の選任に関する規定を明確化しておくべきである。

ウ 委員会規約に出納に関する取り扱いを明確化すべき

出納に関する事務は重要であるにもかかわらず、負担金の取り扱いについて、市と実行委員会との協定書第5条で事業完了後の余剰金の返還、第6条で事業の結果及び決算の報告をすることが規定されているのみで、実行委員会の規約上、出納に関する定めがなされておらず、責任の所在が不明確である。

【意見】

実行委員会規約の中に出納に関する具体的な規定を設けて、責任の所在を明確化すべきである。例えば、「負担金については、乙の構成員のうち、〇〇が管理することとし、入出金については詳細に出納帳を作成すること。」等の規定を設けるべきである。

エ 実行委員会方式での再委託

ア) 会場設営及び全体運営について、平成16年度は随意契約、平成17年度はプロポーザル方式にて選定していたが、平成18年度からの会場設営については、A社と随意契約により再委託している。その理由は、平成18年度からトヨタ技術会との同時開催となったことにより、トヨタ技術会の「TESフェスティバル」運営に精通している業者だからということである。

イ) 親子参加型競技運営については、フェスタの前身である「科学創造フェスタ」の頃から、豊田クリエイティブクラブとの間で随意契約により再委託している。その理由は、運営ノウハウおよびそのために必要な人的なネットワークが構築されているからということである。

ウ) 特別出演者等の企画・運営については、平成18年度以降、プロポーザル方式にて再委託先を選定しており、毎年違う業者に再委託している。

【意見】

再委託先業者に関しては、特別出演者の企画・運営業者をプロポーザル方式で選定しているケースでは、毎年別業者が選定されているが、それ以外は随意契約であり、確かに、継続されてきている過去の運営のノウハウなどを考慮すれば、毎年、同じ業者と随意契約を結ぶことが簡便ということになる。

しかし、実際に、毎年、プロポーザル方式での企画・運営を行い、何ら問題なく事業が行われているケースも存在するのであり、毎年の随意契約が本当に必要なのか否か、これまでの随意契約による委託先についても、全体的にプロポーザル方式で再委託が可能なのかについて、実行委員会に対して、詳細な検討報告の提出を求めるべきである。

そして、実行委員会による再委託自体をも再検討することも必要と思われる。

オ 契約書の不存在

今回の監査で、フェスタ実行委員会と随意契約の相手先であるA社との間の契約について、契約書が取り交わされていないことが判明した。契約書が取り交わされていなかった理由として、共催のトヨタ技術会のTESフェスティバル運営に精通している実績のある業者であること、トヨタ技術会が実行委員会委員であり、フェスタの打ち合わせを定例的に実施、内容を確認していることとしている。

【意見】

いくらA社が、TESフェスティバル運営に精通している実績のある業者であると言っても、契約書を作成していないと契約内容が不明確である。契約書を作成することにより、契約当事者はもとより対外的にも権利義務が明確化されるのであって、実行委員会としては、相手方業者に対する支払いが発生する以上、契約内容を明確化することは当然である。従って、今後、実行委員会に対して、契約書の取り交わしをさせるべきである。

補助金等一覧表

補助金

1	補助金名	豊田少年少女発明クラブ補助金			
	根拠規定	豊田少年少女発明クラブ補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S56年度	豊田少年少女発明クラブ	豊田少年少女発明クラブ	1	5,650,000 円
2	補助金名	豊田市協会公社等運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9年度	特定協会公社等	(社)豊田市シルバー人材センター	1	32,908,731 円
3	補助金名	豊田市老人クラブ助成事業補助金（豊田市老人クラブ連合会補助金）			
	根拠規定	豊田市老人クラブ助成事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S40年度	豊田市老人クラブ連合会	豊田市老人クラブ連合会	1	4,000,000 円
4	補助金名	豊田市老人クラブ助成事業補助金（地区老人クラブ連合会補助金）			
	根拠規定	豊田市老人クラブ助成事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S40年度	地区老人クラブ連合会	地区老人クラブ連合会 26件	26	7,104,499 円
5	補助金名	豊田市老人クラブ助成事業補助金（単位老人クラブ補助金）			
	根拠規定	豊田市老人クラブ助成事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S40年度	市老連に加入する 単位老人クラブ	単位老人クラブ 281件	281	29,284,876 円

6	補助金名	高齢者能力活用推進事業費補助金			
	根拠規定	高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S55 年度	特定協会公社等	(社)豊田市シルバー人材センター	1	82,891,088 円
7	補助金名	豊田市老人憩の家管理運営補助金			
	根拠規定	豊田市老人憩の家管理運営補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S44 年度	老人憩の家管理者	老人憩の家 200 件	200	23,133,752 円
8	補助金名	自治区女性会活動費補助金			
	根拠規定	豊田市自治区女性会事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S59 年度	自治区女性会	自治区女性会 51 団体	51	1,020,000 円
9	補助金名	女性労働能力活用事業費補助金			
	根拠規定	女性労働能力活用事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61 年度	豊田市ファミリー・サービス・クラブ	豊田市ファミリー・サービス・クラブ	1	700,000 円

負担金

1	負担金名	生涯学習フェスティバル実施負担金			
	根拠規定	協定書 (H16年度から負担金。以前は委託金)			
	開始年度	任意/義務の別	交付先	件数	金額
	H9 年以前	任意	各生涯学習フェスティバル実行委員会 24 件		3,480,000 円

2	負担金名	とよたものづくりフェスタ開催負担金		
	根拠規定	とよたものづくりフェスタ実行委員会開催事業に関する協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 年度	任意	とよたものづくりフェスタ実行委員会	20,760,926 円
3	負担金名	ものづくりなぜ?なぜ?プロジェクト開催負担金		
	根拠規定	ものづくりなぜ?なぜ?プロジェクト実行委員会開催事業に関する協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H15 年度	任意	ものづくりなぜ?なぜ?プロジェクト実行委員会	2,600,000 円
4	負担金名	豊田市高齢者作品展開催費		
	根拠規定	豊田市高齢者作品展の開催に関する協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H20 年度	任意	豊田市老人クラブ連合会	1,324,000 円

第5 社会部 足助支所

1 足助地区の観光について

足助地区は、愛知県の東北部に位置し、市のほぼ中央に位置している。地区面積は、193.27km²で、約87%が山林によって占められている。標高100～700mの間の谷間や小盆地に耕地が開け、小規模の60余りの集落が点在している。

江戸時代から尾張・三河と信州・美濃を結ぶ街道の分岐点の宿場町として栄えていたが、昭和30年代から40年代前半にかけて、隣接する豊田市にて自動車関連産業が労働力を求めていたことから、足助からも多くの農林業の担い手が働きに出て行った。そのころから進学や就職で足助を離れる若者や豊田市に転出する世帯も増え、人口は減少の一途をたどり、昭和30年には1万6820人だった人口も、平成21年12月時点で9092人と約50年間で半減している。

足助地区と香嵐溪



足助支所庁舎入口にある紅葉のデザイン
足助の歴史は、紅葉の名所・香嵐溪とともにあると言っても過言ではない。

地域の特色としては、「^{こうらんけい}香嵐溪」が紅葉の名勝地として有名で、毎年紅葉シーズンには、多数の観光客が訪れることとなり、香嵐溪は「紅葉」のみならず、「観光客のマイカーによる渋滞」でも有名になるほどの観光地となった。平成20年度の紅葉シーズンの人出は約50万人であった。

このような観光地の発展とともに、旧足助町主導で、観光目的の公の施設が次々と設置されるとともに、観光事業推進目的の外郭団体である㈱三州足助公社が設立された。

2 足助支所の業務内容

市は、市町村合併以前には、地域拠点5つの支所と市役所の6つが存在していたが、平成17年度の7市町村の合併に伴い、旧町村地区に、それぞれ単独の支所が設けられることとなった。

足助支所はそれら支所のうちの1つである。

足助支所の主な業務と体制は次のとおりである。

担当名	主 な 業 務
地域振興担当 (12名)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治区, コミュニティ会議, 地域会議の運営支援 ・わくわく事業の実施 ・過疎定住対策に関すること (支援制度, 定住相談) ・交通安全に関すること (施設要望, 啓発, 放置車両対策) ・あすけネット (情報基盤整備) に関すること ・観光に関すること ・スポーツ施設の管理 ・足助資料館・中馬館・足助城の管理 ・地域バスの運行
市民生活担当 (6名)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票・戸籍謄本・抄本等の証明書の発行 ・住民異動・戸籍異動の届出 ・印鑑登録・登録証明書等の発行 ・国民健康保険, 後期高齢医療保険, 国民年金 ・原動機付自転車等の登録・廃止等 ・動物被害に関すること ・児童手当, 各種障がい者手当に関すること等

足助支所は社会部に属しているが、社会部における支所関連共通重点目標には次のものがある。

- ① 地域自治システムの活用・促進
- ② 都市と農山村の共生 (過疎・定住対策) の実践
- ③ 安全・安心な地域づくり
- ④ 高年齢者の社会参加による生きがいつくりの推進

さらに足助支所の重点事業としては、次のものがある。

- ⑤ 山村活性化事業「里山耕」の推進
- ⑥ 観光まちづくりの推進
- ⑦ 定住対策事業の推進
- ⑧ 地域自治システムの推進 (地域自治の充実強化)
- ⑨ 行政コストの削減の展開 (あすけ「もったいない運動」の実践)

3 補助金等の実績

足助支所が所管している平成20年度の補助金等は、189頁のとおりである。

なお足助支所所管の補助金には、社会部自治振興課の補助金と共通するものが多く、社会部自治振興課も外部監査の対象としたため、そちらの監

査報告を行っている。したがって足助支所の部分においては、足助支所の補助金の中で特徴的な「豊田市観光振興団体事業補助金」を主たる監査の対象とした。

4 豊田市観光振興団体事業補助金について

(1) 目的

市政発展に伴う観光資源の育成・保護及び対外的な誘致宣伝や宣伝媒体の作成，誘客のための催事を振興とともに，次代を担うべき後継者を育成すること

(2) 根拠及び具体的内容

豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱

補助対象事業者は，市の観光まちづくりや観光振興を推進することを目的とした団体とされ，要綱には以下の団体が掲載されている。

補助事業者	補助金所管支所
豊田市観光協会	商業観光課
藤岡観光協会	藤岡支所
小原観光協会	小原支所
足助観光協会	足助支所
香恋の里しもやま観光協会	下山支所
旭観光協会	旭支所
いなぶ観光協会	稲武支所
松平の里観光協会	松平支所

足助支所においては，足助観光協会が，補助対象事業者となる。また補助対象事業，経費，限度額は以下のとおりである。

補助対象事業	補助対象経費	限度額
<p>●地域観光振興事業</p> <p>ア 観光まちづくりを推進し、地域観光資源の発掘や活用さらに維持、保全をすること</p> <p>イ 地域の観光振興のための事業計画を立案するために必要な調査・研究をすること</p>	<p>以下に掲げる経費とする。</p> <p>賃金、報償費、旅費（原則として、県外旅費は1出張2人以内に限る）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金及び補助金</p>	<p>予算の範囲内</p> <p>特に食糧費につき内規があり、「ボランティアの食事・飲み物代、2時間以上の取材・報道の飲み物代、PR事業の際の飲み物代は全額可能」とされている。</p>
<p>●観光誘客開発事業</p> <p>ア 観光振興や知名度を向上させ、観光客の誘客に必要なイベントの開催や開発・参加・支援をすること</p> <p>イ 観光客の誘客に必要な宣伝や情報を提供すること</p>	<p>次に掲げる経費とする。</p> <p>給料（補助対象事業を行うための人件費に限る）、旅費（原則として、県外旅費は1出張2人以内に限る）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>予算の範囲内</p> <p>※一般事務員の給料は400万円までとする。</p> <p>※需用費（消耗品費、燃料費等）は予算額の5%までとする。</p>
<p>●一般事務管理運営</p> <p>団体の事務や運営に関すること</p>	<p>次に掲げる経費とする。</p> <p>給料（補助対象事業を行うための人件費に限る）、旅費（原則として、県外旅費は1出張2人以内に限る）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>予算の範囲内</p>
<p>●その他市長が必要と認める事業</p>	<p>市長が必要と認める事業に必要な経費</p>	<p>予算の範囲内</p>

(3) 足助観光協会について

ア 組織概要

設立目的	足助地域の観光事業に関する民間の中枢機関として、山里足助の原風景を基礎にし、農・林・商・工が一体となって「光」を求めてくる人々との交流を深める「まちづくり」型観光を推進すること
設立年	昭和22年（足助町観光協会として）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり型観光推進のための調査・研究 ・観光客の誘致及び宣伝 ・観光関係団体との連絡調整及び受託した業務 ・観光地の整備と観光地美化活動 ・観光に関する催事の実施 ・市民及び観光客に対する情報サービスの提供 ・郷土物産の紹介及び販売業務 など
会員	足助地区のゴルフ場，神社，宿泊施設，飲食業者，建築業者，サービス業者，商店街協同組合，巴川漁業協同組合，(株)三州足助公社，自治会，足助地区外の企業等（賛助会員）合わせて150個人・団体
役員	会長 1名，副会長若干名，常任理事若干名，理事13名～27名，監事2名
総会	年1回開催

なお実際には、(株)三州足助公社の従業員3名が、足助観光協会の業務を担当している。

(株)三州足助公社は、資本金5000万円中、市が3550万円（出資比率71%）出資し、その他、あいち豊田農業協同組合、豊田信用金庫、豊田森林組合、足助商工会、巴川漁業協同組合等が出資して設立された第三セクターである。団体の詳細については442頁参照のこと。

足助観光協会の平成20年度総会資料によると、具体的な事業として以下のものが紹介されている。

観光宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞雑誌広告 ・市内・市外の観光イベントに出向宣伝 ・視察・取材対応 ・印刷物発行 ・観光用ポスター作成
観光イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・‘08 あすけルネッサンスの開催 ・第53回香嵐溪もみじまつりの実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 回中馬のおひなさんの実施 ・ 第 21 回巴川鮎まつりの開催 ・ 足助写友会の撮影会支援 ・ 留学生日本文化研修プログラム受け入れ等
人材育成	三州足助ボランティアガイドの会， A T 2 1 倶楽部， たんころりんの会の活動の支援， 推進
観光資源育成	カタクリ及びシャガの育成
会議開催	通常総会 1 回， 理事会 3 回

イ 収支について

足助観光協会の収支（平成 2 0 年度決算）は次のとおりである。

【収入の部】

科 目	金額（円）	備 考（数字は千円単位）
会費	2,856,000	
補助金	16,100,000	観光振興団体補助金 16,000 県観光美化事業補助金 100
委託金	16,998,765	市からの秋の渋滞対策費
事業収入	3,718,810	イベント開催，グッズ販売，留学生受入等
雑収入	149,481	視察参加費，受取利息等
繰越金	885,045	
計	40,708,101	

全収入における補助金の占める割合は 39.5%と高率である。他方、会費の全収入における割合は 7% ならずであり、事業収入の割合も 9.1%と低い割合である。

なお「委託金」の秋の渋滞対策費は、ほぼ同額が経費として支出されてしまうことからすると、収入合計から委託金を引いた額における補助金収入の割合は約 68%にものぼることになる。

【支出の部】

科 目	金額（円）	備 考（数字は千円単位）
観光宣伝費※	2,976,407	広報宣伝費，出向宣伝費，視察取材飲み物代，印刷発行費，宣伝媒体作成費
観光イベント費※	8,038,587	春の催事費，もみじまつり費，中馬のおひなさん，たんころりん，巴川鮎まつり費等

秋の渋滞対策費	16,377,980	ガードマン 12,295, 仮設トイレ汲み取り 629, 仮設トイレレンタル 1,147, 看板等 61, 駐車場管理費 715, 仮設照明工事 963, トイレトペーパー 510, 管理 57
人材育成活動費※	420,000	ボランティアガイド飲食費 250, AT21, たんころりん 170
観光資源育成費	50,000	伊勢神地域資源整備費等
研究調査費	105,160	役・職員視察研修
振興管理費	10,736,048	会議費 173, 諸会費 335 (県観光協会 105 等), 事務費 1,122 (電話代, 車両リース料, 旅費等), 業務委託費 (観光業務委託 9,000※等)
役員報酬	360,000	会長
法人税充当金	70,000	
租税公課	100,100	
交際費	232,240	冠婚葬祭等, 祭礼, 式典祝儀等
雑費	18,000	
合計	39,484,522	
収支差引	1,223,579	次期繰越

※印は市補助金対象経費。ただし足助観光協会の自主財源による支出も含まれる。

委託金として「秋の渋滞対策費」として受けとった約 1700 万円は、約 60 万円以外は、そのまま秋の渋滞対策経費で支出されている。

特徴的なのが、「振興管理費」の中の「業務委託費」としての観光業務委託費 900 万円である。これは全額、(株)三州足助公社に委託費として支払われているものである。ただしこの委託費中、補助金部分は下記「(4) 実績及び予算」の平成 20 年度実績のとおり約 700 万円分である。

(4) 実績及び予算

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	4,000	4,000	10,000	10,000	16,000	15,400
業務委託費	0	0	4,350	4,350	6,997	4,000

「業務委託費」とは(株)三州足助公社への業務委託費

平成 17 年度に、合併する前は、旧足助町が、足助観光協会に対し、年額 400 万円の補助金を交付してきた。そこで市は合併後の平成 17 年

度にも、観光振興団体事業補助金として400万円を交付した。

しかし足助観光協会の役割が大きいことから、市は合併に伴う地域振興策の1つとして平成18年度には補助金を増額して1000万円とした。この増額には、(株)三州足助公社への業務委託費分435万円の増額も含まれている。なお平成17年度にも、足助観光協会は(株)三州足助公社に対して業務委託していたが、委託料を支払わず、同社に無償協力を仰いでいた。

さらに平成20年度の補助金は、事業費の上乗せ分として約335万円、業務委託費上乗せ分約265万円の合計600万円を増額して、補助金総額は1600万円になった。1600万円の補助対象内訳は、観光宣伝費として約256万円、観光イベント費として約577万円、人材育成活動費（ボランティア等の飲食代）として27万円、業務委託費として約700万円となっている。

(5) 問題点（(株)三州足助公社への業務委託費について）

平成20年度は補助金のうち約700万円が業務委託費として、市から足助観光協会を通じて、(株)三州足助公社に支払われている。業務委託費は、平成19年度よりも256万円の増額となっているが、市は、具体的内訳は把握していない。

足助観光協会が業務委託費として高額な金額を支払うことになっているのは、足助観光協会は150の会員を擁する組織ではあるが、実際に事務を担当しているのは、(株)三州足助公社内の観光営業部門担当者3名だからである。

(株)三州足助公社は、市が71%出資した外郭団体であり、市から観光施設の指定管理や駐車場管理の委託を受け、それらにて業務を成り立たせていることからすると、公に近い組織である。

足助観光協会の非常に多岐にわたる業務について、仮に専従担当者が3名必要だとしても、700万円では到底、それらの人件費を賄うことができないことからすると、足助観光協会の実際の事務運営は、(株)三州足助公社（広く言えば豊田市）に多大な援助を受けている関係ともいえる。

しかしながら、そもそもなぜ市が観光事業の発展に力を入れるのだろうか。当然、市の重要な情報発信の起点となり、市をアピールする効果もあるし、市民にとっても憩いの場を提供する意味もある。そして地元への観光客受け入れによる経済的効果も期待できるからである。

特に足助観光協会の活動による経済的効果の試算については市はして

いないが、足助観光協会が150もの個人・団体から組織される団体ということからしても、足助観光協会は、会員の経済的利益の増加が大きな目的といっても過言ではないであろう。

【意見】

[1] 市は足助観光協会から(株)三州足助公社に支払われる業務委託費の内訳及び金額の適正性について、改めて検討すべきである。

[2] 足助観光協会の収入から「渋滞対策費」を除くと、補助金収入は約68%を占めているにもかかわらず、同会会員からの会費収入は全収入のうちの9.1%、対補助金比としても18%しかない状況である。

もちろん会員による観光事業への無償労務提供も多大なものがあることは想像できる。しかし金銭面に限ってみれば、足助観光協会は補助金の受け皿的意味が強く、しかも実働担当者も、市が出資した法人の担当者であることからすると、足助観光協会が、地区住民中心の自立した実態を有する組織というには、多少の疑問が残る。

よって市は、足助観光協会がより実質性を有した自立した組織として育つべく、指導をしつつ、補助金の金額・あり方について検討すべきではないかと思われる。

[3] 足助観光協会の実働担当者が、(株)三州足助公社の職員であるが、そうすると足助観光協会と(株)三州足助公社との組織としてのすみ分けや、活動内容の線引きが、非常に不明確になっている状況である。

(株)三州足助公社の役割が大きい分だけ、逆に民業の圧迫や民業の自立的成長の妨げになっていないかも含めて、足助観光協会と(株)三州足助公社との業務の明確な線引きを行うべきではないかと考える。

補助金等一覧
補助金

1	補助金名	豊田市観光振興団体事業補助金			
	根拠規定	豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱、豊田市補助金等交付規則			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S60	団体	足助観光協会	1	16,000,000 円

2	補助金名	自治区活動備品整備事業補助金			
	根拠規定	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	足助自治区始め6自治区	6	289,000 円
3	補助金名	防犯灯設備費補助金			
	根拠規定	防犯灯設備費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	足助自治区始め12自治区	34	2,289,000 円
4	補助金名	放送設備等整備費補助金			
	根拠規定	自治区施設の整備に関する補助要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	則定自治区始め2自治区	2	175,000 円
5	補助金名	地域集会所施設整備費補助金			
	根拠規定	自治区施設の整備に関する補助要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	追分自治区始め11自治区	13	27,723,000 円
6	補助金名	自主防災組織運営費補助金			
	根拠規定	豊田市自主防災組織運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	則定自主防災会始め3 自主防災会	3	179,000 円
7	補助金名	わくわく事業補助金			
	根拠規定	わくわく事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	足助山野草研究会始め 11団体	11	4,593,000 円
8	補助金名	定住促進支援事業補助金			
	根拠規定	豊田市足助地域定住促進支援事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9	個人	中村紀博始め2名	2	1,000,000 円

交付金

1	交付金名	地域振興事務交付金			
	根拠規定	豊田市地域振興事務交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	足助自治区始め15自治区	15	14,568,850 円
2	交付金名	地区コミュニティ推進交付金			
	根拠規定	地区コミュニティ推進交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	足助地区コミュニティ会議	1	340,000 円
3	交付金名	過疎地域特別交付金			
	根拠規定	豊田市過疎地域特別交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H19	団体	則定自治区始め13自治区	13	2,181,500 円

負担金

1	負担金名	あすけ地区文化祭開催負担金			
	根拠規定	協定書			
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額	
	H17	義務	生涯学習フェスティバル 足助地区ふれあいまつり 実行委員会	539,000 円	
2	負担金名	あすけウォーク開催負担金			
	根拠規定	協定書			
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額	
	H17	義務	豊田市足助地域スポーツ イベント実行委員会	304,000 円	

3	負担金名	山里あすけ体育祭開催負担金		
	根拠規定	協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	義務	豊田市足助地域スポーツ イベント実行委員会	452,000 円
4	負担金名	あすけ綱引大会開催負担金		
	根拠規定	協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	義務	豊田市足助地域スポーツ イベント実行委員会	295,789 円
5	負担金名	電波使用負担金		
	根拠規定	電波法		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H5	義務	東海総合通信局	3,600 円
6	負担金名	交通安全運転管理者講習会負担金		
	根拠規定			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	S46	義務	足助交通安全管理協議会	4,200 円
7	負担金名	安全運転管理者協議会負担金		
	根拠規定	足助安全運転管理協議会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	S46	義務	足助交通安全運転管理協議会	18,000 円

第6 福祉保健部 総務課

1 業務内容

福祉保健部総務課は、市の保健，医療及び福祉の総合的な企画，調整等に関することを主要業務としており，各担当が行っている業務は，以下のとおりである。



【指導担当が行っている業務】

福祉の総合的な企画，調整等に関すること

社会福祉法人の設立認可及び指導監督に関すること

社会福祉施設の設置認可及び指導監督に関すること

【医療保健担当が行っている業務】

(市業務として)

保健及び医療の総合的な企画，調整等に関すること

地域医療対策の推進及び調整に関すること

死体等の火葬，古瀬間聖苑（火葬場）の運営管理に関すること

(保健所業務として)

地域保健に係る事業の調整に関すること

医事に関すること

【乙ヶ林診療所】

健康保険法及び老人保健法に規定する診療に関すること

各種健診，予防接種に関すること

2 補助金等の実績

福祉保健部総務課が所管している平成20年度の補助金等は，216頁のとおりである。なお，補助金については，指導担当分と医療保健担当分とで別々の表にした。

3 指導担当にかかる補助金等

(1) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会への運営費補助金

ア 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下，「市社会福祉協議会」という）について

ア) 組織概要

市社会福祉協議会は、昭和50年10月、豊田市における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るために、社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人である。

～社会福祉法人全国社会福祉協議会のホームページより～

【社会福祉協議会のあらまし】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

【市区町村社会福祉協議会】

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

このように社会福祉協議会は住民主体の理念に基づき設立された民間組織ではあるが、市社会福祉協議会の基本財産3億6600万円の出捐割合は、次にみるとおり、市の出捐が42.6%となっている。このことから本来民間で組織されたはずが、かなり行政と密接な関係をもつ組織となっているといえよう。

出捐者	金銭（千円）	率（%）
豊田市	156,000	42.6
市内民間企業	150,000	41.0
その他	60,000	16.4

市社会福祉協議会の組織図は次のとおりである。



決議機関として評議員会（理事会の同意を得て会長が委嘱する評議員４６名にて構成）、執行機関としての理事会（会長１名、副会長１名、常務理事１名、理事１８名で構成）及び監査機関としての監事２名で組織されている。

さらに市町村合併の前に旧町村地区に存在した町村社会福祉協議会が、平成１７年の市町村合併を機会に、市社会福祉協議会となりながら、「支所」という組織で運営されていくことが決められた。

また定款により「この法人に会員を置く。会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする」（定款１９条第１項及び第２項）とされている。会員は、豊田市内に居住、通勤、通学する個人や市内で事業活動をする個人・法人とされる。会員には、市社会福祉協議会に対し予算・決算・事業の報告を求める権利はあるが、組織の意思決定に参加する権限は認められてない。また会員の義務は毎年度の会費納入義務のみで、会員区分とそれに応じた会費は以下の表のとおりとされている。



市社会福祉協議会発行の「社協だより」

会員区分	会 費	H 2 0 年度実績
普通会員	1世帯当たり年額3000円	300自治区を通じた会員募集
賛助会員	1世帯当たり年額10000円	
施設会員	1施設当たり年額20000円	41件
団体会員	1団体当たり年額20000円	29件
法人会員	1口当たり年額30000円	756件

ただし、市社会福祉協議会は、以前は普通会員・賛助会員の名簿を保有していたが、現在はそれらの名簿の管理はしておらず、各自治区（町内会）にて管理をしてもらっている。そのため未納者数は把握していないとのことであった。

平成21年4月1日現在の全職員数は492名（正規職員78名、市派遣職員5名、嘱託38名、臨時職員371名）である。その他の組織の詳細については444頁を参照のこと。

イ) 収入・支出と事業内容

市社会福祉協議会の財政構造と事業内容を理解するために、平成21年度の予算を掲載する。

【収入】

単位：千円

区 分	予算額	説 明
補助金・受託金	737,748	市からの補助金(254,378)や愛知県社会福祉協議会(以下、県社協という)からの補助金,市からの指定管理料,日常生活自立支援事業委託料。
介護保険事業	590,833	介護報酬収入,利用者負担金収入等。
自立支援法等収入	140,145	自立支援法事業利用料収入等。
利用料	11,907	福祉サービス利用援助事業の利用者負担金。
共同募金配分金	35,947	共同募金として集めた金を県社協に収めたのち,80%の金額が配分金として配分される。
会費	22,686	世帯会員,法人会費等。
負担金	8,043	市と共催の福祉健康フェスティバル開催の負担金,日赤事業からの負担金。
寄附金	8,160	一般寄付金,指定寄付金。
事業収入	5,298	研修会などの参加料・作業収入等。
貸付事業	2,100	貸付償還金収入。
雑収入	40,256	受取利息収入や実習生受け入れのための謝礼金。
前期末支払資金残高	291,422	
計	1,894,545	

市と県社協からの補助金・受託金が7億3774万円で,収入全体のうちの38.9%を占めている。このうち市からの運営費補助金は2億5437万円ということなので,収入全体のうち13.4%を占めることになる。また市より9施設の指定管理者として指定を受けている。

市社会福祉協議会の自主事業(自主的な企画により,自らの資金・報酬収入をもって実施する事業)である介護保険事業の収入は約31.2%である。

他方,会費収入は収入全体のうち1.2%にしかすぎない。

【支出】

単位：千円

区 分	予算額	説 明
法人運営事業	312,941	法人運営，支所運営，企画広報事業。
地域福祉	90,016	自治区福祉活動等助成金，福祉団体活動助成金，ボランティア，ふれあい通所，相談。
在宅福祉	284,268	車いす貸出，権利擁護，精神障がい者作業所等。
施設管理運営	207,428	各施設の管理運営。
資金貸付事業	25,827	生活福祉資金の貸付，ひまわり資金の貸付。
介護保険事業	570,710	(高齢者) ホームヘルプ，デイサービス事業費として支出。
自立支援事業	138,413	(障がい者) ホームヘルプ，デイサービス事業費として支出。
計	1,629,602	

イ 運営補助金の目的

地域福祉推進の中核となる市社会福祉協議会運営費を補助し，福祉の増進に寄与すること。

ウ 根拠及び具体的内容

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

平成20年度の運営費補助金の対象経費は，市派遣職員6名，正規職員23人（全正規職員71名中），特別任用職員8名（全特別任用職員38名中）及び臨時職員24名（全臨時職員354名中）の人件費（給与，法定福利費，退職給付引当金）であった。

補助対象者の業務内容は以下のとおりである。

市派遣職員	事務局長1名，事務局次長1名，総務課係長1名，支所長2名，施設長補佐1名	
正規職員	利用援助事業	1名
	ひまわり資金貸付事業	1名
	地域福祉事業	5名
	指定管理施設の管理	16名
特別任用職員	指定管理施設の管理	8名

臨時職員	指定管理施設の管理補助	20名
	法人運営(育休代替)	2名
	地域福祉事業補助	2名

なお補助金の対象者のうち、補助事業以外に従事する者も若干名いるため、市社会福祉協議会の申告に基づき、当該人員の人件費に限って割合的に（多くが60%）補助対象としている。

エ 実績及び予算

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額 (A)	127,527	284,501	251,285	322,322	256,908	254,378
対象者合計	37名	63名	56名	64名	61名	47名
内派遣職員数	3名	10名	8名	8名	6名	5名
派遣職員分 (B)	34,813	101,221	86,299	83,441	65,012	58,240
派遣職員割合 (※)	27.2%	35.6%	34.3%	25.8%	25.3%	22.8%

(※) 派遣職員割合 (%) = (B) ÷ (A) × 100

平成17年度の大幅増額は、市町村合併によるものである。

平成19年度が他の年度に比較して高額になっているのは、退職給与積立金への補助のルールを変更したことによる臨時補助金が、上乘せられて交付されたからである。また平成21年度の予算は、平成20年度の実績額よりも減額になっているが（なお平成20年度の予算額は2億9100万円である）、これは補助対象者に減員が生じたことによるものである（派遣職員の対象者が6名から5名に、特別任用職員の対象者が8名から6名に、臨時職員の対象者が24名から16名にそれぞれ減員）。

オ 問題点

ア) 派遣職員の必要性及びその人件費が高額であること

(4)の実績及び予算の表によると、派遣職員数は減少傾向にあり、それに伴い派遣職員分の人件費も減少し、さらに派遣職員割合も減少している。

ところで平成13年度から平成21年度までに市より市社会福祉協議会に派遣された職員は18名であるが、派遣時の平均年齢は48.6歳と必ずしも若くはない。特に派遣時に30歳台であった者は1名のみで、派遣職員全体の66.7%の者が50歳以上であった。

派遣職員が就任した役職に支所長がある。市社会福祉協議会には、合併前の旧町村地区内に1か所、合計6か所の支所がある。その支所長については、平成20年度には、支所長全6人中、2名が派遣職員、残り4名が市退職者であった。もちろん支所長に派遣職員が就任することは、支所と本所、さらには市の支所との連携関係を保つためには有用性があることは認める。しかしながら、支所長も、派遣職員ではない者でも就任していることからすると、派遣職員の派遣の必要性に疑問が生じる。

また派遣職員の人件費については、1名分の平均的人件費は約1164万円（平成21年度予算）と高額であり、補助対象者47名中5名の人件費で補助金の22.8%と高率を占めている。派遣職員で支所長に3名就任しているが（平成20年度）、市退職者も就任しており、市退職者の平均年収は335万円である。とすると、派遣職員を支所長に就任させて、高い人件費を補助金として支払う必要があるかははなはだ疑問である。

【意見】

派遣職員については、派遣の必要性を再度吟味するとともに、市社会福祉協議会内のポストが、市の役職ポストの一部となっているかのような疑いがもたれることのないよう、派遣先の業務についてもより慎重を期すべきである。

イ) 収入構造について

市社会福祉協議会の収入元をみると、民間組織という建前ではあるが運営費補助金が全収入の13%前後を占め、補助金に頼った運営がなされているともいえる。また指定管理業務での収入や介護事業収入によって、それらの業務担当者の人件費をまかなうことはできても、それ以外の地域支援事業担当者等の人件費までを捻出することはできない。

このように考えると、市の財政悪化に伴い補助金や指定管理料の減額が現実化することになれば、市社会福祉協議会の活動理念である地域福祉の推進を行っていくことは、著しく困難となってしまう。

しかしながら一方で、会費収入は全収入のうちの1.2%しかない。監査人が会員徴収の方法について照会すると、市社会福祉協議会は「自治区の区長を通じて、組長に依頼し、会費用の戸別封筒を各世帯に配布して、協力いただける世帯の封筒を再び回収する方法により徴収したり、各自治区の事態にみあった方法で協力を募っている。」

とのことであった。ここでの特徴は、市社会福祉協議会の会費徴収方法は、自治区組織を通じたものであることと、そのため市社会福祉協議会にて会員・会費の管理（氏名・住所・金額）が必ずしも徹底されていないことである。

【意見】

確かに市社会福祉協議会に対して、会費収入を主要財源にすることを要請することには無理があるかもしれない。

しかし市社会福祉協議会が、これまでに地域住民の参画及び連携による地域福祉実現を推進することを、住民に向けて強くアピールしてきたのかというと、必ずしも疑問なしとはできない。

今後、市は派遣職員の人数を減員していき、ゆくゆくは、市社会福祉協議会には、派遣職員もない体制での運営を申し入れることも十分考えられる。その時になっても、市社会福祉協議会が自立して主体的に活動ができるような体制にすべく、今からいろいろな課題に取り組むべきではないか。

市としても上記の視点から、市社会福祉協議会が自立して運営できるように指導しつつ、運営費補助金を徐々に減らしていき、適正な補助金額はどうあるべきかを検討すべきである。

(2) 社会福祉協議会事業補助金

ア 目的

社会福祉事業を進めていくために必要な経費を援助し、積極的な福祉対策と相まって、地域における民間福祉の振興充実と、福祉の向上を図ること。

イ 根拠及び具体的内容

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱
補助金の額及び対象経費は以下のとおり。

補助事業	交付基準
社会福祉協議会事業	市社会福祉協議会が定めた一般事業費のうち、次に掲げる事業にかかる経費の2分の1以内の額 1 福祉団体活動助成費 市社会福祉協議会が、同会の補助金交付規則に基づき、社会福祉関係団体が行う社会福祉を目的とする活動及び研修のために必要な活動費を助成金として交付するというもの。

	<p>2 福祉啓発事業</p> <p>市社会福祉協議会の福祉事業，活動等を市民にPRするための啓発物の作成・発行費等。</p>
--	---

ウ 実績及び予算

単位：円

年 度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	3,017,000	2,461,000	5,795,000	2,162,000	2,400,000	1,735,000

福祉団体活動助成費と福祉啓発事業費の各々に対する補助金の内訳については，各事業総額を合算したものに，補助率である2分の1を乗じた数字（千円未満切り捨て）が交付額となっているため，明確に分割できないが，平成20年度の実績では，240万円のうちほぼ半々の割合であった。

エ 問題点（福祉団体活動助成費について）

ア）市社会福祉協議会における福祉団体活動助成事業

市社会福祉協議会における福祉団体助成事業には，以下のものがある（平成20年度）。

事業分類	具 体 的 内 容	福祉保健部総務課からの補助金の対象か
活動費補助	福祉団体の活動費総額の2分の1以内を補助。	福祉団体が市の他課から組織運営のための補助金を直接受け取っている場合には，補助金の対象から除外。
事業費補助	福祉団体による特定の事業費について補助。	×
豊田市ボランティア連絡協議会補助金	豊田市ボランティア連絡協議会に個別に交付している補助金。	×

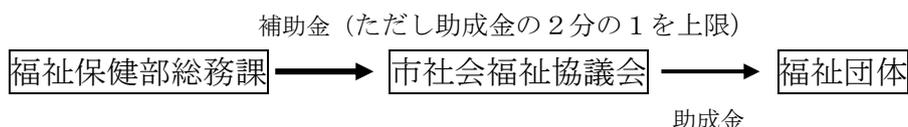
この表のポイントは，市社会福祉協議会の行う「活動費補助」のうち，福祉団体が他課から組織運営のための補助金を受けている場合には，福祉保健部総務課からの補助金の交付対象とはしないこととされている点である。ただしこの運用についての明確な文書は存在しない。

また「事業費補助」は市社会福祉協議会独自の助成金として運用さ

れているものである。

そこで、平成20年度の市社会福祉協議会の福祉団体助成事業の決算額を以下紹介する。

【市の別の課からの補助金を受け取っていない団体への活動費補助】

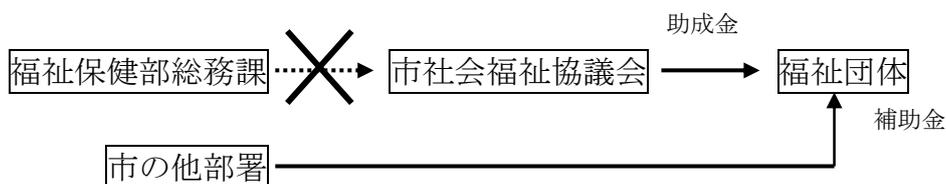


福祉団体	助成金額（※）	事業費総額
豊田市戦没者遺族連合会	418,000円	2,665,667円
豊田市民生委員児童委員協議会	536,000円	4,065,131円
豊田市傷痍軍人妻の会	100,000円	336,311円
豊田加茂地域精神障害者家族会	50,000円	269,595円
(社)豊田市身障協会	576,000円	17,791,589円
(社)豊田市心身障害児・者育成会	439,000円	4,792,181円
合計	2,119,000円	

（※）助成金のほぼ2分の1の金額が、福祉保健部総務課からの補助金交付額

【市の別の課から補助金を受け取っている団体への活動費補助】

（この場合、福祉保健部総務課からの補助金の対象から除外）



福祉団体	助成金額	事業費総額
豊田市老人クラブ連合会	400,000円	12,896,272円
豊田保護区保護司会	225,000円	12,514,588円
豊田市更生保護女性会	75,000円	953,107円
豊田市子ども会育成連絡協議会	160,000円	21,021,323円
合計	860,000円	

【市社会福祉協議会独自の事業費補助】



福祉団体	事業名	助成金額	事業費総額
豊田市老人クラブ連合会	生きがい事業	400,000 円	3,912,914 円
豊田保護区保護司会	第 58 回社会を明るくする運動	100,000 円	12,514,588 円
豊田市戦没者遺族連合会	殉国の碑及び周辺清掃	60,000 円	2,665,667 円
合 計		560,000 円	

イ) 平成 14 年度外部監査報告書の記載

平成 14 年度の外部監査報告書では、福祉団体活動助成費について、以下の記述がある。

① 福祉団体活動助成事業

社会福祉協議会は、福祉団体活動助成事業として、福祉団体（12 団体）に対して活動費の助成を行っており、このうち豊田市老人クラブ連合会と豊田市子ども会育成連絡協議会に対する助成金以外は当補助金の補助対象となっている。つまり、10 団体に対しては、社会福祉協議会を経由して市が補助を行っている。

また、補助対象となっている団体の中には、社会福祉協議会事業費補助金以外に別途豊田市から直接補助が行われているものがある。

ア 社会福祉団体に対する社会福祉協議会からの助成金

（12 団体へ計 360 万 8000 円の助成金。内訳表は略。）

イ 福祉事業に対する社会福祉協議会からの補助金

（9 事業へ計 133 万 0250 円の助成金。内訳表は略。）

社会福祉協議会事業費補助金は運営費補助金、協議会からの補助金は事業費補助という様に区分されており、重複はないとのことである。イ. の補助金は個別事業に対して交付されるため、確かに運営費補助と事業費補助という区分は行われている。

ア. の助成金は運営費補助であり、社会福祉協議会を経由して市が補助を行っており、二重に補助が行われているわけではない。

また、補助対象が同じである場合には、豊田市から補助金を交付するにあたって、これらの助成金に相当する金額については、補助対象経費から除かれている。但し、この場合でも、同一の補助対象に対して、豊田市と社会福祉協議会の両者から補助金を交付している形となっており、複雑である。従って、手続の流れをわかりやすくするため、

どちらかに補助金の支出を一本化することが望まれる。

なお、特定の活動に対する助成金であるが、補助対象団体の収支計算上で明確に区分経理が行われていないため、止む無くア. の助成金として交付している場合には、補助対象団体に指導し、補助対象経費の明確化を図るべきである。

また、社会福祉協議会が行っている助成金・補助金についても、社会福祉協議会に対する補助金交付の審査の中で、その意義について検討し、不要なものについては、補助対象から除くことを検討する必要がある。

このような記載について、市はその後、改善措置等を行った旨の公表はしていない。

ただし平成14年度の監査時に比較して、市社会福祉協議会からの活動費補助（運営費補助）の団体が12団体から10団体に、事業費補助の事業が9事業から3事業に、いずれも減少はしている。

ウ) 監査人による調査

市社会福祉協議会は、地域社会の福祉の増進を目的として設立されたもので、同様の目的をもって地域で活動する福祉団体への活動支援は、主要な事業の一つである。このような考えのもと、福祉保健部総務課では、市社会福祉協議会を通じ、福祉団体への補助金を交付しているとのことである。

しかしながら市は、市社会福祉協議会の助成金の交付要綱や基準も入手しておらず、さらに「市社会福祉協議会が助成金として交付した団体が提出する実績報告書」についても詳細を確認していなかった。

このように市は、市社会福祉協議会による福祉団体活動助成費については、交付先と金額のみを報告書1枚のみで把握し、その実質的な内容を把握していなかった。

また、市は「市の他課から組織運営についての補助金を受け取っている福祉団体への活動助成費については、福祉保健部総務課所管の補助金の対象から除いている」との基準を有しているとのことであったが、同課は、福祉団体の収支報告の提出は受けていないため、このような基準も実質的に機能していたのか疑問である。

そこで、福祉団体から「市社会福祉協議会」に提出された収支報告の一部を閲覧した。すると、確かに「市の他の課から組織運営のための補助金」は受け取ってはいなかったが、豊田市身障協会は障がい福祉課から社会参加事業開催事業費として30万円、豊田市戦没者遺族連合会は生活福祉課から「平和を語りつぐ事業（戦没者追悼式）」の開催事業費として60万円、それぞれ補助金の交付を受けていた。さらに（社）豊

田市心身障害児・者育成会からの報告には、収支報告ではなく貸借対照表しか添付されていなかったため、収入及び支出内容について知ることができなかった。

【結果】

市社会福祉協議会の活動費補助事業については、過去のいろいろな経緯から、ある特定の福祉団体が継続して交付を受けている状況であった。しかしすべての福祉団体が交付の対象とはなっておらず、また金額の算定についても合理的な根拠が見出せない状況である。しかも市の複数の課から同一団体に（補助対象は異なるものの）2本の補助金が交付されていた実態が判明した。

このように考えると、福祉保健部総務課による現行の補助制度については、十分な公益性が確保できるように見直しを行う必要が認められる。

したがって平成14年度の外部監査報告書の記載と重複する点もあるが、市として市社会福祉協議会を通じて補助金を交付するというシステムの妥当性、市による市社会福祉協議会の助成団体への補助金の公益性の有無、市の別の課が補助金を交付しているのに重ねて補助金が交付されていることを改めて再検討すべきである。そして市から1つの福祉団体への補助金は、性質として運営費補助または事業費補助で2本であっても、1つの所管課が福祉団体の活動や収支を把握して、交付決定すべきである。

4 医療保健担当にかかる補助金等

(1) 公的病院運営費補助金

ア 目的

医療を必要とする市民が安心して受診できる体制を確保するため、市内にある公的病院の運営に要する経費に対して補助をするもの。豊田市における「公的病院」とは、「愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院」（以下「豊田厚生病院」という）と「愛知県厚生農業協同組合連合会 足助病院」であるが、本補助金は、平成19年12月まで、「加茂病院運営費補助金」の名称であり、平成20年1月に、加茂病院が、豊田厚生病院に名称を改めたため、本補助金名も変更されたものであって、本補助金の対象は、愛知厚生病院だけである。

豊田厚生病院の沿革（豊田厚生病院のホームページから抜粋）

豊田厚生病院は、加茂病院の名称で昭和22年5月1日、内科・小児科・外科の3科、職員数24名、病床数25床の仮診療所としてスタートした。

昭和23年5月には挙母町旧城47番地に移転新築し、病床数38床の病院となる。同年8月15日愛知県厚生連の傘下となり、翌24年11月より木造2階

建北病棟66床増築をはじめとする病棟整備と施設の拡充を逐次行い、昭和35年11月の人間ドック室増設時には、病床数225床を有する病院となる。以後も増改築を重ね、平成3年に7階建第三病棟増築、既設病棟改造により、平成5年には600床を有する総合病院となった。

平成20年1月、現在の豊田市浄水町に移転新築し、名称を加茂病院から豊田厚生病院とあらため、感染症病床6床を含めた606床の病院として新たなスタートを切った。新病院は、加茂病院の老朽化と度重なる増改築により狭くなった院内や駐車場不足を解消すべく、約6倍の敷地面積に約1.5倍の延床面積の建物と4.6倍の駐車場を整備するとともに、災害拠点病院機能、救命救急センター機能、高度専門医療機能、地域医療支援病院機能、その他機能を充実し、開院に伴い、地域中核災害医療センター及び救命救急センターの指定を受けた。



豊田厚生病院の外観

■ 病院の概要 平成21年4月1日時点

職員数	1247名（正職員920名、準職員37名、非常勤職員203名、派遣職員87）※委託職員除く
診療科目	25科 内科・精神科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科・リウマチ科・歯科口腔外科・麻酔科・アレルギー科
専門外来	26科 血液内科・膠原病外来・肝臓外来・腎臓外来・糖尿病外来・もの忘れ外来・禁煙外来・ペースメーカークリニック・内分泌外来・肥満外来・糖尿病フットケア外来・ボトックス外来・緩和ケア外来・小児循環器科・小児神経科・小児血液科・小児アレルギー科・小児腎臓外来・ストーマ外来・血管外科・乳腺外科・婦人科腫瘍外来・不妊症外来・女性専門外来・インプラント外来・セカンドオピニオン外来

各種指定	救急告示病院，病院群輪番制病院（二次），臨床研修指定病院，エイズ治療協力病院，難病医療協力病院，地域がん診療連携拠点病院，地域中核災害医療センター，救命救急センター，DMAT 指定医療機関，日本がん治療認定医機構 認定研修施設
------	---

イ 根拠及び具体的内容

公的病院運営費補助金交付要綱

本補助金は，救急医療体制の確保，災害拠点病院機能の充実，増加する外国人患者の対応という視点から，豊田厚生病院の小児科，歯科口腔外科，形成外科，外国語の通訳に従事する医師の person 費を補助の対象として支給するものである。

なお，平成19年度に女性専門外来の経費を補助対象とする要綱改正を行い，平成20年度からは女性専門外来に従事する医師の person 費も補助の対象とすることになったためその分が上積みとなった。

(補助事業者)	
第4条 補助金の交付対象者は，市内にある公的病院を開設する者とする。	
(補助対象経費)	
第5条 この補助金は，市内にある公的病院の運営に必要な経費のうち別表に示す経費に対し補助するものとする。	
(補助金額)	
第6条 補助金の額は，毎年度予算の定める範囲内で補助するものとする。ただし，補助金の限度額は別表に示すとおりとする。	

別表

1 病院名	2 補助限度額	3 種目	4 対象経費
豊田厚生病院	7500 万円	(1) 人 件 費	1 小児救急医療に従事する医師の給料手当 (宿日直手当，時間外手当，呼び出し手当) ただし，他の補助制度による補助金を控除した額 2 形成外科及び歯科口腔外科に従事する医師の給料手当 3 外国語通訳等の患者のサービス向上のための業務に従事する者の給料手当

		(2) 研究 研修 費	1 研究に必要な次に掲げる経費 研究材料（フィルム，試薬，スライド等） 研究図書（図書，雑誌購入，購読料等） その他（雑誌製本代，解剖検査香料等） 2 研修に必要な次に掲げる経費 外部研修（学会，医学会，研修費 等への参加経費） 内部研修（講師料，講師旅費，講師給与等）
	1000 万円	(1) 人 件 費	1 女性専門外来に従事する医師の給料手当 ただし，当該医師が「女性専門外来」以外の 科目にも従事する場合には，勤務時間数 による按分等により，「女性専門外来」の 勤務に係る経費に限った額

ウ 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	75,000,000	75,000,000	75,000,000	75,057,000	76,305,000	78,500,000

エ 問題点

ア) 平成14年度外部監査指摘事項

<p>(1) 要改善事項等の内容</p> <p>①人件費，補助対象経費とのチェック状況 →現地調査を行い，適正な運営が行われているか確認する必要あり。</p> <p>②外部研修に参加した際，必ず報告書の提出を求める。</p> <p>(2) 改善措置の内容</p> <p>①平成15年4月24日（木）午前9時～午後3時に加茂病院にて実地調査を行った。個人別給与累計表，総勘定元帳，出張旅費自動仕訳チェックリスト，研究研修綴り，出張届，旅費請求書，勤務動態一覧表，勤務動態報告書を確認。適正な事業運営が図られていると判断した。</p> <p>②外部研修等の実績報告 今回は報告書等資料は200件近くと膨大な量のため，現地にて確認した。 人件費用のみで補助金額を超えているため，研修研究費に関しては事業計画において，国外学会発表等主だった事業のみを提出してもらい，実績報告においても，その事業のも復命書の添付を求めることとする。参考図書に関しても同様とする。</p>

イ) 具体的問題点

小児科，歯科口腔外科，形成外科，外国語の通訳に従事する医師の
人件費については，毎年支出され続けている。

そのうち，歯科口腔外科及び形成外科に従事する医師の給料手当
が非常に高額になっている（平成19年度の実績で見ると，対象と
なる人件費総額8783万8000円のうち，6778万1000
円がこの分野の医師の給料手当となっている）が，これらの分野に
ついて，救急医療体制の確保，災害拠点病院機能の充実という観点
から補助の対象として支出され続けてよいのか疑問がある。

【意見】

補助の支出の目的に鑑み，再度，これらの分野に限って支出する
ことの意義，他に補助すべき分野がないかどうか検証する必要があ
ると考える。

また，特に高い補助比率となっている歯科口腔外科及び形成外科
に従事する医師の給料手当については，再度，現地調査を行うなど
適正な支出がなされているか確認するべきである。

(2) 地域医療提供体制強化費補助金

ア 目的

社団法人豊田加茂医師会が行う保健福祉との連携促進事業，病院と
診療所の連携促進を図るための事業などを補助し，地域医療提供体制
の強化を図ることを目的とする。

なお，社団法人豊田加茂医師会は，豊田市及びみよし市の医師で構
成されている社団法人である。

イ 根拠及び具体的内容

地域医療提供体制強化費補助金交付要綱

病院間の連携，地域医療に関する調査研究活動費についての補助金。
ファクシミリによる患者の紹介業務を行う。またパーキンソン病の家
族の相談会，交流会に医師を派遣する費用や，市民のために医師によ
る講演会を開催した際のその費用が対象である。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は，社団法人豊田加茂医師会とする。

(補助事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業及び経費は別表のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、6,000千円を限度とし予算の定める範囲内において決定する。

別表

補助事業	補助対象経費
地域医療提供体制の強化のための連携促進、調査研究、啓発等の活動 (事業内容) (1) 連携促進事業 (2) 調査研究事業	(1) 連携促進のための会議の開催 (報償費、消耗品費、食糧費等) (2) F A X等連絡網の維持管理に要する費用(賃借料、通信運搬費等) (3) 調査研究に要する費用 (旅費、委託費、印刷費、報償費等) (4) 地域住民への健康意識啓発に要する費用(報償費、委託費、印刷費) (5) その他事業の運営に必要な経費 (消耗品費、備品購入費等)

ウ 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000

エ 問題点

ア) 平成14年度外部監査指摘事項

発見事項

支出項目のうち、F A Xリース料が大きな割合を占めるが、連絡網の維持管理ということであれば、近時の情報化を踏まえ、情報システム、ネットワークの整備に重点を置くという方法も考えられるので、補助対象経費について今後検討していくことが望まれる。

イ) 具体的問題点

- ① 「ファクシミリによる患者の紹介」とあるが、平成20年度の本補助金の支出実績をみてもF A Xのリース料が308万円、F A X通信費が92万円の合計約400万円が支出されており、補助対象経費として、無視できない金額である。平成14年度外部監査で

指摘されたとおり、他の方法による手段は考えられるところ、この方法に頼り補助金を使い続けることに疑問がある。

- ② 地域住民への啓発事業の報償費のうち福祉健康フェスティバルの公演料として、平成20年度は147万円の支出をしている。
このフェスティバルは年1回開催されるが、その回数等から見て地域住民への啓発の効果が実際得られているか、このような費目も含めた補助金の支出に疑問がある。

【意見】

- ① FAXのリース料等への支出が高額すぎる。現在は、インターネットやメールによる情報の共有化、伝達方法もあり、FAXのリース料として、補助金を支出する必要は低いので、情報システムの構築を早急に行うべきである。
- ② 上記FAX関連の支出も含めて、再度各費目への補助金の支出が地域の連携促進や、地域住民への啓発等に貢献しているか、検証すべきである。

(3) 豊田地域医療センター運営費補助金

ア 目的

豊田地域医療センターの運営のために必要な経費の一部を補助し、運営の充実と住民福祉の向上を図ることを目的とする。

【豊田地域医療センターについて】

昭和55年の業務開始以来、「救急医療」、「健診・検査」、「看護師養成」を業務の3つの柱とする、豊田市の1次救急医療を担う基幹病院である。

組織としては、センター内に①法人事務局、②病院部門及び③教育部門を置き、①には総務部、総務企画課、②には各部、室、課及び科、③には豊田地域看護専門学校、教務科及び事務課が置かれる。

【沿革】

昭和52年 財団法人豊田地域医療センター（後記446頁参照）の法人設立登記
昭和53年 診療所の開設が許可され、巡回診療業務（胸部胃部X線検診車）を開始 豊田加茂医師会准看護婦学校を移管し、附属准看護婦学校と名称変更
昭和62年 豊田市伝染病隔離病舎10室20床が竣工し、管理運営に関する委託契約を豊田市と締結
平成4年 豊田市からの委託を受け、地域ケア支援センターを開設
平成12年 豊田地域居宅介護支援センターを開設
平成15年 豊田地域看護専門学校3年課程全日制を開設

平成 18 年 豊田市からの委託を受け、地域包括支援センターを開設
平成 19 年 一般病床 17 室 30 床の増床及び外来診療充実を目的とした西棟増築が完了
平成 20 年 一般病床 17 室 30 床を回復期リハビリテーション病棟に変更

【施設概要】

- 所在地 〒471-0062 愛知県豊田市西山町 3 丁目 30 番地 1
- 敷地面積 34,422.55 m²
- 診療科 内科，呼吸器内科，循環器内科，消化器内科，神経内科，外科，整形外科，脳神経外科，小児科，泌尿器科，婦人科，リハビリテーション科，放射線科，歯科
- 病床数 一般病床 : 80 床
回復期リハビリテーション病棟 : 30 床
療養病床 : 40 床 (医療保険適用/20 床, 介護保険適用/20 床)

イ 根拠及び具体的内容

豊田地域医療センター運営費補助金交付要綱

市からの派遣職員 2 名分の人件費相当額を補助しているもの。平成 16 年度は 4 名であったが、漸減し平成 20 年度は法人事務局長，副局長の 2 名分となった。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる人件費等

- ア 補助事業者の業務に従事する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の規定に基づき豊田市が派遣した職員の年間給与実支給額及び社会保険等事業主負担金
- イ 補助事業者が雇用する正規職員の年間給与実支給額及び退職給付引当資産取得経費並びに社会保険等事業主負担金
- ウ 補助事業者が雇用する特別任用職員の年間給与実支給額及び退職給付引当資産取得経費並びに社会保険等事業主負担金
- エ 補助事業者の雇用する臨時職員（通年雇用を予定する臨時職員に限る。）の賃金，通勤費，奨励金及び社会保険等事業主負担金

(2) 補助事業者の法人運営に係る総務的経費（前号に規定するものを除く。）のうち、総務部長が補助対象経費として認めたもの

ウ 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	44,156,000	42,475,000	35,258,000	35,749,000	24,884,000	25,412,000

エ 問題点（派遣職員の必要性及びその人件費が高額であること）

上記「根拠及び具体的内容」及び上記「実績及び予算」によると、派遣職員数は減少傾向にあり、それに伴い派遣職員の人件費も減少している。

しかしながら、派遣職員の人件費について、1名分の平均的人件費は約1270万円（平成21年度予算）とかなり高額である。

派遣職員の人数を減らしても運営に支障がないのであれば、そもそも職員を派遣する必要性があったといえるか、さらに職員を派遣させて高額な人件費を支払う必要があるか疑問である。

【意見】

派遣職員については、業務内容等から派遣の必要性や補助金の額を再度吟味する必要がある。

また、ヒアリングの回答にて、地域医療センターの老朽化に伴い、今後の医療施設の検討も開始するとのことであったので、今後の検討に当っては、医療施設に職員を派遣する必要性、補助金を支出することの適正性を考慮する必要がある。

(4) へき地医療拠点病院運営費補助金

ア 目的

市内にあるへき地医療拠点病院の運営に要する経費に対して助成することにより、へき地における医療体制を確保し、市民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 根拠及び具体的内容

へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱

平成17年の豊田市合併後、公的病院という枠組みで3000万円を援助してきたものの（公的病院運営費補助金の名目）、さらに基盤強化するため、へき地医療拠点病院運営費補助金として、金額も6000万円に増額して（主に人件費への補助対象の拡大）、へき地医療拠点病院の位置づけを明示した補助金とした。

医師の給与の手当、人員確保のための活動及びその宣伝費、研究研修費を補助の対象とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者は市内にあるへき地医療拠点病院を開設する者とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金は、市内にあるへき地医療拠点病院の運営に必要な経費のうち別表に示す経費に対し補助するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内で補助するものとする。ただし、補助金の限度額は、別表に示すとおりとする。

別表

1 病院名	2 補助限度額	3 種目	4 対象経費
足 助 病 院	6000万 円	(1)人件費	①非常勤医師のみで限定的に診療を行っている診療科目に従事する非常勤医師の給料手当 ②救急医療に対応する医師・看護師等スタッフの休日夜間勤務手当。ただし、他の補助制度による補助金を控除した額とする。 ③医療ソーシャルワーカー給料手当 ④臨床工学技師給料手当
		(2)研究研修費	①研究に必要な次に掲げる経費 研究材料(フィルム、試薬、スライド等) 研究図書(図書、雑誌購入、購読料等) その他(雑誌製本代、解剖検査香料等) ②研修に必要な次に掲げる経費 外部研修(学会、医学会、研修会等への参加経費) 内部研修(講師料、講師旅費、講師給与等)
		(3)医療従事者確保費	医療従事者確保のための経費のうち次に掲げる経費 負担金、宣伝広告、消耗品、旅費

ウ 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	なし	なし	なし	なし	60,000,000	60,000,000
件数					1	1

エ 問題点

人員確保のための活動宣伝費とあるが、その内容が不明瞭である。

また、本事業についても実績報告はされているが簡略なもので活動宣伝費についても支払先と金額の明細が記載されているにすぎない。

【意見】

へき地医療の必要性、充実度の向上という観点から人材を確保する必要性は認められるものの、具体的にどのような活動、宣伝を行い、どの程度の効果があったのか、その手法の検証や見直しの軌跡が明らかではないので、今後は詳細な実績報告をさせるべきである。また、市としてもその宣伝効果の測定等を行うべきである。

補助金等一覧

補助金

1	補助金名	社会福祉協議会運営費補助金 (10/10)				
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱				
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額	
	H9 以前	豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会	1	256,908,540 円	
2	補助金名	社会福祉協議会事業補助金 (1/2)				
	根拠規定	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱				
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額	
	S 50	豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会	1	2,400,000 円	

3	補助金名	福祉施設ふれあい活動推進費補助金 (1/2)			
	根拠規定	福祉施設ふれあい活動推進費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	開所10年未満の 社会福祉施設 の経営者	15施設の経営者	21	4,936,000 円
4	補助金名	豊田地域医療センター運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	豊田市が基本金又はこれに準ずるものに対して50%以上を出資又は出捐している団体	(財)豊田地域医療センター	1	24,884,639 円
5	補助金名	公的病院運営費補助金			
	根拠規定	公的病院運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S54	市内にある公的病院を開設する者	愛知県厚生農業協同組合連合会	1	76,305,000 円
6	補助金名	公的病院救命救急センター機能運営費補助金			
	根拠規定	公的病院救命救急センター機能運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H19	市内にある公的病院を開設する者	愛知県厚生農業協同組合連合会	1	77,912,000 円
7	補助金名	へき地医療拠点病院運営費補助金			
	根拠規定	へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	市内にあるへき地医療拠点病院を開設する者	愛知県厚生農業協同組合連合会	1	60,000,000 円

8	補助金名	公的病院医療機器整備費補助金			
	根拠規定	公的病院医療機器整備費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	市内にある公的病院を開設する者	愛知県厚生農業協同組合連合会	1	36,750,000 円
9	補助金名	へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金			
	根拠規定	へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	へき地医療拠点病院を開設する者	愛知県厚生農業協同組合連合会	1	16,854,000 円
10	補助金名	豊田厚生病院新築支援補助金			
	根拠規定	豊田厚生病院新築支援補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H18	愛知県厚生農業協同組合連合会	愛知県厚生農業協同組合連合会	1	2,943,347,000 円
11	補助金名	病院群輪番制病院運営費補助金			
	根拠規定	病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S55	病院群輪番制を実施する病院	トヨタ記念病院・足助病院・豊田地域医療センター・三好町民病院	4	23,470,000 円
12	補助金名	小児救急医療支援病院運営費補助金			
	根拠規定	小児救急医療支援病院運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H12	小児輪番体制を実施する病院	豊田厚生病院・トヨタ記念病院	2	12,522,000 円
13	補助金名	休日救急診療体制運営費補助金			
	根拠規定	休日救急診療体制運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	社団法人豊田加茂医師会	社団法人豊田加茂医師会	1	8,374,000 円

14	補助金名	地域医療提供体制強化費補助金			
	根拠規定	地域医療提供体制強化費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61	社団法人豊田加茂 医師会	社団法人豊田加茂 医師会	1	6,000,000 円
15	補助金名	献体事業補助金			
	根拠規定	献体事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H1	財団法人不老会 豊田加茂支部	財団法人不老会 豊田加茂支部	1	100,000 円

負担金

1	負担金名	福祉健康フェスティバル負担金			
	根拠規定				
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額	
	S 6 2	義務	豊田市社会福祉協議会	2,107,318 円	
2	負担金名	豊田地域医療センター負担金			
	根拠規定	協定書			
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額	
	H2 以前	義務	財団法人豊田地域医療センター	500,000,000 円	
3	負担金名	広域災害・救急医療情報システム負担金			
	根拠規定	愛知県広域災害・救急医療情報システムの設置及び運営に関する協定書			
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額	
	H16	義務	愛知県	283,376 円	

第7 福祉保健部 障がい福祉課

1 業務内容

- (1) 障がい福祉課は、①障がい者の福祉及び保健並びに自立支援の企画，調整等に関すること，②障がい者福祉に係る措置，給付等に関すること，③障がい者福祉団体等の育成指導に関すること，④身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること，⑤社会福祉法人（障がい者福祉施設の設置法人に限る）に関すること，⑥障がい者福祉施設の指導に関すること，⑦市が設置する障がい者福祉施設等に関すること，を業務内容とし，総務・計画担当，支援担当，保健担当に分かれている。



- (2) 重要施策としては、地域自立支援協議会運営事業，障がい者就労支援事業，障がい者グループホーム・ケアホーム設置・運営支援事業，福祉交通対策事業の4つがある。
- (3) 市の平成16年度から平成20年度までの身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者の人数は，次のとおりである。なお，平成16年度については，合併前の人数である。

単位：人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
平成16年度	8,757	1,609	805
平成17年度	10,746	1,886	1,002
平成18年度	11,103	1,963	1,100
平成19年度	11,347	2,064	1,233
平成20年度	11,624	2,174	1,288

2 補助金等の実績

- (1) 障がい福祉課が所管している平成20年度の補助金等は，265頁のとおりである。
- (2) 障がい福祉課の所管する補助金については，平成18年度の障害者自立支援法の施行により，従来は補助金として，施設を運営する団体等に交付していたものを，障害者自立支援給付費の代理受領という形で，扶

助費として交付するようになったものも多くあり、平成23年度までに完全に障害者自立支援法の制度に移行しなければならないこととなっている（例：ホームヘルプサービス費補助金。平成18年度から扶助費に移行している）。

ただし、障害者自立支援法については、以前から、国が見直しを公言しており、さらに、違憲訴訟が提起され、国と原告との間で、平成22年1月7日に、平成25年8月までの同法の廃止を盛り込んだ基本合意がなされていることもあり、同法の制度自体、いつまで存続するのか不確定な状態である。

- (3) 豊田市福祉車両運行事業補助金は、平成21年度から、負担金として交付されることになっている。この問題については、242頁以下で改めて述べる。

3 豊田市福祉事業団運営費補助金

(1) 目的

社会福祉法人豊田市福祉事業団が行う事業を推進するために、必要な経費（人件費と総務的経費の一部）を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を図ることを目的とするものである。

交付先は、社会福祉法人豊田市福祉事業団（以下、「福祉事業団」という。）である。

(2) 福祉事業団について

福祉事業団の運営方針等を福祉事業団のホームページより転載する。その他の情報については448頁を参照のこと。

設置者	豊田市
設立日	平成6年4月
設立目的	私たちは、豊田市の全額出資により設立された社会福祉法人です。たとえどんな障がいを持って生まれても、圏域の住民の皆様が安心して生涯を過ごせるノーマライゼーション社会の実現を目指して設立されました。
コンセプト	私たちは、障がいのある人の福祉・医療に特化した専門職集団として、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージに応じて求められる適切な支援を継続的に提供する児者一貫のシステム運営を行い、豊田市とともに、この圏域の中核的な役割（センター・オブ・センター）を果たしていきます。

運営方針	豊田市と一体となって、豊田市社会福祉事業の推進を図るとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域において営むことができるよう支援を行います。
職員体制	医師、看護師、理学療法を始めとする各種訓練士、支援員、管理栄養士等様々な専門職員を配属し、充実したサービス提供に努めています。

このようなコンセプト・運営方針をもとに、

- ① 知的障がい児通園施設「豊田市こども発達センター通園部門（ひまわり）」の管理経営
- ② 難聴幼児通園施設「豊田市こども発達センター通園部門（なのはな）」の管理経営
- ③ 肢体不自由児通園施設「豊田市こども発達センター通園部門（たんぽぽ）」の管理経営

という、利用者（障がい者や高齢者など）の身体や生命に深く関わる事業（主に入所施設事業である第一種社会福祉事業）と、

- ① 児童福祉の増進について相談に応ずる事業「豊田市こども発達センター相談・検査部門（のぞみ診療所）」の管理経営
- ② 相談支援事業の内容
- ③ 障がい福祉サービス事業「第二ひまわり」「暖」「けやきワークス」（以上3施設で豊田市障がい者総合支援センターを構成）の管理経営

という第一種以外の社会福祉事業で社会福祉の増進に貢献する事業を行っている。

なお福祉事業団が指定管理をしている施設は、豊田市こども発達センター、豊田市障がい者総合支援センター及び豊田市知的障がい者生活ホーム喜多ハウスであるが、選定手続はいずれも公募ではなく、市からの単独指名によるものである。

(3) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績
交付額	290,052,018	274,365,038	258,020,197
年度	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	266,409,167	990,066,269	1,047,732,000

※ 年度ごとの交付額（平成 21 年度は予算額）

なお、後記のとおり、平成 19 年度からすべての施設での給食調理を、福祉事業団が直営で行うことになったことで、従来は、指定管理料（平成 17 年度までは委託料、平成 18 年度が指定管理料）に含めて支払っていた、給食調理にかかる人件費が、補助金で支払われるようになった。

また、平成 19 年度から平成 20 年度で、補助金が約 7 億 2 3 5 0 万円増額しているが、その理由は、福祉事業団のいわゆるプロパー職員の人件費について、指定管理料で支払っていたのを補助金で支払うことにしたためである。

(5) 問題点

ア 市派遣職員と補助金

公社が市派遣職員に対して支払っている給与相当分を、市が公社に補助金として支給している点に問題があることは、前記 6 2 頁のとおりである。

イ 長期にわたる派遣

ア) 派遣職員の派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、派遣法という）に定めがあるが、同法第 3 条では、派遣期間について、次のとおり規定されている。

第 3 条 職員派遣の期間は、3 年を超えることができない。

2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き 5 年を超えない範囲内にて、これを延長することができる。

これによれば、公務員を派遣職員として派遣する際の派遣期間は、原則 3 年以内、例外的な場合においても 5 年以内に限られることとされている。

イ) しかし、今回、調査したところ、平成21年度に派遣職員として、福祉事業団に従事している21名のうち、3名は、平成15年度以前から、福祉事業団に派遣されているとのことである。なお、平成20年度末で派遣期間が終了した者8名のうち1名が、また、平成19年度末で派遣期間が終了した4名のうち1名が、いずれも5年を超える期間、福祉事業団に派遣されている。

平成15年度以前から現在まで派遣職員として、福祉事業団で仕事をしている者3名のうち1名は、こども発達センター長を兼務している同事業団の副理事長である医師であって、長期間派遣されている他の者は保育士である。

市の説明によると、専門性があることのほか、特に、子どもと接する者が交替することによって、子どもに精神的動揺を与えてしまうことも避けなければならないとのことであった。そして、上記医師については、他に替わるべき医師が、全国にもいないほどの専門性に優れた医師とのことであり、また、もともと県にいた医師であり、市で採用しない限り、現在の職に就いてもらうことはできなかったとの回答がなされた。

この点、現場での必要性等はあるにせよ、福祉事業団に派遣する前提で、平成8年1月1日に採用したものであって、すでに、約14年間、派遣職員として従事しているものであり、派遣法第3条との関係が問題になりうる。なお、同人については、今後も、派遣する予定とのことである。

【意見】

派遣期間については、期間終了後に地方公共団体の職務に復帰することを前提とした制度であること、職員の身分取扱いをできるだけ安定したものとするのが重要であること等から、その期間を原則として3年以内に限っており、特に必要があるときに、例外的に5年を超えない範囲での延長を認めたものである。もちろん、再度の職員派遣を行わないときには、地方公共団体の施策推進が著しく損なわれる等特別事情のある場合にあっては、再度の職員派遣が完全に否定されるものではないと解されており、担当課の説明を聞く限り、こども発達センターでの医師、保育士に更新の必要性を否定することもできないように思われる。

しかし、事業の公益性、必要性はあるにしても、市の直営事業ではないのであって、第三者が主体となっている事業に派遣するために、

市の職員を採用することは、一定期間に限って例外的に職員派遣を認めている派遣法の趣旨に反するものといわざるをえない。

したがって、本件については、派遣法が施行される前の採用であるため、派遣法を潜脱する形で、市職員として採用したとの評価まではできないものの、職員派遣は、あくまで一般採用された公務員を一定の必要に応じて派遣する制度であって、公務員の職務に就くことが予定されていない者を、公務員として採用することは認められないものである。やはり、市が直営で行わないのであれば、このような形で、公務員として採用し派遣を行うのではなく、福祉事業団においてプロパー職員として採用すべきであると考ええる。

ウ 補助金と指定管理料について

福祉事業団プロパー職員の人件費について、平成19年度までは、補助金でなく、指定管理料にプロパー職員の人件費分も含めて支払っていたものを、平成20年度からは、補助金として支払っている。

この点、担当課の説明では、協会公社の人件費については、豊田市の他の扱いと同様、補助金で支払うべきところを、指定管理料のなかに含めて支払っていたため、平成20年度から改善したとのことである。

しかし、指定管理の考え方によれば、本来、当該施設管理に要する人件費相当額も指定管理料に含めると考えるべきである。ただ、指定管理料に人件費を含めると、人件費分についても、消費税が発生してしまうことから、指定管理料に人件費相当分を含めずに、人件費相当分は、補助金で交付しているにすぎず、果たして、このような運用が相当かについては、慎重に検討すべき課題である。

そのため、現在の豊田市の運用からすれば、人件費相当分が指定管理料に含まれたままであった点が、手続上のミスであり、補助金に切り換えたことで、人件費相当分の消費税額を削減できたといえるのかもしれないが、62頁以下で論じたとおり、十分検討すべき問題といえる。

【意見】

指定管理料に人件費を含めず、人件費相当分を補助金で交付することによって、人件費相当分の消費税を免れることができるとはいえ、本来的には、もととなるべき指定管理料自体の削減を図るべく、指定管理者の公募等が可能かを検討すべきものである。

また、補助金方式でプロパー職員の人件費を支出する場合において

も、前記62頁以下で論じたとおり、基本協定書、年度協定書において、指定管理料のほかに、補助金交付がなされることを明記し、指定管理業務の対価が、指定管理料のみでなく、補助金交付額を含むものであることを明らかにして、委託業務に対する対価が、市民にも明らかにするようすべきである。

エ 給食費について

ア) 障がい福祉サービス事業「第二ひまわり」「暖」「けやきワークス」の各施設の給食調理については、外部に委託していたが、平成19年度からは、福祉事業団が直営することになった。

その結果、福祉事業団の臨時職員を9名増員することになったとのことであるが、直営になったことで、従来は、指定管理料のなかに含まれていた給食調理にかかる人件費分（福祉事業団の増員した職員の給与分に対応する）を、補助金で交付することになったとのことである。

イ) しかし、指定管理者が、管理を受けた業務の一部を第三者に委託するかどうかで、指定管理料にその業務の人件費が含まれるかどうかが変わることにも疑問がある。

【意見】

指定管理者が指定を受けた施設管理業務内容中に、当該施設内での給食調理が含まれるのであれば、本来、その給食調理を、指定管理者が行っても、第三者に委託したとしても、指定管理料に給食調理費が含まれることに変わりがないはずである。

しかし、指定管理料に、人件費相当分を含めると、人件費相当分に消費税がかかることから、補助金で交付しているとのことである。

これ自体をとらえると、消費税分の支払を免れるために、市にとって有利なように思われる。

この点、人件費相当額を補助金で交付する形をとるにしても、前記62頁以下のとおり、基本協定書、年度協定書によって、当該業務の対価が指定管理料だけでなく、補助金が交付されていることも明らかにし、管理業務の対価として正当なものであるかの判断ができるような情報を提供すべきである。

また、指定管理については、公募が原則であることも踏まえ、市場性があるかを十分検討し、民間をも含めた公募方式によって、指定管理料に競争原理を働かせることも考えるべきである。

オ 給食費を事業団直営にしたことによる、費用対比の手法について

ア) 給食費を直営にした理由として、直営の職員が行った方がきめ細かなサービスができるとの理由もあるとのことであるが、コスト比較においても、直営にした方が経費削減につながることもあげられている。

そして、「暖」「第二ひまわり」「けやきワークス」「こども発達センター」の給食コストの比較が下記のとおりなされており、実際、3施設を、外部に委託していた18年度に比して、すべてを直営にした19年度及び20年度の金額の方が低廉となっている。

給食コスト比較		18年度	19年度	20年度
暖	人件費（18年度は委託料）	6,174,000	8,982,780	9,857,813
	社会保険，労働保険，健康診断(概算)	0	912,693	912,693
	給食費	3,077,480	2,916,102	3,443,443
	(小計)	9,251,480	12,811,575	14,213,949
第二ひまわり	人件費（18年度は委託料）	7,736,400	2,864,020	4,857,601
	社会保険，労働保険，健康診断(概算)	0	546,465	546,465
	給食費	5,139,813	4,822,775	4,929,330
	(小計)	12,876,213	8,233,260	10,333,396
けやきワークス	人件費（18年度は委託料）	4,788,000	1,912,067	2,078,223
	社会保険，労働保険，健康診断(概算)	0	224,375	224,375
	給食費	4,071,540	3,476,887	2,608,109
	(小計)	8,859,540	5,613,329	4,910,707
(成人小計)		30,987,233	26,658,164	29,458,052
こども発達センター	人件費	18,447,423	17,766,865	15,139,540
	社会保険，労働保険，健康診断(概算)	1,885,654	1,885,654	1,885,654
	給食費	12,229,919	12,257,980	12,496,454
	(小計)	32,562,996	31,910,499	29,521,648
(総計)		63,550,229	58,568,663	58,979,700

※ 人件費は、検便，服代を含む

※ 社会保険，労働保険，健康診断は，21年度予算を基に算出

※ 給食費とは，給食の食材費

イ) しかし、そもそも、コスト表からも明らかなおおりに、こども発達センターが一番大きな施設であって、残りの3施設のうち、「暖」「第二ひまわり」は同じ住所内に建っており、けやきワークスも500m程度離れているにすぎない。

そのため、事業団の直営にしたときに、給食を作る場所を2箇所を集約したとのことである。



社会福祉法人豊田市福祉事業団のホームページの地図と写真を転記

ウ) つまり、そもそも、従前、外部に委託していたのを、直営に移行したことによって、コストが安くなったのではなく、それほどの距離がない、「暖」「第二ひまわり」（この2施設については、同じ業者に発注していた）と、けやきワークスとで、給食調理を違う業

者に委託するなどしていたため、コスト高になっていたと言わざるを得ない。

むしろ、すべての施設の管理を、福祉事業団に指定していたのに、こども発達センター分は福祉事業団が給食調理をするものの、「暖」「第二ひまわり」はA業者、「けやきワークス」はB業者と分けて給食調理を行っていたことによって、経費削減が図られていなかったものといえる。

【意見】

現在、福祉事業団で行っているような2箇所では、給食を作る形態で、民間に委託した場合に、委託料がいくらになるかを改めて調査し、現在、事業団が要しているより低廉な価格で、給食調理を第三者に委託できる場合には、外部に委託して経費削減を図るべきである。

なお、今回、問題となっているのは給食費であって、福祉事業団の職員が給食を調理するかどうかによって、きめ細かなサービスができるとの根拠も明確でなく、民間であっても同レベルのサービス提供は可能であり、そのサービス提供を前提にして、費用比較して、福祉事業団の自営も含め、どの業者に委託するかを選定すべきと考える。

カ 基本協定書について

ア) 障がい者支援センター3施設については、すべてをまとめて、福祉事業団が指定管理者として指定されている。

そして、指定管理によって行う管理運営業務、指定管理料などについては、下記のような条項がある。

(管理運営業務)

第3条 甲は、豊田市障害者総合支援センター条例(平成17年条例第96号。以下「設置条例」という。)第4条の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

(1) . . .

. . . (以下、略) . . .

(指定管理料)

第7条 甲が乙に支払う管理運営業務に係る対価(以下「指定管理料」という。)の額及び支払い時期等については、別に年度協定書を締結するものとする。

2 乙は、指定管理料を管理運営業務以外の業務の経費に使用してはならない。

この規定をみる限り、指定管理業務の内容は定まっており、その対価として指定管理料を支払うことになっており、年度協定書でも、同様な内容に基づき、指定管理料の規定がなされている。

しかし、指定管理料は、管理運営業務の対価であるべきところ、上記ウのとおり、管理運営業務の範囲は変わらないのに、平成20年度からは、指定管理業務の人員費相当分は補助金で交付するため、指定管理料から除外しているとのことである。

イ) 指定管理料をいくらにするかは、本来、当事者間では、利害が対立すべきものであって、協定書で明確にしておくべきであるが、結局、協定書の条項をみても、指定管理料のほかに、指定管理業務の対価の一部として補助金交付がなされているかも全く分からない。

また、基本協定書(平成18年4月1日付)に添付されている「豊田市障害者総合支援センター管理運営業務仕様書」のなかに、各施設において、指定管理者が行う業務が記述されているが、前記給食費の関係で、仕様書の内容を確認したところ、「けやきワークス」においては、他の施設では記述されている「給食の実施」が規定されていない。しかし、実際には、他の施設と同様に「給食の実施」もなされている。

【意見】

[1] 指定管理者が行うべき業務内容は、基本協定書、同書に添付されている管理運営業務仕様書及び各年度協定書で特定されるべきものであるが、「けやきワークス」の「給食の実施」でも明らかなどおり、その内容が正確に記載されていないため、指定管理業務の内容を過不足なく正確に規定すべきである。

なお、「けやきワークス」の「給食の実施」については、平成22年度の協定書に明記するとのことである。

[2] 指定管理料は、指定管理業務の対価であって、指定管理において、その運営管理業務の内容とともに、指定管理料は、指定管理を行うにあたっての基本的事項である。

しかるに、同じ基本協定書であるにもかかわらず、指定管理料のなかに、人員費相当分が入るかどうかが年度によって異なっており、しかも、各年度協定書にも、人員費が入るか否かの記載もないのは、不当である。

指定管理料から人員費相当分を除外して補助金で交付するのが相当かどうかについては前記のとおり疑問があるところであるが、も

し、人件費相当分を補助金で交付し、指定管理料に含めない運用をするのであれば、そのことを基本協定書、年度協定書に明記すべきと考える。

なお、本件問題は、障がい者総合支援センターに限る問題でなく、こども発達センターでも同様の問題があることを付記しておく。

キ 繰越金と補助金の必要性

ア) 事業団の決算書によると、各年度の当期活動収支差額は、

- ① 平成17年度が約2502万8000円の利益
- ② 平成18年度が約4158万5000円の損失
- ③ 平成19年度が約676万円の利益
- ④ 平成20年度で約552万円の利益

となっている。

この点、平成18年度の定期監査において、平成17年度の収支差額を翌年度に精算金として、豊田市に返還していた点につき、平成17年度決算時に、この精算金を未払金として計上すべきであるとの指摘がなされた。

それまで、福祉事業団においては、各年度で精算すべき指定管理料を、翌々年度に繰り越して、市に返還すべきものがあれば、その年度で相殺処理をしていたとのことである。

そのため、平成17年度決算で未払金として精算すべき金額が計上されていないため、利益が生じている形になっているのに対し（精算金が繰り越されている関係で利益がでているようにも思われるが、前々年度の精算金が相殺されているため、その点が利益なのである理由ではない）、平成18年度では、平成17年度に精算すべきもののほか、前々年度に精算されるべき金額も繰り越しているため、かなりの損失額を計上しているものである。

イ) ただ、福祉事業団は、前記のとおり、基本的に每期利益を計上しており、次期繰越活動収支差額も平成19年度末で約1915万円（他に積立金300万円）、平成20年度末で約2157万円（他に積立金600万円）となっている。しかも、そのほとんどは、けやきワークスでの授産活動（印刷・パン製造、軽作業）にかかる特別会計による収益である。

貸借対照表（一般会計）

平成21年 3月31日現在

第5号様式
(単位：円)

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	106,207,156	105,270,771	936,385	流動負債	104,674,950	104,565,252	109,698
現金預金	98,962,666	89,455,239	9,507,427	未払金	39,026,702	37,934,160	1,092,542
未収金	3,712,110	13,888,320	△10,176,210	預り金	65,648,248	66,631,092	△982,844
立替金	1,211,792	21,134	1,190,658	固定負債	136,103,480	123,997,180	12,106,300
前払金	2,320,588	1,908,078	414,510	退職給与引当金	102,993,650	93,482,050	9,511,600
固定資産	146,103,480	133,997,180	12,106,300	その他の引当金	33,109,830	30,515,130	2,594,700
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	240,778,430	228,562,432	12,215,998
基本財産特定預金	10,000,000	10,000,000	0				
その他の固定資産	136,103,480	123,997,180	12,106,300	純資産の部			
その他の積立預金	136,103,480	123,997,180	12,106,300	基本金	10,000,000	10,000,000	0
共済会退職金預け金	33,109,830	30,515,130	2,594,700	基本金	10,000,000	10,000,000	0
退職手当	102,993,650	93,482,050	9,511,600	次期繰越活動収支差額	1,532,206	705,519	826,687
				次期繰越活動収支差額(うち当期活動収支差額)	1,532,206	705,519	826,687
					826,687	479,043	347,644
資産の部合計	252,310,636	239,267,951	13,042,685	純資産の部合計	11,532,206	10,705,519	826,687
				負債及び純資産の部合計	252,310,636	239,267,951	13,042,685

脚注

注記 重要な会計方針

退職給与引当金の支給に備えるため、定率により計算した退職給与引当金を計上している。

貸借対照表（特別会計）

平成21年 3月31日現在

第5号様式
(単位：円)

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	24,314,956	23,238,714	1,076,242	流動負債	4,176,168	4,794,545	△618,377
現金預金	18,102,294	19,130,889	△1,028,595	未払金	4,176,168	4,771,360	△595,192
未収金	5,925,343	3,926,425	1,998,918	預り金	0	23,185	△23,185
立替金	0	24,313	△24,313	負債の部合計	4,176,168	4,794,545	△618,377
前払金	166,875	157,087	9,788				
仮払金	120,444	0	120,444	純資産の部			
固定資産	6,000,000	3,000,000	3,000,000	その他の積立金	6,000,000	3,000,000	3,000,000
その他の固定資産	6,000,000	3,000,000	3,000,000	その他の積立金	6,000,000	3,000,000	3,000,000
その他の積立預金	6,000,000	3,000,000	3,000,000	次期繰越活動収支差額	20,138,788	18,444,169	1,694,619
				次期繰越活動収支差額(うち当期活動収支差額)	20,138,788	18,444,169	1,694,619
					4,694,619	6,281,482	△1,586,863
資産の部合計	30,314,956	26,238,714	4,076,242	純資産の部合計	26,138,788	21,444,169	4,694,619
				負債及び純資産の部合計	30,314,956	26,238,714	4,076,242

脚注

1. 受取手形割引高及び裏書譲渡高
2. 減価償却費の累計額
3. 徴収不能引当金の額

この点、担当課では、授産施設での還元を考えているような向きもあるが、指定管理料の相当性を検討する必要とともに、そもそも、福祉事業団に対する補助金の額・範囲を見直す必要があると考える。

【意見】

施設利用者の努力によって、収益をあげているとはいえ、補助金の交付にあたっては、補助事業者の決算状況等も検討のうえ、額を確定すべきである。要綱上認められる額を何らの検討もしないまま、補助金として交付する姿勢は改める必要があると考える。

4 豊田市福祉車両運行事業補助金

(1) 目的

身体に障がいがあるため公共交通機関等の利用が困難な障がい者の社会参加の促進と地域生活の維持増進を図るため、移動の手段を確保する福祉車両運行事業（以下「事業」という）に対し、その経費の一部を補助することにより、事業の安定かつ継続的な運営に寄与すること

(2) 根拠

豊田市福祉車両運行事業補助金交付要綱
福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	22,122,452	24,452,506	22,912,486	23,411,909	22,945,974	27,000,000

交付先は、豊田市生活交通運行事業者協会である。

なお、平成20年度までは補助金として交付してきたが、平成21年度からは、負担金として交付するとのことである。そのため、平成21年度以降は、上記根拠として記載した「豊田市福祉車両運行事業補助金交付要綱」は意味をなさなくなっているが、未だ、同要綱は廃止されていない。なお、負担金になった後も、従前と同様の内容で、福祉車両（移送サービス）に関する協定書が締結されている。

(4) 補助金交付方法等

本補助金については、豊田市福祉車両運行事業補助金交付要綱が定め

られており、補助事業者、交付額、交付方法に関する規定もあるが、いずれにしても、補助事業に関しては、豊田市と補助事業者との間での協定書が締結されることになっている。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市生活交通運行事業者協会とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、第8条に規定する協定書に定める事業に要する経費から利用者より徴収した料金を控除した金額とする。

2 前項の交付額は、市が予算措置した金額以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度4月10日までに行わなければならない。

(交付の方法)

第6条 補助金は、第8条に規定する協定書に定めるところにより、毎月交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則（引用注：豊田市補助金等交付規則）第10条に定めるもののほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 運行実績を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第8条 豊田市は、補助事業に関し必要事項を定めるために、補助事業者との間に協定を締結する。

そして、補助対象経費、交付方法については、協定書（平成20年度）で次のとおり定められている。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、運行事業に要する経費（以下「運行経費」という。）のうち、人件費、燃料・油脂費、車両修繕費、自動車保険料、その他補助事業に係る車両維持に要する管理費及び事業費とする。

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの乙（引用注：豊田市生活交通運行事業者協会）の運行経費は、
金，27，354，000円とする。

（補助金の交付方法）

第4条 乙は、「福祉車両運行実績報告書」（様式第1）を添付し、運行経費の12分の1の額（1円未満の端数は、最初の月の請求額に含み、その他の月は、1円未満を切り捨てた額とする。）から、1ヶ月ごとの第19条の規定により利用者から徴収した利用料金を控除した額を、毎月甲（引用注：豊田市）に請求するものとする。

2 甲は、毎月分の概算補助金の請求書を受領した日から、30日以内に乙に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、3月分の補助金の交付については、豊田市補助金等交付規則第10条及び要綱第7条の規定により提出された実績報告から当該年度分の補助金を確定した後、精算して支払うものとする。

このように、本補助金の交付は、

- ① 豊田市が、豊田市生活交通運行事業者協会との間の協定書で補助金額を定める（平成20年度の場合、2735万4000円）
 - ② 豊田市生活交通運行事業者協会から、毎月末締めで、「福祉車両運行実績報告書」が提出され、平成20年度でいえば、運行経費2735万4000円の1/12に相当する227万9500万円（うち、年間諸経費50万円の1/12に相当する4万1667円が諸経費）から当月の利用料収入を差し引いた分を補助金として交付する（平成20年4月分では、227万9500円から3万6000円を差し引いた224万3500円）
 - ③ 上記②を毎年4月分から翌年2月分まで行う
 - ④ 年度末（3月分）の実績報告に基づいて、当該年度の補助金額を確定する、当該年度の「豊田市福祉車両運行事業者協会実績報告書」が提出される
 - ⑤ 2月分までの支給額が当該年度の補助金額を下回る場合には、差額を3月分として交付し、逆に上回る場合には、豊田市が協会から、差額分の返還を受ける
- の流れにしたがって、行われている。

(5) 問題点

ア 豊田市生活交通運行事業者協会への補助金支給

本補助金は、補助事業者である豊田市生活交通運行事業者協会に、支給されていたものである。

しかし、同協会は、もともと、豊田市や地域と連携し、安全で安定した利便性の高い生活交通サービスを提供することを目的とし、市内に営業所をもつ全ての交通事業者（乗合バス事業者1社、タクシー事業者6社）により組織された任意団体であり、交通政策課が担当しているバス事業の関係で、同協会に補助金を交付していたとのことである。

ところが、上記バス事業については、平成21年度から、同協会に補助金（ないし負担金）を交付する形態をやめているが、本事業については、平成21年度に、負担金形式にしたとはいえ、あくまで、本協会を通じて交付しているため、協会を通じて助成を行っているのは本事業のみとなってしまう、本協会に所属するのは、実質的に1社のみとなってしまう。

もともと、バス事業を含め、安全で安定した利便性の高い生活交通サービスを提供する必要から、市内に営業所をもつ全ての交通事業者により、本協会を組織したものと思われるが、結局、バス事業の関係では、協会が業者を選定していたことになり、公平性が保たれた形でバス事業者が選定されていたとはいいいにくいところである。

しかも、現在では、本事業のみが交通運行事業者協会を通じて行っている以上、同協会の名のもと、特定の業者に助成していたものといわざるをえない。

【意見】

どの事業者に行ってもらうかについて、価格だけではないため、入札方式が最善とまではいえないものの、少なくとも、公募（プロポーザル方式等）によって業者を選定すべきである。

なお、平成22年度に向けて、障がい福祉課は、本事業主体を、プロポーザル形式で選定すべく準備をしているとのことである。

イ 実績報告書の確認

ア) 豊田市生活交通運行事業者協会は、毎月「福祉車両運行実績報告書」を添付しているが、そこで示されているのは、毎日の走行キロ数、使用燃料の量、利用延べ回数、利用延べ人数と、利用料金である。

そして、年度末に、当該年度の「豊田市福祉車両運行事業実績報

告書」を受けるが、同報告書に添付されているのは、「平成●年度事業収支決算書」と「平成●年度福祉車両事業月別利用実績表」のみであり、裏付となる帳票類の確認は何らなされていない（次頁以降の「平成20年度の実績報告書、収支決算書及び利用実績表」を参照）。

イ) 今回、平成18年度から平成20年度までの実績報告書を確認したところ、「平成20年度福祉車両運行事業月別利用実績」表の利用料金は、合計1万1605円となっており、明らかに、利用料金の入力を誤ったものである。

利用料金については、

- ① 各月ごとに提出される福祉車両運行実績報告書にも記載されていること
- ② 平成20年度の事業収支決算書には利用料金収入が50万3000円となっていること

等から、「平成20年度福祉車両運行事業月別利用実績」表の利用料金に誤記があるのは明らかであるのに、そのまま資料として添付されているのは、事業実績報告書の内容をチェックすることなく、受領しているものと言わざるをえない。

ウ) なお、決算書上、毎年定額で「事務費」が支払われているが、この点について、担当課に確認したところ、人件費には、運転手の分しか計上されていないため、配車などの事務に係る費用が、事務費として計上してあるとのことである。

ただ、従前の協定書の内容では、補助対象経費に、配車等のための事務費が含まれているかは明確でなかったといえる。

この点、平成21年度の負担金に関する協定書によれば、平成21年度福祉車両運行（移送サービス）見積書が添付されており、そこに、事務費として50万円が計上されることによって、明確になっており、改善されているといえる。

【結果】

実績報告書が提出されているが、担当課においては、協会から提出される「事業収支報告書」と「福祉車両事業月別利用実績表」の照合さえ十分になされていない点は、改善すべきである。

【意見】

決算書に示された個々の経費については、必要に応じて、領収証等を添付させ、その正確性、妥当性を確認すべきである。

平成20年度福祉車両運行(移送サービス)事業収支決算書

収入

(平成20年4月～平成21年3月)

項目	金額
補助金	22,945,974円
利用料金収入	503,000円
合計	23,448,974円

支出

項目	金額
人件費	18,620,800円
運送費	4,328,174円
燃料・油費	2,242,170円
車両修繕費	834,960円
自動車保険料	213,030円
自動車税	39,200円
一般管理費	998,814円
事務費	500,000円
合計	23,448,974円



平成21年3月31日

豊田市長 様

申請者
住 所 豊田市広野町西郷2-8番地の1
名 称 豊田市生活福祉推進事業者協会
代表者名 代表幹事 牛田昌弘

平成20年度福祉車両運行事業実績報告書

平成20年4月1日付で補助金等の交付決定を受けた平成20年度福祉車両運行事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
平成20年4月から平成21年3月までの期間で、延べ回数は3,062回、延べ利用者数11,357人の利用実績があった。
この中では、①「産」の利用者の送迎、②「医」の活動及び③車椅子を移動の手際としている利用施策者の移動時における送迎を行った。

- 2 総付書額
(1) 収支決算書
(2) 平成20年度福祉車両運行事業月別利用実績

平成 20 年度福祉車両運行事業月別利用実績

	消費燃料	走行距離	暖 送 迎			暖 活 動			移 送 サ ー ビ ス			
			回数	距離	利用人数	回数	距離	利用人数	回数	距離	利用人数	利用料金
4 月	957	6,024	125	4,278	548	17	106	97	72	1,640	123	957
5 月	887	6,247	126	4,249	561	43	225	249	82	1,773	139	887
6 月	1,000	6,837	126	4,553	631	49	378	192	89	1,906	143	1,000
7 月	1,258	6,884	131	4,821	666	67	370	332	87	1,693	157	1,258
8 月	1,150	6,220	131	4,400	602	25	136	99	84	1,684	134	1,150
9 月	1,037	6,249	120	4,167	584	48	329	228	80	1,753	133	1,037
10 月	934	6,673	122	4,088	531	66	516	414	102	2,069	173	934
11 月	688	5,543	106	3,702	505	57	267	216	68	1,574	108	688
12 月	939	6,140	114	3,999	541	58	297	221	85	1,844	135	939
1 月	851	5,789	114	3,903	515	58	284	266	80	1,602	126	851
2 月	950	5,917	113	3,951	530	61	305	277	80	1,661	118	950
3 月	954	6,216	124	4,241	552	55	203	312	97	1,772	199	954
計	11,605	74,739	1,452	50,352	6,766	604	3,416	2,903	1,006	20,971	1,688	11,605

ウ 実績報告書等の作成日

ア) 平成19年度までは、実績報告書の日付が、平成19年4月9日（平成18年度）、平成20年4月7日（平成19年度）となっているが、平成20年度については、実績報告書は「平成21年3月31日」付となっており、障がい福祉課が同書面を受領した受付印も、平成21年3月31日となっている。

しかし、福祉車両の運行は、毎年度末の3月31日まで利用されているのであって、その日の集計をしたうえで、豊田市生活運行事業者協会が、当該年度の収支決算書と月別利用実績表を作成して、実績報告書に添付して、3月31日に、障がい福祉課に提出することは現実的に不可能と考えられる。

イ) しかも、上記実績報告を受けて、豊田市と豊田市生活交通運行事業者協会との間で、取り交わされる「福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書の一部変更の協定書」も平成21年3月31日付となっており、会計年度を形式的に遵守しようとした結果、実績報告書等の日付を遡って3月31日としている疑いが極めて高い。

しかし、会計年度との関係であれば、あくまで、3月31日までに支出した金額が確定できればよいのであって、あえて、その確認が年度末である3月31日までに現実になされる必要はないはずである。

そして、10日の猶予で十分かどうかは別として、豊田市補助金等交付規則においても、実績報告書の提出は4月10日までになせばよいのであり（事業完了の日から起算して30日を経過する日が先に到来する場合にはその日まで）、補助金額の確定についても、実績報告書が提出されてからなされることになっており、3月31日付での書類作成、書類提出が予定されているわけでもない。

豊田市補助金等交付規則

（実績報告）

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式5号）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第11条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付するもの

とする。

- 2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

実績報告書の日付や、受付印の日付を3月31日にする必要は本来ないはずであり、むしろ、このように、日付を遡って書面を作成したり、更には、受付印まで、遡って押印したりするのでは、書面作成日に対する信頼がなくなるばかりか、市職員においても、日付を遡って書面を作成することに対する抵抗感が失われることになりかねない。

【結果】

形式的に日付を取り繕うために、書面作成日を遡らせたり、受付印を遡らせたりすることは、日付を記す意味を失わせるものであって、今後、やめるべきである。

【意見】

平成18年度、平成19年度の実績からすれば、現実の確認を4月10日までに行うことはできるものと思われるが、形式的に日付けを取り繕うよりは、実際の事務処理状況を勘案し、適切な猶予期間内に報告を提出するようにすることが適切であり、もし、10日の猶予期間では作成が困難であれば、補助金等交付規則の改正も含め、4月10日という提出日について再検討してもよいと思われる。

エ 負担金方式について

ア) 公共交通ネットワークの充実を図るためのバス運行事業が「市民・事業者・市による共同事業」であることを表すために、負担金方式の方がより明確に示せるとのことで、負担金方式に変更したとのことである。

イ) この点、一般論でいえば、市の事業範囲外の事業で第三者が事業主体のものについては補助金・交付金が問題となり、市の事業範囲内の事業で、第三者が事業主体となるのであれば委託が問題になって、市が一定範囲で関与する場合に負担金の問題となるといえる。

そして、本件の場合、「市民・事業者・市による共同事業」であることを示すために、負担金の形に変更したとのことであり、市が

一定範囲で関与していく事業と捉えるならば、負担金との考えでよいと思われるが、負担金と考えることにより、豊田市委託・給付事務効率化委員会の対象外となってしまうことになる。

もちろん、毎年度、予算として計上され、議会の審議にかけられるものであるが、個別の負担金の是非を議会の場で議論するのも、それほど多いわけではない。

したがって、負担金については、さまざまな性質のものもあるため、すべてを、豊田市委託・給付事務効率化委員会に諮るのとは相当とはいえないが、一定範囲の負担金（例えば、一定額以上の負担金）については、豊田市委託・給付事務効率化委員会と同様な形で、負担金の是非を審議する場が必要と考える。

【意見】

負担金の一定範囲のものについては、委託料、補助金と同様に、豊田市委託・給付事務効率化委員会ないしそれと同様な場で、その是非を審議すべきである。

5 豊田市身体障がい者福祉工場に対する補助金

(1) 目的

社会福祉法人が行う身体障がい者福祉工場の運営に要する経費に対し予算の範囲内において社会福祉法人に交付する。

(2) 根拠

豊田市身体障がい者福祉工場運営費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	74,427,000	74,553,000	70,895,000	70,895,000	70,895,000	70,895,000
件数	1	1	1	1	1	—

ア 本補助金は、表のとおり、1つの社会福祉法人に対して交付されているところ、当該社会福祉法人は、2つの身体障がい者福祉工場を経営している。両工場ともに自動車部品事業を行っているが、そのうちの1つは、居住部門を持つ工場（以下、「A工場」という。）であり、

他方は、居住部門を持たない工場（以下、「B工場」という。）である。

イ A工場、B工場ともに、市からの本補助金のほか、県からの補助金を受けている。

なお、本補助金については、国から市に対して2分の1の補助金が交付されるため、市の実質的負担額は、上記金額の半額ということになる。また、障害者自立支援法に基づく制度に移行した場合に交付されることとなる扶助費については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合となる。

(4) 身体障がい者福祉工場とは

身体障がい者福祉工場とは、作業能力はあるが、人間関係や健康管理の面で、民間企業への就職が困難である身体障がい者の社会参加等を目標とする施設である。

国の身体障害者福祉工場施設設置運営要綱により、指導員や医師の配置が義務付けられるなど、従業員の健康管理、衛生管理が求められている。

また、民間企業と同様に、雇用契約によって就労し、最低賃金法の適用を受けるため、授産施設の工賃と異なり、利用者にとって、一定基準以上の収入を得ることができるという長所がある。



豊田市内の身体障がい者福祉工場の写真
財団法人あしたの日本を創る協会HPより

(5) 障害者自立支援法との関係

障害者自立支援法では、障がい者福祉工場については、就労移行支援事業又は就労継続支援事業A型と分類されることになると考えられ、前述したとおり、平成23年度末までに体制を移行しなければならないが、障害者自立支援法の制度に沿って事業を継続するかについても、事業所ごとの判断となる。そのため、いずれにせよ、本補助金自体が交付されるのは残りわずかな期間ではあるが、補助金額が大きいため、交付額を決定する際には、十分に検討すべきであると考えたこと、今後、補助金

交付について、一層注意を払う契機としてもらいたいことなどから、本補助金について以下、述べる。

(6) 問題点

ア 交付申請額と交付額の関係

ア) 豊田市身体障がい者福祉工場運営費補助金の補助基準額については、豊田市身体障がい者福祉工場運営費補助金交付要綱に、次のとおり規定されている。

第2条 第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助基準額，補助対象経費及び補助交付額の算定方法は，別表のとおりとする。

別表

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助交付額の算定方法
1 一般事務費等 1 施設当たり年額 国の定める額 2 施設機能強化推進費 1 施設当たり年額 国の定める額 3 入所者処遇特別加算 1 施設当たり年額 国の定める額 4 単身赴任手当加算 1 施設当たり年額 国の定める額	社会福祉法人が経営する福祉工場を運営するために必要な職員人件費，旅費，庁費，被服手当，嘱託医手当，身体障害者保健衛生費等	1 補助事業の実施に必要な経費のうち左の第1欄に定める対象経費の実支出額とを比較して，少ない額を選定する。 2 1により選定した額と対象経費実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額（算出された額に，1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。）の範囲内の額を交付額とする。

つまり、本補助金については、①上記別表の左欄の「1一般事務費等」の「1施設当たり年額国の定める額」（以下、国庫補助基準という）と中欄の補助対象経費を比較し、少ない方の額を選ぶ、②補助対象経費実支出額からその他の収入額を控除した額を算定する③①で選ばれた額と②で算定された額を比べて、少ない方の額が、交付額となる、ということである。

イ) 今回、平成16年度から平成20年度までの本補助金の交付が、最終的には、上記①②のどちらの額で交付されたのかを調べたところ、すべての年度について、国庫補助基準と上記②の額とが、一致する額で交付申請がなされ、上記①で選ばれた額と、上記②で算定された額が同額となるため、どちらというわけではなく、当該金額が交付されていたことがわかった。

また、平成16年度から平成20年度までの本補助金の交付決定書を調べたところ、すべての年度について、その他の欄に次のとおり記載されていた。

平成●年度国庫補助単価が通例年度末に決定するため、平成▲年度単価で当初交付決定をする。平成●年度単価が決定後、変更交付申請を提出依頼する。

* ●の欄に入る数字は、当該年度の数字であり、▲の欄に入る数字が、前年度の数字である。

ウ) ここで、本補助金の交付方法については、本補助金交付要綱において、次のとおり定められている。

第10条 補助金は、補助事業完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

そこで、本補助金の交付申請から交付決定までの工程を市に照会したところ、つぎのとおりとの回答がなされた。

	市→国	国→市	事業者→市	市→事業者
5月上旬	国庫補助事前協議(1回目)			
6月上旬		国庫補助内示(1回目) 第3四半期分まで(75%)	補助金交付申請	
6月中旬	国庫補助交付申請(1回目)			
6月下旬				補助金交付決定通知
7月下旬				支払い(1回目)
9月上旬		国庫補助交付決定通知 (1回目) 第3四半期分まで		
10月上旬		入金(1回目)		
10月下旬	国庫補助事前協議(2回目)			
12月				支払い(2回目)
1月	国庫補助交付申請(2回目)	国庫補助内示(2回目) 第4四半期分(15%)		
2月		国庫補助交付決定通知 (2回目) 第4四半期分		
3月		入金(2回目)		
4月上旬			実績報告書	
4月	実績報告書			

* ただし、上記工程は、平成21年度のものであり、平成20年度までは、国から市に対する内示は1回のみで、第4四半期分までを一括で内示していたところ、全国的に、実績報告書による確定時に、多くの償還費が発生していたことから、当初の内示を第3四半期分までとし、1月に2回目の内示をすることになったとこのことである。

エ) 以上の交付決定の仕方や交付申請から交付までの工程からすれば、市と、A工場及びB工場が、意思を通じ、交付申請金額を定めるにあたり、国庫補助基準と、上記②の「補助対象経費実支出額からその他の収入額を控除した額」が一致するように申請させていると思われる。

しかし、そもそも、本補助金の要綱が、国庫基準額と対象実支出額を比較した少ない方の金額と、対象経費実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の金額の範囲内の額を交付額と定めたのは、国の基準と、実際に身体障がい者福祉工場にかかる運営費について、収入でまかなえない分の費用について少ない方の基準で補助をしようという趣旨であると考えられる。それにもかかわらず、交付申請の段階から、国庫基準額と上記②の金額を一致させるようにさせることは、上記要綱の趣旨に反するものといえる。

【意見】

今後、交付申請にあたっては、国庫補助基準額と、対象経費実支出額から収入額を控除した額とをあえて一致させることはやめるべきである。

イ 精算について

本補助金については、上述したとおり、国庫補助基準と補助対象経費実支出額からその他の収入額を控除した額が同一となるように交付申請がなされており、しかも、年度末に当該年度の国庫補助基準が決定された後に、変更交付申請がなされ、変更交付申請においても、上記①②の額が一致するように申請がなされている。

さらに、平成16年度から平成20年度までのA工場及びB工場についてのそれぞれの事業計画書と実績報告書における福祉事業の収入（本補助金、その他の補助金、その他収入（寄付等）の合計）・支出（人件費と管理費の合計）額を比較したところ（ただし、平成16年及び平成18年度については、実績報告書が見当たらないとのことであったため、当該年度の3月に提出されている変更交付申請書における金額と比較した。以下同様）、各費目を対比すると、計画段階と実績とでは異なる金額となっているにもかかわらず、最終的には、①国庫補助基準と②補助対象経費実支出額からその他の収入額を控除した額が同一額となっていた。

市に照会したところ、これらのことから、本補助金について、精算が行われたことはない、とのことであった。

しかし、特に、平成19年度のA工場の事業計画書と実績報告書を比較すると、収入額について、事業計画書と実績報告書では約4倍となっているところ、支出についても、事業計画書においては管理費の支出が2532万4000円であるところ、実績報告書においては、8845万6866円となっており、やはり約4倍となっている。そして、その他の支出も変動し、結局、①国庫補助基準と②補助対象経費実支出額からその他の収入額を控除した額が同一額となっているのである。

この増加した管理費の内訳をみると、教養娯楽費や修繕費の増加が顕著であったため、理由を市に照会したところ、「平成19年度についてはアスベスト除去修繕を行ったため、修繕費の金額が増加している、補助金交付申請の段階では、当該修繕を行うか不確定な部分があったため、事業計画には計上していなかった、と把握している」との

ことであった。また、「教養娯楽費についても同様に、当初の事業計画で行うかどうか不明であったため、事業計画には計上されていなかった、と把握している」とのことであった。

また、平成19年度の教養娯楽費と修繕費の増加について、何か裏付け資料のようなものを確認しているのかを市に尋ねたところ、特にしていない、とのことであった。ただし、アスベスト除去修繕については、本補助金とは無関係の手續において、市に対して工事資料等が提出されているため、結果的には、市としては確認していることになる、とのことであった。

【意見】

事業年度の途中に、実際の収入が予算よりも増えたことから、予算どおりの支出金額であれば、本補助金について精算が生じるはずであるところ、実質的に事業が追加され、支出金額が大幅に変更される場合には、単に実績報告書のみ提出ではなく、その追加された事業についての裏付け資料を確認した方がよいと思われる。特に、教養娯楽費については、次に触れるとおり、そもそも本補助金の対象経費とするかについて疑問もあるところであるから、その金額については厳しくチェックする必要があると考える。

ウ 補助対象経費について

ア) 上記アのとおり、本補助金の要綱の別表の中欄には、補助対象経費として、「社会福祉法人が経営する福祉工場を運営するために必要な職員人件費、旅費、庁費、被服手当、嘱託医手当、身体障害者保健衛生費等」と記載されている。

イ) 社会福祉法人が授産施設を運営している場合には、授産事業会計と福祉事業会計を別にして処理しなければならないとされ、授産施設会計基準が定められているところ、福祉工場については、授産施設会計基準を準用して、会計を行うことができるとされている。

そして、A工場及びB工場についても、福祉事業会計と授産事業会計（市によれば、ここでいう「授産事業」とは「ものを生産する」という意味にとどまるものであるとのことである。以下、同じ。）は別の会計区分となっていた。

今回、平成16年度から平成20年度までのA工場及びB工場の資金収支予算書等を検討した結果、本補助金については、授産事業の収支ではなく、福祉事業の収支を基礎として申請、交付がなされており、福祉事業活動の支出のすべてが補助対象経費としてみとめ

られていた。そして、その福祉事業活動支出には、娯楽費や音楽活動費も含まれていた。

ウ) そこで、市に対して、本補助金の要綱の別表の中欄に規定されている補助対象経費についてどのように理解しているかを照会したところ、娯楽費や音楽活動費は、身体障がい者の社会参加活動費という性質を持っており、福祉工場を運営するのに必要な活動と認識して補助対象経費に含まれると理解していること、本補助金額を算出するにあたっては、福祉事業会計における支出と収入を基礎としており、授産事業会計の収支は、一切関係ないとの回答がなされた。

エ) しかし、そもそも本補助金は、社会福祉法人が行う身体障がい者福祉工場の運営に要する経費に対して予算の範囲内で交付されるものであり、本補助金交付要綱においては、身体障がい者福祉工場事業の実施に「必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。補助基準額、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。」（第2条）と規定している。

さらに、前掲のとおり、本補助金要綱の別表において補助対象経費として「職員人件費、旅費、庁費、被服手当、嘱託医手当、身体障害者保健衛生費」と例示されていることからすると、本要綱においては、福祉工場の運営に必要な経費のうち最低限必要な経費に限って、補助対象経費とする趣旨と考えられ、例示の末尾の「等」には、先に挙げられている費用に準じて、福祉工場を運営するのに最低限必要な費用が含まれることとなると思われる。

よって、本補助金の対象経費となるのは、福祉工場の運営に最低限必要な費用に限られるところ、教養娯楽費や音楽活動費については、身体障がい者の社会参加活動費用の面があるとはいえ、福祉工場の運営費に最低限必要な費用とはいえないと思われる。

また、そもそも本補助金は、全収入をもってしても、福祉工場の最低限必要な運営費がまかなえない場合に交付されるべきであると考えるため、補助金の算定において、福祉工場の売上である授産事業活動の収入を一切考慮しないことは、疑問である。実際、平成20年度の収支決算書においては、前年度までの支払資金残高は、A工場が4115万2404円、B工場が2804万6857円となっており、平成20年度末の支払資金残高については、当該年度のみであれば福祉事業及び施設整備によってマイナスとなっているところ、前年度までの支払資金残高を加えた結果、結局、A工場につ

いては3877万3898円、B工場については2742万6464万円の資金残高が生じている。

オ) なお、担当課によると、厚生労働省は、授産事業会計の収支は本補助金の算定過程において対象外であるとの見解をとっているとのことである。もっとも、本補助金について国が定めている「障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱」においては、授産事業会計の収支が対象外であるとは記載されておらず、その他通達等の書面もない。

仮に、国が、本補助金を算定するにあたり、授産事業の収支は対象外であるとの立場である場合には、国の指導に反するかたちになるが、監査人としては、上記のとおり、授産事業活動の収支も、本補助金の交付額算定過程において考慮することが望ましいと考えている。

カ) そして、授産事業会計の収支は本補助金の算定過程では考慮せず、福祉事業会計の収支のみを基礎とするとの立場をとった場合であっても、福祉事業会計に計上されている人件費についても、疑問がある。すなわち、現在、職員の人件費はすべて福祉事業会計に計上されており、担当課によれば、それが国の見解であるとのことであるが、職員は、福祉工場において技術指導等するという授産事業にも従事しているのであるから、職員の人件費については、その従事した割合に応じて、福祉事業会計と授産事業会計に振り分けるべきであると考ええる。

【意見】

本補助金の交付額決定にあたっては、身体障がい者福祉工場の支出のすべてをそのまま補助対象経費として認めるのではなく、一度、費目ごとに、工場の運営に最低限必要な費目であるか否かを確認することが必要であるとともに、国の運用とは異なるかもしれないが、工場全体の決算状況等を検討のうえ、収入と支出の差額を考えることが望ましいと思われる。仮に、福祉事業会計のみを基礎とするとしても、これについても国の運用に反するものであるかもしれないが、授産事業活動に従事している人件費については、その従事している割合に応じて、授産事業会計に計上すべきであると考ええる。

また、身体障がい者福祉工場において音楽活動等の福祉活動を行うにあたり、何らかの補助の必要性があるのであれば、本補助要綱によるのではなく、別の補助基準を作成すべきであろう。

エ 本補助金の有効性について

A工場の平成16年度から平成20年度の入居者数及び福祉工場についての収支は、以下のとおりである。

単位：円

年度	年間入居者数（累計）		計画	実績
平成16	422人	収入	246,547,000	244,083,000
		支出	237,957,000	238,013,000
		収支差額	8,590,000	6,070,000
平成17	430人	収入	244,100,000	226,839,962
		支出	237,833,000	211,344,669
		収支差額	6,267,000	15,495,293
平成18	409人	収入	226,800,000	220,752,000
		支出	211,935,000	198,222,000
		収支差額	14,865,000	22,530,000
平成19	394人	収入	219,001,000	229,404,976
		支出	197,408,000	207,486,969
		収支差額	21,593,000	21,918,007
平成20	396人	収入	235,133,000	181,853,944
		支出	213,985,000	173,808,173
		収支差額	21,148,000	8,045,771

B工場の平成16年度から平成20年度の入居者数及び福祉工場についての収支は、以下のとおりである。

単位：円

年度	年間入居者数（累計）		計画	実績
平成16	292人	収入	161,267,000	133,622,000
		支出	153,303,000	125,594,000
		収支差額	7,964,000	8,028,000
平成17	281人	収入	132,000,000	135,234,997
		支出	120,772,000	106,836,054
		収支差額	11,228,000	28,398,943

平成 18	321人	収入	136,080,000	143,462,000
		支出	111,551,000	120,363,000
		収支差額	24,529,000	23,099,000
平成 19	308人	収入	150,809,000	159,417,017
		支出	115,675,000	131,995,677
		収支差額	35,134,000	27,421,340
平成 20	324人	収入	165,188,000	131,516,863
		支出	137,847,000	131,489,864
		収支差額	27,341,000	26,999

A工場、B工場ともに、利益は出しているものの、その額は増減を繰り返し、不安定である。特に、平成20年度は、自動車業界全体の業績が不振であったため、利益が激減している。

また、A工場及びB工場の定員は、各50名であるため、1ヶ月50人×12か月＝年間600人の利用が可能である。しかし、上記の表のとおり、A工場については、平成16年度から平成20年度の平均入所率は7割弱であり、B工場では、最多入所者数である平成20年度をみても、入所率は、6割に満たない。

【意見】

全国的に見ても、福祉工場は経営が難しく、数が多くない。しかし、障がい者の社会参加という面では、福祉工場は大きなメリットを持っている。繰り返すが、福祉工場は、授産施設とは異なり、民間企業と同様に、事業として利益を出すことが大きな目的となる。

よって、最終的には、市の補助がなくとも、福祉工場の収入のみで、経営が成り立つことを目指すべきであり、市としては、ただ補助金を出すのみではなく、福祉工場の経営改善のための方策をとることを重視すべきである。また、障害者自立支援法に基づく扶助費は、実利用者数に応じて支払われるため、平成23年度以降も事業を存続させれば、現在の入所者数では、福祉工場への収入が大きく減り、経営困難となることが危惧される。

A工場、B工場ともに自動車部品工場であるため、市が直接福祉工場と取引することはないと思われるが、市としては、市内の自動車関連会社に対して、福祉工場の存在をアピールしたり、市公用車を購入する場合には、福祉工場で生産された部品を使用した車を購入することを考える等、検討すべきである。

6 豊田市民間社会福祉施設運営費補助金について

(1) 目的

民間社会福祉施設における利用者の処遇向上と健全経営の助長を図る。

(2) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	40,023,000	79,998,000	80,128,000	74,918,000	60,304,000	78,000,000
件数	7	8	8	12	12	—

(3) 問題点

ア 交付方法

ア) 豊田市民間社会福祉施設運営費補助金の交付方法については、豊田市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱に、次のとおり規定されている。

第7条 補助金は、概算払により、年3回に分け交付するものとし、最終支払いは実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払うものとする。

しかし、年3回の交付の時期及び各回の交付金額の決定方法については、要綱には規定されておらず、不明である。

イ) 今回、具体的にはどのように交付されているかを調べたところ、初めに交付決定額の2分の1の金額、2回目に申請額の4分の1の金額を交付し、最終回である3回目に、交付先の豊田市民間社会福祉施設の当該年度の実績報告書に基づいて残額を交付する、とのことであった。この方法については、特に要領等が作成されているものではないが、市の内部の仕事の方法として、以前からこの方法でなされてきた、とのことであった。

また、時期については、特に統一はされていないが、当該年度の年末もしくは年が明けてから、第1回目の交付がなされ、2回目は2月ころ、4月に実績報告書が提出されてから、3回目の交付がなされるようである。

ウ) なお、本補助金の交付は、振込によってなされているが、市では、

交付先である民間社会福祉施設の経営者たる社会福祉法人又は財団法人から、施設宛に本補助金を交付してもらいたいとの希望があれば、年度ごとに、当該法人の対象施設の施設長に対する豊田市民間社会福祉施設運営費補助金の請求・受領に関する権限についての委任状を提出させることにより、施設宛の交付を認めている。なお、新たに申請をする法人については、振込先は法人本体の口座でよいのかの確認を行っている、とのことである。

これについては、本補助金の交付先である民間社会福祉施設の経営者たる社会福祉法人又は財団法人は、複数の民間社会福祉施設を経営し、それぞれの施設ごとに会計を分けている場合も多いため、法人本体の口座に振込むと、複数の施設に対する複数の性質の金銭が混在してしまうとともに施設ごとの会計把握が困難になってしまうとの理由から、このような運用をしているということである。

【意見】

交付回数ごとの金額の決定の仕方については、現在、すでに慣例で決まっているものがあるのであれば、要綱等に記載することが、明確、公正に資すると思われる。

イ 障害者自立支援法に基づく扶助費との関係

ア) 障害者自立支援法29条は、次のとおり、市町村が介護給付費又は訓練等給付費を利用者に給付することを規定している。これにより、結果的に、障がい福祉サービスを受けた場合の利用者の負担は10分の1となることになる。

第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

- 2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）の百分の九十に相当する額とする。

そして、市においては、前に述べたとおり、同法に基づく介護給付費又は訓練給付費について、利用者から代理受領権限を受けた民間社会福祉施設に、扶助費として直接支払うという形態をとっている（なお、給付費については、国から市に対して2分の1、愛知県から市に対して4分の1が支払われるので、市の実質的負担分は、4分の1となる。）。

そこで、豊田市の民間社会福祉施設に対して、上記扶助費に加え、豊田市民間社会福祉施設運営費補助金が交付されることにより、民間社会福祉施設に対する二重払いが生じていないか問題となる。

イ) これについては、扶助費は、民間社会福祉施設における国の人員配置基準における職員の人件費を扶助するものである。これに対して、豊田市民間社会福祉施設運営費補助金は、その国の配置基準を上回る職員を配置したり、取り組みをした場合に、それにかかる経費を補助するものとして交付される。

よって、豊田市民間社会福祉施設運営費補助金と障害者自立支援法の扶助費は、その対象を異にするものであるから、市の民間社会施設に対して、二重払いされているものではない。



社会福祉施設 A の写真
社会福祉施設 A の HP より

【意見】

特に問題なし。

ウ 本補助金の有効性について

ア) 本補助金の交付額算定方法は、豊田市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱の別表1に定められており、基本的には、入居者数、増配置職員数、福祉事業ポイント補助項目（同要綱別表5に規定）が多いほど、補助金額が大きくなるという構造になっている。

そして、平成16年度から平成20年度までの、本補助金が交付された豊田市民間社会福祉施設についての入居者数、増配置職員数、福祉事業ポイント補助項目数は、次のとおりである。

ただし、平成16年度から平成18年度までの入居者数は、月初めの利用者数の12ヶ月分を合計したものであるが、平成19年度及び平成20年度については、年間延利用者数であるため、大きく人数が異なっている。

施設 年度		16	17	18	19	20
A	入居者数	594	600	598	16,726	15,650
	増配置職員数	0	0	1.1	1.86	1.52
	ポイント数	4	5	6.5	7	4
B	入居者数	394	480	480	11,057	12,043
	増配置職員数	0	0	0	0	0
	ポイント数	3	3.5	7	6.5	5.5

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント
共通	社会福祉実習、教員養成介護体験等の受入れ	年間実人員 10人以上	1
	福祉人材の育成への取り組み(いずれか1事業)	ボランティア受入れ…年間延べ500人以上 中高生体験学習の受入れ…年間10日以上 小中学校等との交流・啓発活動…年間5回以上	1
	職員の知識や技術等の習得に関する施設の目標を明文化し、目標に向けた研修を行うための代替職員雇用	常勤換算で年間30人日以上	1
	指導員等の専門職員による地域での相談活動等の地域貢献活動	1回2時間を基準として年間12回以上実施	1
身体障がい者療養施設	短期入所(有床型)	次の算式により計算した値が65%以上75%未満 年間延入居日数 / (専用床数 × 965日)	0.5
	短期入所(有床型)	次の算式により計算した値が75%以上85%未満 年間延入居日数 / (専用床数 × 965日)	1
	短期入所(有床型)	次の算式により計算した値が85%以上 年間延入居日数 / (専用床数 × 965日)	1.5
	入浴回数	週3回以上	1
	地域移行への積極的な取り組み	年間1人以上の地域移行を実現 地域移行した者との体験交流会、見学会、グループホーム体験会、親子研修会など地域生活に向けた情報を与える場の提供(年間4回以上実施) 地域移行したケースについて、退所後定期的な訪問による相談指導を実施(退所後概ね1年間毎月1回以上実施)	1 1 1
第三者評価の実施	年1回以上受審し、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、初年度についてはC評価項目なし。次年度以降は前回C評価なし、かつ、前回から改善された項目あり	1	

豊田市民間社会福祉施設運営費補助金要綱別表5より一部抜粋

C	入居者数	599	599	593	17,807	17,819
	増配置職員数	1.6	1.8	2.2	1.86	1.52
	ポイント数	3	2	2	2	2
D	入居者数	179	201	185	5,764	5,341
	増配置職員数	0	0	0	0	0
	ポイント数	2	2	3	3	4
E	入居者数				5,379	5,312
	増配置職員数				0.38	0.38
	ポイント数				1	2
F	入居者数	698	720	720	21,347	21,030
	増配置職員数	0	0	0	0	0
	ポイント数	3	3	3	3	4
G	入居者数		1,622	1,795	52,722	53,133
	増配置職員数		0	0	0	0
	ポイント数		0	0	0	0
H	入居者数		260	217	3,116	2,696
	増配置職員数		0.3	0.3	0.01	0.25
	ポイント数		2	2	2	2
I	入居者数				5,305	5,210
	増配置職員数				0	0
	ポイント数				1	1

イ) 福祉事業ポイントは、同要綱別表5のとおり、社会福祉実習、入浴回数等の福祉事業に応じて定められているものであり、福祉事業ポイント補助項目として挙げられている事業は、利用者の処遇向上に資するものであるといえる。よって、当該事業を行うこと自体が、利用者の処遇向上という目的に有効であるため、本補助金による一定の効果はあると思われる。

ウ) ここで、福祉事業ポイント補助項目として挙げられている項目のなかには、第三者評価機関の評価に関する項目があり、この第三者評価機関とは、愛知県に第三者評価機関として認証を受けた機関であり、現在、10機関存在するとのことである。そして、この10機関のなかから、施設が自由に選択し、評価を受けるシステムになっている、とのことである。

【意見】

福祉事業ポイントの一要素である第三者評価機関による評価について、「一定年数以上は、同じ第三者評価機関で、認証を受けることはできない」とした方が、より、第三者機関による評価の信用性を高めることができると思われる。

エ 実績報告書の提出期限について

ア) 本補助金についての実績報告書の提出期限は、平成18年度までは4月30日、平成19年度からは4月15日と改正されている(本補助金交付要綱第6条2項)。他方、豊田市補助金等交付規則10条においては、実績報告について、「完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日」と定めている。

イ) 本補助金交付要綱に定められた実績報告書の提出期限が、豊田市補助金等交付規則に定められた実績報告書の期限を超過している点について、市に照会したところ、豊田市民間社会福祉施設が実績報告書を作成・提出する期間等を考慮し、本補助金の実績報告書の提出期限を定めたところ、その際、豊田市補助金等交付規則の規定についての認識が足りなかったのではないかとと思われる、とのことであった。

ウ) そもそも、地方自治法第15条に、普通地方公共団体の規則制定権が定められ、規則も条例と同様に、普通地方公共団体の法規である。他方、要綱は、いわば行政機関の内部規定にすぎず、要綱は規則に反することができないものである。

よって、豊田市補助金等交付規則において、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項が定められている(同規則第1条)のであれば、個々の補助金等の交付要綱において、豊田市補助金等交付規則に反する規定をおくことは許されない。

【結果】

豊田市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱第6条第2項を改正し、豊田市補助金等交付規則に反しない内容に改正すべきである。具体的には、以下のように改正することが考えられる。

第6条2項 前項に定める実績報告書の提出期限は、翌年度の4月10日までとする。

オ 実績報告書の日付について

ア) 本補助金要綱第6条においては、実績報告書の提出期限を4月15日までと定めており（前記のとおり、提出期限を4月15日と定めている点は問題がある）、平成16年度から平成19年度までは、実績報告書の日付は、ほぼ4月1日以降4月15日までであるところ、4月15日以降の日付のものも見られる。

ところが、平成20年度については、交付金額が変動する施設については、すべて3月31日付で、交付金額が変動しない施設については4月1日以降の日付で実績報告書が提出されていた。

イ) これについて、担当課に照会したところ、平成20年度からは、交付金額に変更が生じる施設については、実績報告書の日付を3月31日付にするように、各施設に対して申し入れをした、とのことであった。そして、その理由は、出納の関係から、3月31日までに補助金の交付金額を確定させなければならないから、ということであった。

ウ) 本補助金は、利用者人数等に応じて交付金額が変動するものであって、3月31日まで利用がなされているのであるから、3月31日付で実績報告書を提出することは、非常に困難である。そうであるからこそ、平成19年度以前はほぼ4月1日以降日付で提出されていたものである。

にもかかわらず、担当課からの申し入れによって、実績報告書の日付が遡って3月31日付とされ、担当課も、3月31日より後に実績報告書が提出されているにもかかわらず、3月31日付で処理されていることは、このような日付の操作を行うことにより、文書に実際とは異なる文言を記載することが当たり前となり、結果として、文書改ざんに対するハードルが低くなりかねず、問題である。

エ) なお、本補助金の変更交付申請・決定については、平成20年度だけではなく、平成16年から平成19年度についても、3月31日付となっている。そもそも、利用者の人数変更等に伴う金額の変更についての変更交付申請は、実績報告書に基づいてなされるものであると考えられるから、実績報告書より前にはできないと思われるため、変更交付申請・決定の日付についても日付の真正について疑問である。

【結果】

実績報告書の提出は、定められた期限までになされるように、各施

設に指導を行うべきである。

また、実績報告書の日付は、実際に実績報告書が提出された日付で処理されるべきであり、各施設に対してなした実績報告書を3月31日付にするとの申し入れは撤回するべきである。

【意見】

変更交付決定の日付については、本来であれば、会計年度との関係でも、3月31日の時点でされなければならないということではなく、53頁以下に記載したように、翌年度に入ってからでも金額の確定はできると考えるため、今後、システムの整備等を進め、すべての書類について、真正な日付で処理されるようにすべきものである。

7 ハンディキャブ運行費補助金

(1) 目的

車いす使用者の移動を確保するために行うハンディキャブ運行に必要な経費を補助し、障がい者等の社会参加の助長及び福祉の向上を図ること



(2) 根拠

ハンディキャブ運行費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	6,789,000	6,830,000	6,660,000	6,966,000	6,441,000	6,435,000
件数	1	1	1	1	1	—

※ 交付先は、特定非営利活動法人豊田ハンディキャブの会である

(4) 内容

補助金の額及び対象経費は、次のとおりである。

補助対象経費	補助率
<p>ハンディキャブ運行事業費のうち①、②、③及び④を合算した額</p> <p>① 人件費 車両の利用調整、運行計画及び事業の会計事務等を行う職員の人件費</p> <p>② 車両維持管理費</p> <p>(1) 重量税</p> <p>(2) 自賠責保険料</p> <p>(3) 任意保険料</p> <p>(4) 車検、定期点検及び修繕に要する経費</p> <p>(5) 車両の保管に要する経費</p> <p>(6) その他車両の安全、快適な運行に要する経費</p> <p>③ 通信運搬費 運行の予約確認に要する電話料及び郵送料</p> <p>④ 燃料費 運行に要するガソリン代</p>	2 / 3

(5) 問題点

ハンディキャブ運行費補助金については、平成14年度包括外部監査報告書においては、指摘がなされているため、検討する。

ア 平成14年度包括外部監査指摘事項等について

平成14年度包括外部監査指摘事項及び改善措置指摘事項は、以下のとおりである。

- ① 補助金対象となる人件費に対しての勤務時間数の確認が実施されていない。
- ② 業務に係る引継時間も勤務時間に含まれ補助対象となっているが、本来の業務時間ではないことを考えれば、補助対象とすることに疑問がある。

そして、上記指摘事項に対する市の改善措置は、以下のとおりである。

- ① 時間はタイムレコーダーで記録されているため、今後は実績報告提出時に出勤簿を添付させることにより各々の勤務時間数を確認します。
- ② コーディネーターの勤務時間はハンディキャブ運行時間（出庫から帰着まで）

と異なります。つまり、コーディネーターの勤務時間は利用者の乗車時間前に実施する運転ボランティアへの指示からはじまり、最終利用者の降車後に運転ボランティアから日報を受け取る時間までとなります。このため午前8時30分から午後7時30分までの11時間を補助対象時間帯としています。これに加えて最小限の引継ぎや外出などにより生じる勤務時間の重複は事業の円滑な実施にあたって必要なものであるため、この時間の人件費は補助対象に含まれるべきものと考え、午後1時30分から午後2時30分までの1時間は重複する勤務時間として試みています。

したがって、年間勤務時間である4368時間を稼働日である364日で割った1日あたり12時間の勤務時間は妥当な数値と考えます（別紙（資料1）参照）。なお、今後は①に関連し勤務時間数が適正なものかどうかの確認を引き続き実施してまいります。

イ 検討

ア) 今回、平成14年度の改善措置について、実現されているのかを調査したところ、上記①については、現在まで、実績報告書に出勤簿を添付させることはしていない、とのことであった。

また、上記②については、市としては、必要な時間であれば、引継ぎ時間が勤務時間として計上されてもしかたがないと考えているが、平成14年当時もコーディネーター兼サブドライバー（運転ボランティアの調整がつかない場合に運転をするものである）としてパート職員が勤務していたところ、平成14年度の上記指摘を受け、職員であるコーディネーターが交代する時間に、事務局に在籍するように運転業務を調整し、引継ぎ業務の補佐を行うようになったため、現在、引継時間は、職員コーディネーターの勤務時間としては、カウントされておらず、結果的に、補助金の算定基準である勤務時間として計上されていない、とのことである。

イ) ちなみに、本補助金の補助対象経費となる、平成16年度から平成20年度までの人件費は、つぎのとおりである。

単位：円

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	7,116,390	7,104,240	7,143,840	7,161,720	7,104,240

【意見】

- [1] 上記①の指摘事項・改善措置については、既に、5年以上が経過した、現時点でも、平成14年度の改善措置は実行されておらず、早急に改善すべきである。

この点、豊田市は、平成21年度内に、要綱の改正を進め、要綱に、清算時の必要書類として、出勤簿を記載し、平成21年度の本補助金の支払から、出勤簿を添付させる予定である、とのことであるため、実行に期待する。

また、実績報告書には、コーディネーター職員の給与の領収書も添付されているところ、その領収書と勤務時間数を照らし合わせることによる確認を、数箇所抽出して行っているとのことであるため、平成14年度の指摘により、一定の善処が行われていることは、認められる。

- [2] 上記②の指摘事項・改善事項については、パート職員であるコーディネーター兼サブドライバーが、引継補助業務の補佐をすることになったとのことであるが、当該職員のすべての勤務時間が計上されており、ドライバーとして勤務した時間との区別がなされていない。

ハンディキャブ運行費補助金交付要綱別表によれば、本補助金の対象人件費は、「車両の利用調整、運行計画及び会計事務等を行う職員の人件費」であり、ドライバーの人件費は補助対象ではない。

よって、ドライバー業務とコーディネーター業務を兼務する者がいるのであれば、業務内容ごとに、勤務時間を区分する必要があるのではないかと思われる。

補助金等一覧表
補助金

1	補助金名	豊田市障がい者社会参加事業費補助金			
	要綱名	豊田市障がい者社会参加事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	団体	豊田市身障協会ほか	20団体 (27事業)	4,012,000円
2	補助金名	ハンディキャブ運行費補助金			
	要綱名	ハンディキャブ運行費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H10	団体	NPO法人豊田ハンディキャブの会	1	6,441,000円
3	補助金名	豊田市民間社会福祉施設運営費補助金			
	要綱名	豊田市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H10	団体	社会福祉法人無門福祉会ほか	12	60,304,000円
4	補助金名	豊田市福祉ホーム運営費補助金			
	要綱名	豊田市福祉ホーム運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H10	団体	社会福祉法人とよた光の里	1	5,068,000円
5	補助金名	豊田市身体障がい者福祉工場運営費補助金			
	要綱名	豊田市身体障がい者福祉工場運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H10	団体	社会福祉法人こじま福祉会	1	70,895,000円
6	補助金名	全国ろうあ者体育大会選手派遣費補助金			
	要綱名	全国ろうあ者体育大会補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体	社団法人愛知県聴覚障がい者協会	1	362,000円
7	補助金名	豊田市授産製品等利用促進の会運営費補助金			
	要綱名	授産製品等利用促進費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	団体	豊田市授産製品等利用促進の会	1	5,890,460円

8	補助金名	豊田市協会公社等運営費補助金			
	要綱名	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9	協会公社	社会福祉法人豊田市福祉事業団	1	990,066,269円
9	補助金名	豊田市福祉車両運行事業補助金			
	要綱名	豊田市福祉車両運行事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	団体	豊田市生活交通運行事業者協会	1	22,945,974円
10	補助金名	豊田市社会福祉協議会地域福祉サービスセンター事業補助金			
	要綱名	地域福祉サービスセンター事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H11	団体	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	1	41,903,352円
11	補助金名	豊田市障がい者グループホーム等設置促進事業補助金			
	要綱名	豊田市障がい者グループホーム等設置促進事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H16	団体	社会福祉法人無門福祉会ほか	18	20,419,400円
12	補助金名	地域生活体験事業補助金			
	要綱名	豊田市障がい者地域生活体験事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H16	団体	社会福祉法人輪音, 社会福祉法人無門福祉会	2	1,074,000円
13	補助金名	豊田市精神障がい者社会復帰施設運営費補助金			
	要綱名	豊田市精神障がい者社会復帰施設運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H8	団体	医療法人豊和会	1	2,285,000円
14	補助金名	豊田市生活介護送迎費補助金			
	要綱名	豊田市生活介護送迎費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H19	団体	社会福祉法人とよた光の里ほか	6	23,271,000円

15	補助金名	豊田市通所サービス利用促進事業補助金			
	要綱名	豊田市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H19	団体	医療法人研精会ほか	2	848,500 円
16	補助金名	相談支援事業立ち上げ支援事業補助金			
	要綱名	豊田市相談支援事業立ち上げ支援事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	団体	社会福祉法人ひかりの丘ほか	10	9,447,000 円
17	補助金名	豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金			
	要綱名	豊田市重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	団体	社会福祉法人とよた光の里，社会福祉法人ひまわり福祉会	2	867,900 円

負担金

1	負担金名	地域活動支援センター費			
	根拠規定	協定書			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H18	任意	岡崎市，東郷町	1,789,000 円	
2	負担金名	第4 1回愛知県視覚障がい者福祉大会事業負担金			
	根拠規定	「第4 1回愛知県視覚障がい者福祉大会」開催事業に関する協定書			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	単発	任意	社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会	15,000 円	
3	負担金名	全国精神保健福祉業務研修会費			
	根拠規定	—			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	単発	任意	全国精神保健福祉相談員会	5,000 円	
4	負担金名	ACT研修費			
	根拠規定	—			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	単発	任意	国立精神・神経センター	10,000 円	

5	負担金名	神経研夏のセミナー受講料		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	任意	東京都医学研究機構東京都神経科学総合研究所	11,550 円
6	負担金名	社会福祉主事資格認定通信課程受講料		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	全国社会福祉協議会中央福祉学院	120,000 円
7	負担金名	全国知的障がい関係施設長会議参加費		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	財団法人日本知的障がい者福祉協会	21,000 円
8	負担金名	施設開設・経営実務セミナー受講料		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	独立行政法人福祉医療機構	16,000 円
9	負担金名	障がい者相談支援事業全国連絡協議会研修会参加費		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	障がい者相談支援事業全国連絡協議会	11,000 円
10	負担金名	アメニティー・ネットワーク・フォーラム実行委員会研修会負担金		
	根拠規定	—		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	不明	任意	アメニティ・ネットワーク・フォーラム実行委員会	20,000 円

第8 産業部 農政課

1 業務内容

農政課は、市の農業・水産業についての事務を所轄しており、具体的分掌事務は次のとおりである。

- ・ 農業及び水産業の振興に関すること。
- ・ 農業基本施策の企画及び調整に関すること。
- ・ 農業振興地域整備計画に関すること。
- ・ 農地の保全に関すること。
- ・ 農地の利用調整に関すること。
- ・ 農地関係紛争防止に関すること。
- ・ 国有農地の処分等に関すること。
- ・ 農林水産関係団体の指導及び育成に関すること。
- ・ 農林水産業の人材の育成及び確保に関すること。
- ・ 主要農林水産物の生産に関すること。
- ・ 農林水産物の流通対策に関すること。
- ・ 農林水産関係資金に関すること。
- ・ 環境保全型農業の推進に関すること。
- ・ 農作物被害の防止、予防等に関すること。
- ・ 経営構造対策事業に関すること。
- ・ 家畜の飼養及び防疫に関すること。
- ・ 農住組合に関すること。
- ・ 鳥獣捕獲許可及び愛がん鳥獣飼養許可に関すること。
- ・ 家畜の診療に関すること。
- ・ 食肉センターの運営管理に関すること。
- ・ 農ライフ創生センターの運営管理に関すること。
- ・ 家庭菜園及び市民農園に関すること。



2 補助金等の実績

- (1) 農政課が所管している平成20年度の補助金等は、304頁のとおりである。

- (2) 農政課における補助金については、農畜産業を対象とする関係上、国・県との関係から設けられた補助金等も多数存在していることが判明した。また、その関係上、複数の類似と思われる補助金等が多数存在し、補助金関係の錯綜という問題もあるのではないかとの疑問が浮かんできた。以上のような状況をもとに、類似と思われる補助金の関係や、また、国、県との関係をも踏まえた形で適切な補助金等の運用がなされているかという視点から監査することとし、場合によっては市単独では解決できない問題についても、国・県に対する意見を付記することとした。

3 利子補給関係の補助金

(1) 種類

利子補給関係の補助金としては、

- ①農業近代化資金利子補給補助金
- ②農業経営基盤強化金利子補給補助金

の2つが存在している。

(2) 目的

ア ①農業近代化資金利子補給補助金

農業者に対して融資機関が行う長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、融資機関が貸し付けた農業近代化資金に係る利子補給を行う。

イ ②農業経営基盤強化金利子補給補助金

農業者に対して融資機関が行う長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、融資機関が貸し付けた農業経営基盤強化資金に係る利子補給を行う。

(3) 根拠

ア ①農業近代化資金利子補給補助金

豊田市農業近代化資金利子補給規則

イ ②農業経営基盤強化金利子補給補助金

豊田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱

(4) 実績及び予算

農業近代化利子補給補助金と農業経営基盤強化金利子補給補助金の実績は

以下のとおりである。

農業近代化利子補助金

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	2,663,684	2,696,885	2,095,418	1,866,886	1,451,858	2,109,000
件数	22	23	30	35	41	—

農業経営基盤強化金利子補給補助金

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	1,149,550	1,062,295	849,214	837,540	1,008,996	1,575,000
件数	7	7	10	8	12	—

(5) 両者の概要

ア 両者の位置づけ

両補助金ともに、愛知県の農業制度資金の枠内にある。

愛知県の農業制度資金としては、

- A スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）
- B 農業改良資金
- C 農業近代化資金
- D 就農支援資金
- E スーパーS資金，農業経営安定資金
- F 経営体育成強化資金
- G 農業経営負担軽減支援資金

の7つがあり、①農業近代化資金利子補給補助金はCの農業近代化資金に、②農業経営基盤強化金利子補給補助金はAのスーパーL資金に対応した補助金となっている。

愛知県の農業制度資金内において、農業近代化資金については、「農業経営の近代化を進めるために必要な資金を、農協などの金融機関が融資する最も一般的な資金」と位置づけられており、スーパーL資金については、「資金規模が大きく、償還期間が長期に及び農業近代化資金で対応できない資金を農林漁業金融公庫が融資する」と位置づけられている。

この点については、農政課の説明においても、一般的な借り入れの利子補給として農業近代化資金利子補給補助金を行い、金額が高額に

及ぶ場合に農業経営基盤強化金利子補給金補助金を用いるとの説明があり、市における運用面においても愛知県の運用に準じた扱いとなっていることが分かった。

【補助金対象たる融資制度の概要】

資金名	利用可能者	金利	返済期間	融資率	融資限度額
農業近代化 資金	認定農業者	1.35%	10年	100%	個人1800万円
		～ 1.75%			法人3600万円
	その他担い手	1.80%		80%	個人1800万円 (特認2億円) 法人2億円
スーパーL 資金	認定農業者	1.35%	25年	100%	個人1.5億円
		～ 1.80%			法人5億円

なお、①農業近代化資金利子補給補助金の対象となる農業近代化資金及び②農業経営基盤強化金利子補給補助金の対象となるスーパーL資金を用いることができる用途の関係は下記のとおりとなっている。一面においては、スーパーL資金の方が農業近代化資金よりも若干広い形となっているが、大きな部分では重なっていることから、農政課の説明に基づく市における扱いは概ね制度趣旨に適った運用方法であることが分かった。

【補助金対象たる融資制度の使用用途】

	農業近代化資金	スーパーL資金
土地関係		
農地などの取得	×	○
農地などの賃借	○	○
農地などの造成・改良	○	○
施設・機械		
農畜舎・温室などの建設	○	○
農機具の購入	○	○
農機具・施設の賃借	○	○
農畜産物の購入		
果樹の植栽・育成	○	○
花き・花木の植栽・育成	○	○
種苗の導入	○	○
家畜の購入・育成	○	○
運転資金		
肥料，農薬，飼料など	×	○
負債整理・経営再建		
既往の農営債務の借換など	×	○

(6) 問題点

ア 調査の端緒

当初，外部監査人において実施したヒアリング調査に際し，①農業近代化資金利子補給補助金の対象はJAあいち豊田農業協同組合のみであり，これに対し，②農業経営基盤強化金利子補給補助金はJAあいち豊田農業協同組合と併せ，碧海信用金庫，日本政策金融公庫の3者からの借り入れについて補助金を使うことができるとの説明がなされた。かかるヒアリング結果を受けて，①②の補助金において，両者が金額面で使い分けられる関係であって，謂わば相互補完的な関係にあるにもかかわらず，両者の補助対象の範囲が異なるとすれば，同補助金を利用して融資を受けようとする農業者の利便性を損なうのではないかとの疑問のもと，両補助金の補助対象の範囲について，理論的範囲，運用実態，及び運用実態が生まれた原因について調査を行うこととした。

イ 調査の結果

ア) 規則・要綱の定め

豊田市農業近代化資金利子補給規則及び豊田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱によれば、補助対象の融資は下記の通り規定されている。

【豊田市農業近代化資金利子補給規則】

第2条

・・・(中略)・・・

2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 銀行及び信用金庫

【豊田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱】

第2条

・・・(中略)・・・

2 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫
- (2) 株式会社日本政策金融公庫の受託金融機関
- (3) 農業協同組合
- (4) 信用農業協同組合連合会

以上の規則・要綱の定め方からすれば、①農業近代化資金利子補給補助金の対象はJAあいち豊田農業協同組合に限られる必然性はなく、また、②農業経営基盤強化資金利子補給補助金の対象もJAあいち豊田農業協同組合と併せ、碧海信用金庫、日本政策金融公庫の3者に限られる必然性がないと考えられたことから、この点についての実態調査を実施した。

イ) 実態調査の結果

a 借入可能金融機関

両補助金の借入可能金融機関及び実際の借入件数については、下記表のとおりである（なお、件数は平成20年度実績による。）。

	農業近代化資金利子補給補助金		農業経営基盤強化金利子補給補助金	
	借入可否	件数	借入可否	件数
三菱東京UFJ銀行	○	0件	○	0件
三井住友銀行	○	0件	○	0件
名古屋銀行	○	0件	○	0件
豊田信用金庫	○	0件	○	0件
岡崎信用金庫	○	0件	○	0件
J Aあいち豊田農協	○	41件	○	0件
十六銀行	○	0件	○	0件
三重銀行	○	0件	○	0件
愛知銀行	○	0件	○	0件
みずほ銀行	○	0件	○	0件
中京銀行	○	0件	○	0件
大垣共立銀行	○	0件	○	0件
瀬戸信用金庫	○	0件	○	0件
碧海信用金庫	○	0件	○	1件
日本政策金融公庫	×	—	○	2件

b 補助対象がごく少数の金融機関に限られている原因

実際の補助対象がごく少数の金融機関からの借りに限られている原因については、農業者自身の申込みがこれらの金融機関からなされたものであることに起因していることが判明した。

【意見】

既述のように両補助金ともに、補助対象となる融資元金融機関として相当数の金融機関がある反面、実際の借りはJ A中心であることが判明した。このような運用実態については、特に市側が企図したのではなく、利用者の意志に基づくものであるから、大きな問題ではない。

しかし、せっかく制度上複数の金融機関の選択肢があるのであるから、両補助金を利用した融資の申込みがある際には、場合によっては窓口において複数の金融機関が選択肢にあることを示し、複数の金融機関間で条件競争となる状況にし、利用者たる農業者がより有利な借入れを行えるよう指導することを考えてみる価値はあるのではないかと思われる。

4 豊田市中心間地域等直接支払交付金

(1) 目的

中心間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するために、集落等が行う経費に対して交付金を交付することである。

(2) 具体的内容

山間部（中心間地域）の農地は、農産物の生産だけでなく、水源かん養、洪水防止、土砂崩壊防止といった政策的な役割のみならず、のどかな農村風景を保全することによってそこを訪れた人々へ癒しの場の提供するなど、非常に多くの役割、すなわち多面的機能を担っている。

ところが、これら山間部（中心間地域）においては自然的・経済的条件が元々厳しい状況にあるのみならず、近年においては、後継者不足、高齢化や獣害による耕作意欲の低下等の事情が複合的にからみ合うことによって耕作放棄地が増加し、先に述べた機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念される状況となっている。

かかる状況を受け、全国の中心間地域で平成12年度から「中心間地域等直接支払制度」が開始された。この制度は、適正な農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、中心間地域の農地が持つ多面的機能の維持向上を図る活動に対し、交付金を支払うものである。

そして、平成17年度からの制度には「将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組を促す仕組み」が活動に加わり、山間部（中心間地域）の農地が持つ多面的機能の維持向上を一層図りうる制度となった。

現在の実施制度は、この平成17年度から5年間にわたって行うことが決定されたものであり、平成21年度までとなっている。

具体的には、国により定められた8法地域及び県が認定した特認地域の農業振興地域内の農用地で、基準以上の傾斜がある1ヘクタール以上のまとまりのある農地を対象農地とし、集落協定又は個別協定を締結し、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者を対象者として、①耕作放棄を防止する活動、②農業用水路、農道等の管理活動、③多面的機能を

増進する活動，④将来に向けた農業生産活動の体制整備に向けた取組の一部又は全部を行うことを条件に，下記表の基準によって算定される交付金を算定することとされている。単価には「基礎単価」と「体制整備単価」があり，「基礎単価」は「体制整備単価」の8割を交付することとされている。そして，「体制整備単価」は，より積極的な活動を協定に結んでいる集落等に交付されることとされている。

【交付基準表】

地目	区分	傾斜	基礎単価 (10aあたり)	体制整備単価 (10aあたり)
田	急傾斜	1/20以上	16,800円	21,000円
	緩傾斜	1/100以上1/20未満	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	15度以上	9,200円	11,500円
	緩傾斜	8度以上15度未満	2,800円	3,500円

なお，上記交付金は50%を国が負担し，県と市が25%ずつ負担をしている。また，石野地区及び松平地区は特認地区として国，県，市がそれぞれ3分の1ずつ負担している。

そして，国，県，市の三者それぞれの負担分は，一旦基金に入れられ，それを市が協定に基づいて配分事務を行う形で本交付金は交付されている。

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	20,423,024	100,908,570	102,203,270	103,048,811	103,406,157	99,479,000
件数	33	181	182	183	183	

*上記交付額は，国・県の負担部分を含めた総額である。

*上記件数は，協定に基づく支払であり，集落から個人への配分件数を含まないものである。

(4) 問題点

ア 不適切事由等があった場合の返金措置

本交付金は市と集落の間で結ばれる集落協定に基づき交付される交付金であるが，集落協定のひな形の第1によれば，「本集落協定書は，協定の対象となる農用地において，耕作放棄地の発生を防止し，将来

にわたって持続的な農業生産活動等を可能とすることにより、本集落の持つ多面的機能の確保を図るため、関係者が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定める。」とされており、交付金の支給要件として5年間にわたって取り組むべき事項を定め、当該事項に取り組むことを条件に5年間にわたって本交付金が支給されることとなっている。

なお、集落が取組を行わず、或いは客観的に行い得なく成ったような事情がある場合においては、不適切事由等が存在するものとして返金の扱いがとられている。

平成20年2月～平成21年9月の間の具体的返還事例としては9件（返金総額2005万2325円）、また、平成21年12月時点において返還予定となっている事例としては9件（返還予定総額29万1132円）があり、下記表記載のようなものを調査の結果把握することができた。なお、返還事例においては、同一理由に基づく返還もあり、返還理由としては6種類となっている。

【返金事由・返金予定事由の一覧】

<p>返還事由 *重複事例あり</p>	<p>①前対策において収用により面積減となっていた筆を、現対策の協定書作成時に面積減となる前の面積で作成した事例 ②交付基準外の畑を交付金農地に含まれていた事例 ③田で交付をもらっているのに、現況は梅の木が栽培されており、畑の状態であった事例（畑は交付基準外） ④田の傾斜が緩傾斜にもかかわらず、急傾斜地の単価で交付を受けていた事例 ⑤勾配が基準外の畑を交付金農用地に含まれていた事例 ⑥対象農地が企業のテストコースとして買収されて、農地として使わないこととなった事例</p>
<p>返還予定事由</p>	<p>⑦田で交付金をもらっているのに現況は栗や梅が植栽されており、畑の状態であった事例（畑は交付基準外） ⑧農地の一部に小屋が建っており、その面積分を対象面積から除外していなかった事例 ⑨畑にも関わらず、田として交付申請を受けていたため差額を返還することとなった事例</p>

イ 審査体制の問題

豊田市中心間地域等直接支払交付金における返金（予定）事例の返金事由は先に記載した【返金事由・返金予定事由の一覧】記載のとおりであるが、その内容を検討すると、協定締結段階の審査体制の甘さのために返金事由が発生しているものが多い。

具体的にいうと、「⑥対象農地が企業のテストコースとして買収されて、農地として使わないこととなった事例」は協定締結後の企業による買収が原因であるため協定締結時にこれを把握することは不可能であったと思われるが、これ以外のものについては、現況の把握が不十分であったために発生した事例と考えられる。

特に、畑を田として申請している事例、栽培品目を間違えている事例などが目立つところ（【返金事由・返金予定事由の一覧】②③⑦⑨），これらについては現況把握のために例えば複数枚の写真の添付を要求するなどすれば、協定締結段階において返金事由の発生を防止できたと考えられる。

ウ 豊田市中心間地域等直接支払交付金の収支実態の把握状況

豊田市中心間地域等直接支払交付金の収支実態については、毎年、集落からの報告をもらう形で収支実態の把握を行っている。

なお、本交付金については、集落に対する交付金総額のうち2分の1以内のものについては同集落に所属する個人へ分配することができるとされているが、上記の集落からの報告に際しては、個人への分配分の用途等については報告がなされていないのが実態である。

しかし、豊田市中心間地域等直接支払交付金の制度上、集落に交付された金額の内最大50%までは個人に分配することができるとされているにも関わらず、この個人への分配分については収支の把握をできない状態となっているのは問題であると考えられる。すなわち、集落分だけの報告を受けるにとどまっている現状においては、制度上、最大50%部分の収支状況についてこれを把握できないブラックボックスに置くこととなる。

ひるがえって、豊田市中心間地域等直接支払交付金の支給総額の推移をみると、本制度に移行した平成17年度以降については毎年総額1億円前後もの交付金が支払われている状況にあり、実際の把握割合はともかく、制度上、5000万円近くの金額がブラックボックス化されうる状態が放置されていることは問題といわざるをえない。

また、個人への分配分については、その交付件数の多さから多額に

及ぶことが予想されづらい制度となっており、実際の交付金額も一人あたり数万円程度が大多数ではあるものの、個人に分配されうる金額がそれほど多額ではないものであるからこそモラルハザードを起こす危険性も高く、その数が多数に及ぶことによって不適切支出が相当金額に及ぶ可能性も否定できない。加えて、このような収支報告を全く伴わない個人への支出は場合によってはばらまきの交付金との誹りを受ける可能性も否定できないものである。

以上の状況からすれば、直接個人からの収支報告というかたちをとるか、集落を通じた間接的な収支報告の形をとるか、その方法論はともかくとして、少なくとも個人の収支状況についても一定程度把握できるシステムを構築し、モラルハザードを防ぐ必要があると考える。

この点に関して市担当課からは、個人配分については市町村基本方針が定められており、同方針については豊田市においても国において作成したひな形に則っていること、また、国作成にかかる中山間地域直接支払交付金実施要領の第2第2項(2)イ(イ)によれば、「支払額は生産の形態若しくは量、国内価格又は国際価格に関連し、又は基づくものであってはならず、かつ所定の地域において農業生産を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失が限度とされる」と記載されており中山間部における農業生産上のハンディキャップを埋める所得保障的な意味合いをもっていること、などから、国としても個人配分について報告を求めることを考えておらず、市としてもその方針に沿った対応をしているとの説明があった。

しかし、中山間地域直接支払交付金実施要領の第1趣旨においては、「耕作放棄地の増加等により多機能的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手育成による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する見地から、国民の理解の下に、以下に定めるところにより、中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する」と定められている。そして、「国民の理解の下に」という点からすれば、本交付金はバラマキであってはならないことは勿論、国民から「バラマキではないか」との疑念を抱かれるものであってもならないものと考えられる。かかる観点からすれば、程度の問題はあれ、一定程度、個人配分についても報告を求めることが、現在の国民意識、或いは市民意識からすれば必要と考えられる。

また、「追加の費用又は収入の喪失が限度とされる」（中山間地域直接支払交付金実施要領の第2第2項(2)イ(イ)）との記載からすれば、あくまで本交付金は中山間地域における農業従事のために必要と

される追加の費用分や減少が予測される農業収入（所得でない点に注意しなければならない。）の補填を目的とするものであるから、その使途は全く無制限というものでもない（但し、農業収入喪失分が補填された結果、その反射的効果として増加する当該農業従事者の「所得」の使途は何ら制限されるものではない。）。

エ 制度の複雑さ

本交付金は国の施策のもと、50%については国が、25%については県が負担をする形のものとなっている。そのため、本交付金の交付についての適正検査は、市のみならず国においても実施されているところである。

そのため、市と国の判断に齟齬が生じることが事実上不可避であるがゆえに、結果的に返還を求められる場合も存在することが明らかになった。

【意見】

[1] 返還事由の明記

集落協定のひな形においては、返還事由について明定されている部分はない。

そもそも、実務上返還の扱いが存在するにも関わらず協定上返還についての規定がないこと自体が問題であるが、協定先との間で返還があり得ることやどのような場合に返還しなければならないかを明定することができれば、それによって、返還可能性や返還事由の存在を意識させ、結果的に返還事由の発生を抑制できると考えられる。したがって、協定については、どのような場合に返還をしなければならないのか、返還期限はいつとするのか、といった点を中心にこれに附帯する各種事項について、協定上条項を設け、明定することが望ましい。

[2] 収支報告管理の強化

市担当課における説明を前提としても、やはり、一定程度の報告を求めることが望ましいと考えられる。もっとも、国の制度に基づく交付金であることからすれば、豊田市単体での対応が可能かといった観点や、他市町村との公平性という問題も生じざるを得ず、外部監査の範囲外ではあるが、国が本制度の上記問題点を再検討することが最もよいと考える。

[3] 協定締結段階の審査体制の強化

上述のように、返金事由の多くは現況の取り違えに基づくものである。したがって、現況の取り違えを防ぐべく、協定締結に先だって現況の写真の添付を要求するなど、書面審査においても十分現況を把握できるシステムを構築すべきと考える。

5 とよた食肉感謝の集い事業負担金

(1) 目的

食肉センターに対する地元住民の理解に感謝するとともに、市民に安全な食肉供給基地としての役割をPRする

(2) 根拠

「第〇〇回とよた食肉感謝の集い」事業運営に関する協定

※ 平成17年度は第13回、平成19年度は第14回、平成21年度は第15回である。

(3) 具体的内容

豊田市では、秋葉町において、昭和42年に建設され、食肉の供給基地であると同時に、豊田地域の流通の拠点として食肉地方卸売市場も併設する食肉センターを有している。

食肉センターの施設全体の運営については、市のみならずJAあいち経済連、豊田食肉事業協同組合、三河畜産工業株式会社も関与しているため、円滑な施設運営を目的に運営委員会方式による運営を行っているが、その運営委員会の一員として、また、食肉センターの設置者として、周辺住民の理解を得ると共に食肉の安全性をPRするための「食肉感謝の集い」を隔年開催しており、その開催のために応分の負担をするものである。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,075,000
件数	—	1	—	1	—	1

(5) 問題点

ア 負担金の決定方法

負担金の決定方法については、平成19年度までは、前例踏襲の形で各回120万円の負担を行ってきたことが判明した。

これに対し、平成21年度予算においては、折からの不況によって市の税収の大幅な落ち込みが予想されたことから市の負担予算額を縮減し、更に運営委員会において第15回食肉感謝の集いの負担金の減額を諮ったところ、了承され、平成21年度予算額を下回る80万円の負担となった。

イ 関与態様の変化に伴う今後の負担金額の決定方法

今後、食肉センターの運営について民営化の方向が示されており、市自身の関与は全くなくなるわけではない（市福祉保健部の食肉衛生検査所は存続する。）が、施設運営については基本的に市の手を離れる方向となる。

この点について、市として、産業部の手を基本的に離れるものの、食肉感謝の集いについては補助金等での支援を継続することになるとの見込みが示された。

【結果】

不況を理由に負担金の減額ができたことは、理由はともあれ、良い方向である。しかし、それ以前に問題であったのは、第14回までの負担金についてである。これについては、基本的に前例踏襲であり、何故負担金額がこの金額なのかという発想に欠けていた点があるといわざるを得ない。

今後も前例踏襲とならないよう、毎回負担金額を精査の上決定することが望まれる。

【意見】

民営化後、補助金として支援をすること自体については、市の政策的な問題であり、特に食肉感謝の集いが単に周辺住民の理解を得るためだけでなく、食の安全についての理解をも目的とするイベントであることからすれば、特段問題はないものと考えられる。

ただ、その際に注意が必要なのは、従前のような前例踏襲主義に陥らないことである。民営化が成った後、負担金方式から補助金方式へ変えることはよいが、補助金となった後も、各回ごとに幾らの補助が適切であるのか、その都度の判断を忘れないようにしてもらいたい。

6 「会費」としての負担金

(1) 種類

市産業部農政課所管にかかる負担金のうち、平成16年以降発生したもので明確に会費として支払われたものとしては、

- ① j p.都市農村交流推進協議会会費
- ②全国農村アメニティ協議会会費
- ③愛知県都市農村交流推進連絡会会費
- ④財団法人都市農山漁村交流活性化機構「賛助会費」

の4つがある。

(2) 目的・具体的内容

各会費の目的・具体的内容は下記アないしオ記載のとおりである。

なお、j p.都市農村交流推進協議会、全国農村アメニティ協議会愛知県都市農村交流推進連絡会、財団法人都市農山漁村交流活性化機構、いずれも、グリーンツーリズムを推進し都市部と農山村部の交流を図るための団体である。豊田市においては、平成17年4月1日、周辺6町村（西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町）を編入合併し、多くの農山村部を持つ全国有数の農山村市としての顔を持つに至った。そのため、当時の豊田市においては、都市部と農山村部の交流を図るグリーンツーリズムについての関心がかつて無いほど高まっていたため、これら都市部と農山村部の交流を図るための各種団体への加入を行ったり、旧市町村が加入していた各種団体への加入を継続することとしたものである。

ア ① j p.都市農村交流推進協議会会費

会員相互の連絡提携を図り、情報を提供しあい、都市と農村の交流を促進し、農山漁村の活性化を図ることを目的とするものであり、j p.都市農村交流推進協議会の会費である。

イ ②全国農村アメニティ協議会会費

地域のアメニティ形成や都市や農山漁村が共生・対流する循環型社会の形成へ向けての各地の経験と知恵を交流する等の推進活動を展開することを目的とするものであり、全国農村アメニティ協議会の会費である。

ウ ③愛知県都市農村交流推進連絡会会費

会員相互の連絡提携等を通じ、都市農村交流施設をはじめ、農山漁村の自然景観、伝統文化、農林産物等の地域資源を十分に活用し、都市と農村の交流人口の拡大を推進することにより、農村における所得の向上と地域の活性化を図ることを目的とするものであり、愛知県都市農村交流推進連絡会の会費である。

エ ④財団法人都市農山漁村交流活性化機構「賛助会費」

都市と農山漁村の交流促進、農山漁村地域の活性化に関する事業を支援することを目的とするものであり、財団法人都市農山漁村交流活性化機構・賛助会員会費である。

(3) 根拠

各会費の支出根拠は以下のとおりである。

ア ① j p.都市農村交流推進協議会会費

j p.都市農村交流推進協議会規約

イ ②全国農村アメニティ協議会会費

全国農村アメニティ協議会規約

ウ ③愛知県都市農村交流推進連絡会会費

愛知県都市農村交流推進連絡会規約

エ ④財団法人都市農山漁村交流活性化機構「賛助会費」

財団法人都市農山漁村交流活性化機構賛助会員規則

(4) 実績及び予算

j p.都市農村交流推進協議会会費

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	—	50,000	50,000	50,000	—	—
件数	—	1	1	1	—	—

全国農村アメニティ協議会会費

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	—	30,000	30,000	—	—	—
件数	—	1	1	—	—	—

愛知県都市農村交流推進連絡会会費

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	—	30,000	30,000	30,000	30,000	—
件数	—	1	1	1	1	—

財団法人都市農山漁村交流活性化機構賛助会費

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	—	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
件数	—	1	1	1	1	1

(5) 問題点

一般論として、会費関係の負担金については、一旦支払を始めると、なかなか脱会が出来ず、前例踏襲的に支払続けてしまう傾向の強い負担金である。

そこで、各担当課において、かかる種類の負担金について、随時必要性の検討などが行われており、適宜の時期に見直しがされているかを検討する必要がある。

(6) 検討結果

ア) 今回検討した「会費」としての負担金について、農政課においては一応の必要性の検討が行われており、かかる姿勢をもって他の会費「的」負担金についても今後その必要性を検討することが望まれるところである。ところで、今回検討した4種の会費は、いずれも市町村合併という特殊事情のもと豊田市が加入することとなった団体であり、比較的短期間での見直しが為されたこと、また、折からの不況で不必要な会費等を削る必要が高かった等の事情があったことも、各種団体からの退会を決

める理由になったものと思われる。

イ) 今回検討した各種会費については、産業部農政課において一応の検討がなされており、各種団体から随時脱退をし、また、最後に残った財団法人都市農山漁村交流活性化機構についても平成21年秋に脱退届を提出済みであり平成22年度以降についてはこの種の会費は全て存在しない状態となる。

なお、財団法人都市農山漁村交流活性化機構は農水省の外郭団体で、講師派遣や研修会などの一定のメリットもあるものの、当初企図していた農家民宿認定を受ける必要性が現状市内において存在しないため、今後本当に会員であることが必要か検討中とのヒアリング結果もあり、それに際しては担当者から「国がやっているからと行って一律入る時代ではない」との意見も得ており、その延長線上に平成21年秋における退会届提出があったものと思われる。

【意見】

このような各種団体に入ることそれ自体については、市町村合併という特殊事情があったため、止むを得ないところであるが、入会時に必要性・相当性等が十分検討されなければならない。

入会時に必要性、相当性等の検討がなされたとしても、以後必要性等の検討が行われないことに問題があると思われるため、毎年度、検討が必要であると考えます。

7 豊田市担い手育成総合支援協議会負担金

(1) 目的

担い手育成総合支援事業を実施するに当たり、担い手の育成・確保を強化し、望ましい農業構造の確立等に資することを目的とする。

(2) 根拠

豊田市担い手育成総合支援協議会規約

(3) 具体的内容

農林水産省において、19年度から21年度まで、担い手、即ち農業従事者が融資を主体として新たに農業用機械・施設等を導入するに際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施する「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」が開催されることとなり、市内においてその受け皿となる団体が存在しなかったため、

市内の農業従事者が「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」による支援を受けることが出来なくなる不利益を回避すべく、市主導にて豊田市担い手育成総合支援協議会を設置することとし、その運営費として豊田市担い手育成総合支援協議会負担金を負担することとした。

この「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」に基づく補助金は市を経由せず、豊田市担い手育成総合支援協議会が国から直接受領し、同協議会が支給対象たる農業従事者に交付するシステム（この意味において豊田市担い手育成総合支援協議会はトンネル的団体でしかない）となっているため、豊田市担い手育成総合支援協議会において自主財源確保の道がないことから、その運営経費を市が豊田市担い手育成総合支援協議会負担金を負担し、その負担金によって一般業務にかかわる切手代などの事務実費に充てているものである。

なお、「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」については国の施策としては平成19年度から21年度を事業年度としているが、市としては平成19年度のみの実施となった。

また、上記のように当初、「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」の受け皿として設立された豊田市担い手育成総合支援協議会ではあるが、現在においては、農業従事者支援のための「ワンストップ支援窓口」としての機能を持つなどし、当初の目的からより発展した形で協議会運営がなされるに至っている。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	—	—	—	20,000	20,000	20,000
件数	—	—	—	1	1	1

(5) 問題点

ア 金額面

金額面としては、負担金創設以来、毎年2万円であり、その金額は大きいものではない。

また、金額の使用用途についても、窓口業務・受付業務に対応した一般事務費と考えられることから、支出としては適切な範囲のものと考えられる。

イ 協議会の運営面

ア) 協議会の構成員

協議会構成員については、豊田市担い手育成総合支援協議会規約第6条によれば下記のとおり規定されている。

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、総会の承認を得たものをもって組織する。

- (1) 豊田市農業委員会
- (2) あいち豊田農業協同組合
- (3) 愛知県豊田加茂農林水産事務所 農政課
- (4) 愛知県豊田加茂農林水産事務所 農業改良普及課
- (5) 豊田市産業部農政課

なお、現在の協議会構成員としては、推薦に基づいて総会の承認を得たものは存在しないため、実際の協議会構成員としては、

豊田市（担当部署：産業部農政課、(5)項）

豊田市農業委員会（(1)項）

あいち豊田農業協同組合（(2)項）

愛知県豊田加茂農林水産事務所 農政課（(3)項）

愛知県豊田加茂農林水産事務所 農業改良普及課（(4)項）

の5者のみであり、協議会内に占める市の割合は20%である。

イ) 運営状況

豊田市担い手育成総合支援協議会規約第2条によれば、そもそも協議会の事務所自体が市の市役所産業部農政課内に置かれることとなっており、同規約第21条によれば協議会の業務遂行のための事務局も市産業部農政課内に置くこととされている。

【豊田市担い手育成総合支援協議会規約】

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を豊田市西町3丁目60番地（豊田市役所産業部農政課）に置く。

・・・(略)・・・

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は豊田市産業部農政課内に置く。
- 3 前項に掲げる事務局は事務局員を置く。
- 4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

したがって、かかる規約の定め方からして、豊田市担い手育成総合支援協議会の事務それ自体が豊田市産業部農政課の職員が行うことが事実上予定されていたものと考えられる。

また、現実の運営状況についても、豊田市産業部農政課の職員が事務局員を兼任する形となっており、ほぼ100%の事務作業を市産業部農政課において行っているのが現状である。現場の声としては、協議会設置による日常業務の負担増はかなり大きな問題であることが判明している。

また、豊田市担い手育成総合支援協議会においては、市内の農業従事者に対するワンストップ窓口の外、国の事業である担い手アクションサポート事業、地域担い手経営展開支援リース事業の受付窓口業務も行っている。これらのうち、国の事業に関するものについては、受付窓口としての業務は市が行うものの、実質審査業務は国において実施されているため、農業従事者に対し窓口で十分な説明をしづらい部分もあり、手続き上非常に煩雑な状態となっている。具体的には、利用希望者である農業従事者と実質審査業務を行う国との間でのやりとりの板挟みになってしまう場合もあり、事務の増大を招いている現状がある。

ウ) 設置の経緯

平成19年度から、国の施策として「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」が開始されることとなり、市内の農業従事者からも同実験事業を利用したいとの声が上がっていた。

同実験事業の受け皿となる主体としては、市が協議会を作るほかに農業協同組合などが受け皿となる方法もあったが、あいち豊田農業協同組合においてはその受け皿事業をしないこととされたため、他に適切な受け皿団体がない反面、農業従事者の要望に応える必要性から豊田市担い手育成総合支援協議会を設置することとなった。

なお、法定受託事務及び自治事務以外の事務については国が地方公共団体に委託してその対価として費用を支払うことが認められて

いないため、市自身が受け皿となることはできない状況であった。

また、「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」自体が国からの民間委託という題目のもとに掲げられた事業であるため、国の出先機関が受け皿となる選択肢もなく、結局、市内の農業従事者の要望に応えるためには、市自身が主導的立場をとって受け皿としての豊田市担い手育成総合支援協議会を立ち上げる以外の選択肢は存在しない状況であった。

(6) 検討

ア いわゆる「協議会方式」としての問題点

本件は、負担金の支出額は僅少ではあるが、総論において述べた「協議会方式」として問題となる可能性がある。

ア) 権利能力なき社団と認められるか

権利能力なき社団として認められる為の要件としては

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

の4つが挙げられるが、以下述べるような問題点がある。

a 要件①「団体としての組織を備えていること」について

豊田市担い手育成総合支援協議会については規約等が定められ、また、それに基づき代表者等の定めも為されており、形式的には団体としての実質があるようにも見えるが、その運営実態はほぼ事務局事務を行っている市産業部農政課に依拠しており、市から独立した団体としての実質を備えているかについて疑問が残る。

b 要件②「多数決の原則が行われていること」について

規約上、形式的には多数決をとるべきこととされているが、豊田市担い手育成総合支援協議会の通常業務のほぼ100%が事務局員を兼任する市産業部農政課職員によって担われていることからすれば、豊田市以外の協議会構成員において十分な理解をもって多数決原理に基づいた投票行動を行うことは困難である可能性が高い。

従って多数決原理が実質的に機能しているかについて疑問が残る。

c 要件③「構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するこ

と」について

豊田市以外の構成員の変更であれば団体そのものが存続する蓋然性が高いと思われるが、豊田市担い手育成総合支援協議会の通常業務のほぼ100%が事務局員を兼任する豊田市産業部農政課職員によって担われていることからすれば、仮に豊田市が団体から脱退してしまった場合、もはや団体そのものの存在が危うくなってしまいう可能性が高い。

d 要件④「代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること」について

この点についても、形式的には定まっているが、実質的には団体として独立に行われるというよりも市産業部農政課に依拠しているのが実態であるから、要件を充足するか疑問が残る。

e 小括

以上からすれば、豊田市担い手育成総合支援協議会については、権利能力なき社団としての実態があるかどうか自体について極めて疑問が残るといわざるをえない。

イ) 別個・独立性が認められるか

別個・独立性が認められるかについては、総論において述べた別個独立性否定要件、すなわち、

- ① 協議会等の事業内容が設置地方公共団体の行う事業内容と重複すること
- ② 協議会等の設置・運営に設置地方公共団体が中心的役割を果たしていること
- ③ 協議会等における事務作業の大部分を設置地方公共団体の職員が設置地方公共団体の職務として遂行していること
- ④ 予算の大半が設置地方公共団体からの補助金・負担金・交付金によって占められていること

の4要件によって判定されるが、これらの点についても以下述べる問題点がある。

a 要件①「協議会等の事業内容が設置地方公共団体の行う事業内容と重複すること」について

この点、豊田市担い手育成総合支援協議会の業務は大別すると、

- I 国が農業従事者に対して実施する補助金等の受付窓口業務
- II 農業従事者に対するワンストップ窓口の提供

に大別される。

そして、IIについては市が行うべき事業内容と重複する可能性が

考えられるが、設立経過等からして主たる目的と考えられる I については法定受託事務・自治事務のいずれにも該当せず本来的に市として行うことが出来ない業務であるから、こちらについては市の事業内容と重複しない。

- b 要件②「協議会等の設置・運営に設置地方公共団体が中心的役割を果たしていること」について

設置の点については、農業従事者から「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」に対する需要があった等の事情はあるが、市が主体となって豊田市担い手育成総合支援協議会の立上げを行っており、市が豊田市担い手育成総合支援協議会の設立に当たって中心的役割を果たしたことは否定できない。

更に、運営面においては、市産業部農政課職員が豊田市担い手育成総合支援協議会事務局員を兼任する形で、ほぼ100%の業務を行っているものであるから、豊田市担い手育成総合支援協議会の運営にあたって市が中心的役割を果たしていることは明らかである。

したがって、本要件は充足されるものと考えられる。

- c 要件③「協議会等における事務作業の大部分を設置地方公共団体の職員が設置地方公共団体の職務として遂行していること」について

市産業部農政課職員が豊田市担い手育成総合支援協議会事務局員を兼任する形で、ほぼ100%の業務を行っているものであるから、本要件も充足すると考えられる。

- d 要件④「予算の大半が設置地方公共団体からの補助金・負担金・交付金によって占められていること」について

この点については、国から農業従事者に支給される交付金については形式的にトンネルするだけであり、それを除いた運営費の大半はごく僅少とはいえ基本的に豊田市担い手育成総合支援協議会負担金によって賄われているものであるから、本要件も充足するものと考えられる。

- e 小括

以上を総合すると、豊田市担い手育成総合支援協議会は法定受託事務・自治事務のいずれにも属さないため豊田市の名義においては行い得ない事務を行うために形式的に設立された団体であって、市と一体となる団体と考えられる。

【意見】

以上の検討結果からすると、豊田市担い手育成総合支援協議会は、「協議会方式」を採用する点において、権利能力なき社団性、豊田市からの別個・独立性いずれの点においても問題がある団体といわざるを得ない。

そして、その最大の原因は、市以外の構成員が存在するにも関わらず、これらの構成員の活動実態が殆ど無く、その運営が専ら事務局員を兼任する市産業部農政課職員に依拠している点に求められるものと考えられる。

したがって、このような状態を是正するためには、他の構成員に対しても一定程度の事務分担を行ってもらいなどし、専ら事務局員を兼任する市産業部農政課職員に依拠する状況を改善するほか、収入面においても他の構成員から負担金を徴収するなど負担の公平化を図る必要があると考える。

(2) 国の補助金と協議会の設置

豊田市担い手育成総合支援協議会の元々の設立趣旨は国の事業である「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」を市内の農業従事者が利用できるようにする点にある。

「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」については、その受け皿団体を必ずしも市町村が協議会を設置して用意しなければならないものではないが、地元JAなどの引受がない場合、事実上、市町村が受け皿となる協議会を設置しない限り、当該市町村区域内に居住する農業従事者がその利益を享受できない仕組みとなっている。

もとより、市町村は住民の利益を図るために努力すべき義務を負っているが、中核市である豊田市においてですら豊田市担い手育成総合支援協議会の運営が相当程度市の担当部署にとって負担となっている現実が存在することもまた事実である。

「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」について、国が直接の受付窓口を設置しないことについては、近時叫ばれる地方分権の推進、民間活力の活用という流れに乗ってのものと思われるが、実質的に市町村が受け皿とならざるを得ないような場面においてまでかかる方向で施策を推進することには疑問がある。

このような場合、市としては、同じく協議会を設置する近隣市町村との共同による協議会の設置（これによって市と協議会の同一性が希薄化され副次的効果もある。）や、場合によっては複数市町村連名による国

への上申なども含めて検討することも有効と思われる。

なお、市の外部監査としての監査意見からは逸脱するものであるかもしれないが、国の担当者においては、地方分権の推進や民間活力の活用の名のもと、地方自治体や、そこに住む住民にかえって負担をかけるような制度については、その必要性やスキーム作りから見直してもらいたいものとする。

8 愛知県山村花き品評会負担金

(1) 目的

本県における山村花き栽培技術と品質の向上を期するとともに、この消費宣伝を図り、もって山村花き営農の安定的発展を期する。

(2) 根拠

愛知県山村花き品評会会則

(3) 具体的内容

愛知県主催の山村花き品評会を開催するための負担金である。

愛知県山村花き品評会は、愛知県における山村花き栽培技術と品質の向上を期するとともに、その消費宣伝を図り、もって山村花き営農の安定的な発展に資することを目的として開催されており、第1回愛知県山村花き品評会が昭和43年に豊田市（当時の松平町）で開催されて以来、毎年開催され、平成21年度には第32回愛知県山村花き品評会が実施された。

豊田市は、市町村合併後多くの山間地域を抱える自治体となり、旧町村部が山村花きの産地であるという地域特性から、愛知県主催の本品評会の実施に参画し、市内の農業従事者の出展を促すことによって市内の山村花き生産者の生産意欲の向上を図ると共に販売促進に結びつくことを期待して毎年負担金の支出を行ってきたものである。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	0	0	171,000	171,000	171,000	171,000
件数	0	0	1	1	1	1

(5) 問題点

愛知県山村花き品評会に出展し賞をもらっても販売に結びつかない実態があり、以前より市内外においてもそのような話が度々出ていた。

その結果、平成22年度で品評会自体をやめることとなった。

【意見】

[1] 中止決定について

従前より、愛知県山村花き品評会の効果について疑問の意見が出ていたというのであるから、その点を捉え最終的に品評会自体をやめると判断したこと自体は適切であると考ええる。

しかし、予算の推移などを見ると、毎年17万1000円という謂わば前例踏襲の金額が毎年続いており、これまでも効果に疑問が呈されながらも平成22年度迄やめるとの決断がなされなかった点においては、何故そのような決断されなかったかを再度検討し、同種事案に対する教訓とする必要がある。

愛知県山村花き品評会中止の件については、愛知県が主導権を握っており、豊田市をはじめとする参画市町村からの中止相当の意見が即座に反映されなかったようでもあるが、そうであれば、愛知県との連絡体制（意見が決済部署まで届いているかどうかなど）を見直す必要があるものと考えられる。

[2] 金額の定め方について

愛知県山村花き品評会自体は、毎年別会場で行われることからすれば、その運営経費は基本的に毎年変るものと思われる。であるにもかかわらず、17万1000円という1000円単位まで毎年同じ負担金額となっているのは、基本的に金額が前例踏襲となっているからと考えざるを得ない。

愛知県山村花き品評会のように毎年開催される行事など、いわゆる定例開催が予定される行事の負担金については、各年度ごと、予定される事業規模や事業内容が市にもたらすであろう効果を十分検討した上で、前例踏襲型ではなく随時決定によって負担金額を決定することが必要と考える。

9 愛知県農林統計協会刊行物負担金

(1) 目的

農林畜水産業に関する統計の広報を第一義とし、更に農林統計知識の普及向上を図ることを目的とする。

(2) 根拠

愛知県農林統計協会規約

(3) 具体的内容

愛知県農林統計協会が実施する統計調査結果を纏めた刊行物の購入資金であるが、愛知県内の市町村については代金として支払うのではなく、愛知県農林統計協会刊行物負担金という形で負担金を支払う方法がとられている。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績	H21予算
交付額	29,900	43,100	43,100	43,100	43,100	43,100
件数	1	1	1	1	1	1

(5) 問題点

ア 本負担金の実質的意味合い

本負担金については、負担金という形をとっているものの、2つの異なった意味合いが看取された。

1つは会費的意味合いであり、もう一つは代金的意味合いである。

ア) 会費的意味合い

産業部農政課に対するヒアリング調査によれば、愛知県農林統計協会は愛知県内の市町村から会費的意味合いの金員として愛知県農林統計協会刊行物負担金を徴収しているとの説明がなされた。

イ) 代金的意味合い

愛知県農林統計協会刊行物負担金を支払うことによって、愛知県農林統計協会より同協会刊行の定期刊行物の交付を受けることができる。

その意味において、本負担金は代金的意味合いを持つ。

イ 統計資料の活用度の低下

産業部農政課に対するヒアリング調査によれば、近年、愛知県農林統計協会による統計の取り方が荒くなってきており、活用度が下がる傾向が見られ、殊に最新版の統計では市独自の位置づけが殆ど無くなってしまっており、市として活用しづらい状況になっているとの説明があ

った。

【意見】

[1] 代金的意味合いとの関係

実質的には刊行物の代金であるものを負担金という形式で金銭を支出する以上、負担金としての独自性を持たせる必要があると考える。すなわち、負担金を支払わないのであれば必要とされる定期刊行物を買えない場合か、例年購入する必要が認められる上に負担金として支払った方が低額で済むことが明らかな場合は負担金として実質的な刊行物の代金を支出する意味があるが、かかる事情が認められない場合は、経費節減の観点から、必要に応じて刊行物を書籍として購入することの検討をする必要があると考える。

[2] 会費的意味合いとの関係

産業部農政課に対するヒアリング調査によれば、近年、愛知県農林統計協会による統計の取り方が荒くなってきており、活用度が下がる傾向が見られるとの説明がなされたが、本負担金を実質的に見て会費的意味合いを有するのであれば、実質的な会員としての立場から愛知県農林統計協会に対して刊行物の活用度が低くなっている点を申し入れることができると考えられる。

10 平成14年度包括外部監査指摘事項及び改善措置について

(1) 農政課所管事業のうち平成14年度包括外部監査において指摘事項の対象となったものとしては下記のものがある。

- ①農地利用合理化事業費補助金について
- ②家畜導入奨励費補助金
- ③水田農業経営確立対策費補助金
- ④水田農業経営確立対策費加工用米推進事業費補助金
- ⑤地場農産物産地育成対策費補助金
- ⑥地場果菜出荷促進対策事業費補助金

(1) ①農地利用合理化事業費補助金について

本補助金は、豊田市の申し出により、社団法人愛知県農林公社が取得した農地の経費（買入資金の借入金に係る利子相当分）に対する補助を行うものである。

ア 平成14年度包括外部監査における指摘

ア) 要改善事項の内容

5年超に亘って売り渡しが見込まれない土地の買受けについて

イ) 改善措置の内容

早期売り渡しが見込まれない土地についての取得はしない（平成9年度よりは取得をしていない）

イ 上記指摘に対する対応状況

平成14年度以降土地の買受はなし。平成20年度までに、土地は全て処分済み。平成21年度は予算計上無し。

ウ 検討結果

平成14年度包括外部監査における指摘を受け、適切な処理が行われており、特に、問題なし。

(2) ②家畜導入奨励費補助金

本補助金は、乳量の増加、乳質の向上など、優良な種畜を導入することで質の高い畜産物生産と畜産経営の安定を図るために、優良家畜を導入する事業を行っている事業体に対しその事業費を補助するものである。

ア 平成14年度包括外部監査における指摘

ア) 要改善事項の内容

単に短期的な視点からの家畜の導入の支援のみならず、長期的視野に立った酪農経営の合理化に対する援助を検討することが望まれる。

イ) 改善措置の内容

特に改善措置は行っていない。

イ 上記指摘に対する対応状況

指摘について特に改善措置は行っていない。

ただ、周辺の宅地化により環境問題等で畜産農家が減少している。農家もふん尿処理施設に多大な投資が負担となり家畜の更新費用が圧迫されている状態で、家畜導入の助成は必要と捉えている。価格が高騰したため現在の要綱で1頭あたりの限度額を設けている。

ウ 検討結果

平成14年度における指摘は、短期的視点のみならず長期的視点からの酪農経営の合理化に対する援助の検討を望むとのものであり、本

補助金自体についての廃止などではなく、これをより有用なものにするための検討事項の指摘であった。同指摘後、ふん尿処理等に関する環境問題等によって、酪農経営に対する経営環境は一層厳しいものとなっており、家畜導入助成の必要性は平成14年度と変らないか、場合によっては当時以上の必要性を持つに至っているものと思われる。価格高騰のため現在では要綱で1頭あたりの限度額を設けているとのことであり、公金支出を極力抑えよとの意識は評価に値するものと思われる。ただ、酪農経営を取り巻く環境は以前にもまして厳しくなってきたおり、これらの措置は対処療法的な域を出ないものであり、平成14年度包括外部監査の指摘における「短期的」なものの域に依然とどまっているものと思われる。

【意見】

現状においても平成14年度包括外部監査の指摘にあった「長期的視野に立った酪農経営の合理化に対する援助を検討することが望まれる」状況は依然存在するものと考えられる。

なお、平成22年1月段階においては、担当課より、「平成22年度においては平成23年度以降に向け、牛だけでなく、畜産全体を見据えた中長期的な観点から本補助金の体系自体の見直しをする予定である」との回答を受けており、実際にそのような見直しが行われることを期待するものである。

(3) ③水田農業経営確立対策費補助金について

本補助金は、転作を達成するに要する経費に対する補助を行うことにより、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図るものである。

ア 平成14年度包括外部監査における指摘

ア) 要改善事項の内容

補助率の根拠が不明確であり、適正な補助率の再検討を要す。

イ) 改善措置の内容

平成16年度より、米の生産調整制度が根本的に変更になるのを機に、見出しの補助金を平成15年度をもって廃止する。

イ 上記指摘に対する対応状況

平成15年度の水田農業経営確立対策事業に関する補助金は、推進費補助金（定額）、団地化奨励費補助金（連担団地実施水田10a当たり2000円）及び加工用米推進事業費補助金（60kg当たり1000円）であったが、平成16年度から水田農業構造改革推進事業補

助金のみ（予算事業名は団地化奨励費補助金。平成20年度より現事業名）となり、連担団地及び利用集積実施水田10a当たり2000円となった。

平成19年度より生産調整制度の変更により国の助成を受けられない農家を対象に連担団地実施水田10a当たり麦・大豆5000円、中山間地域の麦・大豆2000円に改正し、平成20年度に国の助成対象者との差額が大きいため、経済対策も考慮して団地維持のため連担団地実施水田10a当たり集団転作の実施区域内の麦・大豆18000円集団以外は10a当たり5000円、中山間地域の麦・大豆2000円に改めて現在に至っている。

なお、本補助金の有用性について、担当課としては、良質麦の生産及び団地維持につながっているとの認識である。

ウ 検討結果

平成14年度包括外部監査における改善措置内容としては「平成16年度より、米の生産調整制度が根本的に変更になるのを機に、見出しの補助金を平成15年度をもって廃止する」とのことであり、形式的には廃止されているものの、実質的には、現在においても本補助金は形の変容はありながらも存続している。

そのため、現制度に関して、平成14年度包括外部監査における要改善事項がどのように対応されているかを検討するに、要改善事項の内容としては、「補助率の根拠が不明確であり、適正な補助率の再検討を要す」とのものであり、廃止要求の根拠としては、①補助率の根拠が不明確であったこと、及び②平成16年度より、米の生産調整制度が根本的に変更になること、の2点に求められていたものと考えられる。

このうち、②の平成16年度より、米の生産調整制度が根本的に変更になることについては、謂わばきっかけだけの問題であり、本質的な問題は①補助率の根拠が不明確であったとの点にあると考えられる。

この補助率の点については、平成15年度、平成16年度、また平成19年度と制度の変容に伴って一定の検討をした上で金額が変遷しており、一応の検討はなされているものと考えられる。

【意見】

補助率については、制度の変容にあたって、検討がなされているといえる。ただ、制度の変容を伴わないとしても、適切な補助率の把握については、その時点における経済状態や農業を取り巻く状況、また

国の補助金の状況によっても変化するものであるから、これについて一定期間を決めて適切な補助率の見直しを随時行う措置を明確に設けることも一つ考えられるものと思われる。

(4) ④水田農業経営確立対策費加工用米推進事業費補助金について

本補助金は、水田の有効利用等の推進を図り、加工用米の生産を円滑に推進するものである。

ア 平成14年度包括外部監査における指摘

ア) 要改善事項の内容

小額の補助事業であり、効果に疑問

イ) 改善措置の内容

平成16年度より、米の生産調整制度が根本的に変更になるのを機に、見出しの補助金を平成15年度をもって廃止する。

イ 上記指摘に対する対応状況

あいち経済連から加工用米として販売された。平成15年度は9万5000円の補助を行った。

その後、平成16年度以降廃止となっている。

ウ 検討結果

平成15年度の対応については、予算組との関係で即座に対応することができなかったものと思われるが、その後、平成16年度以降、廃止をしており、改善要望に従った適切な措置が執られているものと思料される。

(5) ⑤地場農産物産地育成対策費補助金について

本補助金は、地場農産物の生産組織を充実させるとともに、地域の特性に応じた市内の特産物の名声を高め産地化を図るものである。

ア 平成14年度包括外部監査における指摘

ア) 要改善事項の内容

実績報告の根拠資料に一部不備

補助対象事業費だけでなく、全事業費の掲載を

視察研修について、視察回数の一部不足

イ) 改善措置の内容

全事業者に対して、平成15年度事業を始めるに当たって指摘事項の説明を行い、改善を求めた

イ 上記指摘に対する対応状況

平成19年度よりJA全体から各部会単位の事業者に変更があっ

た。

実績報告書に事業で使った費用の領収書の写しを添付。実際に実施した事業（視察研修を含む）のみ補助対象経費としている。

なお、本補助金の有用性について、担当課としては、生産組織の活性化につながる有用なものとして把握している。

ウ 検討結果

平成14年度包括外部監査における指摘を受けるかたちで実績報告について運用がより厳格化されており、適切な運用になっているものと思われる。

(6) ⑥地場果菜出荷促進対策事業費補助金について

本補助金は、豊田市公設地方卸売市場へ、鮮度の高い地場果菜を計画的かつ安定的に供給し、多様化する地域需要にこたえるための高品質化および規格出荷による流通体制の整備を図ることを目的とするものである。

ア 平成14年度包括外部監査における指摘

ア) 要改善事項の内容

補助率の定期的な見直しが必要

イ) 改善措置の内容

関係者に対して、定期のスパンをどうするのか、補助率の検討等を行うことを通知

イ 上記指摘に対する対応状況

平成17年度より販売金額の1%に変更、平成19年度をもって廃止。

ウ 検討結果

平成14年度包括外部監査における指摘を受けるかたちで、漸次補助率の再検討・変更を経て、最終的には廃止へと移行したものである。最終的に廃止となったことから逆算すると、平成14年度包括外部監査の指摘にあった補助率の問題にとどまらず、補助金自体の必要性に疑義があったものと思われるが、外部監査における指摘を超える形で自主的に廃止となったものであり、適切な措置と考えられる。

補助金等一覧表

補助金

1	補助金名	農業近代化資金利子補給補助金			
	根拠規定	豊田市農業近代化資金利子補給規則			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S41	融資機関	あいち豊田農業協同組合	1	1,451,858円
2	補助金名	農業経営士活動助成費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S50	団体	農業経営士協会豊田ブロック	1	150,000円
3	補助金名	農業後継者団体育成事業			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S48	団体	豊田加茂4Hクラブほか	2	250,000円
4	補助金名	農業経営基盤強化資金利子補給補助金			
	根拠規定	豊田市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H7	融資機関	あいち豊田農業協同組合ほか	3	1,008,996円
5	補助金名	農林漁業振興資金利子補給補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	農業協同組合	あいち豊田農業協同組合	1	11,429円
6	補助金名	県山間地営農等振興事業費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	団体又は個人	押井農事組合ほか	10	7,808,000円
7	補助金名	水田農業構造改革対策推進費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H12	農業協同組合	あいち豊田農業協同組合	1	22,885,414円

8	補助金名	地域農業振興費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S57	団体	農事組合法人柘塚会ほか	2	2,821,000円
9	補助金名	環境保全型産地形成対策費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H15	団体	豊田菜種部会ほか	3	2,490,000円
10	補助金名	地場農産物産地育成対策費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S63	団体	JA あいち豊田いちじく部会ほか	49	4,677,000円
11	補助金名	山間地営農等振興事業費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H11	団体	下仁木トラクター組合ほか	3	1,910,000円
12	補助金名	地域施設整備費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H12	団体	農事組合法人逢妻ほか	3	2,731,000円
13	補助金名	内水面漁業振興費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S58 以前	漁業協同組合	矢作川漁業協同組合ほか	5	9,174,000円
14	補助金名	野生獣類被害防止対策事業費補助金			
	根拠規定	豊田市野生獣類被害防止対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	団体又は個人	伊熊農事組合南組ほか	381	11,130,000円

15	補助金名	緊急野生獣類被害防止対策事業補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	農事組合等	小峯地区獣害防除対策組合ほか	49	47,440,000円
16	補助金名	狩猟免許取得支援事業費補助金			
	根拠規定	豊田市狩猟免許取得支援事業補助金			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	個人	後藤和芳ほか	72	1,666,000円
17	補助金名	家畜導入奨励費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S53	農業協同組合	あいち豊田農業協同組合ほか	2	3,146,000円
18	補助金名	酪農ヘルパー円滑化補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H5	豊田酪農ヘルパー利用組合	豊田酪農ヘルパー利用組合	1	595,000円
19	補助金名	死亡牛BSE検査補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H16	個人	志賀俊治ほか	12	130,000円
20	補助金名	和牛市場出荷促進費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H17	加茂和牛改良組合	加茂和牛改良組合	1	519,000円
21	補助金名	畜産環境衛生対策費補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H18	個人	佐野信喜	1	43,000円

22	補助金名	鶏卵価格安定補てん金積立事業補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S54	農業協同組合	あいち豊田農業協同組合ほか	3	1,696,000円
23	補助金名	強い農業づくり対策事業補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H18	農業協同組合又は団体	あいち豊田農業協同組合ほか	2	1,852,000円
24	補助金名	面的集積強化促進事業補助金			
	根拠規定	豊田市農業振興対策事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20	団体	千足集落営農生産組合	1	1,572,000円
25	補助金名	農地利用合理化事業補助金			
	根拠規定	豊田市農地利用合理化事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61	団体	愛知県農林公社	1	1,156,000円

交付金

1	交付金名	豊田市中心間地域等直接支払交付金			
	根拠規定	豊田市中心間地域等直接支払制度交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H17	集落協定者等	北曾木集落ほか	183	103,406,157円

負担金

1	負担金名	食肉センター運営委員会負担金			
	根拠規定	豊田市食肉センター運営委員会規約			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	S56	義務	豊田市食肉センター運営委員会	50,000円	

2	負担金名	西三河農業共済組合運営費負担金		
	根拠規定	西三河農業共済組合設立予備契約書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H20	義務	西三河農業共済組合	17,393,082 円
3	負担金名	農業後継者対策協議会負担金		
	根拠規定	豊田加茂農業後継者対策協議会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H6	義務	豊田加茂農業後継者協議会	352,000 円
4	負担金名	愛知県農業会議負担金		
	根拠規定	愛知県農業会議会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	S34	義務	愛知県農業会議	1,302,000 円
5	負担金名	市部会長会議負担金		
	根拠規定	愛知県市部農業委員会会長会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	S38	義務	愛知県市部農業委員会会長会	10,000 円
6	負担金名	豊田市担い手育成総合支援協議会負担金		
	根拠規定	豊田市担い手育成総合支援協議会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H19	義務	豊田市担い手育成総合支援協議会	20,000 円
7	負担金名	矢作川水産資源実態調査負担金		
	根拠規定	矢作川水産資源保護調査実行委員会事業に関する協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H15	任意	矢作川水産資源保護調査実行委員会	8,400,000 円
8	負担金名	第41回愛知県山村花き品評会負担金		
	根拠規定	愛知県山村花き品評会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H18	義務	第41回愛知県山村花き品評会実行委員会	171,000 円

9	負担金名	農産物品評会（中山間地区）負担金		
	根拠規定			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	任意	J A あいち 豊田	350,000 円
10	負担金名	豊田市農産物ブランド化推進協議会負担金		
	根拠規定	豊田市農産物ブランド化推進協議会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H1	任意	豊田市農産物ブランド化推進協議会	2,230,000 円
11	負担金名	豊田加茂地区農業改良推進協議会負担金		
	根拠規定	豊田加茂地区農業改良推進協議会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H15	義務	豊田加茂地区農業改良推進協議会	257,000 円
12	負担金名	愛知県農林統計協会刊行物負担金		
	根拠規定	愛知県農林統計協会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H15 以前	義務	愛知県農林統計協会	43,100 円
13	負担金名	土地改良事業負担金（ポンプ電気代・工事等分担金）		
	根拠規定	豊田土地改良区定款		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 以前	義務	豊田土地改良区	120,000 円
14	負担金名	豊田土地改良区負担金（土地改良区賦課金）		
	根拠規定	豊田土地改良区定款		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 以前	義務	豊田土地改良区	770,000 円
15	負担金名	豊田加茂農地・水・環境保全地域協議会負担金		
	根拠規定	豊田加茂農地・水・環境保全地域協議会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H19	義務	豊田加茂農地・水・環境保全地域協議会	7,411,649 円

16	負担金名	豊田市畜産推進会議負担金		
	根拠規定	豊田市畜産推進会議開催事業に関する協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H8 以前	任意	豊田市畜産推進会議	380,000 円
17	負担金名	愛知県都市農村交流推進連絡会会費		
	根拠規定	愛知県都市農村交流推進連絡会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	任意	愛知県都市農村交流推進連絡会	30,000 円
18	負担金名	財団法人都市農山漁村交流活性化機構「賛助会費」		
	根拠規定	財団法人都市農山漁村交流活性化機構 賛助会員規則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	任意	財団法人都市農山漁村交流活性化機構	50,000 円
19	負担金名	第 11 回中部日本ホルスタイン共進会負担金		
	根拠規定	第 11 回中部日本ホルスタイン共進会規則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務	第 11 回中部日本ホルスタイン共進会	72,000 円

第9 建設部 公園課

1 業務内容

(1) 公園課の業務内容について

公園課は、緑化の促進、公園・広場・緑地・墓地の建設・維持管理、花のあるまちづくりなどに関することを業務内容としており、

ア 建設担当

- ・都市公園の整備（委託，工事，用地）に関する事
- ・地域広場の整備（委託，工事）に関する事
- ・都市公園の修繕工事に関する事
- ・他課よりの受託業務に関する事等

イ 管理担当

- ・都市公園の管理に関する事
- ・地域広場の管理に関する事
- ・市民広場の管理に関する事
- ・用地取得に関する事
- ・宅地開発等事前協議（地域広場）に関する事
- ・古瀬間墓地公園に関する事

ウ 緑花担当

- ・「花やか豊田プラン」に関する事
- ・緑花推進業務に関する事
- ・森とみどりづくり税に関する事
- ・指定緑地に関する事
- ・都市緑地，開発緑地の管理に関する事
- ・宅地開発等事前協議（開発緑地）に関する事
- ・公園緑地協会に関する事
- ・課の庶務に関する事

に分かれている。



【参考】「花やか豊田プラン」とは（市のホームページより引用）

花やか豊田プラン概要版

「愛・地球博後の花のあるまちづくり行動計画」

■花やか豊田プランとは

「花のあるまちづくり」は、愛・地球博開催時に“花”で来訪者を歓迎することを第一の目的とし、市民とのパートナーシップにより進めてきました。その結果、多くの人たちから予想を上回る良い評価をいただき、更なる推進が望まれているところであります。※「花のあるまちづくり」施策に関する市民意識調査結果（抜粋）参照

今後は、現在の盛り上がりを活かし、誰からも好まれる“花”という素材を利用して、まちの美化と市民が主体となって自らのまちを美しく魅力的なものにしていこうとする気運を盛り上げていきたいと思えます。

その具体策を今回「愛・地球博後の花のあるまちづくり行動計画《花やか豊田プラン》」としてまとめました。

■花やか豊田プランがめざすもの



■花やか豊田プランの主要事業

■花やか豊田プランにおける主要事業とその概要。(◎は新規事業、●は継続事業)

人づくり

◎高度な技術講座

- ・中級レベル以上の内容。1講座6回シリーズ。受講数30名/年間。
※ハンギングバスケットマスター、グリーンアドバイザー等の資格取得レベル。

◎リーダー育成講座

- ・園芸技術+リーダーシップ。1講座6回シリーズ。受講数30名/年間。

●各種園芸講座

- ・公園緑地協会が実施している園芸講座。20講座/年間。

●出張講座

- ・10人以上の団体を対象に講師を派遣。H17年度は17回開催。

体制づくり

◎花のあるまちづくり協議会設立及び定例会の実施

- ・市民団体と定期的な連絡調整を行う場として設立、年間1回の定例会を8月に実施予定。

◎オープンガーデンクラブ設立・運営

- ・まち全体を美しくするため、個人庭園を公開するシステムであるオープンガーデン活動を後押し、民地からの花飾り推進を図る(公園緑地協会がクラブの事務局)。

◎剪定枝、草花、刈草等植物系残渣の堆肥化推進

- ・花のあるまちづくり活動で発生する植物系残渣を有効利用するため、プラント建設(清掃管理課)により堆肥化を進めると共に個人レベルの堆肥化についてもPRしていく。

●ボランティアサポートプログラム

- ・各道路管理者が持つ要綱に基づき、道路における清掃や花飾り活動を行う団体に資材提供や保険の加入等の支援を行う。

●草花植栽の助成制度

- ・道路沿線等の公共的な場所に花飾りを行う10人以上団体に対し必要費用の9割を助成。

モデルづくり

◎花飾りモデル地区の形成

- ・花のあるまちを実感できる、面的に整備したモデル地区をつくり、花のあるまちづくり推進を図る。モデル地区は公募。H17年度中に2箇所選定し、H19年度までに整備完了。

◎花の名所の設定・PR

- ・既存の花資源を活用し、花の名所としてPRする(花暦等の作成配布による)。花の名所として設定した箇所は必要に応じて駐車場や看板整備等を実施(管理担当所属に依頼)。

●フラワーロードの花飾り管理

- ・豊田市訪問者を歓迎し、花のあるまちづくりを広めるため、既存フラワーロードを継続管理。総延長30.5Km、花壇27箇所、プランター1,714基。(数量は9/30現在)

●花ウェルカム事業の花飾り管理

- ・豊田市訪問者を歓迎するため鉄道駅等シティーゲート部と公共施設に設置した花飾りを継続管理。公共施設の花飾り18箇所、鉄道駅等のフラワーポットスタンド54箇所

■市民と行政の役割分担

■花飾りの空間ごとの市民・企業と行政の役割を次のように分担する。

	公園・緑地	道路	シティゲート	住宅	事業所
空間					
市民・企業	市民参加型花壇の整備・管理・運営	フラワーロード事業等による花飾り	花飾りに対する管理等の支援	オープンガーデン等の展開	商店街・事業所周りの花飾り
行政	花の名所の整備・管理	ボランティア・ボランティア等による支援	花ウェルカム事業等による花飾り	花飾りに関する技術的支援	

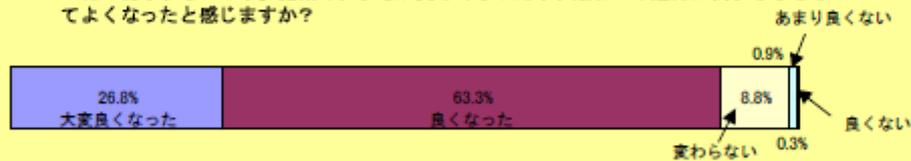
※ シティゲート：インターチェンジ、主要駅、主要道路等での市導入部 ※ 実線は主体、破線は支援

■「花のあるまちづくり」施策に関する市民意識調査結果(抜粋)

※平成17年9月10日～11日 産業フェスタ会場（豊田スタジアム）にて実施 有効回答1,496人

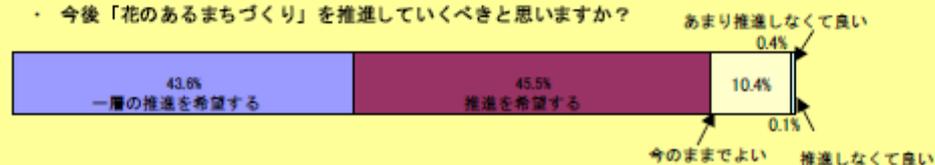
<質問>

- 「花のあるまちづくり」施策で、まちが美しくなったり、賑わいや魅力が高まるなどしてよくなったと感じますか？



<質問>

- 今後「花のあるまちづくり」を推進していくべきと思いますか？



【参考】「花やか豊田プラン」とは

豊田市は愛・地球博開催に合わせて来訪者を花で歓迎しようと花のあるまちづくり施策を進め、数多くのボランティアや市民の皆様への参加があった。この盛り上がりを活かし、誰からも好まれる花という素材を利用して、まちの美化と市民が主体となって自らのまちを美しく魅力的なものとするために平成18年3月にまとめられたプラン。

(2) 財団法人豊田市公園緑地協会

ア 設立目的

都市緑化等の啓発事業を推進し、公園、緑地等の健全な利用と愛護精神をかん養し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とするために、平成2年4月9日に市が資本金を全額出資して設立された財団法人である。組織の概要については450頁を参照。

イ 平成20年度の事業内容

ア) 公益事業

’08とよた緑花まつり、各種講座の開催、緑化推進事業（花いっぱい運動、樹木植栽）、花のあるまちづくり事業（草花種子配布、花のあるまちづくりコンテスト）及び緑の募金事業がある。また、指定管理者として市と協定した西山公園維持管理業務、鞍ヶ池公園維持管理業務、記念樹配布事業、花のボランティア育成事業、市民参加の花づくり活動業務、花いっぱい運動推進事業及び花のある道づくり推進事業がある。



西山公園（花時計）

（写真は市からの提供）



鞍ヶ池公園（全景）

（写真は市からの提供）

イ) 収益事業

矢作緑地ゴルフ練習場の管理運営事業がある。



矢作緑地ゴルフ練習場（写真は財団のホームページより引用）

2 補助金等の実績

公園課が所管している平成20年度の補助金等は、330頁のとおりである。

補助金、負担金の内、財団法人豊田市公園緑地協会（以下「公園緑地協会」という）に関するものを先に論じ、その他の補助金、負担金について問題があるものを選択し論じる。

3 花のあるまちづくり事業補助金

(1) 目的

市民の花づくり活動を支援することにより、花のあるまちづくりを推進し、潤いと安らぎある美しいまちづくりを図ることを目的とするものであり、市が補助金を公園緑地協会に交付し、この資金で公園緑地協会が団体に補助する制度（このように団体に補助し、団体から交付先に補助する制度を「間接的補助」と名付ける）である。

平成18年以前は市公園課が中心市街地の一定区域を対象に補助をし、その他の区域を公園緑地協会が自主事業で補助を行っていた制度であった。

平成18年3月に策定された「花やか豊田プラン」により、市として花のある街づくりを目指して行くことになったため、平成19年以降、市全域を対象とし、市の間接的補助事業とした。

(2) 根拠

花のあるまちづくり事業補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	7,669,000	9,490,000	5,950,000

(4) 補助金交付の実体

ア 公園緑地協会は、各団体に対し、補助対象経費の90%を限度とする額（限度額もあり）を交付しているが、市は、公園緑地協会が各団体に交付する補助金全額を、公園緑地協会に交付している。

なお、平成21年度から予算削減を理由に各団体への補助は80%

の補助率に変更された。

イ 補助金事務の流れ

- ① 公園緑地協会から市へ補助金交付申請
- ② 市から公園緑地協会へ補助金等交付決定通知
- ③ 市から公園緑地協会へ概算払い（80%）
- ④ 公園緑地協会から市へ計画変更承認申請
- ⑤ 市から公園緑地協会へ補助金等変更決定通知
- ⑥ 公園緑地協会から市へ補助事業等実績報告
- ⑦ 市から公園緑地協会へ残額払い

(5) 平成20年度の公園緑地協会実施内容

ア 公園緑地協会は、交付団体及び交付対象事業を次の要件で判断する。

花のあるまちづくり事業補助金交付要綱

(交付対象者)

第3条 協会が行う補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 10名以上の豊田市に住民登録を有する市民によって結成された団体。
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした団体でないこと。

(交付対象事業)

第4条 協会が行う補助金の交付対象事業は、市内に設置され、公道等公の場所から鑑賞できる花壇及びプランター等による花飾り等で次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 花のあるまちづくり活動としてふさわしいもの。
- (2) 特定の個人・企業などの施設を飾るものでないもの。
- (3) 市又は他の団体から事業補助金又は負担金等が交付されていないもの。
- (4) 花壇については、2㎡以上のもの。
- (5) プランター等については、10個以上のもの。
- (6) 年2回以上の播種、植付けを行うこと。

要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定し、市に補助金を交付する場合の公益の必要性の判断をさせようとしている法の趣旨に反するのではないか

- イ) 補助金を交付する団体として適切な団体かどうかの判断過程まで間接的なものになるのではないか
 - ウ) 団体の補助金利用についての管理も間接的なものになり、他用途利用などの濫用防止を十分に図れないのではないか
 - エ) 直接の交付団体と最終の交付団体との間で癒着があっても市としては判別できないのではないか
 - オ) 仮に最終の交付団体の濫用が発覚した場合、市としては、直接の交付団体か、最終の交付団体かどちらに精算を求めて良いのかの仕組みが判然としない
 - カ) 本来、市の業務である補助金の交付業務について、直接の交付団体に委託する場合、直接の交付団体が利益を得る立場になり得るかについて困難な問題がある
- などである。

従って、間接的補助金の仕組みを採用することは法の趣旨に反するものとして原則として許されないものと考えられる。

本件補助事業については、上記経緯(1)のところでも述べたが、従前は公園緑地協会が自主事業で補助を行っていた制度であったため、公園緑地協会の先行事業である。平成18年3月に策定された「花やか豊田プラン」により、市の事業として本件補助事業を実践することになったが、市が補助事務を行うと繁雑であること、申請を受ける者が従前公園緑地協会に申請していたのが、市に申請することになると混乱の可能性があること、市で業務を行うと土曜日の申請ができなくなることから、公園緑地協会の判断で補助事業を行えるように、間接的補助事業としているのである。

このような必要性から間接的補助事業とすることが許されるかが問題となる。

【結果】

本件花のあるまちづくり補助金に関しても間接的補助金の仕組みを採用することは適当ではない。

本件補助事業は公園緑地協会の先行事業ではあるが、それは公園緑地協会の自主財源を利用して行われてきたものにすぎない。

市の補助事業として改めて行うのであれば、市の財産、市民の税金を利用する事になるので、法の趣旨に反しないよう適切に行う必要が

ある。

従って、本件補助事業についても間接ではなく、市が直接補助事業を行うように改善すべきである。

【意見】

現在、公園緑地協会には緑地推進事業助成金事業があり、本件補助事業とは、①自治区に対して助成ができること、②樹木植栽に関しても助成ができることなどの違いはあるが、本件補助事業に類似した事業がある。

市としては申請の煩雑を避け、公園緑地協会に同様の助成制度があることから負担増にならないといえることから、業務の効率性を考え、市から公園緑地協会に対し申請業務のみを依頼することまで否定するものではない。

但し、補助金の交付の要件を満たすかの実質的判断は市が直接行い、補助金の交付、補助金利用の管理も市が直接行うべきなのである。

このような制度を採用すれば、市民としても、申請は公園緑地協会に一本化され混乱も生じないのであり、市民にとっても効率性が高いものと思われる。

イ 公園緑地協会の利益について

本件補助事業については、市が公園緑地協会に交付した補助額は、公園緑地協会が団体に対して補助を行った額の総計である。平成20年度を例にすれば、上記(3)市から公園緑地協会への補助金の交付額である949万円は(6)のウで定めた公園緑地協会から団体への交付実績額の総計と同額なのである。

実務の流れとしては、上記(4)のイで記載したように、公園緑地協会は市へ交付要求し、市は決定した額の8割を公園緑地協会へ概算支払いをし、公園緑地協会が交付団体への申請受付、支払業務を完了後、公園緑地協会から市へ計画変更承認申請を提出し、市が補助金等変更決定通知を行い、公園緑地協会から市へ提出される補助事業等実績報告が確認されて、公園緑地協会へ残額の補助金が支払われる手続となっている。

公園緑地協会は団体への申請受付、交付業務を担当するが、市からの具体的な対価の取決めはなく（花のあるまちづくり事業補助金交付要綱）、公園緑地協会には具体的な利益はないものである。

【意見】

公園緑地協会には手数料が支払われていないのが現状である。市は運営費補助金を支払っているのであり、別途手数料を払う必要がないと判断しているものと思われる。しかし、市が公園緑地協会に対し運営費補助金を支出しているのので、手数料等の支出は不要との雑ぱくな処理をしていることには疑問がある。

4 とよた緑花まつり負担金

(1) 経緯

平成17年以前は、西山公園内にて公園緑地協会の自主事業（緑の羽根交付金）としてとよた緑花まつりが実施されてきたが、市の政策として、平成17年度開催の全日本花いっぱい豊田大会に向け、前年に西山公園から豊田スタジアムに会場を移動し、規模の拡大をしつつ開催することになり、スタジアムの会場使用料、警備費、駐車場使用料等の発生と会場設営費が増大したため、増額分を市が負担金として補填することとなった。

(2) 目的

- ア 花に彩られた美しい景観を形成し、市民に潤いのあるまちづくりを推進する。
- イ 花を通じて、地域住民の交流を図り、市民による心優しいまちづくりを推進する。
- ウ 地球規模で温暖化が叫ばれている中、環境保全と緑化の取り組みの大切さを訴えていく。



(3) 根拠

- ア 市と公園緑地協会の間で締結されている「とよた緑花まつり事業に関する協定書」
- イ 市が定める「とよた緑花まつり実施要綱」

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	3,638,000	609,000	5,202,000	5,595,000	7,026,000	4,758,000

(5) 運用

ア 公園緑地協会は事務局として、任意団体である実行委員会を運営し緑花まつり事業を実施する。

実行委員会は15名から20名以内の実行委員からなり、実行委員の任期は1年で、市、公園緑地協会の他、豊田市造園業組合、豊田緑地建設組合、豊田花卉園芸組合、豊田森林組合、あいち豊田農業協同組合、市民代表、(株)豊田スタジアム、中日新聞社及びエフエムとよた(株)から選任される。

イ ‘08とよた緑花まつり決算書

ア) 負担金の実績報告上の収入の部

単位：円

	額	備考
出店者負担金	354,000	2000円×59ブース×3日間
市負担金	7,026,000	
公園緑地協会負担	0	
計	7,380,000	

イ) 負担金の実績報告上の支出の部

単位：円

	額	備考
委託料	6,038,308	会場設営・警備
使用料	1,341,692	スタジアム使用料等
計	7,380,000	

ウ) 協会負担額

上記ア)とイ)で示した収入と支出は負担金の実績報告として作成されたものであり、とよた緑花まつり全体の収支については、公園緑地協会の負担額もある。平成20年度の公園緑地協会の負担額は、949万5797円であった。従って、まつり全体での収入の計は、738万円を加えた1687万5797円であった。また、まつり全体の支出計である1687万5797円の内、委託料は853万6500円であった。

(6) 問題点

ア 実行委員会方式の問題点

実行委員会方式については「第2章 第4 2 協議会方式」でも論じた(82頁)。

但し、本件負担金の場合、負担金の受領を実行委員会がするのではなく、緑地協会が受領する方式を採用しているため、実行委員会が権利能力なき社団かどうかの問題になる場面ではなく、総論で論じた議論がそのまま当てはまるものではないが、実行委員会は緑花まつりの中において中心的な行事等を企画運営する立場にある(とよた緑花まつり実施要綱第8条)。しかし、緑花まつりの方針を決める実行委員会の委員には、(株)豊田スタジアム、市、公園緑地協会が含まれていることは問題がないか。

【結果】

とよた緑花まつり実施要綱の第5条によると、「開催場所は、豊田スタジアムとする」と定められている。にもかかわらず、(株)豊田スタジアムが実行委員会の委員に入っているのは、会場の使用範囲、会場費用決定の際のお手盛りを生じかねないものであり適切ではない。

また、負担金の額を定める立場にある市及び公園緑地協会が実行委員会の委員に入っており、市と公園緑地協会の適切な負担額が決めうるか疑問がある。現に、平成20年度においては、支出として委託料が853万6500円かかっており、そのうち603万8308円に関して出演者負担金及び市負担金でまかなっていることになり、249万8192円の委託料については、公園緑地協会が負担していることになり、約3割は公園緑地協会の負担となっている。このような負担割合が適切かどうかの判断は実行委員会に市と公園緑地協会が参加している以上、適切な判断が損なわれる可能性がある。

協定書には市が負担すべき負担額について明確な定めがなく、いかなる費用について市が負担すべきか明確な規定を定めておくべきである。

【意見】

とよた緑花まつり事業に関する協定書には、市が負担する費用が明確に記載がない。市の負担すべき額につき、例えば「スタジアム使用料の全額及び会場設営・警備費の7割」等と明確な基準を定めておくことが検討されてよい。

5 豊田市協会公社等運営費補助金

(1) 目的

補助金の交付対象者である公園緑地協会が公益を目的とする事業を推進するために必要な経費を補助し、その運営体制の充実及び住民福祉の向上を目的とする。

(2) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

(3) 平成20年度具体的内容

ア 平成20年度の補助対象職員

公園緑地協会は、市の派遣職員が6人、正規職員が8人、特別任用職員が9人、臨時職員が7人（内、緑の相談員5人）であり、全員補助対象職員である。

イ 補助金の内訳

単位：円

	人数	給与	法定福利費	退職給与引当金	合計
派遣職員	6	55,514,948	6,976,428	0	62,491,376
正規職員, 特別任用職員	17	56,503,865	8,183,200	2,720,676	67,407,741
臨時職員	7	4,438,270	38,739	0	4,477,009
合計	30	116,457,083	15,198,367	2,720,676	134,376,126

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	152,966,556	155,831,789	137,009,160	142,747,743	134,376,126	139,735,820

(5) 平成 20 年度公園緑地協会事業活動収入

単位：円

	決算額（円）	構成比 （％）
基本財産運用収入	700,000	0.1
みどりの推進基金運用収入	7,291,619	1.3
特定資産利息収入	40,000	0.0
県交付金収入	20,292,277	3.5
市補助金収入	145,399,869	25.2
市負担金収入	7,026,000	1.2
緑化推進事業費寄付金収入	838,615	0.1
自主事業収入	121,400	0.0
指定管理費収入	372,155,000	64.4
緑の募金収入	23,873,268	4.1
雑収入	5,330	0.0
事業活動収入計	577,743,378	100

※ 市の補助金収入の内 134,376,126 円が運営費補助金

※ 市の補助金は前記 3 に記載した花のあるまちづくり事業補助金他、
地域広場施設整備事業補助金 388,000 円からなる

※ 構成比の小数点 2 桁から切り捨て

(6) 問題点

ア 平成 18 年度豊田市協会公社等運営評価での指摘事項について

この補助金は、平成 18 年度豊田市協会公社等運営評価にて次のような指摘がなされている。

ア) 組織的意義

公園施設の管理の他、緑の募金活動等による自主財源を活用した都市の緑化推進事業を展開している。特に地域と一体となった緑化推進事業については成果を挙げており、一定の組織価値が認められる。

イ) 職員関係

特別任用職員（嘱託）及び臨時職員の活用により人件費の抑制を図っているが、引き続き効率的組織体制の維持に努められたい。

ウ) 財務関係

収入の80%を市委託料等に依存した団体である。近年は花のあるまちづくり推進事業など委託料の増加傾向が見られる。再委託にあたっては、コスト削減のための取り組みに引き続き努められたい。

エ) 事業関係

施設管理については、ソフト事業との一体的管理に効率性が認められるが、基本的には市場性が高く競争力努力に努められたい。ソフト事業については、団体の強みである地域とのネットワーク機能の強化及び専門性の向上に努められたい。

オ) 総合評価

概ね良好だが課題事項がある。

- ・施設管理部門は市場性が高いため、徹底した管理コストの削減に努められたい。施設管理にかかる再委託については、最も合理的な方法について、市関係機関と十分協議されたい。
- ・財政的に市依存率が高い点に留意し、人件費をはじめとする固定経費の削減に引き続き努められたい。
- ・都市の緑化推進に係る自主事業機能を強化し、また地域団体及びボランティアとのネットワーク・支援機能の充実を図り、引き続き団体価値の向上に努められたい。
- ・矢作緑地ゴルフ場は、団体としては借入金返済までの安定的な経営に努めるとともに、民間との整合性を踏まえ、今後の活用方針については市関係機関と検討を進められたい。

イ 公園緑地協会の経営改善方針計画

これに対して、平成19年6月29日に提出された経営改善方針計画書における「総人件費の抑制に関する今後の方針」の内容は次のとおりである。

- ・嘱託職員及び臨時職員の採用により、人件費の抑制に努めている。今後、協会職員の資質向上と意識改革に努め、職員の人材育成による業務の効率的執行体制の確保を図る。
- ・段階的に市からの派遣職員の引上げが図られる中、協会の組織体制と運営の適正化を図るため、計画の樹立及び運営等専門知識を習得した者を協会職員として採用し、管理体制の強化に努める。
- ・各種イベントの見直し・市民参加による体制づくりの強化に努め、効率的事業の執行により人件費の削減を図る。

ウ 公園緑地協会運営費補助金の意味について

緑の募金活動等による自主財源を活用した都市の緑化推進事業を展開している。特に地域と一体となった緑化推進事業については成果を挙げていることは否定されるものではない。そして、公園緑地協会の収入の構成比を見ると市から交付が大半を占めている。上記(5)でわかるように、公園緑地協会の収入のうち、市の補助金収入が25.2%、市の負担金収入が1.2%、指定管理収入が64.4%なのであり、総計およそ90%が市から交付される財源になっている。市からの補助金収入のうち、全体の構成比からすると、運営費補助金は23.2%を占め、公園緑地協会の職員に関する人件費全てがまかなわれているのである。そのうち、派遣職員、正規職員、特別任用職員の人件費で運営費補助金のおよそ95%以上を占めるのであり、これらの人件費の削減を検討しなければ本来の人件費抑制にはならない。

この点、矢作のゴルフ場のように収益性のある自主事業、上記でも述べた花のあるまちづくり事業に関しても市が負担することが妥当かは疑問があるなど、公園緑地協会で行われている事業と運営費補助金の関係を十分に検討する必要がある。

【結果】

市の役割と、公園緑地協会の役割を十分に検討し、人件費の抑制をはかるべきである。

公園緑地協会には緑の募金活動による自主財源を元にした事業という本来の事業がある。募金事業は高度に公共性、公平性、透明性が要求される事業である。平成20年度は2387万3268円もの募金収入があったが、収入の構成比からすると4.1%になっており、収入面からすると公園緑地協会の事業の中では、非常に少ないものとなっている。

その他の事業として、矢作ゴルフ場等のように、自主事業に関しては、本来市が費用を負担するべきものではない。

また、上記でも述べた花のあるまちづくり事業についても本来市が補助金の管理をすべきであり、公園緑地協会の業務とは言えないものである。

このように、公園緑地協会がすべき事業について十分に区分し当該事業に見合った人件費を検討すべきである。

【意見】

指定管理収入が64.4%も占めているが、施設管理部門は市場性

が高いとの評価があり、今後公募になることで、必ずしも公園緑地協会の事業ではなくなる可能性がある。そのようなことも念頭において人件費についての効率的な抑制を検討すべきである。

エ 要綱についての確認

公園緑地協会では、平成16年度から平成18年度には、使用人兼務ではない常任の副理事長の人件費が補助金として交付されていた。副理事長の人件費を補助金として支給する根拠を担当課に対しヒアリングしたところ、「豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第5条第2号において、『補助事業者の法人運営に係る総務的経費（前号に規定するものを除きます。）のうち、総務部長が補助対象経費として認めたもの』という規定に基づき、補助対象としたものです。副理事長については、「花のあるまちづくり」を施策として展開し、2005年愛地球博及び全日本花いっぱい豊田大会に向け、着実に花施策の展開を図るために必要な役職として配置されたものです。補助対象とすることについては、市の重要施策の展開のため必要な経費として同要綱第5条第2号を適用し、支出を行なったものです。』との回答であった。

しかし、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第5条2号は公園緑地協会には適用がない（同要綱別表参照）のであり、要綱の適用を誤った運用がなされていた。予算要求上も当該規定が根拠となっていた。

【結果】

監査人が豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第5条2号を適用する誤った運用について指摘したところ、『副理事長は2005年愛地球博、全日本花いっぱいとよた大会等「花のあるまちづくり」施策の展開のために必要なポストとして配置されたものである。市から「花のボランティア育成事業」「全日本花いっぱい事業」「四季の古里管理事業」をはじめとした委託事業の確実な展開及び調整を行い、市の重要な施策展開に寄与したものである。本来であれば、委託事業で必要な経費については委託料の積算において所要の経費を計上し支出するものであるが、豊田市においては、平成9年度の消費税率引き上げ（3%→5%）にあたり、（税務署との協議を経て）委託料計上から補助金計上に変更している。その趣旨は、委託料計上の場合、人件費にかかる消費税相当額が必要であるのに対して、補助金計上の場合消費税相当額の計上が必要となるためおこなったものである。この際、

通年を通した（1年未満のものは除く）人件費については補助金計上として整理していた。このため、今回の副理事長の人件費についても、委託料に関連するものとして、補助へ切替え時の趣旨に基づき補助対象としたものである。補助要綱には常勤職員、特別任用職員、臨時職員という規定となっているが、市派遣職員が協会公社等へ役員として派遣される場合であって補助対象としていることなどから副理事長の人件費についても補助対象とする判断をしたものである。』との回答であった。

すなわち、同要綱5条2号の適用ではなく、5条1号を合理的に解釈し、文言上含まれない副理事長の人件費についても消費税対策の必要性から運用により補助金を交付したという趣旨であろう。

しかし、このような安易な合理的解釈を許すのであれば、補助金交付の範囲が広がりすぎることになり、要綱上別表まで設けて協会公社により1号と1号及び2号の適用があるかを峻別した趣旨を没却しかねない。

従って、合理的な解釈として1号を適用するようなことは許されない。

このような要綱適用上誤りについては、副理事長の人件費についてのどの要綱が適用されるか、しっかり精査をしていない市のチェック体制にも問題がある。

6 木瀬ダム管理業務負担金

(1) 目的

県からの木瀬ダムに関する管理委託業務のうち、豊田市上下水道局（以下「水道局」という）実施業務費に対し負担金を交付する。

(2) 根拠

木瀬ダム管理業務に関する協定

(3) 具体的内容

市と愛知県が締結した木瀬ダム管理業務委託契約書第2条に掲げる内容のうち、①木瀬ダム巡回業務、②清掃除草業務のうち管理棟各室ならびにガラス窓の清掃についての業務を水道局に委嘱し、その活動費として市は水道局に対し毎年定額の負担金を交付する。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	2,059,000	2,059,000	2,059,000	2,059,000	2,059,000

(5) 問題点

この点、監査人が通年同額である理由をヒアリングしたところ、当該事業については毎年同様の事業を委託しているのであり、負担金の通年交付額は同額であるとの回答であった。

【結果】

委託事業が同じであっても、効率的な運用により削減も可能であり、毎年精査することなく同額の負担金を交付することは妥当ではない。

補助金等一覧

補助金

1	補助金名	豊田市協会公社等運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9	公園緑地協会	公園緑地協会	1	134,376,126 円
2	補助金名	花のあるまちづくり事業補助金			
	根拠規定	花のあるまちづくり事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H15~H17 H19	公園緑地協会	公園緑地協会	1	9,490,000 円
3	補助金名	地域広場施設整備事業補助金			
	根拠規定	広場施設整備補助事業要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14	自治区	堤町自治区・宗定自治区	2	388,000 円

負担金

1	負担金名	木瀬ダム管理業務負担金		
	根拠規定	木瀬ダム管理業務に関する協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H11	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	2,059,000 円
2	負担金名	電気料分担金		
	根拠規定	鞍ヶ池公園と一般国道475号東海環状自動車道鞍ヶ池パーキングエリアとの兼用工作物管理細目協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	義務的負担	中日本高速道路（株）名古屋支社 多治見保全・サービスセンター	203,608 円
3	負担金名	とよたおいでんまつりに伴う警備料負担金		
	根拠規定	鞍ヶ池公園と一般国道475号東海環状自動車道鞍ヶ池パーキングエリアとの兼用工作物管理細目協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H17	義務的負担	中日本高速道路（株）名古屋支社 多治見保全・サービスセンター	245,700 円
4	負担金名	ハイウェイオアシス保守費負担金		
	根拠規定	鞍ヶ池公園と一般国道475号東海環状自動車道鞍ヶ池パーキングエリアとの兼用工作物管理細目協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16	義務的負担	中日本高速道路（株）名古屋支社 総務企画部長 梶山 雅彦	448,739 円
5	負担金名	‘08とよた緑花まつり負担金		
	根拠規定	‘08とよた緑花まつり事業に関する協定書・ ‘08とよた緑花まつり実施要綱		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16	任意的負担	財団法人 豊田市公園緑地協会	7,026,000 円

6	負担金名	平成20年度 財団法人都市緑化技術開発機構賛助会費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	H12年以前	任意的負担	財団法人 都市緑化技術開発機構	50,000 円
7	負担金名	平成20年度 社団法人日本公園緑地協会会費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	H12年以前	任意的負担	社団法人 日本公園緑地協会	130,000 円
8	負担金名	平成20年度 全国都市公園整備促進協議会会費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	H12年以前	任意的負担	全国都市公園整備促進協議会	47,000 円
9	負担金名	財団法人 日本さくらの会 平成20年度賛助会費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	H16	任意的負担	財団法人 日本さくらの会	10,000 円
10	負担金名	平成20年度 全日本花いっぱい連盟会費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	H14	任意的負担	全日本花いっぱい連盟	8,000 円
11	負担金名	平成20年度 愛知県緑化推進委員会会費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	H12年以前	任意的負担	社団法人 愛知県緑化推進委員会	40,000 円
12	負担金名	公園管理運営講習会参加負担金		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意/義務の別	交付先	金額
	単発	任意的負担	財団法人 公園緑地管理財団	22,450 円

13	負担金名	都市公園等における遊具の日常点検講習会参加費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	任意的負担	社団法人 公園施設業協会	7,000 円
14	負担金名	公園設計実務講習会参加負担金		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	任意的負担	財団法人 公園緑地管理財団	25,450 円
15	負担金名	公園緑地講習会参加負担金		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	任意的負担	社団法人 日本公園緑地協会	30,000 円
16	負担金名	遊具安全指針に関する地区講習会参加費		
	根拠規定	なし		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	任意的負担	社団法人 日本公園緑地協会	5,000 円
17	負担金名	新規給水負担金（挙母線跡地緑道）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	109,200 円
18	負担金名	配水管布設工事費負担金（挙母線跡地緑道）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	1,483,200 円
19	負担金名	公道工事費負担金（挙母線跡地緑道）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	258,836 円

20	負担金名	新規給水負担金（鞍ヶ池緑地）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	109,200 円
21	負担金名	公道工事費負担金（鞍ヶ池緑地）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	166,749 円
22	負担金名	新規給水負担金（若園緑地）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	317,100 円
23	負担金名	公道工事費負担金（若園緑地）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	299,093 円
24	負担金名	新規給水負担金（岩畑公園トイレ改築）		
	根拠規定	豊田市水道事業給水条例		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	単発	義務的負担金	豊田市事業管理者 横地 清明	86,100 円

第10 都市整備部 都市整備課

1 業務内容

区画整理事業の調査・指導援助などに関すること、都心地区における道路及び都市施設の整備に関することを主な業務としている。

具体的には、

- ① 市施行区画整理事業
現時点では、「土橋区画整理事業」「寺部区画整理事業」
- ② まちづくり協議会指導，援助
- ③ まちづくり交付金総括
- ④ 区画整理新規地区の計画調整
- ⑤ 組合区画整理事業の認可・監督・審査
- ⑥ 都心整備，中心市街地活性化関連事業
- ⑦ 都市整備基金，出資法人（財団法人豊田市都市整備公社）関連業務となる。

そして、都市整備課の組織は、まちづくり整備担当（上記②③）と計画監督審査担当（上記④ないし⑦）に分かれているが、そのほかに、実施中の市施行区画整理事業（上記①）に関して、土橋区画整理事務所，寺部区画整理事務所がある。

2 補助金等の実績

都市整備課が所管している平成20年度の補助金等は、351頁のとおりである。

3 都市整備公社運営費補助金

(1) 目的

協会公社等が事業を進めていくために必要な経費を補助し、協会公社等の運営の充実と、住民福祉の向上を図ることを目的とするものであるが、本補助金は、都市整備公社の人件費の補助である。

(2) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	254,434,418	262,118,775	220,153,008	212,942,290	177,250,869	180,590,000

なお、交付先は、財団法人豊田市都市整備公社である。

(4) 豊田都市整備公社について

ア 目的

豊田市都市整備公社（以下「都市整備公社」という）の目的は、豊田市の中心市街地を始めとする既成の市街地の整備・開発の促進に関する事業を総合的に実施し、豊田市の市街地の都市機能の増進及び居住環境の改善を図り、もって都市の魅力の創出による豊田市の住民の福祉及び便益の増進に寄与することにある。組織の概要については、452頁参照のこと。

イ 事業内容

[一般会計]

土地区画整理組合への指導支援事業
市街地再開発組合への指導支援事業
街並み、街づくり研究事業
情報誌発行・ホームページ事業

[特別会計]

駐車場管理運営事業、不動産貸付事業

ウ 職員

本補助金は、都市整備公社の person 費に相当する額を補助するものであるが、都市整備公社の職員は、臨時職員を除けば、市職員（平成20年度、21年度には、OB職員が1名いる）だけである。

つまり、本補助金は、ほとんどが、市からの派遣職員に対する person 費分になる。

単位：人

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市職員	29	24	23	19	17
特別任用職員	0	0	0	1	1
臨時職員	1	1	1	1	1
合計	30	25	24	21	19

※ 人数は、いずれも4月1日現在のもの

※ 平成20年度、21年度の特別任用職員は、いずれも市OB職員

(5) 問題点

ア 市派遣職員と補助金

市派遣職員の給与等相当分を、市が公社に補助金として支給し、公社

が市派遣職員に対し、給与等を支払っている点に問題があることは、前記のとおりである。

イ 人件費の計上方法について

ア) 都市整備公社については、前記のとおり、一般会計と特別会計に分かれるが、平成19年度の定期監査において「特別会計の人件費には、臨時職員分のみが計上されている。正規職員が駐車場管理運営事業等の特別会計の事業にも関与しているため、合理的基準により、職員人件費の一部を特別会計に振替えることが必要である。」との指摘がなされている。

イ) ところが、平成20年度の決算書によると、特別会計のうちの大半を占める駐車場管理運営事業（事業収入合計2億622万0300円）にかかる人件費としては、臨時雇賃金支出費97万9080円が計上されているだけである。

しかし、駐車場管理には、公社職員も一部従事しているのであって、それにもかかわらず、その人件費が特別会計に計上されていないのは、上記平成19年度の定期監査の指摘に対する改善措置が何ら取られていないといわざるをえない。

そして、平成21年度においても、同様な形で予算が組んであり、今回の監査における照会に対する都市整備公社からの回答によれば、人事課との協議の結果、公社が直接負担する人件費を平成21年度の公社特別会計補正予算に計上するとともに、豊田市の都市整備公社運営費補助金の減額措置をとるとのことである。

ウ) この点、担当課においては、補助金として交付されている人件費相当分が相当であるか、職員として相当数か等を検討すべきであって、当然、一般会計と特別会計で適切に配分されているかも確認すべきである。

しかるに、定期監査で指摘されたにもかかわらず、従前のまま、予算計上をしているのは、都市整備公社自身の問題であるとともに、担当課の問題でもある。

【結果】

特別会計にかかる事業活動に、従事している人件費については、その従事している割合に応じて、特別会計に計上しなければならない。

なお、前記のとおり、本年度の公社特別会計の補正予算等において、改善措置をとっていくとのことであるが、今後も、引続き適正な予算執行に努めていく必要がある。

(6) 都市整備公社の存続問題

本補助金が、都市整備公社に対するものである以上、都市整備公社の存続問題についても、触れるべきである。

ただ、議論すべき問題が多いため、上記「(5) 問題点」とは別に論ずる。

ア 都市整備公社に対する評価

都市整備公社に対しては、平成19年3月に豊田市協会公社等運営評価専門部会が作成した「平成18年度豊田市協会公社等運営評価報告書」において、主要事業である区画整理事業及び再開発事業の指導支援業務がおおむね完了する平成20年度中に法人を廃止する前提で検討すべきであると記されている。

これに対し、公社からは、市に対し、平成19年6月29日付で「法人を廃止した場合の課題・懸案事項」に関しての「経営改善方針計画書」が提出され、その後検討した結果、平成20年3月19日に次のような方針が決定されている。

- 当分の間、組織を維持・存続し、事業を継続する。
- 公益財団法人への移行を目指す
- 運営評価を真摯に受け止め、組織の合理化、事務改善等を図る
- 他の公益法人との統合について、研究を行う

ただ、豊田市では、平成21年度に、職員の大半を派遣職員で組織している当該団体は、再度、法人運営のあり方を検討していくことが必要との考えを示しており、当然、都市整備公社もその対象となってくる。

イ 経営改善計画書

公社が市に提出した「経営改善計画書」には、公社を存続させる必要性についての記述がある。

ア) 土地区画整理事業に関して、公社が廃止されると、組合区画整理事業において、許認可権者（監督権者）と指導支援者のいずれもが市になってしまうことがあげられている。

そして、再開発事業についても、公社による「指導支援」を建前としているが、テナント・ディベロッパー交渉、地権者交渉等を含め、ほとんど公社職員が行っているが、公社が廃止されると、直接、市が行うことになり、職員を組合に派遣するなどが必要になることがあげられている。

イ) また、土地区画整理事業に関して、公社の指導支援による組合区画整理事業は高い効率性を有しており、市が直接行うこととなった場合、それが損なわれる可能性があるとの指摘もある。

しかし、上記で比較しているのは、「公社の指導支援による組合区画整理事業」と「市施行の区画整理事業」との比較であって、公社の職員のほとんどすべてが市派遣職員である以上、組合施行であれば、公社、豊田市のいずれが組合を指導支援しても、効率性に変わりはないはずである。

ウ) 結局のところ、「平成18年度 豊田市協会公社等運営評価報告書」でうたわれているとおり、「許認可権者である市と指導支援者である団体を明確にする事や関係権利者との交渉において第三者的立場で接することで事業の公平性や透明性を図るという目的で設立されている（のに）・・・派遣職員に依存して団体運営を行って（いる。）」「団体正規職員は存在せず、臨時職員1名を除く市派遣職員で構成されている。業務内容から正規職員の雇用は困難であり、市に依存しない団体運営は難しい。」のである。

そして、同報告書では「全収入額の1/2を市補助金に依存している。・・・団体の財政的自立度は低い。」とも指摘されているところである。

したがって、同報告書では、「主要事業である区画整理事業及び再開発事業の指導支援業務が概ね完了する平成20年度に廃止する前提で検討すべきである。」とされたのに対し、宮上地区等の新たな組合区画整理事業が具体化してきているとされているが、財政的にも、組織的にも独立性の乏しくなった、都市整備公社を存続させる意義には疑問が残るところである。

【意見】

豊田市では、平成21年度にも、職員の大半を派遣職員で組織している当該団体は、再度、法人運営のあり方を検討していくことが必要との考えを示しているのであり、財団法人豊田市都市整備公社については、「平成18年度 豊田市協会公社等運営評価報告書」に記されたように、改めて、廃止を検討すべきものとする。

4 土地区画整理事業に対する補助金等

土地区画整理事業に関しては、補助金、交付金、負担金が交付されており、その関係が分かりにくいいため、その関係を明らかにする。

(1) 組合施行の区画整理事業に対する補助金等

組合施行の区画整理事業に対する補助金等については、国庫補助対象事業である都市計画道路に関する事業に対し、「負担金」が認められていたところであるが、地方道路整備交付金事業（平成21年度からは地域活力

基盤創造交付金事業)に関しては、市町村が直接、国の補助事業者となつて、国の補助金と合わせて、組合に交付金を交付できることとなった。一方、国庫補助事業である都市計画道路以外の道路・公園等の整備については、豊田市として、組合に対して補助金を交付している。

よって、浄水土地区画整理事業に関して、以下、負担金、交付金、補助金の順で説明をする。

なお、同整理事業については、平成21年12月25日認可で、事業計画変更(第8回目の変更)がなされ、

① 事業期間 平成5年度～平成24年度⇒平成5年度～平成27年度

② 総事業費 350億円⇒302億円

の変更がなされているが、以下に示す事業計画の年度、額は、いずれも、平成21年12月25日付事業計画変更前のものである。



豊田浄水特定土地区画整理事業 (H14 撮影)



豊田浄水特定土地区画整理事業設計図

ア 組合等土地区画整理負担金（豊田浄水特定土地区画整理負担金）

ア) 根拠

組合等区画整理補助事業実施要綱

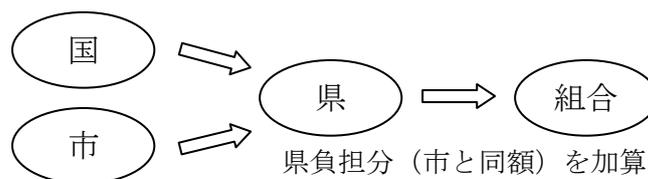
国庫補助金の負担金に関する協定（愛知県と豊田市）

イ) 内容

組合施行の土地区画整理事業における国庫補助は間接補助であり、都道府県が補助事業者となっている（組合は県を介して、補助金の交付を受ける）。

国庫補助事業費のうち、国庫を除いた地方費の負担分については、愛知県と豊田市で協定を締結し、組合等区画整理負担金を愛知県に支払い、愛知県を通じて、組合に支払われている。

1/2（又は5.5/10）



1/4（又は2.25/10）

ウ) 対象

国庫補助事業として都市計画道路の整備にかかる事業

エ) 負担等

定率補助（国庫補助事業費の地方費のうち愛知県との協定により、
地方費の1/2）

- ・土地区画整理事業国庫補助金（通常費）

国庫補助率 1/2（豊田負担分1/4）

- ・地方道路整備臨時交付金（平成21年度から地域活力基盤創造交付金）

国庫補助率 5.5/10（豊田負担分2.25/10）

住宅市街地総合整備事業（住宅街地基盤整備事業）

国庫補助率 1/2（豊田負担分1/4）

オ) 交付額

事業計画の額

平成5年度～平成23年度

総額 22億7620万円

（国庫補助事業金95億5400万円）

実績額（平成16年度以降のもの）・予算額

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	108,425	130,550	139,625	81,200	75,375	63,625

イ 土地区画整理交付金（豊田浄水特定土地区画整理交付金）

ア) 根拠

豊田浄水特定土地区画整理交付金交付要綱

イ) 内容

組合施行の土地区画事業における国庫補助金は、通常「組合等区画整理負担金」による市の負担の形をとるが、地方道路整備交付金事業（平成21年度からは地域活力基盤創造交付金事業）の運用として、市町村の直接要望手続が定められており、都道府県を介さずに国に対し、直接要望、直接内示を受け、市町村が補助事業者となることができるものである。なお、土地区画整理交付金は、浄水特定土地区画整理事業の推進を図るため、平成17年度からこの制度を活用して組合に交付している。



ウ) 対象

国庫補助事業として都市計画道路の整備にかかる事業のうち、浄水駅や病院などへのアクセス道路の整備を図るための関連道路等

エ) 負担等

定額補助

国庫補助金の補助限度額算定の範囲内

オ) 交付額

事業計画の額

平成17年度～平成21年度

総額16億0500万円（内国費 8億8275万円）

実績額・予算額

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	—	327,060	422,940	350,000	58,000	40,000

ウ 土地区画整理事業補助金（豊田浄水特定土地区画整理事業補助金）

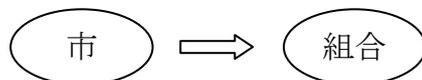
ア) 根拠

豊田市土地区画整理事業助成規則

イ) 内容

土地区画整理組合に対し、予算の定める範囲内において助成することにより、豊田市の健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の推進に寄与することを目的とする。

豊田市土地区画整理事業助成規則に基づき、豊田市が組合施行の土地区画整理事業に対し補助金を交付するもの。補助金は、補助限度の範囲内で組合の申請に基づき算定した金額を交付する



ウ) 対象

国庫補助対象事業である都市計画道路を除く道路や公園等

エ) 負担等

定額補助（規則に基づく補助限度額の範囲内）

オ) 交付額

事業計画の額

平成14年度～平成23年度

総額 75億3500万円

実績額（平成16年度以降のもの）・予算額

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100,000	10,000

エ 資金計画

以上のような、負担金、交付金及び補助金を前提に、豊田浄水特定土地区画整理事業における資金計画（収入）は、次のとおりである。

そして、下記区分のうち、

ア) 「補助金」の市負担分29億9845万円は、

① 上記「組合等土地区画整理負担金」（市負担金）22億7620万円

② 上記「豊田浄水特定土地区画整理交付金」の総額から国費分を除いた7億2225万円

を加算したもの

イ) 「助成金」は、上記土地区画整理事業補助金となる。

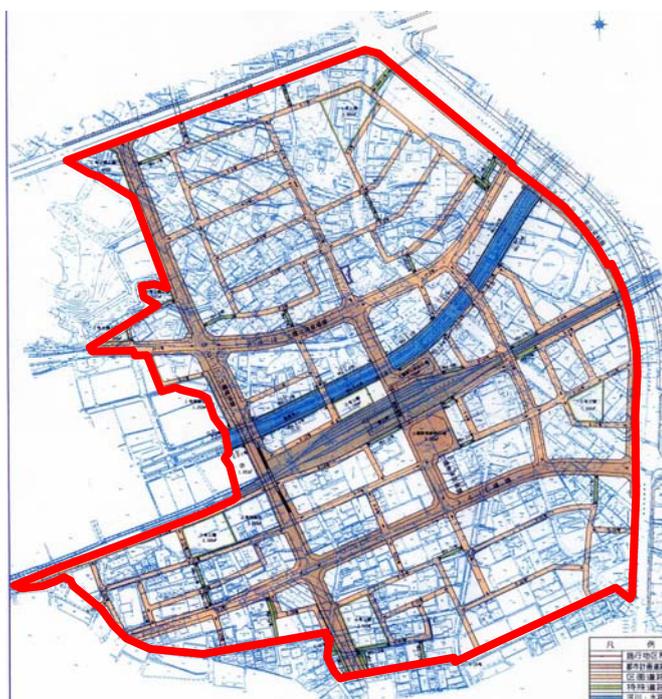
<収入>

区分	金額(千円)	摘要
補助金	11,159,000	都市計画道路、駅前広場(用地費、補償費、築造費) 国:5,884,350,000円 県:2,276,200,000円 市:2,998,450,000円
保留地処分金	15,062,000	162,090.34m ² ×92,923円/m ²
公共施設管理者負担金	535,000	国道155号(用地費、補償費、事務費)
市助成金	7,535,000	豊田市土地区画整理事業助成規則による下記の事項 都市計画道路以外の道路(用地費、補償費、築造費)公園・緑地(用地費)、調整池および水路(用地費、築造費)下水道布設費、その他の費用
寄付金その他	709,000	預金利子、愛知県厚生連負担金、その他
合計	35,000,000	

(2) 市施行の区画整理事業について
～土地区画整理事業負担金～



豊田土橋土地区画整理事業 (H14 撮影)



豊田土橋土地区画整理事業設計図

ア 現在交付中の負担金

現在、交付中の土地区画整理事業負担金（公共施設管理者負担金）
としては、

- ① 豊田土橋土地区画整理事業負担金
 - ② 豊田寺部土地区画整理事業負担金
- がある。

イ 根拠

公共団体等区画整理補助事業実施要綱

ウ 内容

公共団体土地区画整理事業における国庫補助金基本事業費および公共施設管理者負担金相当分を特別会計財源として支出するものである。



エ 負担等

定額補助（国庫補助事業費の地方費のうち愛知県との協定により、
地方費の1/2）

- ・土地区画整理事業国庫補助金（通常費）
国庫補助率 1/2
- ・地方道路整備臨時交付金（平成21年度から地域活力基盤創造交付金）
国庫補助率 5.5/10
- ・まちづくり交付金（都市再生）
国庫補助率 4/10
- ・県公共施設管理者負担金（県道）
市負担率 2.25/10

オ 実績・予算

ア) 豊田土橋土地区画整理事業

事業計画の額

平成9年度～平成28年度

総額 146億7400万円

実績額（平成16年度以降のもの）・予算額

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	30,000	320,000	286,000	777,000	1,063,880	1,700,000

イ) 豊田寺部土地区画整理事業

事業計画の額

平成20年度～平成28年度

総額 51億1600万円

実績額（平成16年度以降のもの）・予算額

単位：千円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	—	—	—	—	90,000	70,000

(3) 問題点

ア 土地区画整理事業については、組合施行、市施行ともに、国庫補助事業にかかわる部分が多い。たとえば、組合施行の豊田浄水特定土地区画整理事業における事業計画では、国の負担は、58億8435万円であるが、国庫補助事業にかかわる部分は、県負担、市負担を合わせると、前記資金計画の区分「補助金」にかかわる111億5900万円である。

ただ、実際には、保留地処分額が、計画金額を上回り、事業計画どおり、国庫補助金を受けられるにもかかわらず、保留地処分額で国庫補助金分を補い、早期に事業を終了する場合も多いようである。

イ これは、区画整理事業に対する国庫補助割合の問題にかかるところともいえるが、国庫補助割合を正当なものとすれば、保留地処分価格が予定以上であるということは、その分、従前地所有者の負担であるとも考えられるところである。

しかし、換地等によって、従前所有者も、従前地に見合うものを受けたとすれば、当初、計画の補助金等が過大であるともいえる。

区画整理事業も、一定年月を要する事業であって、保留地処分価格も予測しづらい部分もあるといえ、計画段階での補助金等を削減すると、将来的に事業が頓挫する危険があるのかもしれない。

ウ ただ、最終的には、財源を前提に、工事費（調査設計費、整地費、

公共施設整備費等)等の支出をも予定しているため、あまりに余裕のある財源が、工事費等の削減を妨げている余地もないわけではないといえる。

【意見】

市としては、多額の補助金（組合施行の場合には、補助金だけでなく、国庫補助事業との関係での負担金、交付金がある）を支出して進める事業である以上、国庫補助金等の財源を予定するのではなく、すべての工事の契約が、適正に行われるよう注意を払っていくことが必要である。現在でも、組合施工の土地区画整理事業は、工事請負委託業務規程等を定め、豊田市契約規則を準用し契約等を行っているが、今後も工事請負契約後の契約変更の要否も含め、適正で効率的な事業の執行に努めていく必要がある。

5 まちづくり協議会補助金

(1) 目的

まちづくり（区画整理事業，再開発事業，公園・道路整備事業，地区計画の策定等による住環境の改善を図ることをいう。）に関する事業に対し，助成することにより，快適な都市空間の形成を図り，もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（まちづくり協議会補助金交付要綱第2条）

(2) 根拠

まちづくり協議会補助金要綱

(3) 実績

ア 宮上地区まちづくり協議会

平成16年度から平成18年度まで合計90万円

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	300,000	300,000	300,000	—	—	—

イ 藤岡飯野まちづくり協議会

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	—	—	—	—	300,000	210,000

(4) 内容

ア 補助事業者（要綱第3条）

第3条 補助金の交付となる団体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 豊田市景観条例（平成20年条例3号）第18条第1項により認定された景観まちづくり協議会
- (2) 次に掲げるすべての要件を充たす団体のうち、市長がまちづくり協議会として認定した団体
 - ア 団体の活動が一定の地区におけるまちづくりを図ることを目的として組織された団体であること
 - イ 団体の活動が一定の地区におけるまちづくりに有効であると認められるものであること
 - ウ 団体の活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること
 - エ 規約等が定められていること

イ 補助金対象経費（要綱第7条）

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり構想の作成並びに具体的な事業手法の調査及び検討に要する委託料、会議費、使用料、賃借料等
- (2) 広報誌、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用
- (3) 講演会及び研修会の開催に伴う報償費、旅費、使用料、賃借料等
- (4) 先進地視察に伴う旅費等

ウ 補助金額等（要綱第8、9条）

（補助金額）

第8条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内において、補助対象経費の10分の9以内とし、30万円を限度とする。

（補助金交付の限度）

第9条 同一補助事業者に対する補助金の交付は、通算して3年度を越えて交付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第10条 略

第11条 略

(交付の方法)

第12条 補助金は、概算払により交付する。

(5) 問題点

ア 補助対象となる協議会

ア) 補助金の交付対象となる団体は、要綱第3条に定めるとおり、

- ① 豊田市景観条例により認定された景観まちづくり協議会
- ② 一定の要件を満たして、市長がまちづくり協議会と認定した団体

のいずれかである。

最近では、

- ① 宮上地区まちづくり協議会（平成16年9月に認定）
- ② 藤岡飯野地区まちづくり協議会（平成20年2月に認定）

が認定され、翌年度から交付金の交付がなされている。

そして、平成21年度には、豊田駅前地区を考える会に対しても、本補助金として、21万円の予算が認められている。

しかし、豊田駅前地区を考える会については、今年度の活動が不確定であったため、未だ、要綱第3条第2号による、「まちづくり協議会」としての認定はなされていないとのことであり、平成21年度中には、執行されない見通しとのことである。

イ) 未だ、十分な活動が期待できない以上、同補助金の交付をしないことは当然であるが、そもそも、予算編成段階での審議が十分なされていたかも疑問である。

この点、担当課では、事業年度の途中から、「まちづくり協議会」として認定を受け、事業活動をする場合もある以上、当初予定していたような活動に至らなかった結果、事業年度内での認定ができず、予算組みをしたものの、執行されなくても問題はないとのことである。

ウ) しかし、本件については、新規補助金であるため、「委託・給付事務効率化委員会」による審議にもかかっているものであるが、実際には、団体からの事業計画等の書面もないまま、予算措置が講ぜられているとのことである。

したがって、まちづくり協議会の認定、補助金の交付についても、当然、慎重な判断が要せられるところであるが、そもそも、予算が決まる前段階である予算要求の段階においても、担当課も慎重な判断を要するのであり、「委託・給付事務効率化委員会」においても、

資料に基づく慎重な審議が必要である。

【意見】

まちづくり補助金については、一団体年間30万円を限度とするものであるが、補助金交付をするか否かについては、予算要求段階から、団体から事業計画を出させるようにすべきであって、そのうえで、慎重な審議をすべきである。

補助金等一覧表

補助金

1	補助金名	まちづくり協議会補助金			
	根拠規定	まちづくり協議会補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H11	まちづくり協議会	藤岡飯野地区まちづくり協議会	1	300,000 円
2	補助金名	土地区画整理事業補助金			
	根拠規定	豊田市土地区画整理事業助成規則			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S56	土地区画整理組合	豊田浄水特定土地区画整理組合	1	100,000,000 円
3	補助金名	都市整備公社運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9	財団法人豊田市都市整備公社	財団法人豊田市都市整備公社	1	177,250,869 円

交付金

1	交付金名	豊田浄水特定土地区画整理交付金			
	根拠規定	豊田浄水特定土地区画整理交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H17	豊田浄水特定土地区画整理組合	豊田浄水特定土地区画整理組合	1	58,000,000 円

負担金

1	負担金名	組合等土地区画整理負担金			
	根拠規定	組合等区画整理補助事業実施要綱			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H15 以前	義務	豊田浄水特定土地区画整理組合	75,375,000 円	
2	負担金名	土地区画整理事業負担金			
	根拠規定	公共団体等区画整理補助事業実施要綱			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H15 以前	義務	豊田土橋土地区画整理事業	1,063,880,000 円	
3	負担金名	土地区画整理事業負担金			
	根拠規定	公共団体等区画整理補助事業実施要綱			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H15 以前	義務	豊田寺部土地区画整理事業	90,000,000 円	

第 1 1 子ども部 保育課

1 業務内容

保育課は、幼稚園や保育所等に関する業務と子育て支援に関する業務を担当しており、

① 幼稚園・保育所等に関する業務

公立幼稚園・保育所（こども園）の設置運営及び保育の実施、私立幼稚園・保育所の補助金業務、認証保育所交付金業務及び認可外保育施設指導監督業務等

② 子育て支援に関する業務

総合支援センター、子育てサークルに関する業務等に分かれている。

保育課は、平成13年度～平成16年度は、社会部こども課であったが、平成17年度からは組織変更され、子ども部保育課（他に次世代育成課・子ども家庭課）となった。

平成20年度からは、幼稚園・保育所の一体化を推進し、「こども園」として、一体的な幼児教育・保育支援を目指すことと、認証保育所制度を重点施策としている。

2 補助金等の実績

保育課が所管している平成20年度の補助金等は、361頁のとおりである。

3 豊田市内の保育所・幼稚園の現状

(1) 平成21年3月時点の、保育所・幼稚園の数及び通園している園児の数は、以下の表のとおりである。

保育所

	園の数	5歳児	4歳児	3歳児	乳児	合計
市内公立	53園	1705人	1632人	1112人	779人	5228人
市外公立	3園	0人	5人	2人	0人	7人
市内私立	12園	477人	504人	344人	436人	1761人
市外私立	1園	0人	0人	0人	1人	1人



幼稚園

	園の数	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	合計
市内公立	15園	609人	592人	115人	0人	1316人
市外公立	0園	0人	0人	0人	0人	0人
市内私立	21園	1329人	1357人	1291人	104人	4081人
市外私立	26園	95人	100人	103人	0人	298人

※ なお、「市外」とは、豊田市内に住所を有しながら豊田市外の保育所ないし幼稚園に通園している幼児である。

※ 平成20年度、公立・私立保育所及び公立幼稚園に関して、豊田市外に住所を有している幼児については入所の受け入れをしていない。私立幼稚園に関しては、豊田市外に住所を有しながら、「市内」の幼稚園に通園している幼児は相当数いるが、市はその人数の把握をしておらず、上記一覧表には含まれていない。

(2) ところで、市内公立保育所53園の定員数は合計6810名であり、市内私立保育所12園の定員数は合計2015名である。そうすると、市内公立保育所では、定員数合計6810名に対し、その殆どすべての保育所で定員割れとなっていて、在園児が合計5228名であるので、1582名の定員割れとなっている。また、市内私立保育所でも、定員数合計2015名に対し、在園児が合計1761名であるので、254名の定員割れとなっている。

(3) 市内公立幼稚園15園の定員数は合計2680名であるのに対し、在園児が合計1316名となっており、1364名の定員割れとなっている。尚、保育課自体は、市内私立幼稚園に通園する市外に住所を有する園児数の把握はしていない。

4 豊田市私立保育所運営費補助金

(1) 目的

豊田市内に設置された私立保育所の職員の処遇向上、施設の運営改善及び保育内容の充実を図るため、私立保育所に対して、補助金を交付している。

(2) 根拠

豊田市私立保育所補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	440,952,496	496,611,472	529,707,746	510,657,130	539,289,950	610,000,000
件数	10	10	11	12	12	12

(4) 運用の現状

児童福祉法上、私立保育所に対しては、市の支弁及び国の負担の規定があり、豊田市と国が保育所運営費を交付し、その人件費・管理費・事業費の一部を賄っている。

児童福祉法

<p>第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>④ 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用</p> <p>第53条 国庫は、第50条（第1号から第3号まで、第5号の2、第6号の2及び第9号を除く。）及び第51条（第3号及び第5号から第7号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1を負担する。</p> <p>【厚生省通知】</p> <p>国庫負担金は、その年度において市町村が第51条4項により支弁した支弁総額から当該年度における徴収金（保育料）基準額を控除した額を基本額として、53条の規定によりその2分の1に相当する額とする。</p> <p>第56条③ 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第3号若しくは第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から当該費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。</p>

本補助金の内容は、私立保育所の保育士等の人件費の補助である。

豊田市は、公立・私立保育所併せて、すべて市が入園の決定や手続を行っており、月額保育料も同額となっていて、公立・私立保育所に関しては、何ら区別なく同じ扱いをしている。その理由は、幼児保育が、社会福祉の一環であり、本来、市が行うべき重要な業務であるからという

ことである。

私立保育所に対しては、上記記載の通り、豊田市と国が保育所運営費を交付し、その人件費・管理費・事業費の一部を賄っているが、人件費に関しては、上記保育所運営費に加え、さらに本運営費補助金を交付して、公立こども園の保育士と同等の給与水準となるようにしている。

結局、私立保育所の人件費は、公立保育所と同等となる範囲内で100%公費で賄われていることになる。

なお、市負担分、国庫負担分の保育所運営費及び本運営費補助金の割合を、一つの保育所を例に図示すると以下の通りとなる。

平成20年度青松こども園の事例

保育所運営費 (市負担分)	保育所運営費 (国庫負担分)	運営費補助金	合計
106,580,400円	24,694,635円	70,828,592円	202,103,627円
52.7%	12.2%	35%	100%

平成20年度の私立12保育所に対する、市負担分、国庫負担分の保育所運営費の総額は、市負担分が8億6999万4250円で、国庫負担分が2億2891万6960円となっている。

(5) 公立保育所・幼稚園の職員の人件費

平成20年度の豊田市内の公立こども園（保育所53ヶ所・幼稚園15園）の人件費は、以下の通りである。

公立こども園人件費

○保育園費

	正規職員	臨時職員	合計
報酬 or 賃金	2,974,132,901	769,646,685	3,743,779,586
共済費	501,962,082	71,433,361	573,395,443
合計	3,476,094,983	841,080,046	4,317,175,029

○幼稚園費

	正規職員	臨時職員	合計
報酬 or 賃金	500,117,079	85,443,550	585,560,629
共済費	82,595,601	8,309,135	90,904,736
合計	582,712,680	93,752,685	676,465,365

○こども園計

	正規職員	臨時職員	合計
報酬 or 賃金	3,474,249,980	855,090,235	4,329,340,215
共済費	584,557,683	79,742,496	664,300,179
合計	4,058,807,663	934,832,731	4,993,640,394

※正規職員は報酬、臨時職員は賃金

なお、市は、平成15年から、民営化による休日・延長保育等の保育サービス向上や効率化等を図る目的で「豊田市保育園・幼稚園民間移管計画」により、公立園の民間移管を進めており、下記の表記載の通り、平成20年度までの間に、合計で10園が民間移管されている。

幼稚園

移管年度	園名	移管先
17	青木幼稚園	学校法人 希望学園
17	ひらしば幼稚園	学校法人 愛知児童文化学園
18	林丘幼稚園	学校法人 蟬川学園
19	美山幼稚園	学校法人 まふみ学園
20	豊田花園幼稚園	学校法人 名鉄学園
20	豊田東丘幼稚園	学校法人 暁学園

保育所

移管年度	園名	移管先
15	みずほこども園	社会福祉法人 清心会
17	わかばこども園	社会福祉法人 大成福祉会
18	いぼばらこども園	社会福祉法人 久昌会
19	丸山こども園	社会福祉法人 清心会

そもそも幼児保育は、社会福祉の一環であり、市としても重要な業務である。その点で、私立保育所の業務内容を公立保育所と同レベルさらにはそれ以上にするために、私立保育所の職員の給与水準を公立保育所と同水準にすることは評価できる。

市は、公立保育所の53保育所（園児数5328名）の人件費として、合計金43億1700万円の負担をしており（尚、公立こども園全体（53保育所、15幼稚園）の人件費としては、49億9300万円）、私

立保育所12保育所（園児数1761名）に対して約5億3900万円を補助することで、上記目的が達成できるのであれば、必要かつ効率性のある補助金といえる。

また、公立こども園を民間移管し、公立こども園での負担を、私立保育所への扶助費や補助金に切り替えることにより、結果的に市の財政負担を軽減することができる上、一定水準以上の保育サービスを維持することが可能であり、今後、公立こども園の民営化を促進することは重要な施策といえる。

(6) 問題点

在園児数と施設の数との適正性について

保育所については、公立・私立の区別なく、市が園児の募集から入園手続を行い、かつ、保育料等も同額として一律に取扱をしている上、保育士の人件費も同水準になるよう本補助金を交付している以上、保育所に関しては、すべて市が管理監督していることとなる。

そうであれば、公立保育所53園の定員合計6810名、私立保育所12園の定員合計2015名の定員合計8825名に対し、在園児が公立保育所5228名、私立保育所1761名の合計6989名で、全体として1836名もの定員割れとなっているにもかかわらず、保育所が合計65園存在することは、在園児の数と保育所の数について、適正性に疑いがある。

【意見】

一つの保育所を適切に維持管理するためには、当然、その施設そのものの物的資産、一定数以上の職員、保育士などの人的資産が必要となるのであり、定員割れの状態では、これらの資産が有効に活用されているとは言い難い。特に、公立・私立保育所のほとんど全てが定員割れしている現状では尚更である。

その点、前記のとおり、公立保育所を民営化することでサービス向上や運営の効率化を図ることは重要な施策であると言えるが、平成20年度でも定員割れの数が1836名というのはあまりにも数が多く、民営化だけでは資産の有効化は困難である。

従って、公立・私立を合わせた保育所について、乳幼児の地域的増減の動向を見極めながら、統廃合も含めて、物的人的資産の適正性を検討すべきである。但し、統廃合にあたっては、就労の条件等により保育サービスの内容や立地を考慮して保育所を選択するという、利用者側の事情を無視することはできないので、交通手段や地理的要素、保育サービ

スの地域バランスを慎重に考慮した上で判断する必要はあろう。

4 豊田市私立幼稚園運営費補助金

(1) 目的

私立幼稚園の健全な運営と併せて私学教育の振興を図るため、私立幼稚園に対して、補助金を交付している。

(2) 根拠

豊田市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	38,044,399	47,737,559	50,532,970	55,208,579	60,774,921	59,224,000
件数	13	17	18	19	21	21

(4) 補助対象

補助金の対象は、①幼稚園の運営経費（私立幼稚園の教職員の人件費、研修費、福利費）、②園医にかかる経費および③障がい児補助職員の人件費にかかる経費に要する経費であり、交付要綱中に下記記載の別表1～3記載の通り、交付金額が定められている。

別表1（第4条第1項第1号関係）

教職員人件費・研修費・福利費経費に対する補助

補助金算定園児数	補助金額
70人未満	1,200,000円
70人～104人	1,600,000円
105人～139人	2,000,000円
140人～174人	2,400,000円
175人～209人	2,800,000円
210人～244人	3,200,000円
245人～279人	3,400,000円
280人以上	3,500,000円

※ 補助金算定園児数は、当該年度5月1日現在在園し、豊田市内に住所を有する園児数であり、豊田市外からの通園園児を含まない。

別表 2 (第 4 条第 1 項第 2 号関係)

園医経費に対する補助

補助金額は、次により算出された金額とする。ただし、200,000 円を限度とする。

園医報酬に係る経費 (基本料+管理料) $\times 1/2$

別表 3 (第 4 条第 1 項第 3 号関係)

障がい児補助職員の人件費に対する補助

補助職員 1 人あたりの補助額を次により算出し、補助対象となる職員の合計を補助金額とする。ただし、1 人 1 月あたり 40,400 円を限度とする。

補助職員の給料 (月額) $\times 1/2 \times$ 配置月数

尚、私立保育所の場合は、社会福祉たる幼児保育が前提であるため、市側も全面的にサポートし、保育所職員の人件費等が 100% 扶助費や補助金で賄われているのに対し、私立幼稚園の場合は、民間の幼児教育が前提となるため、まずは幼稚園側で経営・運営をすることが前提となっている。そのため、私立幼稚園は、私立保育所よりも補助金額が制限されている。

さらに、幼稚園の運営経費に対する補助金算定については、補助金算定園児数を、豊田市内に住所を有する園児に限定しており、市の補助としては妥当な算定根拠である。

(5) 問題点

本補助金は、私立幼稚園に対する運営費補助金であり、前記記載のとおり、保育所と幼稚園の制度趣旨の違いから、豊田市の私立保育所に対する関与の度合いと私立幼稚園に対する関与の度合いに相違があるのは当然であろう。ただ、そうすると第一義的に幼稚園側で経営・運営をすることが前提となっている私立幼稚園に対して、一律に同一基準で補助金を交付することが適切か否かについて、疑問がない訳ではない。

しかし、私立幼稚園の公共性、公益性に鑑みれば、全ての私立幼稚園に対し、同一基準で補助金を交付することは決して不当なものではなく、逆に、各私立幼稚園の経営内容は、各幼稚園の経営努力、運営努力によるのであり、経営内容次第によって補助金を増減させることこそ不当である。

その点、現在の要綱の各交付額が相当か否かの検討は必要と思われるが、園児数が多ければ多いほど、運営経費も増加することは想定しうることであり、園児数によって、一定額の補助金を交付することは相当であり、特に、改善を求める事項はない。

補助金等一覧表

補助金

1	補助金名	豊田市私立保育園運営費補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61年度以前	社会福祉法人	法人9件	12	539,289,950 円
2	補助金名	豊田市私立保育園施設・設備整備費補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61年度以前	社会福祉法人	法人6件	12	10,492,000 円
3	補助金名	豊田市私立保育園施設・設備整備費補助金（環境整備費）			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H14年度	社会福祉法人	法人2件	2	1,319,000 円
4	補助金名	豊田市私立保育園嘱託医報酬補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61年度以前	社会福祉法人	法人8件	11	6,875,278 円
5	補助金名	豊田市私立保育園産休・病休代替職員設置費補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S61年度以前	社会福祉法人	法人2件	3	2,100,654 円

6	補助金名	豊田市私立保育園地域活動事業補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H10 年度	社会福祉法人	法人 9 件	11	1,100,000 円
7	補助金名	豊田市私立保育園休日保育事業費補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育園補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H16 年度	社会福祉法人	法人 3 件	4	9,157,800 円
8	補助金名	豊田市私立保育所名称変更費補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育所名称変更費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H20 年度	社会福祉法人	法人 2 件	2	1,190,000 円
9	補助金名	豊田市私立保育所・幼稚園第三者評価受審事業費補助金			
	根拠規定	豊田市私立保育所・幼稚園第三者評価受審事業費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H18 年度	社会福祉法人・学校法人	法人 3 件	3	735,000 円
10	補助金名	豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金			
	根拠規定	豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H7 年度	団体	私立幼稚園保護者の会連合会 1 件	1	50,000 円
11	補助金名	豊田市子育てサークル活動費補助金			
	根拠規定	豊田市子育てサークル活動費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H18 年度	団体	子育てサークル	46	1,741,000 円

12	補助金名	豊田市私立幼稚園運営費補助金			
	根拠規定	豊田市私立幼稚園運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S50 年度	私立幼稚園	私立幼稚園 21 件	21	60,774,921 円
13	補助金名	豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金			
	根拠規定	幼稚園就園奨励費補助金（国）、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金 交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	S47 年度	私立幼稚園	市内外私立幼稚園	50	383,043,660 円
14	補助金名	豊田市私立幼稚園施設整備費補助金			
	根拠規定	豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H16 年度	私立幼稚園	私立幼稚園 21 件	8	15,026,000 円

交付金

1	交付金名	豊田市認証保育所交付金			
	根拠規定	豊田市認証保育所交付金交付要綱			
	開始年度	交付対象者	交付先	件数	金額
	H20 年度	認可外保育施設を 設置する個人、法人	個人 12 件、法人 19 件	34	124,202,000 円

負担金

1	負担金名	愛知県地域子育て支援センター事業連絡協議会会費		
	根拠規定	協議会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 年度 以前	任意	愛知県地域子育て支援センター事業 連絡協議会	45,000 円

2	負担金名	研修会参加費		
	根拠規定	研修会参加要綱		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度 以前	任意	研修会主催団体	4,500 円
3	負担金名	子育てひろば全国協議会会費		
	根拠規定	特非) 子育てひろば全国連絡協議会定款		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H20年度	義務	特非) 子育てひろば全国連絡協議会	8,000 円
4	負担金名	廃棄物処理負担金		
	根拠規定	協定		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H20年度	任意	豊田まちづくり(株)	77,700 円
5	負担金名	ファミリーサポートネットワーク参加費		
	根拠規定	申込		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H12年度	任意	財) 女性労働協会	52,500 円
6	負担金名	愛知県地域子育て支援センター事業連絡協議会会費		
	根拠規定	協議会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度 以前	任意	愛知県地域子育て支援センター事業 連絡協議会	5,000 円
7	負担金名	子育てひろば全国協議会会費		
	根拠規定	特非) 子育てひろば全国連絡協議会定款		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H20年度	義務	特非) 子育てひろば全国連絡協議会	8,000 円

8	負担金名	地域子育て支援センター協議会会費		
	根拠規定	協議会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H20 年度	任意	愛知県地域子育て支援センター事業 連絡協議会	5,000 円
9	負担金名	県社会福祉協議会負担金		
	根拠規定	会員規程		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 年度 以前	任意	県社会福祉協議会	437,100 円
10	負担金名	豊田市社会福祉協議会負担金		
	根拠規定	会員規則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 年度 以前	任意	豊田市社会福祉協議会	106,000 円
11	負担金名	図書館協会負担金		
	根拠規定	協会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 年度 以前	任意	豊田市図書館協会	132,500 円
12	負担金名	研修会負担金		
	根拠規定	研修会参加要綱		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16 年度 以前	任意	研修会主催団体	121,500 円

13	負担金名	全国市長会災害賠償補償保険保険料		
	根拠規定	加入		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	全国市長会	478,520 円
14	負担金名	災害共済給付共済掛金		
	根拠規定	加入契約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	独) 日本スポーツ振興センター	1,998,190 円
15	負担金名	栄養士連絡会負担金		
	根拠規定	会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H10年度	任意	栄養士連絡会	2,000 円
16	負担金名	園外保育負担金		
	根拠規定	公立園行事の実施による		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	義務	公立こども園（保育園認可園）	778,474 円
17	負担金名	共同受信施設負担金（東部・大沼）		
	根拠規定	規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	義務	大神テレビ共同受信施設組合、大三テレビ共同受信施設組合	12,000 円
18	負担金名	全国市長会災害賠償補償保険保険料		
	根拠規定	加入		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	全国市長会	92,158 円

19	負担金名	災害共済給付共済掛金		
	根拠規定	加入契約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	独) 日本スポーツ振興センター	395,005 円
20	負担金名	豊田加茂学校保健会負担金		
	根拠規定	豊田加茂学校保健会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H14年度	任意	豊田加茂学校保健会	72,584 円
21	負担金名	愛知県国公立幼稚園園長会負担金		
	根拠規定	規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	愛知県国公立幼稚園園長会	258,150 円
22	負担金名	豊田市図書館協会負担金		
	根拠規定	協会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	豊田市図書館協会	37,500 円
23	負担金名	研修会等負担金		
	根拠規定	研修会参加要綱		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	任意	研修会主催団体	57,160 円
24	負担金名	園外保育負担金		
	根拠規定	公立園行事の実施による		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H16年度以前	義務	公立こども園（幼稚園認可園）	207,312 円

第 1 2 上下水道局 下水道維持課

1 業務内容

- (1) 市の下水道事業としては、雨水事業、汚水事業（緊急処理対策事業、フレックスプラン）、流域関連公共下水道（矢作川、境川処理区）に関する事業、その他の汚水処理施設に関する事業がある。

市では、平成 1 2 年度以前には下水道関連事業を下水道部が担当していたが、平成 1 3 年度から上下水道局を設立し、上水関連事業と下

水関連事業とが同じ局で扱われることになった。同局内では、下水関連事業を下水道管理課と下水道建設課の 2 課体制で扱っていたが、平成 2 0 年度からは下水道管理課が下水道総務課と下水道維持課に分かれ、下水道建設課の 3 課体制で扱うようになっている。



豊田市下水道イメージキャラクター「ミカホちゃん」

- (2) 下水道維持課は排水設備担当と施設担当に分けられる。

ア 排水設備担当の業務

排水設備の設計審査、承認及び検査、指定工事店の指定及び指導、水洗便所改造資金融資あっせん事務等

イ 施設担当の業務

下水道維持管理、台帳整理、資産管理に関する事務、宅地開発・土地利用対策事務、下水道に関する占用事務、市道への下水道管敷設事務、汚水処理施設管理公社の運営指導、鞍ヶ池浄化センターの維持管理、稲武地区の汚水処理施設維持管理、全窒素・全りん濃度規制、総量規制に関する事務、下水道管渠支障移転工事施工監督、承認工事の指導、国庫補助事業に関する業務等

2 補助金等の実績

下水道維持課が所管している平成 2 0 年度の補助金等は、3 8 1 頁のとおりである。

3 豊田市水洗便所改造資金利子補給補助金

(1) 目的

下水道に接続する工事の費用を一時的に負担することが困難な方に対する改造資金の融資あっせん制度で、下水道への接続促進の一環として昭和62年より行われているものである。

(2) 根拠

豊田市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則

(3) 具体的内容

同規則第3条で融資あっせんを受けることができる者が定められており、同規則第4条で融資の条件が定められている。

同規則

(融資あっせんを受けることができる者の資格)

第3条 改造資金の融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を備えている者とする。

- (1) 下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していないこと。
- (2) 自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還について支払能力を有すること。
- (4) 市内に居住し、独立の生計を営み、市税の滞納がなく、かつ、弁済の資力を有する確実な連帯保証人が1人あること。

(融資あっせんの条件)

第4条 改造資金の融資あっせんの条件は、次に定めるところによる。

- (1) 融資額 50万円を限度として市長が認める額とする。ただし、水洗便器が2組以上の場合は、1組増すごとに10万円を加算した額を限度額とする。
- (2) 融資期間 40月以内
- (3) 利子 無利子
- (4) 償還方法 改造資金の融資を受けた月の翌月から起算して40回の元金均等月賦償還とする。ただし、繰上償還を行うことができる。
- (5) 取扱金融機関 市長が指定する取扱金融機関

【参考】

平成21年1月発行「みんなにシェアライフはじめましょう」
 ～下水道接続のご案内～ 15頁

?

接続工事にもお金がかかってやりくりが大変なだけど。

改造資金の融資あっせん

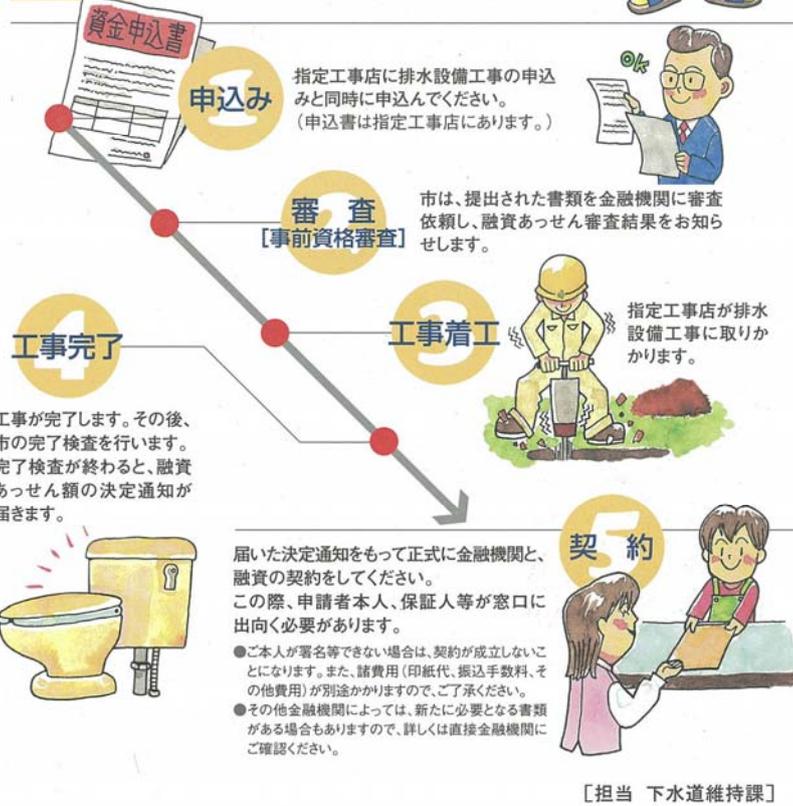
下水道に接続する工事の費用を一度に全額を負担することが困難な方のために、改造資金の融資あっせん制度があります。融資は市内の取扱金融機関が行います。

(郵便局と三菱東京UFJ銀行は取扱できません。)



融資 あっせん の内容	融資額	工事1件あたり50万円(基本上限額)以内 ただし複数の便所を有する場合、2か所目より 1か所につき10万円加算します。
	利子	無利子(市が利子を負担します)
	償還方法	40回以内の元金均等月賦償還 ※たとえば40万円なら毎月1万円ずつ返済

- 融資
あっせん
の対象
- 1 下水道事業受益者負担金および市税を滞納していない方
 - 2 融資金の償還能力のある方
 - 3 連帯保証人(市内に居住し、独立の生計を営み、市税の滞納がなく、弁済の資力を有する成人)がある方



[担当 下水道維持課]

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	2,055,423	1,604,097	1,285,788	1,138,253	1,055,063	1,610,000
件数	1,045	839	725	576	471	—

(5) 問題点

ア 平成14年度報告書での指摘事項について

この補助金は、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

昭和63年の制度発足時と比べ、現在は利率が大幅に低下しているため、当初と比べ補助申請者の金利負担は減少している。今後、補助割合の見直しが望まれる。

これに対して、報告書提出後になされた改善措置内容は次のとおりである。

補助割合は現行維持したいと考えているものの、市民がより利用しやすいように、制度全般にわたって、今年度見直しをはかる予定

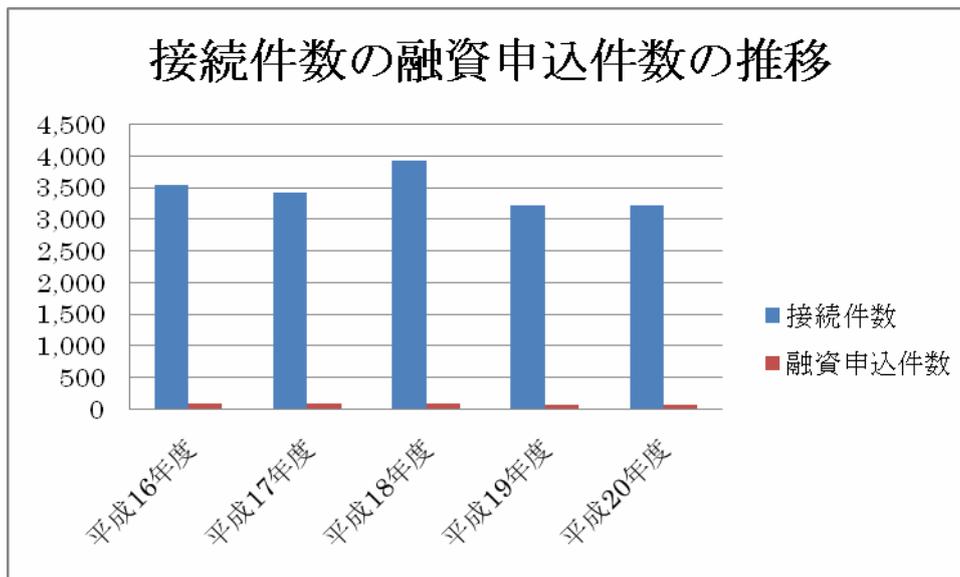
とのことである。

イ 接続件数及び融資申込件数

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
接続件数	3,538	3,405	3,909	3,213	3,211
融資申込件数	77	90	80	54	65
利用率(%)	2.2	2.6	2.0	1.7	2.0

※接続件数は、供用開始区域内の使用開始件数

※利用率は接続件数中に占める融資申込件数の割合(%)



【結果】

上記で述べたように、平成14年度の外部監査報告書の指摘に対し改善措置の内容において、「補助割合は現行維持したいと考えているものの、市民がより利用しやすいように、制度全般にわたって、今年度見直しをはかる予定」との内容になっているが、平成20年度になっても、未だ具体的見直しがなされてはいないのが現状である。しかも、当制度の利用率はおよそ2%を推移しており、積極的な利用がなされているとはとてもいえない状況である。平成14年度の外部監査報告書の指摘事項に対し見直しをはかる予定であるとの改善措置を公表しながら、見直しがなされておらず、制度の改善が図れていないといわざるをえない。改めて、制度の見直しを求める。

【意見】

平成14年度の外部監査で指摘もあるが、利率がそれほど高くない現状において当制度を存続させる効果があるか疑問がある。そもそも、上記規則にあるように、利用者には償還能力や連帯保証などの厳しい要件が課されているのであり、要件を満たす利用者は十分に利子を支払える能力があるものと思慮される。多くの公共団体においてもこの利子補給制度が採用されているとはいえ、利子の支払いが困難なものに対して利子補給が来ていないのが現状といえる。償還能力があっても、利子の支払い能力がないものに対してしか意味のない制度であり、制度の根本に疑問を感じざるを得ない。利用率が低い現状がある以上、たとえば連帯保証を廃止する方

策（例えば、民間保証機関の保証があれば足りるとする方法も考えられる）等、制度の利用を促進するような制度改革がない以上、廃止も検討されるべきであろう。

4 財団法人豊田市汚水処理施設管理公社運営費補助金

(1) 目的

汚水処理施設管理公社の運営費の補助のために、職員給与相当分を、市が補助金として支給する。

汚水処理施設管理公社については、市の派遣職員は1名、その他のプロパー職員は18名（正規職員8名、再任用職員1名、臨時職員9名）である。組織の概要は、454頁を参照のこと。

(2) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

(3) 実績及び予算

年度	H7 実績	H8 実績	H9 実績	H10 実績	H11 実績	
補助額	101,526,134	108,227,785	118,516,585	122,005,264	125,865,559	
管理施設数	10	13	15	17	20	
補助対象 職員数	常務役員	0	0	1	1	1
	正規職員	16	16	16	15	15
	臨時職員	6	6	9	9	12
	再任用職員	0	0	0	0	0
	総職員数	22	22	26	25	28

年度	H12 実績	H13 実績	H14 実績	H15 実績	H16 実績	
補助額	123,783,216	117,245,523	128,288,137	107,178,260	105,218,727	
管理施設数	20	16	14	10	10	
補助対象 職員数	常務役員	0	0	1	1	1
	正規職員	15	14	14	11	11
	臨時職員	12	11	11	9	11
	再任用職員	0	0	0	0	0
	総職員数	27	25	26	21	23

年度	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算	
補助額	105,524,158	145,347,855	98,789,663	97,635,262	98,423,266	
管理施設数	10	10	10	9	9	
補助対象 職員数	常務役員	1	1	1	1	1
	正規職員	10	9	9	8	8
	臨時職員	10	9	9	9	9
	再任用職員	0	1	1	1	0
	総職員数	21	20	20	19	18

- ※ 平成18年度は退職金引当金の増額がなされたため前年度大幅増になっている。
- ※ 平成7～8年度までは市からの委託費のうち人件費部分を記載した。
- ※ 平成7, 8, 12及び13年度について常務役員は常務理事兼事務局長として人件費を市が直接支給していた。
- ※ 平成14～21年度の間, 常務役員は市の派遣職員が事務局長を兼務して担当している。

(4) 問題点

ア 平成18年度豊田市協会公社等運営評価報告書

ア) 組織的意義

豊田市污水处理施設管理等を受託し、安定的かつ責任ある業務執行により、地域生活環境の保全および公衆衛生の向上に貢献することを目的としており、その役割を果たしている。ただし、污水处理施設が段階的に廃止されることによる受託減と新規受託可能施設の受託増の可能性があり、市民が安心できるライフライン施設の維持管理を行うことについて、市関係機関と十分協議をする中で統廃合の検討を要する。

イ) 職員関係

職員数は段階的に減少しており、臨時職員の活用もあって人件費は抑制傾向にある。平成15年に職員3名の転籍を実施しているが、今後の施設の維持管理方針を検討する中で、その方針に沿った対応をしていく必要がある。

ウ) 財務関係

収入の90%を市委託料等に依存した団体である。引き続き経営コストの縮減に努められたい。

エ) 事業関係

施設管理及び水質分析等の業務委託は基本的に市場性あるが、ライフライン施設の包括的な維持管理を民間業者に委託することの是非や効率性については十分検討していく必要がある。

オ) 総合評価

統廃合を検討すべき

- ・団体の基幹業務である受託管理施設の減少見込みと新規受託可能施設もあるため、将来的な維持管理方針を確立することが必要である。
- ・平成22年度までの統廃合を視野に入れ、職員の動向等を見据えた上で検討すべきである。

イ 汚水処理施設管理公社の経営改善計画

これに対して、平成19年6月27日に提出された経営改善方針計画書の内容は次のとおりである。

① 総人件費の抑制・縮減に関する今後の方針について

- ・ 主要業務である汚水処理施設運転管理業務や水質検査業務については、国家資格や専門技術を有する正規職員が担う必要がある。その他の業務は可能なものは臨時職員やアウトソーシングによる対応を進めてきた。また、18年度は定年退職者の再任用を行うなど経費削減に努めた。今後もこうした方針を継続するとともに、必要な事務事業のチェックあるいは見直しを行っていく。
- ・ 今後、仮に水道サービス協会と公社が統合した場合には、職制を技術員（専門技術をもつ職員）と技能員に区分して業務の体系的な棲み分けを検討して、効率的な人件費の運用に努めていきたい。

② 施設管理業務、水質分析業務の市場競争力を高めるための方策について（施設管理業務）

- ・ 現在公社では、施設の適正管理に努めて良好な放流水質を確保し、周辺的生活環境を保全するためきめ細かい管理を行っている。こうした中で、管理業務の更なる見直しや効率化を進めて経費削減に努めてきた。例えば、複数施設の一括管理業務によるメリットを生かして、施設毎で異なるメーカーの機械を更新時に統一、不要備品の移設利用、管理方法の変更等の改善を始め、資材等の一括購入で消耗品や修繕コストの縮減を図っているが、引き続きこうした取組みを徹底する。
- ・ 今後、公社として統合を視野に置いて、現行の処理施設運転管理のほか、受託可能な管渠、マンホールポンプ施設、あるいは今後展開が予定される足助地区の特定環境保全公共下水道や小規模排水処理施設など下水道施設の総括的な維持管理の受託を目指したい。業務内容を単なる施設管理から総括

的な管理業務に一部シフトすることで公益的業務のウエイトを高めるとともに、職員の専門知識を活かしながら、かつ（市の職員数減の動きを踏まえて、）市と公社のノウハウの集約も行うなど下水道関連施設の総合管理の面から市場競争力を高めていきたい。

（水質分析業務）

- ・ 環境計量士の資格を有する職員1名が、12施設の水質分析を行っている。人件費、作業効率から考えて市場競争力は高いとはいえない。受託業務の調整の中で、1人で可能な作業量を最大限こなす業務体制を組んでいく。
- ・ なお、現行のこうした体制は、水質のわかる人が採水で常時施設の状況を見て回り、水質の観点から運転状況を診断できる利点がある。

③ 新規施設の受託に関する考え方・課題について（法人意見）

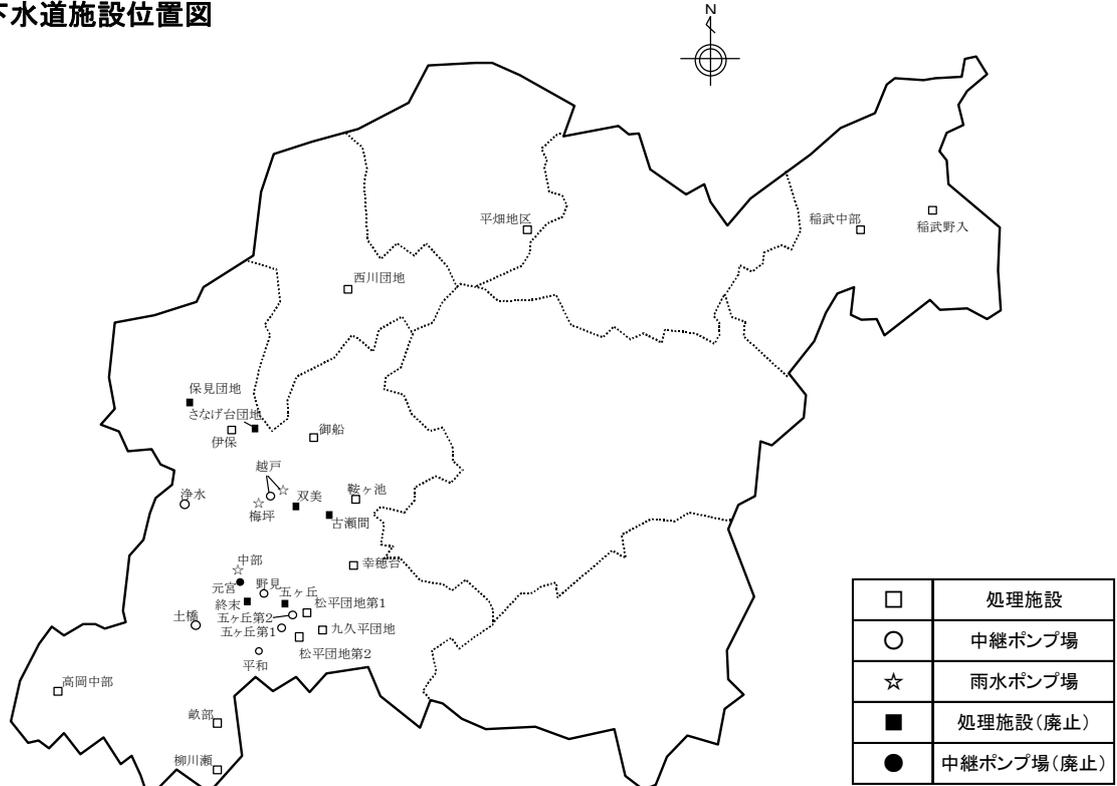
- ・ 統合による継続を前提に、下水道部署と協議しながら、公社がもつ専門知識や組織力が生かして、かつ十分な効果が見込める新規事業を検討していく。
- ・ 下水道整備や合併町村施設の状況を踏まえ、業務内容の見直し等とあわせて実施する。例えば、管渠を含めた総合的施設管理あるいは比較的中小規模施設の管理などの市場性の低い分野の業務比率を高める方向で検討していく。

④ 「平成22年度までの統廃合」方針に関する法人の考え方について

- ・ 特定課題検討部会及び上下水道局の方針を踏まえて検討していく。水道サービス協会との統合の可能性について、水道総務課・水道サービス協会、下水道管理課・公社による4者協議の場を設けて検討を行っていく予定である。
- ・ 統合後の展望（公社職員数動向）も視野において、下水道関係部署と協議しながら、指定管理者及び委託業務全体の見直しを含めた検討を行っていく。次期指定管理についても検討する。

エ 施設の配置図

下水道施設位置図



オ 問題点

汚水処理施設管理公社においては汚水処理施設の管理に関する事業費用が大半を占め（公社によると施設管理業務が公社事業の9割5分以上の負担であるとの報告を受けた）、平成20年度の排水設備検査事業及び自主事業に係る費用は非常に低いものである。従って、汚水処理施設管理公社の管理できる汚水処理場は、平成11、12年度のピーク時の20施設から、平成22年度には最高でも7施設、平成23年度以降には5施設以下になることが現時点で判明しているのだから、汚水処理施設管理公社の人件費を見直し縮減する作業をすることが急務と言えるのである。

また、汚水処理場の管理は市場性が高いものである。西川団地汚水処理施設、平畑地区汚水処理施設に関しては、市が直接民間に委託しているのであり、このことから市場性が非常に高い事業であることがわかる。従って、公社管理施設が公募となれば必ずしも汚水処理施

設管理公社が落札できるとは限らず、公社管理施設が平成22年度以降に7施設、平成23年度以降には5施設を下回る可能性も十分あるのである。

【結果】

汚水処理施設管理公社の人件費を見直し縮減する作業をすることが急務である。その場合、公社の統廃合を含め、人件費補助の大幅な圧縮を検討すべきである。

【意見】

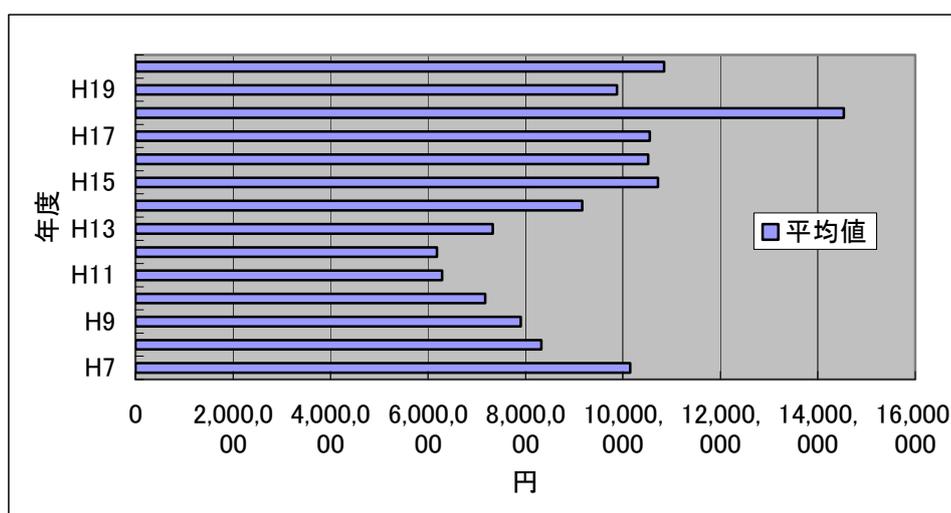
仮に、上記(2)の実績及び予算の表から、運営費補助金を公社管理施設数で除し、施設当たりの運営費補助金の平均値を算出してみた。

単位：円

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
10,152,613	8,325,214	7,901,106	7,176,780	6,293,278	6,189,161	7,327,845

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
9,163,438	10,717,826	10,521,873	10,552,416	14,534,786	9,878,966	10,848,362

【施設当たりの運営費補助の平均値】



施設当たりの運営費補助の平均値を比較すると、平成11、12年度はおよそ620万円であるのに対し、多くの年度で1000万円を超えていることがわかった（※平成18年度は退職引当金の大幅増があったため参考値）。

確かに、施設の場所、規模、多数の施設を管理することによるコストの削減等も加味する必要がある、単純な判断はできない。しかし、1.6倍も運営コストがかかることを直ちに容認できるものでもない。

そこで、平成11、12年度を指標とし、運営費補助金の上限を算出することで、人件費の削減を検討することを考えてはどうか。例えば、平成21年度の9施設であれば、およそ620万円×9施設であり運営費補助の上限をおよそ5600万円と考える方法である。

今後、公社は水道サービス協会に統廃合される可能性もあるが、その場合に単純に現在の運営費補助金額を維持するのではなく、必要な費用に抑えるよう指針をたてる上でも役立つものと思われる。

補助金等一覧 補助金

1	補助金名	水洗便所改造資金利子補給金			
	根拠規定	豊田市水洗便所改造融資あっせん及び利子補給に関する規則			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	昭和63年度	個人	11行	471	1,055,063 円
2	補助金名	豊田市汚水ポンプ施設設置事業補助金			
	根拠規定	豊田市汚水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	昭和45年度	個人	3名	2	1,600,000 円
3	補助金名	汚水処理施設管理公社運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	昭和51年度	(財)豊田市汚水処理施設管理公社	(財)豊田市汚水処理施設管理公社	3	97,635,262 円

第 1 3 教育委員会 文化振興課

1 業務内容

文化振興課は、文化事業、文化団体、コンサートホール・能楽堂の管理・公演事業に関する業務をし、主に

- ① 文化行政の総合企画及び調整に関すること
 - ② 市民文化の振興に関すること
 - ③ 文化事業の実施に関すること
 - ④ 文化施設の運営管理に関すること
 - ⑤ 文化団体の指導援助に関すること
- などを実施している。



平成 20 年 9 月 29 日
コンサートホールにて開催された N
交響楽団の演奏会

2 財団法人豊田市文化振興財団

(1) 設立目的

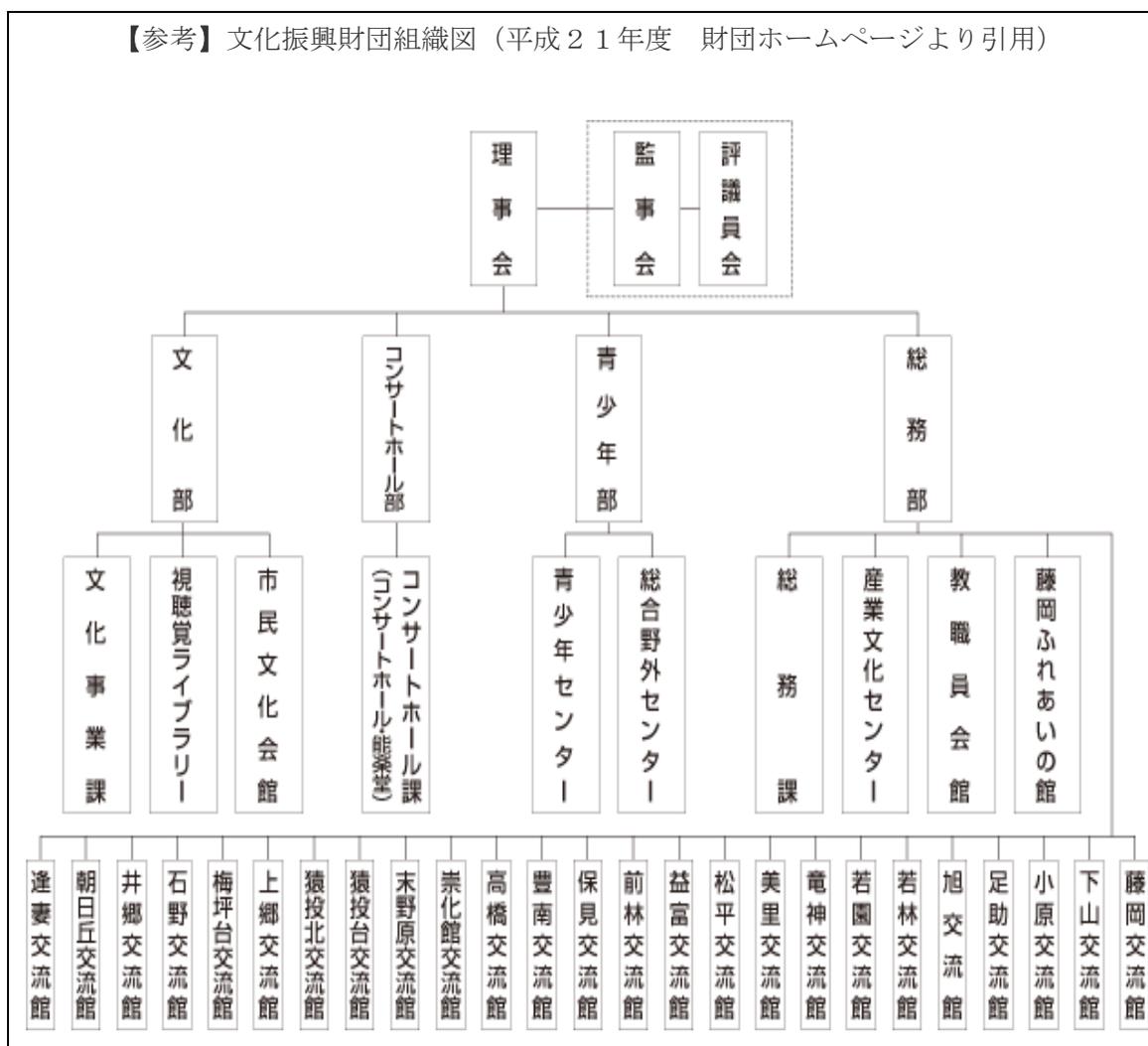
平成 1 1 年 4 月に (財) 豊田文化協会と (財) 豊田市文教施設協会を合併し、豊田市民の教育・文化の振興に関する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的として設立された財団法人である。

その後、平成 1 5 年 4 月に (財) 豊田市青少年活動協会を統合した。組織の概要は、4 5 6 頁参照のこと。

(2) 平成 2 0 年度の事業内容

自主事業として文化部の「劇団四季ミュージカル ジーザス・クライスト＝スーパースター」の公演、産業文化センター・総合野外センター共催の『星をみる会』を始め 4 8 事業（前年度 3 8 事業）を、受託事業として『青少年音楽団体（少年少女合唱団、ジュニアマーチングバンド、ジュニアオーケストラ）の運営』を始め 8 6 事業（前年度 9 2 事業）を、共催事業として文化部の『とよた市民芸能交流大会』、コンサートホール部の「NHK 交響楽団」の演奏会を始め 7 3 事業（前年度 7 1 事業）を実施した。

【参考】文化振興財団組織図（平成21年度 財団ホームページより引用）



3 補助金等の実績

文化振興課が所管している平成20年度の補助金等は、396頁のとおりである。文化振興財団に関する補助金、負担金について検討をする。

4 文化事業負担金

(1) 目的

市民の文化活動への興味関心を高め、自らが文化を創造していく意識を育み心豊かな市民生活を実現することに寄与するため。

(2) 根拠

文化事業負担金の交付に関する協定書

(3) 具体的内容

協定書に従い、市は文化振興財団に対し平成20年の4月と10月に各810万円の合計1620万円の前金払いを実施し、事業が完了後の事業費の残額を協議のうえで精算した。

文化振興財団は、第4回とよたふれあい将棋フェスティバル、市民民踊講習会、市民総

合文化祭など9の事業をおこなった。



平成20年6月21日開催
第4回とよたふれあい将棋フェステ

平成20年度 文化事業負担金 収支決算書

単位：円

収入の部	事業収入	4,667,246
	市負担金	16,200,000
	文化振興財団負担金	830,000
	合計①	21,697,246
支出の部	合計②	19,541,629
収支差額	①－②	2,155,617

文化振興財団から市へは按分により精算された。

$$2,155,617 \times 16,200,000 / 21,697,246 = 1,609,467 \text{ 円}$$

従って、市から文化振興財団への負担金の決算額は

$$16,200,000 - 1,609,467 = 14,590,533 \text{ 円}$$

であった。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	11,405,913	10,992,575	14,590,533	10,842,000

(5) 問題点

市への精算方法については、協定書第5条「乙は事業が完了し事業費に残額が生じた場合は、甲乙協議のうえ、精算する」と規定があるのみで具体的な精算方法を定めていない。

【結果】

精算後の市の負担金合計額は

市の負担金概算額－（収支差額×市の負担金概算額／収入合計）

と言った数式で割り出される。

協定書には明確に精算方法が規定されていないのであり、このような精算方法をとるのであれば明確に規定すべきである。

例えば、協定書5条に但書を付して

第5条 乙は事業が完了し事業費に残額が生じた場合は、甲乙協議のうえ、精算する。但し、乙が甲に精算金として返還する金額は、「収支差額×甲の負担金概算額／収入合計」の計算方法によって算出された金額とする。

【意見】

個別の事業ごとに市の負担金部分と財団の負担部分が明確ではないので、負担基準を明確にする方法を検討しても良い。

また、そもそも精算方式として、共同事業である以上、事業収入を加味することなく市の負担と文化振興財団の負担で割合を算出するのが合理的である。

そこで、協定書第5条を

第5条 乙は事業が完了し、事業費に残高が生じた場合は、次の計算に基づいて算出される清算金を、甲に支払って精算する

残高×（市の負担金概算払額）／（甲の負担金概算払額＋乙の負担金概算払額）

と規定することも考えられる。

5 文化情報活動負担金

(1) 目的

市民がいつでも気軽に利用できる多様な文化情報を収集・発信し、市民の文化活動を支援する。

(2) 根拠

文化情報活動事業に関する協定書

(3) 具体的内容

協定書に従い市は文化振興財団に対し平成20年の4月に211万7000円と10月に211万8000円の合計423万5000円の前金払いを実施し、事業が完了後の事業費の残額を協議のうえで精算した。

文化振興財団は、文化情報誌「カレント」発行及びCATV文化情報番組制作・FMラビート文化情報番組制作の2の事業をおこなった。

平成20年度 文化情報活動事業負担金 収支決算書

収入の部	事業収入	0
	市負担金	4,235,000
	文化振興財団負担金	2,629,000
	合計①	6,864,000
支出の部	合計②	6,820,747
収支差額	①－②	43,253

文化振興財団から市へは按分により精算された。

$$43,253 \times 4,235,000 / 6,864,000 = 26,687 \text{ 円}$$

従って、市から文化振興財団への負担金の決算額は

$$4,235,000 - 26,687 = 4,208,313 \text{ 円}$$

であった。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	500,000	500,000	3,466,487	3,890,628	4,208,313	2,932,000

(5) 問題点

市への精算方法については、協定書第3条「乙は事業が完了し事業費に残額が生じた場合は、甲乙協議のうえ、精算する」と規定があるのみで具体的な精算方法を定めていない。

【結果】

精算後の市の負担金合計額は

市の負担金概算額－（収支差額×市の負担金概算額／収入合計）

と言った数式で割り出される。

協定書には明確に精算方法が規定されていないのであり、このような精算方法をとるのであれば明確に規定すべきである。

例えば、協定書3条に但書を付して

第3条 乙は事業が完了し事業費に残額が生じた場合は、甲乙協議のうえ、精算する。但し、乙が甲に精算金として返還する金額は、「収支差額×甲の負担金概算額／収入合計」の計算方法によって算出された金額とする。

【意見】

個別の事業ごとに市の負担金部分と財団の負担部分が明確ではないので、負担基準を明確にする方法を検討しても良い。

また、そもそも精算方式として、共同事業である以上、事業収入を加味することなく市の負担と文化振興財団の負担で割合を算出するのが合理的である。

そこで、協定書第3条を

第3条 乙は事業が完了し、事業費に残高が生じた場合は、次の計算に基づいて算出される清算金を、甲に支払って精算する
残高×（市の負担金概算払額）／（甲の負担金概算払額＋乙の負担金概算払額）

と規定することも考えられる。

6 文化振興財団運営費補助金

(1) 目的

文化振興財団の運営費の補助のために、職員給与相当分を、市が補助

金として支給する。

文化振興財団では、市の派遣職員が8名、その他の補助対象職員が304名、補助対象外職員14名の合計326人の職員により運営されている。

(2) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

(3) 具体的内容

平成17年度までは市派遣職員及び団体雇用職員の人件費（総務費のうち給料手当、法定福利費及び退職給与引当預金支出）のみであったが、平成18年度以降は指定管理者制度の導入とあわせて総務的経費も含まれることになった。そのため、平成18年度の支出科目は総務費、事務管理費、人事管理費のうち給料手当及び法定福利費、特定預金支出のうち退職給与引当預金支出（指定管理に係わる積立額を含む）である。また、平成19年度以降は従来の総務費を事業費支出と管理費支出に区分した。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績
交付額	1,179,305,747	1,169,366,488	1,470,098,363
年度	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	1,216,148,534	1,224,845,601	1,213,000,000

(5) 実績の分析

単位：円

年 度	H 1 6	H 1 7
給与	1,032,684,503	1,012,019,650
法定福利費	115,429,468	126,531,046
退職給与引当金	31,191,776	30,815,792
合計	1,179,305,747	1,169,366,488

年 度	H 1 8	H 1 9	H 2 0
給与	969,025,326	989,491,009	999,741,548
法定福利費	121,789,337	120,144,925	127,078,428
退職給与引当金	352,456,526	76,213,228	65,152,154
総務的経費	26,827,174	30,299,372	32,873,471
合計	1,470,098,363	1,216,148,534	1,224,845,601

(6) 問題点

ア 平成18年度豊田市協会公社等運営評価での指摘事項について

この補助金は、平成18年度豊田市協会公社等運営評価にて次のような指摘がなされている。

ア) 組織的意義

民間と競合する施設管理部門については市場化する方向とし、今後経営方針の見直しが必要である。

イ) 職員関係

平成18年度の一部施設管理事業の移管により総職員数は減少した。施設管理部門を中心として、民間との競合性を踏まえ、より一層人件費抑制努力が必要である。また、正規職員の年齢構成上、将来段階的に人件費が高騰していくことが見込まれるため、引き続き組織の効率化に努める必要がある。

ウ) 財務関係

収入の85%程度を市補助金・委託料等に依存した団体である。人件費をはじめとするコスト削減の強化策を検討されたい。

エ) 事業関係

施設管理部門は基本的に市場性が高いため、ソフト事業のウェイトの低い施設から段階的に公募化する必要がある。団体としては、地域団体等とのネットワークやソフト事業の企画力など専門性の向上を図り、団体価値の向上に一層努められたい。

オ) 総合評価

概ね良好だが課題事項がある。

指定管理者制度の導入により、施設管理部門の受託には市場競争力が必要となってくる。特にソフト事業との関わりが強い施設を除き、段階的に公募化していくことから、職員構成をはじめとする組織の合理化及びソフト事業強化等に努められたい。「地域ネットワーク機能」「ソフト事業企画力」などは今後団体の強みとすべき分野であり、具体的かつ主体的な取り組みを進められたい。団体の経営自立度を高めるため、受託事業及び補助金に依存する経営構造を段階的に見直

し、自主財源と自主事業の強化を図る方策が必要である。市関係機関と十分協議されたい。

イ ヒアリングで得られた運営評価に対する対応策

ア) 組織的意義

平成 20 年度に策定した「中期目標計画」の中で、当財団の今後の基本的な考え方として、「施設管理から事業中心へ」を掲げ、これに基づいて各施設の運営を行っています。

イ) 職員関係

- ・人件費抑制：一般職員の定数削減を実施→平成 18 年度 68 人，平成 19 年度 68 人，平成 20 年度 66 人，平成 21 年度 64 人
- ・組織の効率化：増加する業務に現行人員で対応するため，施設管理課と総務課を 1 課に統合

ウ) 財務関係

コスト削減

- ・一般職員の定数削減を実施
- ・諸手当の見直し（業務手当，年末年始の勤務手当の廃止，その他通勤手当等の削減）
- ・再委託業務の複数年契約の実施
- ・消耗品等の共同購入の強化

エ) 事業関係

- ・地域団体とのネットワーク：合併町村の文化団体とのネットワーク強化，交流事業の実施，専門性の向上
- ・研修の充実：補助制度の実施 … 各施設からの要望により講師等の費用を補助
派遣制度の実施 … 地域創造等のアートマネジメント研修，交流館の生涯学習関連の研修への派遣

オ) 総合評価

組織の合理化，ソフト事業の強化

- ・一般職員の定数削減を実施
- ・自主事業提案制度（各施設からの提案により費用の一部を補助）の実施
- ・事業のスクラップアンドビルドと市民ニーズを捉えた新事業の企画を奨励（文化会館で自主事業の強化，青少年センターではニート・フリーター対策の事業を展開等）

地域ネットワーク機能・ソフト事業企画力の強化

- ・合併町村の文化団体とのネットワーク強化，交流事業の実施
- ・研修の充実：補助制度の実施 … 各施設からの要望により講師等の費用を補助
- ・派遣制度の実施 … 地域創造等のアートマネジメント研修，交流館の生涯学習関連の研修への派遣

自主財源と自主事業の強化

- ・会員会費制度の見直し
- ・事業協賛金の拡大（文化課事業，プラネタリウム事業）

ウ 人員の削減

文化振興課によると「組織の効率化：増加する業務に現行人員で対応するため，施設管理課と総務課を1課に統合」の回答であったが，平成19年度から20年度にかけての課の統合による人員の削減があったかにつき確認したところ，削減は見られなかった。

部署名	17年度	18年度	19年度	20年度
総務課	9人	9人	9人	16人
施設管理課	8人	7人	7人	

削減されていない理由についてヒアリングしたところ，「増加する業務に対応するため，職員の増員を実施するべきところを，人件費の抑制の考えのもと，2課の統合により，組織の効率化を図り，従来どおりの職員体制で対応することとしたため。」との回答であった。

【結果】

確かに，事業が増加していることも否定はできない。しかし，平成21年度には，地域文化広場をはじめ施設管理を主体とした4つの施設が民間へと移行したのである。しかも，1つの施設は競争入札により文化振興財団が落札できなかったことが理由である。このように今後は市場性の高い事業は公募化されることで，必ずしも文化振興財団の事業とならず事業が減少していくのであり，人件費を削減し適正化すべき。

【意見】

財団はソフト事業の充実により，現在の人員を確保することを検討するようであるが，市としては運営費補助金により賄うべき事業かを厳しく見極める必要がある。

7 クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金

(1) 目的

質の高い音楽及び能・狂言などの芸術鑑賞会ならびに啓発をすること。

(2) 根拠

クラシック音楽・能楽鑑賞会の実施に関する協定書



平成20年12月6日開催 12月特別公演 能
「船弁慶 真之伝」
(写真は市からの提供)

(3) 具体的内容

協定書に従い市は文化振興財団に対し平成20年の4月末日、7月末日、10月末日に均等払いで、合計1億7000万円の前金払いを実施し、事業が完了後の事業費の残額を協議のうで精算した。

文化振興財団は、アンネ＝ゾフィー・ムター&トロンハイム・ソロイスト、ウィーン・セレナーデ、ロンドン交響楽団、開館10周年バースデーコンサート、五月能、ころも薪能等40（うち1事業中止）の事業をおこなった。

平成20年度 クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金事業 収支決算書

単位：円

収入の部	事業収入	78,991,828
	市負担金	170,000,000
	合計①	248,991,828
支出の部	合計②	208,045,539

収支差額 ①－②	40,946,289
----------	------------

従って、市から文化振興財団への負担金の決算額は

$$170,000,000 - 40,946,289 = 129,053,711 \text{ 円}$$

であった。

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	106,912,744	121,891,719	141,288,509	122,429,712	129,053,711	102,000,000

(5) 問題点

ア 平成14年度報告書での指摘事項について

この負担金は、平成14年度報告書にて次のような指摘がなされている。

より効率的な運営を図るために、事業費の一定割合を負担金とするといったような一定の枠を設定する方法もある。

イ この14年度の報告書に対して、どのような対応をとったかヒアリングしたところ「コンサートホール・能楽堂は平成10年の開館以来、市の文化振興と当施設を地域に根付かせるための啓発・普及に重点をおいた事業の実施を行ってきました。そのため本事業においても、年度ごとに時代に即した事業を実施するための事業費の算定をし、負担金額を算出しております。こうした事業性質のため、事業費の一定割合を負担金とするといったような一定の枠を設定する方法は本事業には適していないと考えており、支出方法については、現在においても全額負担による負担金支出をしております。」との、具体策をとっていないとの回答であった。

【結果】

何らかの具体策をとるべきである。

その際、コンサートホール・能楽堂の全体的な収支を見極める必要がある。

市がコンサートホール・能楽堂に対して支出しているのは、当該負担金だけではない。市は財団に対してコンサートホール・能楽堂を指定管理により管理を委託しており、委託費も支出に含めて考えるべきである。また、6で述べた運営費補助金のうち、コンサートホール・能楽堂で働く者の人件費については支出額として計上すべきである。

平成 20 年度 コンサートホール・能楽堂にかかる人件費

単位:円

市派遣職員 5 名	41,226,453
正規職員 13 名	52,744,132
人件費の合計	93,970,585

※ 市の派遣職員については、指定管理上職員として名前が挙がっている 4 名とコンサートホール課長の併せて 5 名

※ 正規職員に関しては、平成 20 年度支給総額一覧表の区分による

本件負担金の他、人件費及び指定管理の委託費の実績の合計について検討する。

平成 20 年度 市のコンサートホール・能楽堂 支出の合計額

単位:円

負担金	129,053,711
指定管理料	47,525,423
人件費	93,970,585
合計	270,549,719

一方、市としてもコンサートホール・能楽堂の使用料収入もある。その収入の合計は 3600 万 5950 円である。単純計算ではあるが、市としてはおよそ 2 億 7000 万円の費用を負担、収入はおよそ 3600 万円になるのである。

さらに、支出として人件費の福利厚生費、修繕費、総務的な費用、協議会の費用等もある。それらも含め、全体として、市の負担を勘案し文化振興にとって妥当な額を判断する必要がある。

その際、財団と市との間で負担の割合を明確にしておく必要がある。

市は財団に様々な業務を委ねており、その結果として、市が財団事業に対してどれほどの支出があり、どれほどの収入があるか把握しにくくなっており、コンサートホール・能楽堂事業の会計の透明性を欠く結果となっている。

コンサートホール・能楽堂のみの独立の収支表を作成し、市が負担している支出がどれだけになるか会計をわかりやすく透明性をもたせ、市の負担と文化振興のバランスが図れているか厳密にチェックをする必要がある。

補助金等一覧

補助金

1	補助金名	文化振興財団運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H18	(財)豊田市文化振興財団	(財)豊田市文化振興財団	1	1,224,845,601 円
2	補助金名	芸術文化活動支援費補助金（補助金名：芸術文化推奨事業補助金）			
	根拠規定	豊田市芸術文化推奨事業補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9	団体又は実行委員会形式の団体	団体9件	9	4,408,000 円

負担金

1	負担金名	文化事業負担金		
	根拠規定	文化事業負担金の交付に関する協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H18	任意	(財)豊田市文化振興財団	14,590,533 円
2	負担金名	文化情報活動負担金		
	根拠規定	文化情報活動事業に関する協定書		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H18	任意	(財)豊田市文化振興財団	4,208,313 円

3	負担金名	豊田文化フォーラム開催負担金		
	根拠規定	豊田文化フォーラム開催事業に関する協定書		
	開始年度	任意／義務 の別	交付先	金額
	H13	任意	豊田文化フォーラム	9,659,487 円
4	負担金名	クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金		
	根拠規定	クラシック音楽・能楽鑑賞会の実施に関する協定書		
	開始年度	任意／義務 の別	交付先	金額
	H10	任意	(財)豊田市文化振興財団	129,053,711 円
5	負担金名	親子音楽鑑賞会負担金		
	根拠規定	とよたハートフルコンサート開催に関する協定書		
	開始年度	任意／義務 の別	交付先	金額
	H19	任意	とよたハートフルコンサート実 行委員会	2,300,000 円
6	負担金名	西三河地区視聴覚ライブラリー連絡協議会負担金		
	根拠規定	西三河地区視聴覚ライブラリー連絡協議会会則		
	開始年度	任意／義務 の別	交付先	金額
	不明	義務	西三河地区視聴覚ライブラリー 連絡協議会	5,000 円
7	負担金名	愛知県視聴覚教育連絡協議会負担金		
	根拠規定	愛知県視聴覚教育連絡協議会規約		
	開始年度	任意／義務 の別	交付先	金額
	不明	義務	愛知県視聴覚教育連絡協議会	12,000 円

第14 教育委員会 保健給食課

1 業務内容

(1) 保健給食課の業務内容

保健給食課は担当が「保健給食担当」と「施設担当」に分けられているが、各担当が行っている業務は、以下のとおりである。



【保健給食担当が行っている業務】

- ① 市立学校の保健計画及び環境衛生に関すること
- ② 児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理に関すること
- ③ 市立学校における災害共済給付及び学校事故損害賠償責任保険に関すること
- ④ 保健関係団体に関すること
- ⑤ 学校給食の運営及び学校給食物資の管理に関すること
- ⑥ 調理及び栄養の指導に関すること
- ⑦ 県費負担学校栄養職員の任免、懲戒その他進退の内申に関すること
- ⑧ 県費負担学校栄養職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること

【施設担当が行っている業務】

- ① 学校給食センター及び給食関係団体に関すること
- ② 学校給食センターの施設及び設備の整備に関すること

本報告書で主に監査対象としたのが施設担当の所管する補助金等であったことから、給食行政を中心に論じる。

市の学校給食は、学校給食法に基づき、パン又は米飯、ミルク及び副食（おかず）を供する「完全給食」の型で実施しており、平成20年5月1日現在の児童生徒数は、

小学校（76校）	2万5643人
中学校（26校）	1万2296人
養護学校（1校）	109人

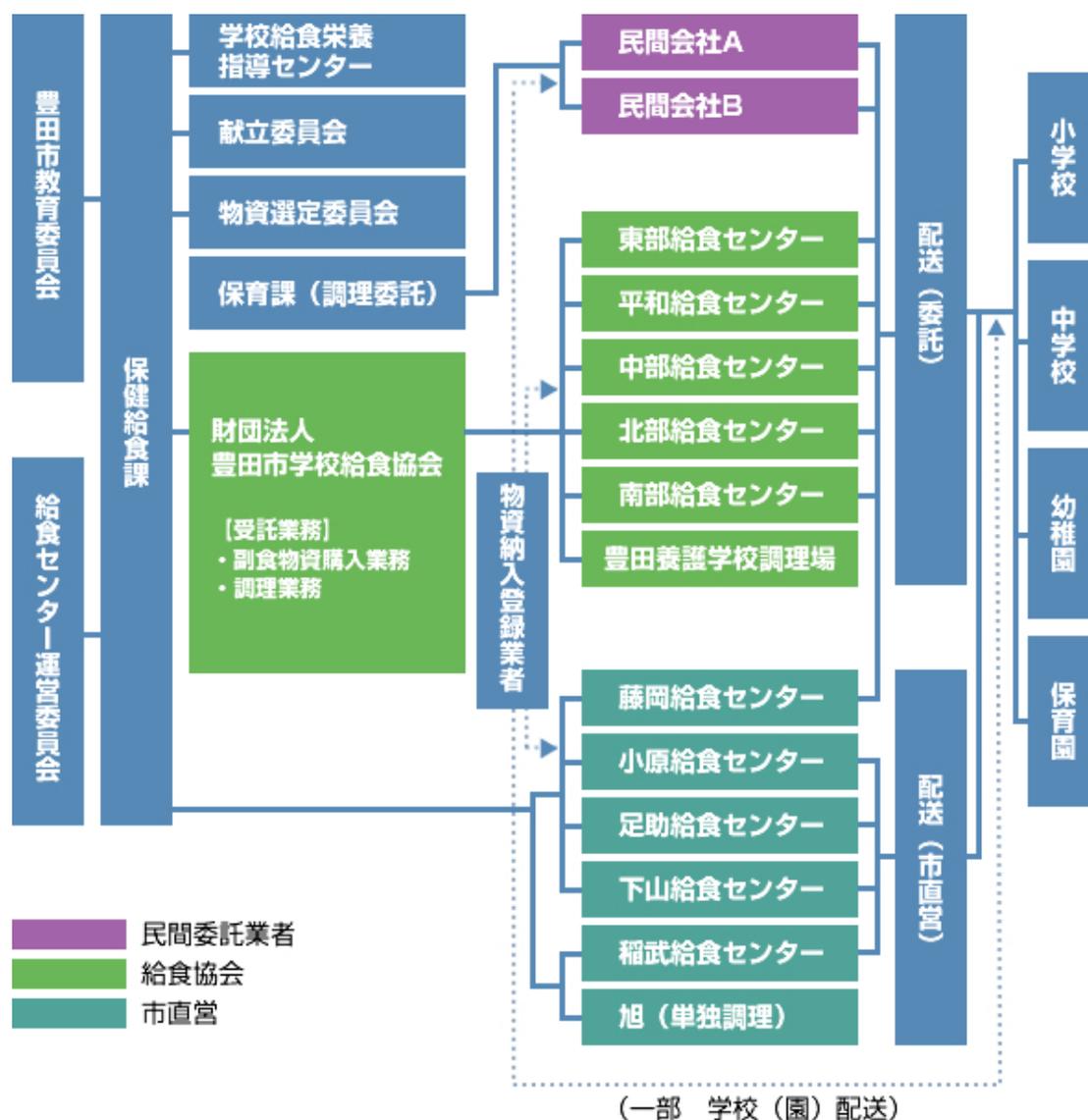
である。

市の学校給食は、市内10か所の給食センター（共同調理場方式）、旭地区の小中学校内の調理場及び養護学校の調理場にて調理されている。

学校給食の調理体制については、直営方式が、旧町村部の5つの給食センターと旭地区の小中学校の単独調理場であり、財団法人豊田市学校給食

協会（以下「給食協会」という。）への委託方式は、旧市内の5つの給食センターと1つの調理場となっている。市が平成17年度に合併した後も、旧町村の直営であった給食センターについては、市が引き続き直営で運営している。

保健給食課と給食協会を取り巻く組織については、以下の図のとおりである。



(財) 豊田市学校給食協会のホームページより転載

(2) 近年の取組み——豊田市東部給食センター改築整備運営事業

市は、東部給食センターの老朽化に対応するとともに、確実な衛生管理のもとで「安全・安心・おいしい給食」を提供すべく、東部給食セン

ター及び下山給食センターについて、平成23年4月開設を目指して統合・改築整備をすすめているが、この事業は、民間の資金、ノウハウの活用を図るため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業（PFI事業）として実施することとされた。

PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法をいう。

市による経費節減に関する説明によると、本事業については、平成20年10月31日（入札前）公表の「特定事業」において「約13.5%の財政削減効果が見込まれる」としていたが、落札業者決定後の落札業者の提案に基づく財政削減効果は30%を超えるとしている。入札結果としては、従来方式と比較して、経費的に30%以上の減額になるということである。

2 補助金等の実績

保健給食課が所管している平成20年度の補助金等は、411頁のとおりである。

3 給食協会への運営補助金

(1) 給食協会について

給食協会は、市内における学校給食の適正円滑な実施、運営及びその発展に寄与することを目的として、東部給食センターの開設を機に、昭和51年に設立された財団法人である。市が基本金全額の1000万円を出捐している（給食協会のその他の概要は458頁参照）。設立後は、市内の各給食センターの調理業務を直営から給食協会への委託に順次切り替えてきた。以上の経緯から、市は、給食協会を、「給食用物資購入業務」と「調理業務」の委託先として選定し、委託してきている。

市は給食協会に対し、委託料を支払いつつ、給食協会の人件費については運営費補助金として交付している。

(2) 運営補助金の目的

学校給食業務の円滑かつ効率的な実施のため。

(3) 根拠

豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱

(4) 実績及び予算

単位：円

年度	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	H20 実績	H21 予算
交付額	659,164,739	674,116,753	831,140,780	690,917,785	660,861,145	700,227,392

給食協会の人件費の補助金として、年額約7億円が継続的に支払われている。平成18年度が約8億円超となって高額なのは、公益法人会計基準の改正に伴う退職給与積立額の増額補正を行ったため一時的に増額となったからである。

(5) 問題点

ア 1食あたりの費用比較

ア) 各給食センター別1食あたりの費用（平成20年度）

給食協会への補助金の必要性・合理性を検討するに際して、給食1食あたりの費用を直営方式のそれと比較検討してみる。

市では、直営方式にて旧町村部の5つの給食センターと旭地区の小中学校の単独調理場を運営し、それ以外のセンターについては給食協会に業務委託している。それぞれの人件費や運営費を比較するために以下のとおり一覧表にまとめてみた。

【直営・委託比較表】

	豊田市による直営方式						給食協会 (旧市内5センター+養護学校)
	藤岡給食センター	小原給食センター	足助給食センター	下山給食センター	稲武給食センター	旭地区(単独校調理場3校)	
人件費総額(円) (A)(※1)	66,367,064	18,210,998	58,039,080	56,902,875	22,390,205	38,507,965	660,861,145
運営経費(円) (B)(※2)	42,644,285	6,093,912	26,397,319	11,259,873	6,188,564	4,693,966	261,019,791
配送委託費(円) (C)(※3)	12,060,000	0	0	0	0	0	285,101,474
事業費合計(円) (D=A+B+C)	121,071,349	24,304,910	84,436,399	68,162,748	28,578,769	43,201,931	1,206,982,410
1日あたりの実施校(園)数	10	7	16	6	3	6	109
1日あたりの調理食数	3,121	479	1,033	724	275	339	40,424
年間調理食数(E)	594,720	89,156	194,846	134,368	52,026	62,538	7,601,627
1食あたりの費用(円) (F=D/E)	203.58	272.61	433.35	507.28	549.32	690.81	158.78

(※1) 給食協会の数字は「補助金決算額」を指す。

(※2) 給食協会の数字は「委託料決算額」を指す。

(※3) 配送は藤岡給食センターと給食協会が民間委託であり、その他の直営センターでは市職員（臨時職員・調理員）が配送も担当している。

イ) 比較結果

給食協会が受託しているセンター等での給食1食分の経費は約158円であるところ、市直営のセンター等での給食1食分の経費は最低でも約203円で、最高で約690円ということで、直営方式から給食協会への委託の経済的効果は、一定程度認めることができる。

なお、直営方式の1食あたりの経費が高額となっている理由は、1日あたりの給食数が少ない割に燃料費や人件費などの経費がかかるからである。この直営方式は、市が平成17年度に旧町村部と合併した時点から継続しているが、市はこれにつき、給食センターの統廃合、PFI方式の導入、給食協会への委託の適否などを、現在検討しているとのことであった。

イ 派遣職員の必要があるのか疑問であること

ア) 給食協会への派遣職員の役職及び退職状況

アでみたとおり、給食協会への業務委託は1食あたりの経費の点で、一定程度の合理性が認められる。

しかしながら、市から給食協会への補助金は、その全てが人件費に充てられているものであることから、当該人件費としての合理性も検討する必要があるだろう。

そこで運営費補助金の対象経費としての職員の内訳を以下のとおり表にまとめてみた。

【運営費補助金対象人員内訳表】

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
派遣職員(人)	10	9	9	9	6
正規職員(人)	104	107	109	108	102
特別任用(人)	2	2	1	1	2
市再雇用(人)	—	—	—	—	2
再任用(人)	—	—	—	1	3
臨時職員(人)	192	197	199	199	209
合計(人)	312	315	318	318	324
補助金額(千円)	659,164	674,116	831,140	690,917	660,861

平成20年度でみると、市から給食協会への運営費補助金6億6086万円は、計324人の人件費に充てられたことになる。とこ

ろで市から給食協会へ派遣された職員は8人（市再雇用2人含む）であるところ、それら職員の人件費は、市から提出されたデータによると、合計約7500万円であった。このことは、割合にして2.5%の職員のための人件費が、運営費補助金の11.3%を占めていることを意味するものである。そこでどのような職員が給食協会に派遣されているのかを、職員の派遣前後の所属と退職時期を含めて、以下の表にまとめてみた。

【給食協会への派遣職員一覧表】

職掌	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
行政職	協 常務理事	協 常務理事	協 常務理事	定年退職			
行政職			社会部 自治振興課	協 常務理事	協 常務理事	定年退職	
行政職					市民部 市民担当	協 常務理事	協 常務理事
行政職	セ 中部 場長	協 管理課長	協 管理課長	協 管理課長	高橋支所長		
行政職				教育行政課	協 管理課長	協 管理課長	協 管理課長
行政職	豊田ほつとかん	セ中部 場長	セ中部 場長	セ中部 場長	定年退職		
行政職	協 管理課長	セ 南部 場長	セ 南部 場長	セ 南部 場長	セ 南部 場長	定年退職	
行政職	セ北部 場長	セ北部 場長	定年退職				
行政職		清掃管理課長	セ 東部 場長	セ 東部 場長	セ 中部 場長	定年退職	
行政職					障がい福祉課	セ 南部 場長	セ 南部 場長
行政職			議会議務局	セ 北部 場長	旭支所副支所長		
行政職				旭支所	セ 東部 場長	セ 中部 場長	セ 中部 場長
行政職				旭支所	セ 北部 場長	セ 北部 場長	セ 北部 場長
技能労務職	セ 平和 場長補佐						
技能労務職	セ 中部 場長補佐	セ 東部 場長補佐					
技能労務職	セ 南部 場長補佐	セ 中部 場長補佐	定年退職				
技能労務職	セ 北部 場長補佐	セ 北部 場長補佐	上水運用センター				
技能労務職	セ 中部 技能員	セ 中部 技能員	セ 北部 主任	上水運用センター			

協 = 学校給食協会
セ = 給食センター

= 定年退職 または 退職後再任用

= 学校給食協会以外の協会公社等または市部署

この表からは、平成15年度から平成21年度までに派遣された職員18名中、約半分の9名が給食協会です定年退職を迎えていることが分かる。また給食協会です退職しなくとも、派遣後市に戻った直後にほとんど

の職員が定年退職を迎えている。このことから、給食協会には、定年退職間近の職員が派遣され、派遣中または派遣終了後に定年退職を迎えるという傾向が認められる。

ところで監査人が市に対して、給食協会への派遣職員の派遣の必要性について照会したところ、市からは以下の回答がなされた。

学校給食協会の常務理事，管理課長，調理場長あるいは操作手の派遣については，学校給食法に規定する学校給食衛生管理基準に基づく施設の管理，調理業務の遂行のために設置者である豊田市の責務を果たし，また，豊田市学校給食センター条例に規定される市教委に設置される給食センター運営委員会や市教育委員会との密接な連携により，安心安全な学校給食の提供に資するために派遣しています。

しかしながら，給食協会が受託している給食センター・調理場は全部で6か所あるが，すべてのセンターの場長が派遣職員というわけでもない。そこで「給食センターの場長が，派遣職員でないところもあるとすると，場長は派遣職員である必要性が高くないのではないか。」と改めて質問を試みた。これに対する市の回答は次のとおりであった。

「場長」は，各センターの施設の管理，調理業務を統括し，市教委をはじめ県費負担栄養士との連携，指示の伝達等現場での安全安心な学校給食の提供に資するために派遣しています。ところで，給食施設には学校給食衛生管理基準があり，共同調理場の長はこの管理基準に従って適切に調理場を管理しなければなりません。改善を要する場合は調理場の設置者に申し出て改善を行わなければならない等，市教育委員会との密接な連携と調整が必要となります。

これまで市直営からのスムーズな委託移行のため，調理指導，衛生管理等必要な指導助言及び市教委及び県費負担学校栄養士との連絡調整やそれぞれの施設の概要や調理手順を熟知している市職員（調理員をはじめとして）を派遣し，協会職員を指導・助言してきました。しかし，これも経年と共に徐々に引き上げ，プロパー職員へ切り替えてきております。場長については市職員を派遣するか，適任者がいない場合は相当の経験のある職員の再就労（OB）として協会の要請に基づき推薦しているところです。

上記の市の説明によると，場長は，「学校給食法に規定する学校給食衛生管理基準に基づく施設の管理」と「市教育委員会との密接な連携」を期待されていると考えられる。

しかしながら前出の【給食協会への派遣職員一覧表】にみる派遣職員の経歴は，派遣前は，教育委員会や給食協会とは関係のない部署に所属

していたことが分かる。確かに一定程度の市職員経験を有する者であれば、「市教育委員会との密接な連携」を期待できるが、「学校給食衛生管理基準に基づく施設の管理」まで期待することは、前職までの経歴では難しいと思われる。

とするとそもそも市が説明するような理由で、職員をセンターの場長として派遣することの必要性があったのかは疑問といえる。

むしろ見方によっては、給食協会の役職が、市の役職ポストの一部として取り扱われており、派遣の必要性が明確ではないにもかかわらず、当該職員が派遣されているともいえる。

	金額(円)
A	13,178,702
B	13,614,629
C	12,496,748
D	11,519,363
E	12,272,664
F	11,701,323
G	11,903,471
H	11,542,360
I	11,693,053
J	11,857,758
K	11,525,268
L	11,491,754
M	11,560,321
N	9,626,380
O	8,847,563
P	8,387,723
R	6,738,195

さらに派遣職員が退職する直前または異動直前の時期に、給食協会から支払われた1年分の人件費（給与、手当、共済事業主負担分含む）を表にまとめると左のとおりとなる。

A～Mは、行政職として派遣された職員であるが、その人件費は、年間1100万円以上であり、中には1300万円を超える金額となっていた職員もいた。しかし一定数の決まった数の給食を作る組織を運営したり施設を管理するために、年間人件費が1100万円を超える職員を4、5名も派遣する必要性はあるのであろうか。

そもそも市は「安心安全な学校給食の提供に資するために派遣しています」と説明しているが、「食の安全安心」は、給食センターに特別に求められているものではなく、どの飲食業者にも求められているものである。しかもそういった要請のある給食分野においても、市はPFI事業として民間に委託することを開始している状況である。

とすると、著しく高額な人件費のかかる職員を常時複数名抱えておく必要性とするには、上記市の説明では、必ずしも説得力あるとはいえない。

なお昨今、行政職員のOBが天下りとして外郭団体の役員に就任する例が問題視されているが、給食協会においては、そういった事例は見当たらなかった。

【意見】

学校給食法に規定する学校給食衛生管理基準を満たす管理を行うために、どれくらい的人员が必要かを厳密に吟味すべきである。

給食について、献立作成から食材の調達、調理、配送、残飯等の回収及び清掃という一連の流れの中で、特に「献立の作成」については、公共的必要性が高いことから、市の関与が強く求められるものと考えられる。そこで、給食の一連の手順の中でも、市派遣職員が実際にどの場面で必要とされるのか、派遣した場合でも相当高額な人件費を補助金として交付することが妥当かについて、改めて検討すべきだと考える。

ウ 随意契約の問題性

ア) 給食協会の選定方法

市は原則として、給食協会への委託契約も一般競争入札を経なければならぬ。しかしながら市は、給食協会について、随意契約により学校給食の食材調達及び調理業務を委託している。

地方自治法第234条では契約締結に関して次のとおり規定している。

- 1 項 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 項以下略。

とされ、2項の「政令で定める場合」として地方自治法施行令第167条の2において、随意契約については、次のとおり規定されている。

- 1 項 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 三 以下略。

市が給食協会と随意契約をしている理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号とし、具体的理由としては「本市における学校給食業務の円滑かつ効率的な運営を目的として、設立されている公共的な団体であるため」としている。

そのほか、市からのヒアリングの際に随意契約にしている理由として、「大量の調理を行うためにはそれなりのノウハウが必要なため、実際に愛知県内では完全に民間に委託しているところは少ないはずです。また入札で1年ごとに契約を締結してやっていこうと思うと、業者としては次年度も委託があるか不安で、参入が難しい。しかも市としても、業者が複数存在していなければ、毎年入札で行うことは難しい。そういった理由から、『単年の随意契約』で行っているのが実情です。」との説明がなされた。

しかしながら一般に随意契約の場合には、民間との競争にさらされていないため、経費削減のインセンティブが働きにくく、人件費が削減される方向性になかなかなりにくい。そうなると、給食協会の人件費は、運営費補助金で賄われていることから、随意契約による委託先の人件費が補助金の場合には、補助金も減額になりやすく高額になりやすい傾向が認められるのではないだろうか。

イ) 随意契約の理由の合理性が高くないこと

市は上記のように給食協会が公益的団体であることから、随意契約を認めているが、他方で、市は、東部給食センター改築事業を、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFI事業として行っていることから、給食センターの運営主体が、給食協会に限られたものではないことを前提とした施策を展開している。

豊田市協会公社等運営評価専門部会による「豊田市協会公社等運営評価報告書」（平成19年3月）において、給食協会が行う学校給食調理業務については、「基本的には市場性が高く、段階的に公募することが適当」との意見が記載されている。

なお給食協会は、上記意見を受けて、平成19年6月に作成された「協会公社等経営改善方針計画書」においては、「センター建設運営事業をPFI方式とした場合の参入意欲について」という項目への意見として「本協会が公益法人として存続を考えたとき、公益法人の趣旨からPFIへの参加は考えていない」とのコメントが記載されている。

【意見】

確かに前記のとおり、給食調理業務を市直営で行うよりも、給食協会に委託した方がコスト削減につながっている。また給食調理業務は、学校と連携を保ちながら行う食育の一環ととらえられるため事業に公益性が求められる面もあろう。

しかしながら、市が給食協会と行っている随意契約では、民間業

者と比較して、経費削減効果があるのかないのか判然としない状況である。また給食調理業務の性質としても、公益的法人が担当しなければならない高い公益性も認めにくい。

そうであれば、市としては現在の給食センターの改築・統廃合に伴うPFI導入の方向性や給食調理業務等の一般競争入札の導入について、方向性を明確に示し、この分野の民間事業者の段階的参入についての具体的スケジュールを立案すべきである。

エ 運営費補助金の減額傾向について

前出の【運営費補助金対象人員内訳表】によれば、平成16年度から平成20年度までの比較において、派遣職員は10人から6人に減少し、正規職員も104人から109人まで増加したが、平成20年度には102人と減少している。

しかしながら臨時職員は平成16年度に192人だったところ、平成20年度には209人と増加している。ほぼそれに比例するように補助金額が平成16年度には6億5916万円だったところ、平成19年度には6億9091万円に増加し、平成20年度には6億6086万円といったんは減少したものの、平成21年度予算では7億0022万円であり（平成20年度予算額は6億9989万円）、再び増加に転じている。

豊田市協会公社等運営評価専門部会による「豊田市協会公社等運営評価報告書」（平成19年3月）においては、職員関係についての評価として、次のような記載がある。

平成14年度から市内全センターを受託しているが、職員数は段階的に増加している。職員1人あたり調理数は段階的に減少し調理コストの増加傾向がある。衛生管理体制には十分留意しつつ、引き続き組織の効率化に努める必要がある。

このように平成18年度時点で、職員数の段階的増加に対し、警鐘を鳴らされていたにもかかわらず、職員数の増加及び運営費補助金の増加傾向が止まっていないのではないかと考えられる。これはつまりコスト面における競争力向上の努力が不足しているのではないかとの疑問が生じる。

もっとも給食協会への委託料と運営費補助金の合計額（協会事業費合計）を、1年間の調理食数で割ることにより算出する「1食あたりの協会事業費」については、以下のような推移となっている。

	内訳・説明など	H16	H17	H18	H19	H20
委託料決算額(円)	総額(A)	195,458,696	225,117,191	244,003,355	243,496,533	261,019,791
補助金決算額(円)	(B)	659,164,739	674,116,753	831,140,780	690,917,785	660,861,145
協会事業費合計(円)	(C)=(A)+(B)	854,623,435	899,233,944	1,075,144,135	934,414,318	921,880,936
調理業務実績	1年間の調理食数(D)	7,161,985	7,297,580	7,461,881	7,557,681	7,601,627
	1食あたりの協会事業費(円)(C)÷(D)	119.33	123.22	144.08	123.64	121.27

平成20年度の「1食あたりの協会事業費」の金額(121.27円)が、前出の【直営・委託比較表】の金額(158.78円)と異なるのは、後者の事業費合計に民間事業者への配送委託費も含めているからである。

この表でみるかぎり、「1食あたりの協会事業費」は、平成17年度の合併後は平成18年度に増加したあとは減少傾向にある。ただし平成21年度は補助金額の予算額が再び増加しており、現時点は決算前なので、今後も減少傾向となるかは明らかではない。

なお平成20年度の委託料決算額が前年度に比べて大幅に増額しているのは、委託料に含まれる燃料費が世界的に高騰したからである。

【意見】

市としては、給食調理事業は市場性が高い分野であり、競争力が求められる分野であることに十分留意しつつ、民間事業者の全面参入までの間は、給食協会に対し、経費節減の数値目標を設定させるなどして、運営の合理化を積極的に後押しするべきである。



補助金等一覧表

補助金

1	補助金名	豊田市学校給食協会運営費補助金			
	根拠規定	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱			
	開始年度	補助対象者	交付先	件数	金額
	H9年度	特定協会公社等	(財)豊田市学校給食協会	1	660,861,145 円

負担金

1	負担金名	豊田加茂学校保健会負担金			
	根拠規定	豊田加茂学校保健会規約			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	S58年以前	義務(一部)	豊田加茂学校保健会	1,416,016 円	
2	負担金名	愛知県学校保健会養護教諭部会負担金			
	根拠規定	愛知県学校保健会養護教諭部会規約			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H13年以前	義務	愛知県学校保健会	163,500 円	
3	負担金名	全国市長会学校災害賠償責任保険料			
	根拠規定	全国市長会学校災害賠償補償保険			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H13年以前	義務	全国市長会	2,668,092 円	
4	負担金名	全国学校保健研究大会参加負担金			
	根拠規定	参加費			
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額	
	H13年以前	任意	新潟県開催事務局	6,000 円	

5	負担金名	学校災害共済負担金		
	根拠規定	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H13年以前	義務	日本スポーツ振興センター	35,648,710 円
6	負担金名	全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会参加負担金		
	根拠規定	参加費		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H19年度	任意	長崎県開催事務局	6,000 円
7	負担金名	学校給食優良施設視察研修参加負担金		
	根拠規定	参加費		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H13年以前	任意	愛知県学校給食会	4,000 円
8	負担金名	愛知県学校給食センター連絡協議会会費負担金		
	根拠規定	愛知県学校給食センター連絡協議会規約		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H13年以前	義務	愛知県学校給食会	73,000 円
9	負担金名	豊田市保健所管内栄養士連絡会会費負担金		
	根拠規定	豊田市保健所管内栄養士連絡会会則		
	開始年度	任意／義務の別	交付先	金額
	H10年度	義務	豊田市保健所管内栄養士連絡会	24,000 円

第4章 参考資料

- 第1 平成20年度 補助金・交付金一覧表 414
- 第2 平成20年度 負担金一覧表 429
総務部財政課のデータに基づいて作成したものであるが、各担当課からの回答に基づいて作成した第3章の各課の個別検討に記載した負担金の金額と食い違いが生じているものがある。
- 第3 平成21年度 協会会社等（監査対象）の概要 437

第1 平成20年度 補助金・交付金一覧表

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
総合企画部	企画課	(仮)山間地域ケーブルテレビ施設整備費補助金(定額)	団体	1	307,080,000	豊田市山間地域ケーブルテレビ施設整備費補助金交付要綱	H20	H27	ひまわりネットワーク(株)等
総合企画部	国際課	市民文化使節団補助金(10/10・1/2)	団体	1	5,702,677	ダービーシャー県等姉妹都市提携10周年記念 豊田市民文化使節団派遣事業費補助金交付要綱	H20	H20	豊田市民文化使節団
総合企画部	国際課	交換学生派遣費補助金(10/10・1/2)	個人	0	0	デトロイト市交換学生派遣事業補助金交付要綱	H13	H20	一般市民、高校生
総合企画部	国際課	国際交流協会運営費補助金(10/10)	団体	1	18,175,335	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H12	H23	(財)豊田市国際交流協会
総務部	人事課	豊田市職員互助会交付金	団体	1	61,523,000	豊田市職員互助会条例	S40		職員互助会
総務部	管財課	土地開発公社運営費補助金(10/10)	団体	1	112,461,511	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H14	H23	土地開発公社
総務部	定額給付金推進室	定額給付金給付事業費補助金(定額)	個人	0	0	豊田市定額給付金給付事業実施要綱	H20	H21	個人
総務部	定額給付金推進室	子育て応援特別手当交付金(定額)	個人	0	0	豊田市子育て応援特別手当支給事業実施要綱	H20	H21	個人
社会部	自治振興課	区長会補助金(定額)	団体	1	985,740	豊田市区長会補助金交付要綱	S54	H21	区長会
社会部	自治振興課	地域集会施設耐震診断事業費等補助金(8/10)	団体	9	4,610,000	地域集会施設耐震診断事業費等補助金交付要綱	H18	H21	自治区
社会部	自治振興課	地域集会施設整備資金利子補給補助金	団体	10	324,156	地域集会施設整備資金融資あっせんおよび利子補給事業要綱	H15	H21	自治区
社会部	自治振興課	コミュニティ助成費補助金(10/10)	団体	15	35,167,400	豊田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱	S59	H21	自治区、コミュニティ
社会部	自治振興課	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	38	6,380,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	自治振興課	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	45	3,552,000	豊田市自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	自治振興課	わくわく事業補助金	団体	54	21,770,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	自治振興課	防犯灯設置費補助金(定額)	団体	96	9,342,000	防犯灯設置費補助金交付要綱	H13	H21	自治区
社会部	自治振興課	放送施設等整備費補助金(5/10)	団体	3	840,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	自治振興課	地域集会施設整備費補助金(8/10・5/10)	団体	29	16,966,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	自治振興課	地域振興事務交付金	団体	50	135,718,278	豊田市地域振興事務交付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	自治振興課	地区コミュニティ推進交付金	団体	5	1,900,000	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会議
社会部	旭支所	地域観光協会補助金(定額)	団体	1	11,921,000	豊田市観光振興団体補助金交付要綱	H17	H20	旭観光協会
社会部	旭支所	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	3	457,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	旭支所	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	4	661,000	豊田市自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	旭支所	旭高原自然活用村協会運営費補助金(10/10)	団体	1	61,702,713	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H17	H20	旭高原自然活用村協会
社会部	旭支所	わくわく事業補助金	団体	13	5,000,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
社会部	旭支所	防犯灯設置費補助金 (定額)	団体	14	220,000	防犯灯設置費補助金交付 要綱	H13	H21	自治区
社会部	旭支所	地域集会施設整備費 補助金(8/10・5/ 10)	団体	6	2,736,000	自治区施設の整備に 関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	旭支所	地域振興事務交付金	団体	5	5,461,361	豊田市地域振興事務交 付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	旭支所	地域コミュニティ推進 交付金	団体	1	320,000	地区コミュニティ推進事 業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会 議
社会部	旭支所	過疎地域特別交付金	団体	5	1,247,900	豊田市過疎地域特別交 付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	足助支所	地域観光協会補助金 (定額)	団体	1	16,000,000	豊田市観光振興団体補 助金交付要綱	H17	H20	足助観光協会
社会部	足助支所	定住促進支援費補助 金(定額)	個人	2	1,000,000	足助地域定住促進支 援事業補助金交付要 綱	H9	H21	足助地域定住者
社会部	足助支所	自治区活動備品整備 費補助金(5/10)	団体	6	289,000	自治区活動備品整備事 業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	足助支所	自主防災組織運営費 補助金(2/3)	団体	3	179,000	自主防災事業補助金交 付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	足助支所	わくわく事業補助金	団体	11	4,593,000	わくわく事業補助金交 付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	足助支所	防犯灯設置費補助金 (定額)	団体	34	2,289,000	防犯灯設置費補助金交 付要綱	H13	H21	自治区
社会部	足助支所	放送施設等整備費補 助金(5/10)	団体	2	175,000	自治区施設の整備に 関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	足助支所	地域集会施設整備費 補助金(8/10・5/ 10)	団体	13	27,723,000	自治区施設の整備に 関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	足助支所	地域振興事務交付金	団体	15	14,568,850	豊田市地域振興事務交 付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	足助支所	地域コミュニティ推進 交付金	団体	1	340,000	地区コミュニティ推進事 業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会 議
社会部	足助支所	過疎地域特別交付金	団体	13	2,181,500	豊田市過疎地域特別交 付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	稲武支所	地域観光協会補助金 (定額)	団体	1	12,000,000	豊田市観光振興団体補 助金交付要綱	H17	H20	いなぶ観光協会
社会部	稲武支所	自治区活動備品整備 費補助金(5/10)	団体	0	0	自治区活動備品整備事 業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	稲武支所	自主防災組織運営費 補助金(2/3)	団体	1	209,000	自主防災事業補助金交 付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	稲武支所	わくわく事業補助金	団体	10	4,986,000	わくわく事業補助金交 付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	稲武支所	防犯灯設置費補助金 (定額)	団体	3	131,000	防犯灯設置費補助金交 付要綱	H13	H21	自治区
社会部	稲武支所	地域集会施設整備費 補助金(8/10・5/ 10)	団体	2	20,753,000	自治区施設の整備に 関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	稲武支所	地域振興事務交付金	団体	13	7,910,360	豊田市地域振興事務交 付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	稲武支所	地域コミュニティ推進 交付金	団体	1	320,000	地区コミュニティ推進事 業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会 議
社会部	稲武支所	過疎地域特別交付金	団体	11	1,138,400	豊田市過疎地域特別交 付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	小原支所	地域観光協会補助金 (定額)	団体	1	13,000,000	豊田市観光振興団体補 助金交付要綱	H17	H20	小原観光協会

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
社会部	小原支所	定住促進支援費補助金(定額)	個人	5	1,500,000	小原地域定住促進住宅分譲利子補給金交付要綱	H17	H21	小原地域定住者
社会部	小原支所	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	2	299,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	小原支所	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	6	168,000	自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	小原支所	わくわく事業補助金	団体	11	4,982,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	小原支所	防犯灯設置費補助金(定額)	団体	13	1,451,000	防犯灯設置費補助金交付要綱	H13	H21	自治区
社会部	小原支所	地域集会施設整備費補助金(8/10・5/10)	団体	2	294,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	小原支所	地域振興事務交付金	団体	12	7,987,054	豊田市地域振興事務交付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	小原支所	地域コミュニティ推進交付金	団体	1	320,000	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会議
社会部	小原支所	過疎地域特別交付金	団体	11	1,106,800	豊田市過疎地域特別交付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	上郷支所	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	15	1,839,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	上郷支所	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	18	901,000	豊田市自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	上郷支所	わくわく事業補助金	団体	23	7,848,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	上郷支所	防犯灯設置費補助金(定額)	団体	48	2,925,000	防犯灯設置費補助金交付要綱	H13	H21	自治区
社会部	上郷支所	放送施設等整備費補助金(5/10)	団体	2	735,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	上郷支所	地域集会施設整備費補助金(8/10・5/10)	団体	15	16,887,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	上郷支所	地域振興事務交付金	団体	31	48,099,956	豊田市地域振興事務交付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	上郷支所	地域コミュニティ推進交付金	団体	2	740,000	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会議
社会部	猿投支所	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	28	2,775,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	猿投支所	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	24	2,183,000	豊田市自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	猿投支所	わくわく事業補助金	団体	43	24,099,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	猿投支所	防犯灯設置費補助金(定額)	団体	55	7,496,000	防犯灯設置費補助金交付要綱	H13	H21	自治区
社会部	猿投支所	放送施設等整備費補助金(5/10)	団体	6	496,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	猿投支所	地域集会施設整備費補助金(8/10・5/10)	団体	34	12,952,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	猿投支所	地域振興事務交付金	団体	57	62,368,225	豊田市地域振興事務交付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	猿投支所	地域コミュニティ推進交付金	団体	5	1,700,000	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会議
社会部	猿投支所	過疎地域特別交付金	団体	16	741,300	豊田市過疎地域特別交付金交付要綱	H19	H21	自治区

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
社会部	下山支所	地域観光協会補助金 (定額)	団体	1	19,000,000	豊田市観光振興団体補助 金交付要綱	H17	H20	香恋の里しもやま 観光協会
社会部	下山支所	自主防災事業補助金 (2/3)	団体	4	324,000	豊田市自主防災事業補助 金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	下山支所	自治区活動備品整備 費補助金(5/10)	団体	4	352,000	自治区活動備品整備事業 補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	下山支所	自主防災組織運営費 補助金(2/3)	団体	1	13,000	豊田市自主防災事業補助 金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	下山支所	わくわく事業補助金	団体	10	4,211,000	わくわく事業補助金交付要 綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	下山支所	防犯灯設置費補助金 (定額)	団体	16	1,223,000	防犯灯設置費補助金交付 要綱	H13	H21	自治区
社会部	下山支所	地域集会施設整備費 補助金(8/10・5/ 10)	団体	0	0	自治区施設の整備に関す る補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	下山支所	地域振興事務交付金	団体	7	7,948,952	豊田市地域振興事務交付 金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	下山支所	地域コミュニティ推進 交付金	団体	1	320,000	地区コミュニティ推進事業 交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会 議
社会部	下山支所	過疎地域特別交付金	団体	5	860,700	豊田市過疎地域特別交付 金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	高岡支所	自治区活動備品整備 費補助金(5/10)	団体	18	2,531,000	自治区活動備品整備事業 補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	高岡支所	自主防災組織運営費 補助金(2/3)	団体	15	1,001,000	豊田市自主防災事業補助 金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	高岡支所	わくわく事業補助金	団体	44	12,787,000	わくわく事業補助金交付要 綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	高岡支所	防犯灯設置費補助金 (定額)	団体	65	6,527,000	防犯灯設置費補助金交付 要綱	H13	H21	自治区
社会部	高岡支所	放送施設等整備費補 助金(5/10)	団体	4	693,000	自治区施設の整備に関す る補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	高岡支所	地域集会施設整備費 補助金(8/10・5/ 10)	団体	14	5,635,000	自治区施設の整備に関す る補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	高岡支所	地域振興事務交付金	団体	26	74,076,318	豊田市地域振興事務交付 金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	高岡支所	地域コミュニティ推進 交付金	団体	4	1,480,000	地区コミュニティ推進事業 交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会 議
社会部	高橋支所	自治区活動備品整備 費補助金(5/10)	団体	18	2,540,000	自治区活動備品整備事業 補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	高橋支所	自主防災組織運営費 補助金(2/3)	団体	24	2,525,000	豊田市自主防災事業補助 金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	高橋支所	わくわく事業補助金	団体	14	3,915,000	わくわく事業補助金交付要 綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	高橋支所	防犯灯設置費補助金 (定額)	団体	45	3,101,000	防犯灯設置費補助金交付 要綱	H13	H21	自治区
社会部	高橋支所	放送施設等整備費補 助金(5/10)	団体	5	1,022,000	自治区施設の整備に関す る補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	高橋支所	地域集会施設整備費 補助金(8/10・5/ 10)	団体	19	10,520,000	自治区施設の整備に関す る補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	高橋支所	地域振興事務交付金	団体	42	63,860,877	豊田市地域振興事務交付 金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	高橋支所	地域コミュニティ推進 交付金	団体	3	1,120,000	地区コミュニティ推進事業 交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会 議

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
社会部	高橋支所	過疎地域特別交付金	団体	2	72,400	豊田市過疎地域特別交付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	藤岡支所	地域観光協会補助金(定額)	団体	1	21,000,000	豊田市観光振興団体補助金交付要綱	H17	H20	藤岡観光協会
社会部	藤岡支所	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	10	1,227,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	藤岡支所	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	5	723,000	自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	藤岡支所	わくわく事業補助金	団体	12	5,000,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	藤岡支所	防犯灯設置費補助金(定額)	団体	10	1,283,000	防犯灯設置費補助金交付要綱	H13	H21	自治区
社会部	藤岡支所	地域集会施設整備費補助金(8/10・5/10)	団体	6	1,573,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	藤岡支所	地域振興事務交付金	団体	24	27,115,846	豊田市地域振興事務交付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	藤岡支所	地域コミュニティ推進交付金	団体	1	360,000	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会議
社会部	藤岡支所	過疎地域特別交付金	団体	9	438,000	豊田市過疎地域特別交付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	松平支所	自治区活動備品整備費補助金(5/10)	団体	9	1,310,000	自治区活動備品整備事業補助金交付要綱	H2	H21	自治区
社会部	松平支所	自主防災組織運営費補助金(2/3)	団体	11	1,078,000	豊田市自主防災事業補助金交付要綱	S60	H21	自主防災会
社会部	松平支所	わくわく事業補助金	団体	12	4,973,000	わくわく事業補助金交付要綱	H17	H21	まちづくり活動団体
社会部	松平支所	防犯灯設置費補助金(定額)	団体	20	1,539,000	防犯灯設置費補助金交付要綱	H13	H21	自治区
社会部	松平支所	放送施設等整備費補助金(5/10)	団体	3	207,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	松平支所	地域集会施設整備費補助金(8/10・5/10)	団体	4	2,922,000	自治区施設の整備に関する補助要綱	S53	H21	自治区
社会部	松平支所	地域振興事務交付金	団体	22	15,601,195	豊田市地域振興事務交付金交付要綱	S62	H21	自治区
社会部	松平支所	地域コミュニティ推進交付金	団体	1	340,000	地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱	H7	H20	地区コミュニティ会議
社会部	松平支所	過疎地域特別交付金	団体	5	338,900	豊田市過疎地域特別交付金交付要綱	H19	H21	自治区
社会部	生涯学習課	シルバー人材センター運営費補助金(10/10)	団体	1	32,908,731	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H14	H20	シルバー人材センター
社会部	生涯学習課	老人クラブ活動費補助金(8/10・定額)	団体	308	40,389,375	豊田市老人クラブ助成事業補助金交付要綱	S40	H21	老人クラブ連合会等
社会部	生涯学習課	高齢者能力活用推進費補助金(定額)	団体	1	82,891,088	高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱	S55	H21	シルバー人材センター
社会部	生涯学習課	憩の家管理運営費補助金(定額)	団体	200	23,133,752	豊田市老人憩の家の管理運営補助金交付要綱	S44	H20	憩の家の管理者
社会部	生涯学習課	少年少女発明クラブ補助金(1/2)	団体	1	5,650,000	豊田少年少女発明クラブ補助金交付要綱	S56	H21	豊田少年少女発明クラブ
社会部	生涯学習課	自治区女性会活動費補助金(1/2)	団体	51	1,020,000	豊田市自治区女性会事業費補助金交付要綱	S59	H22	自治区女性会
社会部	生涯学習課	女性労働能力活用事業費補助金(2/3)	団体	1	700,000	女性労働能力活用事業費補助金交付要綱	S61	H22	ファミリー・サービス・クラブ

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
社会部	防災防犯課	自主防災会連絡協議会補助金(定額)	団体	1	1,300,000	豊田市自主防災会連絡協議会補助金交付要綱	H6	H22	豊田市自主防災連絡協議会
社会部	防災防犯課	災害防止事業資金利子補給補助金	個人	1	1,810	豊田市災害防止事業資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱	H15	H22	一般市民
社会部	共働推進課	NPOはじめの一步助成事業補助金(定額)	団体	10	1,000,000	豊田市NPOはじめの一步助成金交付要綱	H15	H21	市民活動団体
環境部	環境政策課	住宅用太陽光発電システム設置費補助金(定額)	個人	613	178,624,000	豊田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	H12	H22	一般市民
環境部	環境政策課	住宅用高効率給湯器設置費補助金(定額)	個人	2561	82,920,000	豊田市住宅用高効率給湯器設置費補助金交付要綱	H19	H22	一般市民
環境部	環境政策課	低公害車普及促進費補助金(5/100)	個人	489	58,065,000	豊田市低公害車普及促進事業補助金交付要綱	H10	H22	一般市民
環境部	環境保全課	環境保全設備等整備資金利子補給補助金	団体	4	470,882	豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱	S45	H22	中小企業等
環境部	ごみ減量推進課	生ごみ処理機購入費補助金(1/2)	個人	889	16,458,800	豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	H11	H22	一般市民
環境部	ごみ減量推進課	集団回収事業補助金(定額)	団体	23	10,478,250	豊田市集団回収事業補助金交付要綱	H10	H22	集団回収登録業者
環境部	ごみ減量推進課	地域生ごみ減量化支援費補助金(定額)	団体	12	1,640,000	豊田市地域生ごみ減量化支援事業補助金交付要綱	H14	H22	地域団体(ご近所で組織した任意団体)
福祉保健部	(福)総務課	社会福祉協議会運営費補助金(10/10)	団体	1	256,908,540	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H24	豊田市社会福祉協議会
福祉保健部	(福)総務課	社会福祉協議会事業補助金(1/2)	団体	1	2,400,000	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱	S50	H22	豊田市社会福祉協議会
福祉保健部	(福)総務課	福祉施設ふれあい活動推進費補助金(1/2)	団体	21	4,936,000	福祉施設ふれあい活動推進費補助金交付要綱	H20	H22	社会福祉法人
福祉保健部	(福)総務課	公的病院運営費補助金(定額)	団体	1	76,305,000	公的病院運営費補助金交付要綱	S54	H22	愛知県厚生連
福祉保健部	(福)総務課	公的病院救命救急センター機能運営費補助金(2/3)	団体	1	77,912,000	公的病院救命救急センター機能運営費補助金交付要綱	H19	H22	愛知県厚生連
福祉保健部	(福)総務課	公的病院医療機器整備費補助金(1/2)	団体	1	36,750,000	公的病院施設整備費補助金交付要綱	S60	H22	愛知県厚生連
福祉保健部	(福)総務課	病院群輪番制病院運営費補助金(10/10)	団体	4	23,470,000	病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱	S55	H22	トヨタ記念病院等
福祉保健部	(福)総務課	小児救急医療支援病院運営費補助金(10/10)	団体	2	12,522,000	小児救急医療支援病院運営費補助金交付要綱	H12	H22	豊田厚生病院、トヨタ記念病院
福祉保健部	(福)総務課	献体事業補助金(定額)	団体	1	100,000	献体事業補助金交付要綱	H1	H22	財団法人不老会豊田加茂支部
福祉保健部	(福)総務課	地域医療提供体制強化費補助金(2/3)	団体	1	6,000,000	地域医療提供体制強化事業補助金交付要綱	S61	H22	豊田加茂医師会
福祉保健部	(福)総務課	豊田地域医療センター運営費補助金(10/10)	団体	1	24,884,639	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H24	豊田地域医療センター
福祉保健部	(福)総務課	休日救急診療体制運営費補助金(10/10)	団体	1	8,374,000	休日救急診療体制運営費補助金交付要綱	H17	H22	豊田加茂医師会
福祉保健部	(福)総務課	へき地医療拠点病院運営費補助金(定額)	団体	1	60,000,000	へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	H20	H22	愛知県厚生連
福祉保健部	(福)総務課	豊田厚生病院新築支援補助金(10/10・2/3)	団体	1	2,943,347,000	豊田厚生病院移転新築事業費補助金交付要綱	H18	H22	愛知県厚生連
福祉保健部	(福)総務課	へき地医療拠点病院施設整備費補助金交付要綱	団体	1	16,854,000	へき地医療拠点病院施設整備費補助金交付要綱	H20	H22	愛知県厚生連
福祉保健部	生活福祉課	地区民生委員児童委員協議会の活動事業費補助金(定額)	団体	26	7,115,000	民生児童委員協議会活動事業費補助金交付要綱	H8	H22	地区民生児童委員協議会

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
福祉保 健部	生活福祉 課	地区遺族会実施の戦 没者追悼事業費補助 金(10/10)	団体	12	3,592,000	豊田市戦没者追悼事業費 補助金交付要綱	H17	H22	地区戦没者遺族会
福祉保 健部	生活福祉 課	戦傷病者機能回復訓 練療養費補助金(1/ 2)	団体	0	0	豊田市戦傷病者機能回復 訓練療養費補助金交付要 綱	H8	H22	豊田市傷痍軍人 会、小原地区傷痍 軍人会、下山地区 傷痍軍人会
福祉保 健部	生活福祉 課	戦没者遺族連合会事 業(平和をかたりつぐ 事業)費補助金(10 /10)	団体	1	600,000	豊田市戦没者遺族連合会 事業費補助金交付要綱	H20	H22	豊田市戦没者遺族 連合会
福祉保 健部	高齢福祉 課	ひとり暮らしひまわり 懇談会補助金(10/ 10)	団体	16	4,101,508	「ひまわり懇談会」事業補助 金交付要綱	H13	H22	「ひまわり懇談会」 実行委員会
福祉保 健部	高齢福祉 課	軽費老人ホーム利用 料補助金(10/10)	団体	2	56,873,500	軽費老人ホーム利用料補 助金交付要綱	H10	H22	ケアハウスみなみ、 ケアハウス豊田
福祉保 健部	高齢福祉 課	社会福祉法人利用者 負担軽減対策費補助 金(1/2)	団体	3	1,256,362	豊田市における社会福祉 法人等による生活困難者 に対する利用者負担軽減制 度事業費補助金交付要綱	H13	H22	社会福祉法人
福祉保 健部	高齢福祉 課	特別養護老人ホーム 等建設費補助金(定 額)	団体	1	171,522,000	豊田市社会福祉施設等整 備費補助金交付要綱	H17	H22	施設整備を行う法 人
福祉保 健部	保健衛生 課	食品衛生費補助金 (定額)	団体	1	1,322,000	豊田市食品衛生事業補助 金交付要綱	S45	H22	豊田市食品衛生協 会
福祉保 健部	健康増進 課	薬と健康普及推進費 補助金(1/2)	団体	1	100,000	薬と健康普及推進費補助 金交付要綱	S45	H22	豊田西加茂薬剤師 会
福祉保 健部	健康増進 課	歯・口の健康づくり推 進費補助金(1/2)	団体	1	693,000	歯・口の健康づくり推進費 補助金交付要綱	H14	H22	(社)豊田加茂歯科 医師会
福祉保 健部	感染症予 防課	結核予防対策事業費 補助金(2/3)	団体	21	1,857,928	豊田市結核予防対策事業 補助金要綱	H10	H22	私立学校、社会福 祉施設等
福祉保 健部	障がい福祉 課	授産製品等利用促進 の会運営費補助金(1 0/10)	団体	1	5,890,460	授産施設等の製品利用促 進費補助金交付要綱	H14	H23	豊田市授産製品等 利用促進の会
福祉保 健部	障がい福祉 課	社会参加費補助金(2 /3)	団体	20	4,012,000	豊田市障害者社会参加事 業費補助金交付要綱	H14	H23	障がい者団体
福祉保 健部	障がい福祉 課	全国ろうあ者スポーツ 大会派遣費補助金(1 /3)	団体	1	362,000	全国ろうあ者体育大会補助 金交付要綱	H10	H21	障がい者団体
福祉保 健部	障がい福祉 課	ハンディキャップ運行費 補助金(2/3)	団体	1	6,441,000	ハンディキャップ運行費補 助金交付要綱	H10	H23	特定非営利活動法 人豊田ハンディ キャップの会
福祉保 健部	障がい福祉 課	福祉交通対策費補助 金(定額)	団体	1	22,945,974	豊田市福祉車両運行事業 補助金交付要綱	H14	H21	運行事業者
福祉保 健部	障がい福祉 課	障がい者地域生活体 験事業費補助金(定 額)	団体	2	1,074,000	豊田市障がい者地域生活 体験事業費補助金交付要 綱	H16	H23	社会福祉法人、医 療法人、特定非営 利活動法人及び社
福祉保 健部	障がい福祉 課	福祉事業団運営費補 助金(10/10)	団体	1	990,066,269	豊田市協会公社等運営費 補助金交付要綱	H10	H21	豊田市福祉事業団
福祉保 健部	障がい福祉 課	地域福祉サービスセ ンター運営費補助金 (10/10)	団体	1	41,903,352	地域福祉サービスセンター 事業費補助金交付要綱	H11	H23	社会福祉法人豊田 市社会福祉協議会
福祉保 健部	障がい福祉 課	福祉ホーム運営費補 助金(10/10)	団体	1	5,068,000	豊田市福祉ホーム運営費 補助金交付要綱	H10	H23	社会福祉法人
福祉保 健部	障がい福祉 課	障がい者通所サービ ス利用促進事業費補 助金(定額)	団体	7	24,119,500	豊田市通所サービス利用 促進事業補助金交付要綱	H19	H21	事業者
福祉保 健部	障がい福祉 課	社会復帰施設運営費 補助金(1/5・定額)	団体	1	2,285,000	豊田市精神障がい者社会 復帰施設運営費補助金交 付要綱	H8	H23	医療法人
福祉保 健部	障がい福祉 課	民間社会福祉施設運 営費補助金(10/1 0)	団体	13	61,700,000	豊田市民間社会福祉施設 運営費補助金交付要綱	H10	H23	社会福祉法人
福祉保 健部	障がい福祉 課	知的障がい者グルー プホーム等設置運営 費補助金(3/4・定	団体	16	19,824,900	豊田市障がい者グルー プホーム等設置促進事業費 補助金交付要綱	H16	H23	社会福祉法人、医 療法人、NPO法 人、株式会社等

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
福祉保 健部	障がい福祉 課	精神障がい者グルー プホーム等設置運営 費補助金(3/4・定	団体	2	594,500	豊田市障がい者グルー プホーム等設置促進事業費 補助金交付要綱	H16	H23	社会福祉法人、医 療法人、NPO法 人、株式会社等
福祉保 健部	障がい福祉 課	身体障がい者福祉工 場運営費補助金(10 /10)	団体	1	70,895,000	豊田市身体障がい者福祉 工場運営費補助金交付要 綱	H10	H23	社会福祉法人
福祉保 健部	障がい福祉 課	短期入所利用支援事 業費補助金(定額)	団体	2	867,900	豊田市重症心身障がい児 ・者短期入所利用支援事業 費補助金交付要綱	H20	H23	事業所
福祉保 健部	障がい福祉 課	相談支援体制整備特 別支援事業費補助金 (10/10)	団体	10	9,447,000	豊田市相談支援立ち上げ 支援事業補助金交付要綱	H20	H21	事業所
産業部	産業労政 課	雇用対策協会補助金 (1/2)	団体	1	6,700,000	豊田市雇用対策事業補助 金交付要綱	H8	H23	豊田市雇用対策協 会
産業部	産業労政 課	労働団体公益的事業 補助金(1/2)	団体	1	914,000	労働団体公益的事業補助 金交付要綱	H8	H23	連合愛知豊田地域 協議会
産業部	産業労政 課	勤労者福祉サービス センター事業補助金 (10/10・1/4)	団体	1	29,760,446	豊田市勤労者福祉サービ スセンター補助金交付要綱	H8	H22	勤労者福祉サービ スセンター
産業部	産業労政 課	職業訓練協会運営費 補助金(10/10)	団体	1	4,706,101	豊田市協会公社等運営費 補助金交付要綱	H9	H23	豊田職業訓練協会
産業部	産業労政 課	工業団体育成費補助 金(3/10)	団体	1	800,000	豊田市工業団体育成費補 助金交付要綱	H8	H23	(協)豊田市鉄工会
産業部	産業労政 課	中小企業人材育成事 業費補助金(1/2)	団体	2	1,400,000	豊田市中企業人材育成 事業補助金交付要綱	H13	H23	商工会議所等
産業部	産業労政 課	新サービス・新製品共 同開発補助金(2/ 3・1/2)	団体	2	1,599,000	豊田市新サービス・新製品 共同開発補助金交付要綱	H9	H23	中小企業
産業部	産業労政 課	産業立地奨励補助金 (定額)	団体	54	932,112,000	豊田市産業立地奨励条例 ・同規則	H11	H21	企業
産業部	商業観光 課	商業・サービス機能誘 致奨励補助金(定額)	団体	4	38,849,000	豊田市商業振興条例	H17	H23	一定の要件を満た す出店者
産業部	商業観光 課	がんばる商店街補助 金(10/10・5/10)	団体	5	10,644,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	H17	H23	商店街
産業部	商業観光 課	共同事業補助金(8/ 10・4/10)	団体	21	24,303,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	S53	H23	商店街
産業部	商業観光 課	商業まちづくり推進 事業等補助金(10/1 0・5/10)	団体	2	11,075,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	S53	H23	豊田まちづくり(株)
産業部	商業観光 課	中小企業指導事業補 助金(8/10・5/1 0)	団体	10	73,856,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	S53	H23	豊田商工会議所ほ か
産業部	商業観光 課	共同駐車場借地料補 助金(5/10)	団体	1	10,599,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	S53	H23	豊田まちづくり(株)
産業部	商業観光 課	中心市街地活性化事 業補助金(5/10)	団体	1	938,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	H19	H23	豊田商工会議所ほ か
産業部	商業観光 課	街路灯等電料補助 金(9/10)	団体	21	17,686,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	S53	H23	商店街
産業部	商業観光 課	共同施設事業補助金 (8/10・5/10・4/ 10・3/10)	団体	7	74,278,000	豊田市中企業団体等事 業費補助金交付要綱	S53	H23	商店街
産業部	商業観光 課	商業活性化推進交付 金	団体	2	36,729,000	豊田市商業振興条例	H17	H23	豊田まちづくり(株)
産業部	商業観光 課	信用保証料補助金(1 0/10・7.5/10・5 /10)	団体	1594	528,722,800	豊田市信用保証料補助金 交付要綱	S55	H23	事業者等
産業部	商業観光 課	豊田市観光協会補助 金(定額)	団体	1	49,500,000	豊田市観光振興団体補助 金交付要綱	S40	H23	豊田市観光協会
産業部	商業観光 課	松平の里観光協会補 助金(定額)	団体	1	300,000	豊田市観光振興団体補助 金交付要綱	S18	H23	松平の里観光協会

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
産業部	商業観光課	猿投山里山づくり事業補助金(8/10)	団体	1	500,000	猿投山里山づくり事業補助金交付要綱	H7	H23	猿投里山会
産業部	農地整備課	農村環境改善センター管理協会運営費補助金(10/10)	団体	1	8,265,664	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H23	協会等
産業部	農地整備課	土地改良区再編対策推進費補助金(8/10)	団体	2	30,729,000	豊田市土地改良区再編対策推進費補助金交付要綱	H18	H20	土地改良区
産業部	農地整備課	土地改良区再編対策推進費補助金(8/10)	団体	0	0	豊田市土地改良区再編対策推進費補助金交付要綱	H18	H20	土地改良区
産業部	農地整備課	土地改良区運営費補助金(定額)	団体	4	5,163,255	豊田市土地改良区運営費補助金交付要綱	H19	H23	土地改良区
産業部	農地整備課	土地改良区再編対策推進費補助金(8/10)	団体	0	0	豊田市土地改良区再編対策推進費補助金交付要綱	H18	H20	土地改良区
産業部	農地整備課	土地改良区再編対策推進費補助金(8/10)	団体	2	62,338,000	豊田市土地改良区再編対策推進費補助金交付要綱	H18	H20	土地改良区
産業部	農地整備課	県費調査設計事業補助金[舞木地区](5/10)	団体	1	7,087,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	基盤整備促進事業補助金[渡刈地区](10/10)	団体	1	17,372,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	基盤整備促進事業補助金[若園南部地区](10/10)	団体	1	43,228,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	基盤整備促進事業補助金[上郷東部地区](10/10)	団体	1	14,140,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	農業農村基盤整備推進費(5/10、9/10)	団体	0	0	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	県費農道整備事業補助金(2/10、3/10、4/10)	団体	8	27,947,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	単独農道整備事業補助金(8/10、9/10、10/10)	団体	3	913,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	農業用水保全対策費補助金(定額)	団体	1	1,051,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱(特別決定)	S49	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	県費かんがい排水事業補助金(2.5/10、3.2/10)	団体	28	41,628,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	単独かんがい排水事業補助金(7/10、7.5/10)	団体	65	18,008,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	農業用施設安全対策事業補助金(3.5/10、4.5/10)	団体	2	2,490,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	土地改良施設維持管理適正化事業補助金(1/10、4/10)	団体	3	1,300,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農地整備課	水路整備推進費(10/10)	団体	5	9,332,000	豊田市土地改良事業補助金等交付要綱	S50	H23	土地改良区等
産業部	農政課	農地利用合理化事業費補助金(10/10)	団体	1	1,156,000	農地利用合理化事業補助金交付要綱	S61	H23	愛知県農林公社
産業部	農政課	農業近代化資金利子補給補助金	団体	1	1,451,858	豊田市農業近代化資金利子補給規則	S41	H23	融資取扱金融機関
産業部	農政課	農業経営士活動助成費補助金(2/10)	団体	1	150,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S50	H23	農業経営士協会豊田ブロック
産業部	農政課	後継者育成費補助金(2/10)	団体	2	250,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H18	H23	豊田加茂4Hクラブ・青年農業士
産業部	農政課	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	団体	3	1,008,996	農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱	H17	H23	融資取扱金融機関
産業部	農政課	農林漁業振興資金利子補給補助金	団体	1	11,429	農業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	融資取扱金融機関

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
産業部	農政課	山間地営農等振興事業補助金(2/3)	個人	7	1,411,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	農業者(新規就農)
産業部	農政課	面的集積強化促進事業費補助金(定額)	団体	1	1,572,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	農業者団体
産業部	農政課	山間地営農等振興事業補助金(6/10)	個人	3	6,397,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	農業者団体
産業部	農政課	豊田三好事務組合農業共済事業清算費	団体	1	206,819,281	(豊田三好事務組合解散に伴う引継ぎのため)			
産業部	農政課	水田農業構造改革対策団地化奨励費補助金(定額)	団体	1	22,885,414	農業振興対策事業補助金交付要綱	不明	H23	農業者団体
産業部	農政課	内水面漁業振興費補助金(1/2・定額)	団体	4	6,020,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S58以降	H23	漁業協同組合
産業部	農政課	環境保全型産地形成対策費補助金(3/10)	団体	3	2,490,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H15	H23	農業者団体
産業部	農政課	地場農産物産地育成対策費補助金(3/10・定額)	団体	49	4,677,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S58	H23	農業者団体
産業部	農政課	強い農業づくり対策費補助金(6/10)	団体	1	220,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	不明	H23	農業協同組合等
産業部	農政課	野生獣害対策費補助金(1/2)	個人	381	11,130,000	豊田市野生獣類被害防止対策事業補助金交付要綱	H14	H23	農業者・農業者団体
産業部	農政課	有害鳥獣捕獲防除費	個人	3	81,000	豊田市モンキードッグ育成支援事業補助金交付要綱	H20	H20	農業者
産業部	農政課	狩猟免許取得支援事業費補助金(10/10)	個人	72	1,666,000	豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱	H20	H23	一般市民
産業部	農政課	緊急野生獣類被害防止対策事業費補助金(9/10)	団体	49	47,440,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	農事組合等
産業部	農政課	内水面漁業振興費補助金(1/2・定額)	団体	1	3,154,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S58以降	H23	漁業協同組合
産業部	農政課	地域農業振興費補助金(13/30)	団体	2	2,821,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S52	H23	農業者団体
産業部	農政課	山間地営農等振興事業費補助金(1/2)	団体	3	1,910,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	不明	H23	農業者団体
産業部	農政課	強い農業づくり対策整備費補助金(6/10)	団体	1	1,632,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	不明	H23	農業協同組合等
産業部	農政課	地域施設整備費補助金(3/10)	団体	3	2,731,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H12	H23	農業協同組合・農業者団体
産業部	農政課	中山間農地活用保全費交付金(定額)	団体・個人	183	103,406,157	豊田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱	H13	H23	協定締結集落・認定農家
産業部	農政課	家畜導入奨励費補助金(2/10)	団体	2	3,146,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S53	H23	農業協同組合
産業部	農政課	酪農ヘルパー円滑化補助金(1/20)	団体	1	595,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H5	H23	酪農ヘルパー利用組合
産業部	農政課	死亡牛BSE検査補助金(定額)	個人	12	130,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H15	H23	畜産農家
産業部	農政課	和牛改良組合補助金(定額)	団体	1	519,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	農業者団体
産業部	農政課	畜産環境衛生対策費補助金(1/3)	個人	1	43,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	H18	H23	畜産農家
産業部	農政課	鶏卵価格安定補てん金積立事業補助金(定額)	団体	3	1,696,000	農業振興対策事業補助金交付要綱	S54	H23	農業協同組合
産業部	森林課	林業労働者雇用安定事業補助金(2/3)	団体	3	2,451,520	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合等

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
産業部	森林課	矢作川水源林対策費補助金(定額)	団体	1	54,775,034	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	林業振興指導費補助金(6/10)	団体	1	2,100,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	人工造林推進費補助金(定額)	団体	0	0	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	林床栽培園設置推進費補助金(3/10)	団体	1	39,150	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	林業者団体
産業部	森林課	森林ボランティア始動支援費補助金(定額)	団体	2	200,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	ボランティア団体
産業部	森林課	森林ボランティア安全対策費補助金(1/2)	団体	6	277,730	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H18	H23	ボランティア団体
産業部	森林課	間伐材市場出荷奨励費補助金(定額)	団体	1	4,130,317	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	間伐材市場取引事務費補助金(定額)	団体	1	1,451,970	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	間伐材搬出路開設費補助金(3/10)	団体	1	21,008,600	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	間伐促進費補助金(定額)	団体	1	32,900,210	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	高性能林業機械施業促進費補助金(1/2)	団体	1	2,214,100	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	森のカルテ作成費補助金(1/2)	団体	1	2,500,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	みどりの少年団活動費補助金(定額)	団体	7	700,000	みどりの少年団活動費補助金交付要綱	H17	H23	みどりの少年団
産業部	森林課	巻枯らし間伐促進費補助金(10/10)	団体・個人	0	0	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	林業者又は林業者の組織する団体
産業部	森林課	高性能林業機械導入費補助金(3/10)	団体	1	14,340,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	森林組合
産業部	森林課	林道事業補助金(9.7/10・定額)	団体	6	19,492,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	林道維持管理事業補助金(定額)	団体	1	3,000,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H17	H23	森林組合
産業部	森林課	森林整備地域活動支援費交付金	団体・個人	3	28,399,950	豊田市森林整備地域活動支援交付金交付要綱	H17	H23	森林組合等
産業部	森林課	森づくり推進組織育成費交付金	団体	37	4,312,140	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	森づくり会議及び森林組合
産業部	森林課	団地施業化促進費交付金	団体	1	867,900	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	森林組合
産業部	森林課	山間地営農等振興費補助金(8/10・6/10)	団体	1	17,984,000	豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金交付要綱	H20	H23	林業者の組織団体
建設部	河川課	雨水貯留浸透施設補助金(2/3・1/2)	個人	46	1,297,000	雨水貯留浸透施設補助金交付要綱	H18	H23	個人
建設部	河川課	雨水貯留浸透施設補助金(2/3・1/2)	個人	13	402,000	雨水貯留浸透施設補助金交付要綱	H18	H23	個人
建設部	河川課	矢作川環境整備促進事業補助金(定額)	団体	3	10,062,000	矢作川環境整備促進事業補助金交付要綱/河川監視活動事業補助金交付要綱	H20	H23	漁業協同組合
建設部	公園課	公園緑地協会運営費補助金(10/10)	団体	1	134,376,126	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H20	公園緑地協会
建設部	公園課	花のあるまちづくり支援事業(10/10)	団体	1	9,490,000	花のあるまちづくり事業補助金交付要綱	H19	H22	公園緑地協会

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
建設部	公園課	広場施設整備費補助金(5/10)	団体	5	388,000	広場施設整備費補助事業要綱	H15	H22	自治区
建設部	調査課	県道改修促進期成同盟会連合会補助金(定額)	団体	2	100,000	県道改修促進期成同盟会連合会補助金交付要綱	H17	H22	県道改修促進期成同盟会連合会
建設部	地域建設課	地域広場施設整備費補助金(5/10)	団体	1	186,000	広場施設整備費補助事業要綱	H15	H22	自治区
都市整備部	交通政策課	乗合バス運行費補助金(10/10)	団体	1	71,869,409	豊田市乗合バス運行費補助金交付要綱	H14	H22	公共交通事業者
都市整備部	交通政策課	都市交通研究所運営費補助金(10/10)	団体	1	33,332,699	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	不明	H23	都市交通研究所
都市整備部	交通政策課	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金(1/3)	団体	1	14,870,000	豊田市交通施設バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱	H15	H22	公共交通事業者
都市整備部	都市整備課	まちづくり助成事業補助金(9/10)	団体	1	300,000	まちづくり協議会補助金交付要綱	H11	H22	まちづくり協議会
都市整備部	都市整備課	浄水土地画整理事業補助金(10/10)	団体	1	100,000,000	豊田市土地画整理事業助成規則	S56		豊田浄水特定土地画整理組合
都市整備部	都市整備課	浄水地区特定交付金	団体	1	58,000,000	豊田市浄水特定土地画整理交付金交付要綱	H17	H23	豊田浄水特定土地画整理組合
都市整備部	都市整備課	都市整備公社運営費補助金(10/10)	団体	1	177,250,869	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H23	都市整備公社
都市整備部	建築相談課	民間建築物吹付けアスベスト調査・分析費補助金(2/3)	団体・個人	1	42,000	豊田市民間建築物吹付けアスベスト等対策事業補助金交付要綱	H20	H22	一般市民、法人
都市整備部	建築相談課	民間建築物吹付けアスベスト除去費等補助金(2/3)	団体・個人	0	0	豊田市民間建築物吹付けアスベスト等対策事業補助金交付要綱	H20	H22	一般市民、法人
都市整備部	建築相談課	木造住宅耐震診断費補助金(2/5以内)	団体	6	168,000	豊田市木造住宅耐震診断奨励補助金交付要綱	H7	H22	(財)愛知県建築住宅センター
都市整備部	建築相談課	非木造建築物耐震診断費補助金(2/3)	団体・個人	0	0	豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱	H20	H22	一般市民、法人
都市整備部	建築相談課	ブロック塀撤去補助金(定額)	団体・個人	23	1,775,000	豊田市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱	H8	H22	一般市民、法人
都市整備部	建築相談課	木造住宅耐震補強工事費等補助金(1/2・定額)	個人	101	54,881,000	豊田市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱	H15	H22	一般市民
都市整備部	建築相談課	非木造建築物耐震改修費等補助金(2/3・23/100)	団体・個人	0	0	豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱	H20	H22	一般市民、法人
都市整備部	建築相談課	がけ地近接等危険住宅移転費補助金(10/10)	個人	0	0	豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱	H14	H22	一般市民
都市整備部	建築住宅課	特定優良賃貸住宅家賃減額補助金(定額)	団体	2	2,998,200	豊田市特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱	H10	H22	土地所有者、住宅管理事業者
都市整備部	建築住宅課	定住促進住宅団地整備費補助金(10/10)	団体	0	0	豊田市定住促進住宅団地整備費補助金交付要綱	H20	H22	民間事業者
都市整備部	建築住宅課	共同住宅建設費補助金(1/3)	個人	0	0	豊田市共同住宅建設費補助金交付要綱	H20	H22	土地所有者
都市整備部	建築住宅課	中心市街地共同住宅供給事業費補助金(2/3)	個人	0	0	豊田市中心市街地共同住宅供給事業費補助金交付要綱	H20	H22	土地所有者
都市整備部	建築住宅課	農山村等定住奨励金(1/10)	個人	19	17,180,000	豊田市農山村等定住奨励金交付要綱	H20	H22	定住者
都市整備部	建築住宅課	地域優良賃貸住宅整備費補助金(2/3)	団体・個人	0	0	豊田市地域優良賃貸住宅補助金交付要綱	H20	H22	土地所有者、住宅管理事業者
子ども部	次世代育成課	放課後児童健全育成事業者補助金(定額)	団体	1	1,611,000	豊田市放課後児童健全育成事業者補助金交付要綱	H21	H21	民間事業者等

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
子ども部	次世代育成課	PTA連絡協議会補助金(1/2)	団体	1	1,857,600	豊田市PTA連絡協議会事業費補助金交付要綱	S58以前	H21	豊田市PTA連絡協議会
子ども部	次世代育成課	地域子ども会活動費補助金(2/3)	団体	634	21,493,500	豊田市地域子ども会活動費補助金交付要綱	S58以前	H21	ジュニアクラブ(164団体) 子ども会(478団体)
子ども部	次世代育成課	更生保護対策費補助金(1/2)	団体	1	1,728,000	豊田市更生保護対策事業費補助金交付要綱	S62	H21	豊田保護区保護司会
子ども部	次世代育成課	更生保護女性会費補助金(1/2)	団体	1	225,000	豊田市更生保護女性会事業費補助金交付要綱	S58以前	H21	豊田市更生保護女性会
子ども部	次世代育成課	子育て応援隊費補助金(10/10)	団体	5	782,065	子育て応援隊活動費補助金交付要綱	H17	H20	一般市民
子ども部	次世代育成課	青少年健全育成関連団体活動支援補助金(1/2)	団体	6	4,024,000	豊田市青少年健全育成団体補助金交付要綱 豊田市青少年健全育成振興補助金交付要綱	S43	H21	子ども育成連絡協議会等
子ども部	子ども家庭課	母子寡婦福祉会補助金(1/2)	団体	0	0	豊田市母子寡婦福祉会事業費補助金交付要綱	H17	H21	各地区母子寡婦福祉会
子ども部	子ども家庭課	母子生活支援施設運営費補助金(定額)	団体	1	5,059,000	豊田市母子生活支援施設運営費補助金交付要綱	H18	H21	(福)愛知玉葉会
子ども部	子ども家庭課	妊婦健康診査費補助金(定額)	個人	1780	8,630,604	豊田市妊婦健康診査費補助金交付要綱	H18	H21	一般市民
子ども部	子ども家庭課	妊娠中毒症等療養支援費補助金(定額)	個人	2	43,600	豊田市妊娠中毒症等療養支援費補助金交付要綱	H10	H21	一般市民
子ども部	子ども家庭課	不妊治療費補助金(1/2・定額)	個人	664	40,268,000	豊田市不妊検査・治療費補助金交付要綱	H16	H21	一般市民
子ども部	保育課	私立保育園運営費補助金(定額)	団体	12	539,289,950	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園施設整備費補助金[償還・駐車場借地料補助](3/4)	団体	8	4,253,000	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園施設整備費補助金[整備補助](3/4)	団体	4	6,239,000	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園嘱託医報酬補助金(定額)	団体	11	6,875,278	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園産休・病休等代替職員設置費補助金(定額)	団体	3	2,100,654	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園地域活動事業補助金(定額)	団体	11	1,100,000	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園環境整備費補助金(10/10)	団体	2	1,319,000	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H10	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園休日保育事業費補助金(定額)	団体	4	9,157,800	豊田市私立保育園補助金交付要綱	H19	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	こども園への名称変更費補助金(10/10)	団体	1	1,190,000	豊田市私立保育園名称変更費補助金交付要綱	H19	H21	保育所を設置する社会福祉法人
子ども部	保育課	私立保育園・幼稚園第三者評価受審費用補助金(定額)	団体	3	735,000	豊田市私立保育園・幼稚園第三者評価受審事業費補助金交付要綱	H18	H21	社会福祉法人・学校法人
子ども部	保育課	子育てサークル活動費補助金(1/2)	団体	46	1,726,000	豊田市子育てサークル活動費補助金交付要綱	H18	H21	子育てサークル
子ども部	保育課	認証保育所交付金	団体	34	124,202,000	豊田市認証保育所交付金交付要綱	H20	H21	豊田市認証保育所
子ども部	保育課	私立幼稚園運営費補助金(定額)	団体	21	60,774,921	豊田市私立幼稚園運営費補助金交付要綱	S50	H21	私立幼稚園の設置者
子ども部	保育課	私立幼稚園就園奨励費補助金(定額)	団体	49	383,043,660	豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	S47	H21	私立幼稚園の設置者

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
子ども部	保育課	私立幼稚園施設整備費補助金(1/3・1/6)	団体	8	15,026,000	豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱	H16	H21	私立幼稚園の設置者
子ども部	保育課	私立幼稚園保護者の会連合会補助金(1/3)	団体	1	50,000	豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付要綱	H7	H21	私立幼稚園保護者の会連合会
消防本部	(消)庶務課	消防団運営交付金	団体	61	86,477,166	消防団交付金交付要綱	S44	H21	消防団
消防本部	予防課	防火危険物安全協会運営交付金	団体	1	1,559,000	防火危険物安全協会運営交付金交付要綱	H13	H21	防火危険物安全協会
消防本部	予防課	婦人消防クラブ連絡協議会運営交付金	団体	16	603,000	婦人消防クラブ連絡協議会等運営交付金交付要綱	S55	H21	婦人消防クラブ・単位クラブ
上下水道局	下水道総務課	浄化槽雨水貯留転用補助金(2/3)	個人	43	3,400,000	豊田市浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金交付要綱	H7	H23	一般市民
上下水道局	下水道総務課	合併処理浄化槽設置費補助金(定額)	個人	600	292,808,000	豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	S63	H23	一般市民
上下水道局	下水道総務課	浄化槽雨水貯留転用補助金(2/3)	個人	2	150,000	豊田市浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金交付要綱	H7	H23	一般市民
上下水道局	下水道維持課	水洗便所改造資金利子補給金	個人	1	2,227	豊田市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則	S61	H23	一般市民
上下水道局	下水道維持課	水洗便所改造資金利子補給金	個人	246	1,052,836	豊田市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則	S61	H23	一般市民
上下水道局	下水道維持課	汚水ポンプ施設設置費補助金(10/10)	個人	2	1,600,000	豊田市汚水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱	H13	H23	一般市民
上下水道局	下水道維持課	汚水処理施設管理公社運営費補助金(10/10)	団体	1	16,279,724	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	S51	H22	汚水処理施設管理公社
上下水道局	下水道維持課	汚水処理施設管理公社運営費補助金(10/10)	団体	1	18,771,678	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	S51	H22	汚水処理施設管理公社
上下水道局	下水道維持課	水洗便所改造資金利子補給金	個人	0	0	豊田市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則	S61	H23	一般市民
上下水道局	下水道維持課	汚水処理施設管理公社運営費補助金(10/10)	団体	1	62,583,860	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	S51	H22	汚水処理施設管理公社
教育委員会	教育行政課	私立高等学校授業料補助金(定額)	個人	2212	26,544,000	豊田市私立高等学校等授業料補助金交付要綱	H2	H21	私立高校に通う生徒の保護者
教育委員会	教育行政課	私立学校帰国児童生徒教育推進費補助金(定額)	団体	1	13,515,000	豊田市私立学校帰国児童生徒教育推進費補助金交付要綱	H6	H21	帰国子女と外国人生徒教育をしている私立学校
教育委員会	教育行政課	外国人学校通学費特別補助金(定額)	個人	20	240,000	豊田市外国人学校通学費特別補助金交付要綱	H5	H21	朝鮮学校に就学する生徒・児童の保護者
教育委員会	学校教育課	奨学生交付金(定額)	個人	37	3,552,000	豊田市奨学金条例・規則	S35	H21	一般市民(高校生、高等専門学校生等)
教育委員会	学校教育課	通学費補助金(10/10)	団体	1	203,600	長沢地区中学校生徒通学費補助金交付要綱	S45	H21	長沢自治区長
教育委員会	学校教育課	小中学校文化的大会選手派遣費補助金(10/10、10/5)	団体	1	2,500,000	豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付要綱	S46	H21	小中学校文化部的活動実行委員会
教育委員会	学校教育課	現職教育研修費補助金(定額)	団体	1	19,142,000	豊田市現職教育研修事業補助金交付要綱	S50	H21	豊田市教育研究会
教育委員会	学校教育課	国内・海外研修派遣費補助金(定額)	個人	12	2,240,000	豊田市立小中養護学校教職員国内・海外研修派遣事業補助金交付要綱	S47	H21	教職員
教育委員会	学校教育課	教育振興費補助金(定額)	団体	1	3,105,376	豊田市教育振興事業補助金交付要綱	S61	H21	豊田市教育研究会
教育委員会	学校教育課	小中学校体育大会選手派遣費補助金	団体	1	18,000,000	豊田市小中学校体育大会選手派遣事業補助金交付要綱	S41	H21	愛知県小中学校体育連盟豊田支所

部名	課名	補助金名(補助率)	交付先	件数	H20交付額 (円)	補助要綱名(根拠)	開始 年度	有効 期間	補助対象者
教育委員会	保健給食課	学校給食協会運営費補助金(10/10)	団体	1	660,861,145	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H20	豊田市学校給食協会
教育委員会	文化振興課	文化振興財団運営費補助金(10/10)	団体	1	1,224,845,601	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	不明	H20	(財)豊田市文化振興財団
教育委員会	文化振興課	芸術文化活動支援費補助金(1/3)	団体	9	4,408,000	豊田市芸術文化推奨事業補助金交付要綱	H9	H21	芸術文化団体
教育委員会	スポーツ課	地区総合型スポーツクラブ育成支援費補助金(10/10) 6年日以降2/2)	団体	12	22,785,043	豊田市地区総合型スポーツクラブ育成事業補助金交付要綱	H14	H21	地区総合型スポーツクラブ等
教育委員会	スポーツ課	体育協会運営費補助金(10/10)	団体	1	149,308,301	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱	H9	H20	(財)豊田市体育協会
教育委員会	図書館	自費出版物補助金(1/3)	団体	1	199,000	豊田市郷土文化関係自費出版物補助金交付要綱	S61	H21	自費出版希望者(個人・団体)
教育委員会	文化財課	民俗文化財保存維持費補助金(1/2)	団体	36	6,901,000	豊田市文化財保存事業費補助金交付要綱	不明	H21	文化財等保存団体
教育委員会	文化財課	伝統的郷土芸能保存修理費補助金(1/2)	団体	23	410,000	豊田市文化財保存事業費補助金交付要綱	不明	H21	伝統的郷土芸能保存団体
教育委員会	文化財課	郷土関係事業補助金(1/2)	団体	16	2,000,000	豊田市文化財保存事業費補助金交付要綱	不明	H21	顕彰会、郷土研究会
教育委員会	文化財課	文化財保存修理費等補助金(8/10・2/3・1/2・1/6)	団体	3	4,565,000	豊田市文化財保存事業費補助金交付要綱	不明	H21	文化財所有者、管理者
議会事務局	議会事務局	政務調査費補助金(10/10)	団体・個人	6	17,842,595	豊田市議会政務調査費条例	H13	なし	市議会における会派及び市議会の議員

第2 平成20年度 負担金一覧表

部名	課名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
総合企画部	秘書課	秘書事務費	事務費	2,926,012
総合企画部	秘書課	東京事務所費		409,500
総合企画部	企画課	企画事務費		286,000
総合企画部	企画課	水源林対策事業負担金		3,600,000
総合企画部	企画課	総合計画事業調整費	総合計画事業調整費	2,736,000
総合企画部	企画課	地方分権推進費	地方分権推進事務費	300,000
総合企画部	企画課	三河の山里活性化費	事業推進費	525,945
総合企画部	企画課	三河の山里活性化費	三河の山里活性化実行委員会分担金	1,094,000
総合企画部	企画課	都市と農山村の共生推進費		500,000
総合企画部	企画課	(仮)豊田三好広域計画策定協議会負担金		3,774,000
総合企画部	企画課	豊田三好事務組合清算事務費		59,873
総合企画部	広報課	広報事務費	事務費	86,050
総合企画部	開発課	研究開発施設推進費		993,650
総合企画部	国際課	国際親善費	事務費	300,000
総合企画部	国際課	豊田・ダービーシャー姉妹都市提携費	姉妹都市提携10周年記念事業費	4,500,000
総合企画部	国際課	多文化共生推進費	多文化共生まちづくり推進費	882,270
総務部	(総)庶務課	庶務費	事務費	91,350
総務部	(総)庶務課	車両管理費	管理業務費	27,500
総務部	(総)庶務課	文書管理業務費	文書管理運営費	55,000
総務部	(総)庶務課	公平委員会事務費		154,500
総務部	(総)庶務課	統計事務費		13,000
総務部	(総)庶務課	安全運転推進費		673,900
総務部	人事課	人事管理事務費	事務費	8,000
総務部	人事課	人事管理事務費	職員厚生費	11,797,660
総務部	人事課	人事管理事務費	安全衛生委員会費	134,750
総務部	人事課	職員研修費	事務費	1,467,500
総務部	人事課	職員研修費	一般研修費	7,062,980
総務部	人事課	職員研修費	特別研修費	152,850
総務部	人事課	職員研修費	短期派遣研修費	629,822
総務部	人事課	職員研修費	長期派遣研修費	2,023,800
総務部	人事課	職員研修費	海外派遣研修費	700,633
総務部	人事課	職員研修費	自己啓発研修費	2,524,882
総務部	人事課	職員研修費	部局研修費	325,950
総務部	人事課	事務管理事務費	事務改善費	185,000
総務部	人事課	事務管理事務費	職員提案費	75,700
総務部	人事課	事務管理事務費	資料室管理費	120,000
総務部	財政課	財政事務費		158,000
総務部	管財課	財産管理費	事務費	30,450
総務部	管財課	土地取得調整事務費		6,065,700
総務部	管財課	庁舎建設費	(仮)中央保健センター等整備費	12,812,100
総務部	管財課	財産管理費	事務費	361,480
総務部	管財課	庁舎建設費	(仮)中央保健センター等整備費	427,610
総務部	契約課	契約事務費		11,143,900
総務部	情報システム課	電子計算業務費	事務費	1,153,884
総務部	情報システム課	情報システム推進費	情報システム共同利用推進費	10,417,860
総務部	情報システム課	情報システム推進費	内部情報システム整備費	91,035,000
総務部	技術管理課	検査事務費		622,635
市民部	市民相談課	市民相談事務費		3,000
市民部	市民相談課	豊田人権擁護委員協議会負担金		346,500
市民部	市民課	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	68,100
市民部	市民税課	市民税事務費		448,531
市民部	市民税課	市民税等賦課事務費	事務費	2,529,000
市民部	市民税課	固定資産評価審査委員会事務費		60,900
市民部	資産税課	資産税事務費		192,900
市民部	資産税課	軽自動車税賦課事務費		2,974,013
市民部	納税課	徴収事務費	収納事務費	59,800
市民部	納税課	電子収納システム推進費		100,000
社会部	自治振興課	市民の誓い推進費	市民の誓い推進協議会負担金	4,981,000
社会部	自治振興課	市民の誓い推進費	市民の誓い実践活動推進事業費	3,500,000
社会部	自治振興課	コミュニティ推進費	コミュニティ推進事務費	32,000

部名	課名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
社会部	生涯学習課	男女共同参画センター費	女性相談費	20,000
社会部	生涯学習課	ものづくりなぜ?なぜ?プロジェクト負担金		2,600,000
社会部	生涯学習課	ものづくり文化のまち推進費	とよものづくりフェスタ開催負担金	20,760,926
社会部	生涯学習課	ものづくり文化のまち推進費	(仮)ものづくり館施設整備費	141,125
社会部	防災防犯課	防犯活動推進費	防犯協会負担金	6,243,000
社会部	防災防犯課	防犯活動推進費	犯罪のないまちづくり活動支援費	136,000
社会部	防災防犯課	県水防管理団体連合会負担金		25,100
社会部	防災防犯課	防災設備費	防災設備維持管理費	1,596,300
社会部	防災防犯課	防災設備費	防災行政無線整備費(単年度)	2,965,750
社会部	防災防犯課	防災設備費	高度情報通信ネットワーク維持管理費	4,750,000
社会部	共働推進課	市民活動センター費	管理運営費	15,400
社会部	共働推進課	NPO活動推進費	NPO活動推進費	7,000
社会部	共働推進課	NPO活動推進費	つなぎすと推進費	20,500
社会部	共働推進課	共働推進費	共働推進費	17,950
環境部	環境政策課	環境対策啓発費	エコライフ活動推進費	60,000,000
環境部	環境政策課	自然観察の森費	管理運営費	5,000
環境部	環境政策課	環境政策事務費		1,190,000
環境部	環境政策課	環境マネジメント費	ISO14001システム維持・管理費	30,000
環境部	環境政策課	星空の街・あおぞらの街全国大会費	星空の街・あおぞらの街全国大会開催費	1,662,927
環境部	環境保全課	環境保全事務費		127,700
環境部	環境保全課	環境調査費		142,300
環境部	環境保全課	水質浄化対策費	啓発費	30,000
環境部	環境保全課	PCB処理推進費		100,000
環境部	廃棄物対策課	産業廃棄物対策費	事務費	108,800
環境部	廃棄物対策課	県派遣職員人件費負担金		10,767,565
環境部	清掃管理課	清掃事務費	清掃総務事務費	306,200
環境部	清掃管理課	廃棄物意識啓発費	ごみ減量啓発費	57,000
環境部	清掃管理課	達妻衛生処理組合負担金		582,009,000
環境部	清掃業務課	ごみ収集事業費	事務費	86,200
環境部	清掃業務課	グリーン・クリーンふじの丘費	施設管理費	234,400
環境部	清掃業務課	砂川衛生プラント費	施設管理費	115,500
環境部	清掃業務課	ごみ収集事業費	事務費	7,480
環境部	清掃施設課	藤岡プラント費	管理運営費	97,000
環境部	清掃施設課	渡刈クリーンセンター費	管理運営費	443,260
環境部	清掃施設課	プラスチック資源化施設費	管理運営費	97,000
福祉保健部	総務課	保健衛生総務事務費		147,096
福祉保健部	総務課	医事監視指導費		3,000
福祉保健部	総務課	豊田地域医療センター運営費負担金		500,000,000
福祉保健部	総務課	広域災害・救急医療情報システム負担金		283,376
福祉保健部	総務課	社会福祉総務事務費		16,000
福祉保健部	総務課	福祉健康フェスティバル負担金		2,107,318
福祉保健部	総務課	地域保健関係職員等研修費		105,632
福祉保健部	総務課	乙ヶ林診療所費	管理運営費	1,104,500
福祉保健部	生活福祉課	民生児童委員活動費	活動事務費	40,000
福祉保健部	生活福祉課	生活保護総務事務費		180,000
福祉保健部	高齢福祉課	老人福祉総務事務費		89,000
福祉保健部	高齢福祉課	介護保険制度施行推進費	介護支援専門員等支援費	394,000
福祉保健部	高齢福祉課	介護保険制度施行推進費	介護相談員派遣費	94,000
福祉保健部	高齢福祉課	地域包括支援センター運営費		53,550
福祉保健部	高齢福祉課	一般管理事務費		35,000
福祉保健部	高齢福祉課	居宅介護サービス等給付費		4,469,818,792
福祉保健部	高齢福祉課	施設介護サービス等給付費		5,072,374,342
福祉保健部	高齢福祉課	居宅介護福祉用具購入費		25,936,341
福祉保健部	高齢福祉課	居宅介護住宅改修費		60,366,540
福祉保健部	高齢福祉課	居宅介護サービス計画等給付費		463,407,038
福祉保健部	高齢福祉課	介護予防サービス等給付費		499,423,169
福祉保健部	高齢福祉課	介護予防福祉用具購入費		8,149,229
福祉保健部	高齢福祉課	介護予防住宅改修費		32,950,573
福祉保健部	高齢福祉課	介護予防サービス計画等給付費		61,540,000
福祉保健部	高齢福祉課	高額介護サービス費		128,162,196
福祉保健部	高齢福祉課	高額介護予防サービス費		538,076
福祉保健部	高齢福祉課	特別給付費		66,461,956

部名	課名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
福祉保健部	高齢福祉課	財政安定化基金拠出金		12,968,201
福祉保健部	高齢福祉課	介護認定調査事務費		50,961,181
福祉保健部	高齢福祉課	特定入所者介護サービス等費		379,136,646
福祉保健部	高齢福祉課	地域密着型介護サービス等給付費		697,967,396
福祉保健部	高齢福祉課	地域密着型介護予防サービス等給付費		9,013,437
福祉保健部	高齢福祉課	特定入所者介護予防サービス等費		276,710
福祉保健部	保健衛生課	県派遣職員人件費負担金		46,792,193
福祉保健部	保健衛生課	食品衛生監視指導費	食品衛生監視指導費	43,000
福祉保健部	保健衛生課	動物愛護対策費	動物愛護対策費	429,124
福祉保健部	保健衛生課	試験検査費		70,250
福祉保健部	保健衛生課	食肉衛生検査費		109,000
福祉保健部	健康増進課	栄養改善推進費		29,750
福祉保健部	健康増進課	保健事業費	保健事業費	10,000
福祉保健部	健康増進課	健康づくり豊田21推進費	ヘルスサポートリーダー育成費	1,295,540
福祉保健部	健康増進課	健康づくり豊田21推進費	8020運動推進費	9,000
福祉保健部	健康増進課	介護予防支援サービス費	認知症予防対策費	54,000
福祉保健部	健康増進課	食育推進費	食育啓発促進費	300,000
福祉保健部	感染症予防課	結核予防対策費	定期健康診断費	54,000
福祉保健部	感染症予防課	予防接種費		10,784,640
福祉保健部	感染症予防課	医療給付費	結核医療給付費	9,542,300
福祉保健部	感染症予防課	医療給付費	感染症患者入院医療給付費	580,220
福祉保健部	感染症予防課	環境衛生監視指導費	環境衛生監視指導費	210,300
福祉保健部	障がい福祉課	精神保健予防対策費	精神保健予防対策費	15,000
福祉保健部	障がい福祉課	難病患者・家族支援費	難病患者・家族支援費	11,550
福祉保健部	障がい福祉課	障がい者福祉事務費		168,000
福祉保健部	障がい福祉課	地域生活支援費	地域活動支援センター費	1,789,000
福祉保健部	障がい福祉課	愛知県視覚障がい者福祉大会負担金		150,000
福祉保健部	障がい福祉課	自立支援協議会運営費		20,000
福祉保健部	地域保健課	精神保健予防対策費	地域精神保健予防対策費	2,000
福祉保健部	地域保健課	難病患者・家族支援費	地域難病患者・家族支援費	11,550
福祉保健部	地域保健課	高齢者保健事務費	地域高齢者保健事務費	31,000
福祉保健部	医療保険年金課	国民年金事務費		22,000
福祉保健部	医療保険年金課	一般管理事務費	事務費	772,080
福祉保健部	医療保険年金課	国保連合会負担金		3,470,882
福祉保健部	医療保険年金課	一般被保険者療養給付費		14,753,270,252
福祉保健部	医療保険年金課	退職被保険者等療養給付費		2,465,902,233
福祉保健部	医療保険年金課	一般被保険者療養費		210,495,267
福祉保健部	医療保険年金課	退職被保険者等療養費		40,311,159
福祉保健部	医療保険年金課	一般被保険者高額療養費		1,344,686,761
福祉保健部	医療保険年金課	退職被保険者等高額療養費		308,937,296
福祉保健部	医療保険年金課	葬祭費		24,100,000
福祉保健部	医療保険年金課	老人保健医療費拠出金		864,332,434
福祉保健部	医療保険年金課	老人保健事務費拠出金		5,717,947
福祉保健部	医療保険年金課	高額医療費共同事業医療費拠出金		395,017,815
福祉保健部	医療保険年金課	出産育児一時金		189,840,000
福祉保健部	医療保険年金課	介護納付金		1,446,824,646
福祉保健部	医療保険年金課	保険財政共同安定化事業拠出金		1,960,562,202
福祉保健部	医療保険年金課	後期高齢者支援金		3,687,642,034
福祉保健部	医療保険年金課	前期高齢者支援事務費		4,965,424
福祉保健部	医療保険年金課	医療給付費		1,755,109,692
福祉保健部	医療保険年金課	医療費支給費		94,819,349
福祉保健部	医療保険年金課	療養給付費負担金		1,404,726,000
福祉保健部	医療保険年金課	後期高齢者医療広域連合事務費負担金		57,129,526
福祉保健部	医療保険年金課	後期高齢者医療広域連合保険料等負担金		2,398,469,176
産業部	産業労政課	労政事務費		100,000
産業部	産業労政課	伊良湖キャンプ場費	管理費	41,000
産業部	産業労政課	商工総務事務費		23,000
産業部	産業労政課	工業振興事務費		1,220,000
産業部	産業労政課	産業立地政策推進費	地域新事業創出基盤施設整備費	64,470
産業部	商業観光課	商業振興費	事務費	15,000
産業部	商業観光課	消費者行政推進費	事務費	30,043
産業部	商業観光課	計量行政推進費	事務費	32,180

部名	課名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
産業部	商業観光課	観光事務費		1,479,000
産業部	商業観光課	東海自然歩道費	施設管理費	50,000
産業部	商業観光課	産業展負担金		20,000,000
産業部	商業観光課	中心市街地活性化対策費	イルミネーションストーリー実行委員会負担金	17,000,000
産業部	商業観光課	駐車サービス管理システム費		138,300,000
産業部	商業観光課	豊田おいでんまつり開催負担金		200,000,000
産業部	農地整備課	農地管理事務費		4,224,237
産業部	農地整備課	地籍調査費		133,000
産業部	農地整備課	用水保全費	地域用水機能増進費	262,440
産業部	農地整備課	資源保全施設費	農地・水・環境保全向上対策費	24,527,000
産業部	農地整備課	農地管理事務費		157,500
産業部	農地整備課	農業用施設管理費	農業用施設管理費	2,031,522
産業部	農地整備課	溜池整備費	県営老朽溜池整備費(本徳乙部地区)	42,233,975
産業部	農地整備課	用水保全費	放水門自動装置点検費	3,919,000
産業部	農地整備課	用水保全費	県営水環境整備事業費(新矢作川用水地区)	5,512,500
産業部	農地整備課	緊急農地防災費	緊急農地防災事業(県営・柳川瀬上地区)	7,200,000
産業部	農地整備課	緊急農地防災費	緊急農地防災事業(県営・弘法池地区)	4,750,000
産業部	農地整備課	緊急農地防災費	緊急農地防災事業(県営・藤岡山の神池地区)	4,250,000
産業部	農地整備課	県営水環境整備費	阿知和池地区	12,337,500
産業部	農地整備課	排水機場整備費	施設維持管理適正化事業費	927,000
産業部	農地整備課	県営湛水防除費	鹿乗川地区	726,810
産業部	農地整備課	県営農道整備費	広域営農団地農道整備費	4,547,108
産業部	農地整備課	農業水利施設保全対策費	農業水利施設保全対策費(県営・加茂川地区)	4,725,000
産業部	卸売市場	卸売市場事務費		50,000
産業部	卸売市場	公設地方卸売市場協会負担金		7,000,000
産業部	農政課	農業委員会事務費	事務費	1,342,450
産業部	農政課	農政事務費		80,000
産業部	農政課	農政総合推進費	農業経営体活性化促進費	372,000
産業部	農政課	農業振興事務費		302,100
産業部	農政課	漁業振興費	水産資源調査費負担金	8,400,000
産業部	農政課	園芸生産振興費	山村花き品評会開催費	171,000
産業部	農政課	地場産業振興費	豊田地域農業活性化対策負担金	2,580,000
産業部	農政課	畜産振興費	事務費	452,000
産業部	農政課	市民農園整備促進費		109,200
産業部	農政課	都市と農山村交流事業費	交流促進費	21,550
産業部	農政課	勘八農場費	管理費	839,000
産業部	農政課	農地・水・環境向上営農活動対策費	営農活動支援費	7,411,649
産業部	農政課	西三河農業共済組合負担金		17,393,082
産業部	農政課	豊田三好事務組合農業共済事業清算費		254,112
産業部	農政課	食肉センター事務費		50,000
産業部	農政課	市民農園整備促進費		197,227
産業部	農政課	勘八農場費	管理費	51,000
産業部	森林課	林業振興事務費		6,338,000
産業部	森林課	林道整備事務費	林道整備事務費	6,200
建設部	土木管理課	河川総務事務費	土木管理課事務費	2,616,000
建設部	土木管理課	急傾斜地崩壊対策負担金	急傾斜地崩壊対策負担金	55,061,000
建設部	道路維持課	道路橋りょう総務事務費	道路維持課事務費	17,100
建設部	道路維持課	道路等管理費	歩行者専用道等維持管理費	2,406,234
建設部	街路課	道路橋りょう総務事務費	街路課用地取得事務費	174,750
建設部	街路課	街路事業事務費	街路事業一般事務費	72,700
建設部	街路課	特定道路事務費	特定道路一般事務費	45,450
建設部	街路課	特定道路建設費	名鉄三河線高架化事業(花園地区)	3,128,245,000
建設部	街路課	先行取得地整備費		3,023,952
建設部	土木課	道路橋りょう総務事務費	土木課事務費	96,900
建設部	土木課	市道改良費1	市道旧名岡線外1路線	146,548,945
建設部	河川課	河川総務事務費	河川課事務費	488,000
建設部	河川課	河川改良費	一級河川安永川(単年度)	73,450
建設部	河川課	河川改良費	準用河川安永川	109,200
建設部	河川課	矢作川研究所費	事務費	29,000
建設部	河川課	安永川浄化対策費	安永川浄化対策費	2,540,852
建設部	河川課	矢作川'川会議'開催負担金		995,543
建設部	河川課	矢作川学校運営負担金		820,609

部名	課名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
建設部	河川課	総合雨水対策費	総合雨水対策整備費	18,000
建設部	河川課	県派遣職員人件費負担金		6,763,084
建設部	河川課	雨水ポンプ場施設整備費		61,000
建設部	河川課	河川改良費	準用河川安永川	135,699
建設部	公園課	公園維持管理費	公園維持管理費	2,385,900
建設部	公園課	公園維持管理費	鞍ヶ池公園維持管理費	449,308
建設部	公園課	緑化推進費	自然緑化費	40,000
建設部	公園課	緑地整備費	拳母線跡地緑道	109,200
建設部	公園課	緑地整備費	鞍ヶ池緑地	109,200
建設部	公園課	緑地整備費	若園緑地	317,100
建設部	公園課	公園トイレ整備費		86,100
建設部	公園課	花のあるまちづくり推進費	花いっぱい運動推進費	7,034,000
建設部	公園課	公園維持管理費	鞍ヶ池公園維持管理費	448,739
建設部	公園課	緑地整備費	拳母線跡地緑道	1,742,036
建設部	公園課	緑地整備費	鞍ヶ池緑地	166,749
建設部	公園課	緑地整備費	若園緑地	299,093
建設部	幹線道路推進課	高規格道路建設促進費	幹線道路建設促進費	156,650
建設部	調査課	特定道路事務費	調査課一般事務費	1,551,610
建設部	調査課	幹線道路整備促進協議会負担金	促進協議会負担金	1,500,000
建設部	地域建設課	道路橋りょう総務事務費	地域建設課事務費	9,000
都市整備部	都市計画課	都市計画総務事務費	都市計画事務費	676,100
都市整備部	交通政策課	ITS推進費	ITS推進事務費	209,906
都市整備部	交通政策課	バス運行推進費	基幹バス運行費	346,269,481
都市整備部	交通政策課	バス運行推進費	地域バス運行費	66,732,183
都市整備部	交通政策課	バス運行推進費	公共交通利用促進費	1,500,000
都市整備部	交通政策課	交通政策事務費		851,000
都市整備部	都市整備課	土地区画整理事務費		653,000
都市整備部	都市整備課	都心整備事務費	都心整備事務費	47,000
都市整備部	都市整備課	駐車場維持管理費	都心地区駐車場維持管理費	10,918,778
都市整備部	都市整備課	総務管理事務費		85,900
都市整備部	都市整備課	総務管理事務費		53,000
都市整備部	都市整備課	公共施設管理者負担金	土橋土地区画整理事業負担金	1,063,880,000
都市整備部	都市整備課	公共施設管理者負担金	寺部土地区画整理事業負担金	90,000,000
都市整備部	都市整備課	都心地区駐車場整備費	ギャザパーキング整備費	4,707,492
都市整備部	都市整備課	組合等区画整理負担金	浄水特定土地区画整理事業負担金	76,375,000
都市整備部	都市整備課	浄水駅バリアフリー化整備費	浄水駅バリアフリー化整備費(継続費)	461,366,000
都市整備部	都市整備課	土地区画整理事業費		56,397,488
都市整備部	都市再開発課	再開発等調査計画策定費	豊田市駅前通り再開発促進費	149,805
都市整備部	都市再開発課	駐車場維持管理費	コマパーキング維持管理費	31,900,109
都市整備部	都市再開発課	再開発事務費		101,000
都市整備部	都市再開発課	駅前通り南地区市街地再開発費	公共施設管理者負担金	24,230,000
都市整備部	開発審査課	土地取引届出等調整費		75,000
都市整備部	開発審査課	土地利用調整費		85,700
都市整備部	開発審査課	開発審査事務費		174,600
都市整備部	建築相談課	建築審査事務費		467,000
都市整備部	営繕課	建築管理事務費	建築管理事務費	148,400
都市整備部	住宅課	市営住宅管理事務費		65,450
都市整備部	住宅課	手呂住宅汚水処理施設管理費		3,633,000
都市整備部	住宅課	住宅建設費	市木町住宅(単年度)	5,833,800
都市整備部	住宅課	住宅建設費	梶畑住宅	3,215,971
子ども部	次世代育成課	児童館費	管理運営費	13,500
子ども部	次世代育成課	青少年健全育成費	青少年健全育成推進協議会負担金	8,951,000
子ども部	次世代育成課	子どもの権利擁護費		27,000
子ども部	次世代育成課	子どもの権利擁護費		268,800
子ども部	子ども家庭課	母子保健対策費	保健指導費	160,000
子ども部	子ども家庭課	母子保健対策費	母子保健教室開催費	568,080
子ども部	子ども家庭課	医療給付費	未熟児養育医療費	15,855,746
子ども部	子ども家庭課	医療給付費	障がい者育成医療費	7,140,509
子ども部	子ども家庭課	医療給付費	小児慢性特定疾患治療研究費	85,983,792
子ども部	子ども家庭課	母子健康づくり対策費		277,000
子ども部	子ども家庭課	児童虐待防止費	児童虐待防止対策費	110,000
子ども部	子ども家庭課	児童相談等事務費		63,200

部名	課名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
子ども部	子ども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付事務費		5,500
子ども部	保育課	管理運営費		4,066,284
子ども部	保育課	管理運営費	管理運営費	1,119,869
子ども部	保育課	地域子育て支援センター費	管理運営費	49,500
子ども部	保育課	とよた子育て総合支援センター費	管理運営費	85,700
子ども部	保育課	とよた子育て総合支援センター費	ファミリーサポートセンター費	52,500
子ども部	保育課	とよた子育て総合支援センター費	子育て支援総合コーディネート費	5,000
子ども部	保育課	志賀子どもつどいの広場費	管理運営費	13,000
子ども部	保育課	施設整備費	諸営繕工事	253,190
消防本部	庶務課	消防本部費	消防本部運営事務費	830,100
消防本部	庶務課	消防本部費	職員研修費	6,346,519
消防本部	庶務課	非常備消防活動費	消防団運営事務費	1,724,180
消防本部	庶務課	常備消防活動費	消防庁舎維持管理費	14,000
消防本部	予防課	消防本部費	予防業務運営事務費	160,690
消防本部	警防救急課	消防本部費	消防活動企画運営費	20,119,995
消防本部	警防救急課	消防水利整備費		2,184,000
消防本部	警防救急課	消防水利整備費		54,069,617
消防本部	(北)管理課	北消防署費	管理運営費	4,000
消防本部	(足)管理課	足助消防署費	管理運営費	13,000
上下水道局	下水道建設課	下水道建設事務費		625,520
上下水道局	下水道建設課	汚水ポンプ場整備費		237,109
上下水道局	簡易水道課	一般管理事務費		3,647,738
上下水道局	下水道総務課	浄化槽対策費	事務費	129,700
上下水道局	下水道総務課	地域下水道管理費	地域下水道事務費	75,300
上下水道局	下水道総務課	一般管理費	一般管理事務費	2,627,120
上下水道局	下水道総務課	流域下水道維持管理負担金		1,051,311,839
上下水道局	下水道総務課	一般管理費		46,000
上下水道局	下水道総務課	流域下水道建設負担金	矢作川	218,515,014
上下水道局	下水道総務課	流域下水道建設負担金	境川	91,877,589
上下水道局	下水道総務課	境川流域下水道関連環境整備負担金		12,780,444
教育委員会	教育行政課	委員会事務費		99,600
教育委員会	教育行政課	事務局事務費	教育行政課事務費	470,200
教育委員会	教育行政課	施設管理運営費	一般管理費	13,800
教育委員会	教育行政課	学校建設事務費		15,000
教育委員会	教育行政課	施設整備費	大規模改造費	2,820,300
教育委員会	教育行政課	施設管理運営費	一般管理費	6,000
教育委員会	教育行政課	施設整備費	大規模改造費	730,138
教育委員会	教育行政課	施設整備費	諸営繕工事	1,991,600
教育委員会	学校教育課	全国校長会等負担金		4,717,360
教育委員会	学校教育課	全国校長会等負担金		1,591,020
教育委員会	学校教育課	学校教育総務事務費		10,094,406
教育委員会	学校教育課	教職員住宅費	維持管理費	24,000
教育委員会	学校教育課	教育指導事務費		1,020,000
教育委員会	学校教育課	児童・生徒対象事業費	青少年赤十字リーダー研修費	612,000
教育委員会	学校教育課	児童・生徒対象事業費	特別支援教育推進費	3,500
教育委員会	学校教育課	児童・生徒対象事業費	外国人児童生徒教育推進費	1,000,000
教育委員会	学校教育課	教職員研修費	教職員研修費	141,880
教育委員会	学校教育課	教育問題研究費	教育研究指定校活動費	12,817,700
教育委員会	学校教育課	教育問題研究費	いじめ不登校問題対策費	10,000
教育委員会	学校教育課	教育問題研究費	チャレンジ&ドリーム事業費	56,958,748
教育委員会	学校教育課	教育問題研究費	少人数学級対応費	32,021
教育委員会	学校教育課	教育問題研究費	都市と山間の教育交流活動費	8,000,000
教育委員会	学校教育課	施設管理運営費		28,000
教育委員会	学校教育課	学校体育事務費		1,560,718
教育委員会	学校教育課	施設管理運営費	学校教育課管理運営費	115,910
教育委員会	学校教育課	副読本・教師用教科書等購入費		72,966
教育委員会	学校教育課	青少年相談センター費	相談活動費	46,000
教育委員会	学校教育課	青少年非行化防止費	青少年補導費	1,546,000
教育委員会	学校教育課	教職員住宅費	維持管理費	34,860
教育委員会	保健給食課	学校保健衛生管理費	管理費	4,253,608
教育委員会	保健給食課	学校保健衛生管理費	学校災害共済負担金	35,646,820
教育委員会	保健給食課	学校給食運営費	運営費	10,000

部 名	課 名	本事業名	枝事業名	負担金額(円)
教育委員会	保健給食課	給食業務管理運営費	管理費	97,000
教育委員会	文化振興課	視聴覚教育費	視聴覚ライブラリー管理運営費	17,000
教育委員会	文化振興課	文化事業開催費	文化事業負担金	14,590,533
教育委員会	文化振興課	豊田文化フォーラム開催負担金		9,659,487
教育委員会	文化振興課	文化情報活動費	文化情報活動負担金	4,208,313
教育委員会	文化振興課	コンサートホール・能楽堂運営費	クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金	129,053,711
教育委員会	文化振興課	親子音楽鑑賞会負担金		2,300,000
教育委員会	スポーツ課	社会体育事務費		202,260
教育委員会	スポーツ課	スポーツ振興費	生涯スポーツ奨励費	11,690,409
教育委員会	スポーツ課	スポーツ振興費	ウォークラリー大会開催負担金	946,763
教育委員会	スポーツ課	スポーツ振興費	世界少年野球大会開催負担金	1,100,615
教育委員会	スポーツ課	競技会誘致費		3,289,920
教育委員会	スポーツ課	体育協会負担金	市体育協会負担金	7,841,000
教育委員会	スポーツ課	体育施設事務費		76,500
教育委員会	スポーツ課	観るスポーツ開催費		7,885,474
教育委員会	スポーツ課	国際ユースサッカー大会開催負担金		42,500,000
教育委員会	スポーツ課	地区総合型スポーツクラブ育成支援費	育成支援事務費	7,350
教育委員会	スポーツ課	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金		3,500,000
教育委員会	スポーツ課	国際体操競技大会開催費		25,000,000
教育委員会	スポーツ課	高岡公園費	管理運営費	5,747
教育委員会	図書館	施設管理運営費	運営費	219,200
教育委員会	図書館	豊田参合館管理費	管理協議会負担金	268,373,121
教育委員会	美術館	美術館事務費		88,000
教育委員会	美術館	美術館施設管理費		34,000
教育委員会	美術館	展覧会開催費	ドイツの近代ポスター展	9,500,000
教育委員会	美術館	展覧会開催費	ブラジルの現代美術展	34,400,000
教育委員会	美術館	展覧会開催費	日本のアーティスト6人展	15,700,000
教育委員会	文化財課	文化財等保護保存費	文化財保護事務費	33,000
教育委員会	文化財課	豊田市郷土資料館費	施設管理運営費	100,000
教育委員会	文化財課	猿投棒の手ふれあい広場費	管理運営費	3,488
教育委員会	文化財課	施設管理運営費	民芸館管理運営費	255,280
教育委員会	文化財課	近代の産業とくらし発見館費	管理運営費	30,000
	出納室	会計事務費		15,550
	議会事務局	議会活動費	活動費	2,357,100
	議会事務局	事務局費		77,900
	監査委員事務局	監査事務費	監査事務費	277,700
	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務費		131,000

第3 平成21年度 協会公社等(監査対象)の概要

平成21年度 協会公社等(監査対象)の概要

<目次>

豊田市における所管課		協会公社等	
1	総務部 管財課	豊田市土地開発公社 438
2	社会部 生涯学習課	社団法人 豊田市シルバー人材センター 440
3	社会部 足助支所	株式会社 三州足助公社 442
4	福祉保健部 総務課	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 444
5	福祉保健部 総務課	財団法人 豊田地域医療センター 446
6	福祉保健部 障がい福祉課	社会福祉法人 豊田市社会福祉事業団 448
7	建設部 公園課	財団法人 豊田市公園緑地協会 450
8	都市整備部 都市整備課	財団法人 豊田市都市整備公社 452
9	上下水道局 下水道維持課	財団法人 豊田市污水处理施設管理公社 454
10	教育委員会 文化振興課	財団法人 豊田市文化振興財団 456
11	教育委員会 保健給食課	財団法人 豊田市学校給食協会 458

総務部人事課が平成21年8月に作成した「平成21年度協会公社等の概要」より抜粋したものである。情報は平成21年4月1日現在のものである。

【協会公社等】
 豊田市では、出資法人のうち、出資割合やその事務事業の性質から判断して、市が法人経営の主導的役割を果たすべき団体を「協会公社等」と総称している。
 具体的には、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱第2条で、
 豊田市が基本金又はこれに準ずるものに対して50%以上を出資又は出捐している団体
 基本金又はこれに準ずるものに対する出資又は出捐割合が50%未満であるものの損失補償等の理由で市議会に対して経営状況報告を実施している団体、
 豊田市の事務事業と密接に関連した業務を実施しておりかつ市が主導的役割を果たすべき団体
 のいずれかに該当する団体であると定義している。

1. 豊田市土地開発公社

団体名	豊田市土地開発公社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	中村 紀世実	平成16年4月	平成21年4月～平成23年3月
設立年月日	昭和39年 9月22日			
所在地	愛知県豊田市西町3丁目60番地		郵便番号	471-8501
ホームページ			TEL	0565-34-6668
Eメール	kaihatsukousha@city.toyota.aichi.jp		FAX	0565-33-6996
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、豊田市およびその周辺地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	(1) 土地の取得、造成その他の管理および処分 (2) 住宅用地の造成事業ならびに地域開発のためにする内陸工業用地および流通業務団地の造成事業 (3) 前2業務に附帯する業務 (4) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務			

基本財産の状況				役員等の状況	
合計金額	10,000,000円			理事	
内訳				定款等上の定数	13人以上15人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	10,000	100	現在員数	15人
2				うち常勤	1人
3				うち市派遣	1人
4				うち市OB	0人
5				常勤役員の平均年齢	54.0歳
6				常勤役員の平均年収	11,071千円
7				監事	
8				定款等上の定数	2人以内
9				任期	2年
10				現在員数	2人
11				評議員人数	0人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	0	人数	9	人数	0	人数	0	人数	9
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0
正規職員の平均年齢				-		正規職員の平均年収		-	

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	4,918,300	7,008,750	総収入	2,679,661	2,852,539
負債	3,279,223	5,368,500	事業利益	4,280	4,285
うち有利子負債	0	0	経常利益	6,890	1,173
正味財産の部合計	1,639,077	1,640,250	当期純利益	6,890	1,173

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)		(単位：千円)	
市補助金収入	112,462	損失補償契約に係る債務残高	1,904,623
市負担金収入	5,832	市貸付金残高	0
市委託料等収入	0	市支出運用財産(基金)	2,255,420

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	なし
市受託事業 (施設管理以外)	なし
市補助事業	なし
市負担事業(共催事業)	なし

2. 社団法人 豊田市シルバー人材センター

団体名	社団法人 豊田市シルバー人材センター			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	会長	中根芳郎	平成16年6月	平成19年6月～平成21年5月
設立年月日	昭和55年10月1日		監督行政庁	愛知県（産業労働部就業促進課）
所在地	愛知県豊田市喜多町6丁目61番地1			郵便番号 471-0027
ホームページ	www.http://sjc.ne.jp/toyota			TEL 31-1007
Eメール	toyota@sjc.ne.jp			FAX 34-3238
設立目的	この法人は、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。			
主な事業内容	（1）高齢者の就業に関する情報の収集及び提供 （2）高齢者の就業に関する調査研究 （3）高齢者の就業に関する相談 （4）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供 （5）臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢者のための無料の職業紹介事業 （6）高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習 （7）城跡公園足助城の管理運営 （8）豊田市旭総合体育館の管理運営 （9）豊田市旭武道場の管理運営 （10）豊田市旭弓道場の管理運営 （11）豊田市稲武夏焼グラウンドの管理運営 （12）とよた市民活動センターの管理運営 （13）矢作川島崎公園の管理運営 （14）豊田市営駐輪場の管理運営 （15）豊田市福祉就業センターの管理運営 （16）豊田市農林漁家高齢者センターの管理運営 （17）小原トレーニングセンターの管理運営 （18）緑の公園の管理運営 （19）稲武基幹集落センターの管理運営 （20）下山基幹集落センターの管理運営 （21）豊田市下山憩の家の管理運営 （22）前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	0円			理 事	
内訳				定款等上の定数	20人以上25人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1				現在員数	22人
2				うち常勤	1人
3				うち市派遣	1人
4				うち市OB	0人
5				常勤役員の平均年齢	58.9歳
6				常勤役員の平均年収	10,000千円
7				監 事	
8				定款等上の定数	2人
9				任期	2年
10				現在員数	2人
11				評議員人数	0人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託（特別任用職員）		臨時職員		合計	
人数	13	人数	3	人数	3	人数	27	人数	46
うち市OB		うち市OB		うち市OB	3	うち市OB	0	うち市OB	3
正規職員の平均年齢	41.8歳			正規職員の平均年収	5,100千円				

「嘱託（特別任用職員）」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう（パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く。）

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産増減計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	183,075	169,240	総収入	1,175,793	1,160,320
負債	110,288	93,195	(一般正味財産) 当期経常増減額	9,740	3,258
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	50	0
正味財産の部合計	72,787	76,045	(指定正味財産) 当期増減額		

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	115,799	損失補償契約に係る債務残高			0
市負担金収入	0	市貸付金残高			0
市委託料等収入	214,147	市支出運用財産(基金)			0

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	(1) 豊田市福祉就業センター指定管理 (2) 稲武基幹集落センター指定管理 (3) 下山トレーニングセンター指定管理 (4) 下山運動場指定管理 (5) 小原トレーニングセンター指定管理 (6) 緑の公園指定管理
市受託事業 (施設管理以外)	軽度生活援助事業はじめ 77件
市補助事業	(1) 協会公社等運営費補助金 32,908千円 (2) 高齢者能力活用推進費補助金 82,891千円
市負担事業(共催事業)	なし

3. 株式会社 三州足助公社

団体名	株式会社 三州足助公社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	取締役社長	中村 紀世実	平成19年4月	平成21年5月～平成23年5月
設立年月日	平成16年 5月10日			
所在地	愛知県豊田市足助町宮平 26-1		郵便番号	444-2424
ホームページ	http://www.mirai.ne.jp/~asuke(観光協会) http://yashiki.town.asuke.aichi.jp(足助屋敷) http://www.hyakunensou.com(百年草)		TEL	61-2300
Eメール	sansyuasuke@city.toyota.aichi.jp		FAX	62-0424
設立目的	株式会社三州足助公社は、指定管理者制度に基づき、旧足助町観光協会の公園管理、駐車場管理業務、旧足助町緑の村協会(三州足助屋敷)及び旧足助町百年草協会(福祉センター百年草)の団体業務を統合し、従前の各協会の事業経験を生かしつつ、民間企業として、指定管理業務における質の高いサービスの提供と経費の削減を実施することを目的に設立されました。また、地域資源、地域風土を有効に活用し、まちづくり組織、商店街、地域住民等との連携を図りながら、まちづくり型観光の業務を推進することも期待されています。			
事業内容 (定款)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営 2 宿泊施設及び飲食店の経営 3 ハムなどの食肉加工及びパン類の製造販売 4 食品、民芸品等特産品の開発及び販売 5 農産物、炭、竹の生産及び加工販売 6 鍛冶製品及び木製工芸品の製造販売 7 各種イベントの企画、制作及び運営 8 広告、宣伝に関する企画並びに制作 9 市町村の産業振興・教育文化などまちづくり施策に関する調査研究及びコンサルティング業務 10 関係団体等から委託を受けた業務 11 前各号に付帯関連する一切の業務 			

資本金の状況				役員等の状況	
合計金額	50,000,000円			取締役	
内訳				定款等上の定数	7人
No	出資者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	35,500	71	現在員数	5人
2	あいち豊田農業協同組合	5,000	10	うち常勤	1人
3	豊田信用金庫	5,000	10	うち市派遣	0人
4	豊田森林組合	2,000	4	うち市OB	1人
5	足助商工会	1,000	2	常勤役員の平均年齢	62.0歳
6	巴川漁業協同組合	500	1	常勤役員の平均年収	4,450千円
7	個人株主6人	1,000	2	監査役	
8				定款等上の定数	2人
9				任期	4年
10				現在員数	2人
11					

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	38	人数	1	人数	19	人数	96	人数	153
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0
正規職員の平均年齢	45.0歳			正規職員の平均年収	4,850千円				

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			損益計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	152,431	179,791	総収益(収入)	803,382	831,412
負債	51,875	71,452	営業利益	10,083	8,748
うち有利子負債	0	0	経常利益	3,162	10,465
資本	100,556	108,339	税引前当期損益	3,162	10,465
利益剰余金	50,556	58,339	当期純利益	3,362	7,782

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	0	損失補償契約に係る債務残高	0		
市負担金収入	0	市貸付金残高	0		
市委託料等収入	57,980	市支出運用財産(基金)	0		

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	<p>「受託施設」 駐車場6施設 三州足助屋敷・百年草・参州楼・足助村・桜茶屋などの飲食施設、その他</p> <p>「受託事業」 指定管理に関する協定書に基づく管理・運営 東海道自然歩道</p>
市受託事業 (施設管理以外)	なし
市補助事業	<p>観光振興団体事業補助金交付要綱による足助観光協会事業(足助観光協会) ただし、(株)三州足助公社に対する直接的な財政的関与なし</p>
市負担事業(共催事業)	なし

4. 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

団体名	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	会長	中根 芳郎	平成 16 年 6 月	平成 19 年 10 月～平成 21 年 9 月
設立年月日	昭和 50 年 10 月 1 日		監督行政庁	豊田市福祉保健部総務課
所在地	愛知県豊田市錦町 1 丁目 1 番地 1		郵便番号	471-0877
ホームページ	http://www.toyota-shakyo.com		TEL	34-1131
Eメール	t-shakyo@htm2.aitai.ne.jp		FAX	32-6011
設立目的	豊田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。			
事業内容 (定款等規定)	定款第 2 条（事業内容 市施設の管理及び受託事業等省略） （１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施（調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等） （２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助（ボランティアセンター運営） （３）共同募金事業への協力 （４）生活福祉資金、くらし資金貸付事業 （５）介護保険事業（ホームヘルパー、デイサービス 7 か所、ケアマネジメント） （６）障害者自立支援事業（ホームヘルパー、デイサービス 8 か所） （７）心配ごと相談、結婚相談事業 （８）豊田善意銀行事業 （９）地域福祉サービスセンター事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	366,000,000 円			理事	
内訳				定款等上の定数	21 人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2 年
1	豊田市	156,000	42.6	現在員数	21 人
2	市内民間企業(トヨタ自動車(株)他)	150,000	41.0	うち常勤	1 人
3	その他	60,000	16.4	うち市派遣	1 人
4				うち市OB	0 人
5				常勤役員の平均年齢	58 歳
6				常勤役員の平均年収	10,000 千円
7				監事	
8				定款等上の定数	2 人
9				任期	2 年
10				現在員数	2 人
11				評議員人数	46 人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	78	人数	5	人数	38	人数	371	人数	492
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	5	うち市OB	0	うち市OB	5
正規職員の平均年齢	41.9			正規職員の平均年収	4,343 千円(給料・手当)				

備考 臨時職員：不定期な短時間雇用者も含む。

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			事業活動収支計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	3,103,782	3,270,305	事業活動収支差額	62,543	65,312
負債	447,693	506,404	経常収支差額	105,647	99,812
うち有利子負債	0	0	当期活動収支差額	106,351	109,018
純資産の部合計	2,656,089	2,763,901	次期繰越活動収支差額	377,769	443,737

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	301,708	損失補償契約に係る債務残高			0
市負担金収入	2,107	市貸付金残高			0
市委託料等収入	328,128	市支出運用財産(基金)	地域福祉活動基金	900,000	

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	豊田市福祉センター 豊田市障がい者総合福祉会館(障がい者福祉会館) 豊田市老人福祉センター豊寿園 豊田市老人福祉センターぬくもりの里 豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館 豊田市稲武福祉センター 豊田市小原福祉センターふくしの里 豊田市下山保健福祉センターまどいの丘 豊田市藤岡福祉センターふじのさと 豊田市障がい者総合福祉会館(サン・アビリティーズ豊田) 稲武生活支援ハウス 豊田市藤岡保健センター
市受託事業 (施設管理以外)	豊田市愛のひまわり資金貸付事業 豊田市高齢者軽度生活援助事業 豊田市地域ふれあい通所事業 豊田市はつらつクラブ事業 豊田市要介護認定訪問調査事業 豊田市外出支援サービス事業 豊田市食の自立支援事業 豊田市精神障がい者小規模作業所通所訓練事業 豊田市育児支援家庭訪問事業 豊田市地域包括支援センター事業 豊田市地域生活支援事業 介護保険事業者等研修事業 サービス事業者振興事業
市補助事業	豊田市地域福祉サービスセンター事業 豊田市社会福祉協議会運営費 豊田市社会福祉協議会事業補助
市負担事業(共催事業)	豊田市福祉健康フェスティバル

５．財団法人 豊田地域医療センター

団体名	財団法人 豊田地域医療センター			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	鈴木 公平	平成12年4月	平成21年4月～平成23年3月
設立年月日	昭和52年4月1日		監督行政庁	愛知県健康福祉部医務国保課
所在地	愛知県豊田市西山町3丁目30番地1		郵便番号	471-0062
ホームページ	http://www.toyotachiiki-mc.or.jp		TEL	0565-34-3000
Eメール	soumu@toyotachiiki-mc.or.jp		FAX	0565-35-2841
設立目的	豊田加茂地域住民の健康の維持増進に寄与することを目的とする。			
主な事業内容	(1) 救急医療に関する事 (8) 看護師養成に関する事 (2) 成人病予防対策に関する事 (9) 訪問看護ステーションに関する事 (3) 学童の保健衛生対策に関する事 (10) 指定居宅介護支援事業に関する事 (4) 口腔衛生対策に関する事 (11) 訪問介護に関する事 (5) 健康教育に関する事 (12) 指定介護療養型医療施設の運営に関する事 (6) 機能回復訓練に関する事 (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (7) 臨床検査に関する事			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	10,000,000円			理事	
内訳				定款等上の定数	10人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	10,000	100	現在員数	10人
2				うち常勤	0人
3				うち市派遣	0人
4				うち市OB	0人
5				常勤役員の平均年齢	-歳
6				常勤役員の平均年収	-千円
7				監事	
8				定款等上の定数	2人
9				任期	2年
10				現在員数	2人
11				評議員人数	0人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	232	人数	2	人数	13	人数	245	人数	492
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	1	うち市OB	0	うち市OB	1
正規職員の平均年齢	41.0歳			正規職員の平均年収	7,246,790円				

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産増減計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	1,604,442	1,549,439	総収入	3,375,090	3,402,921
負債	1,435,962	1,454,921	(一般正味財産) 当期経常増減額	111,661	76,173
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	168,480	94,518	(指定正味財産) 当期増減額	628	2,212

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	32,258	損失補償契約に係る債務残高		0	
市負担金収入	500,000	市貸付金残高		0	
市委託料等収入	25,640	市支出運用財産(基金)		0	

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	なし
市受託事業 (施設管理以外)	地域包括支援センター運営事業(25,640千円)
市補助事業	協会公社等運営費補助(24,885千円) 病院群輪番制病院運営費補助(7,373千円)
市負担事業(共催事業)	医療センター運営費負担金(500,000,000円)

6 . 社会福祉法人 豊田市福祉事業団

団体名	社会福祉法人 豊田市福祉事業団			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	宇井 銀之	平成20年 6月	平成21年4月～平成23年3月
設立年月日	平成 6年 4月 1日		監督行政庁	豊田市福祉保健部障がい福祉課
所在地	愛知県豊田市西山町2丁目19番地			郵便番号 471-0062
ホームページ	http://www.fukushijigyodan.toyota.aichi.jp/			TEL 0565-32-8980
Eメール	fukushijigyodan@city.toyota.aichi.jp			FAX 0565-32-8987
設立目的	この社会福祉法人は、豊田市と一体となって、豊田市社会福祉事業の推進を図るとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。			
事業内容 (定款等規定)	第一種社会福祉事業 ・知的障がい児通園施設「豊田市子ども発達センター通園部門(ひまわり)」の管理経営 ・難聴幼児通園施設「豊田市子ども発達センター通園部門(なのはな)」の管理経営 ・肢体不自由児通園施設「豊田市子ども発達センター通園部門(たんぼぼ)」の管理経営 第二種社会福祉事業 ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業「豊田市子ども発達センター相談・検査部門(のぞみ診療所)」の管理経営 ・相談支援事業の受託 ・障がい福祉サービス事業「第二ひまわり」・「暖」・「けやきワークス」の管理経営			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	10,000,000円			理事	
内訳				定款等上の定数	8人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	10,000	100	現在員数	8人
2				うち常勤	2人
3				うち市派遣	2人
4				うち市OB	0人
5				常勤役員の平均年齢	58.5歳
6				常勤役員の平均年収	16,127千円
7				監事	
8				定款等上の定数	2人
9				任期	2年
10				現在員数	2人
11				評議員人数	17人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	90	人数	21	人数	39	人数	95	人数	245
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0
正規職員の平均年齢	34.7歳			正規職員の平均年収	5,208千円				

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			事業活動収支計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	265,507	282,626	事業活動収支差額	6,281	4,695
負債	233,357	244,955	経常収支差額	6,761	5,521
うち有利子負債	0	0	当期活動収支差額	6,761	5,521
純資産の部合計	32,150	37,671	次期繰越活動収支差額	19,150	21,671

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	990,066	損失補償契約に係る債務残高		0	
市負担金収入	0	市貸付金残高		0	
市委託料等収入	203,759	市支出運用財産(基金)		0	

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	豊田市こども発達センター 豊田市障がい者総合支援センター 豊田市知的障がい者生活ホーム喜多ハウス
市受託事業 (施設管理以外)	障がい者就労・生活支援事業
市補助事業	協会公社等運営費補助金
市負担事業(共催事業)	なし

7. 財団法人 豊田市公園緑地協会

団体名	財団法人 豊田市公園緑地協会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	加藤 恒太郎	平成19年7月	平成20年 5月～平成22年 5月
設立年月日	平成2年4月9日		監督行政庁	愛知県建設部公園緑地課
所在地	愛知県豊田市西山町5丁目1番地			郵便番号 471-0062
ホームページ	http://www.ryokuchikyokai.toyota.aichi.jp		TEL	31-2108
Eメール	ryokuchikyokai@city.toyota.aichi.jp		FAX	33-8718
設立目的	都市緑化等の啓発事業を推進し、公園、緑地等の健全な利用と愛護精神をかん養し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			
事業内容 (定款等規定)	(1) 豊田市における緑化及び自然保護に関する啓発事業の推進 (2) みどりの推進基金の設置、管理及び運用 (3) 豊田市から委託を受けて行う公園、緑地等の管理及び運営 (4) その他協会の目的達成に必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	50,000,000円			理 事	
内訳				定款等上の定数	5人以上8人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	50,000	100	現在員数	6人
2				うち常勤	1人
3				うち市派遣	1人
4				うち市OB	0人
5				常勤役員の平均年齢	58歳
6				常勤役員の平均年収	11,307千円
7				監 事	
8				定款等上の定数	2人
9				任期	2年
10				現在員数	2人
11				評議員人数	7人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	8	人数	6	人数	8	人数	8	人数	30
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	1	うち市OB	0	うち市OB	1
正規職員の平均年齢	53			正規職員の平均年収	4,379千円				

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない定期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表		収支計算書・正味財産計算書			
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	722,313	724,288	総収入	1,710,657	596,539
負債	124,010	127,049	(一般正味財産) 当期経常増減額	12,122	1,994
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	598,303	597,239	(指定正味財産) 当期増減額	440	929

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)		(単位：千円)	
市補助金収入	145,400	損失補償契約に係る債務残高	0
市負担金収入	7,026	市貸付金残高	0
市委託料等収入	372,155	市支出運用財産(基金)	571,436

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	<p>西山公園の管理運営業務 市民が安全に楽しみ、親しめる公園として、施設の適正な維持管理に努めました。 市民の緑化相談に応じるための相談業務を行うと共に、展示室において、各種展示会を行い、緑化・花いっぱい普及を実施。来園者＝48,720人、相談件数＝819件</p> <p>鞍ヶ池公園の管理運営業務 安全で楽しく利用できる公園として、適正な施設管理や花壇管理に努めるとともに、動物47種325点(哺乳類18種121頭、鳥類19種137羽、魚類10種67匹)の飼育、良好な風致を維持するため、自然林の間伐や松くい虫防除などを実施。 来園者数＝1,019,900人</p>
市受託事業 (施設管理以外)	<p>記念樹配布事業＝結婚、出生、転入、新築の記念樹として1,978本を配布。 花のボランティア育成事業＝西山公園「四季の花園」の管理運営に市民ボランティア37名の(西山花クラブ)参加を得て、日常管理・植替えを実施。 また、西山花クラブ卒業生によるボランティア団体「花の輪西山」を組織し、花いっぱい事業を推進。 花いっぱい運動推進事業＝第51回全日本花いっぱい金沢大会(10月18日、石川県金沢市)に表彰団体代表者等21名が参加、功労者として5団体が表彰。 花のある道づくり推進事業＝花のあるまちづくり行動計画の推進「花飾り専門講座、花飾りボランティア養成講座の開催、オープンガーデン見学ツアーの開催、花飾りモデル地区「稲武地区」の実施、海外視察の実施、フラワーロード事業の実施等 市民参加の花づくり事業＝鞍ヶ池公園「四季の古里」の市民ボランティア(四季の古里クラブ99名)による花づくり事業、年間91回の栽培管理作業</p>
市補助事業	<p>人件費補助 「派遣職員6人、協会職員8人、特別任用職員9人、臨時職員7人」計30人の人件費、法定福利費、退職手当引当金</p>
市負担事業(共催事業)	<p>‘08とよた緑花まつり 開催日＝平成20年4月26日～4月28日(3日間) 会場＝豊田スタジアム 催事＝フラワーアート2008、コンテナガーデンコンテスト、園芸家「ポール・スミザー」の特別講演、与景なことをする庭展、市民ミニガーデンコンクール、街角花壇モデル展示、各種園芸講座、緑化木・カブトムシの幼虫無料配布、花木等の展示と販売を実施。緑と花のあるまちづくり事業の普及に努めた。 入場者数は3日間で65,000人でした。</p>

8 . 財団法人 豊田市都市整備公社

団体名	財団法人 豊田市都市整備公社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	鈴木 公平	平成12年 3月	平成20年 5月～平成22年 5月
設立年月日	昭和58年 6月28日		監督行政庁	愛知県建設部建築担当局住宅計画課
所在地	愛知県豊田市西町3丁目60番地			郵便番号 471-8501
ホームページ	http://www.toyota-um.or.jp/			TEL 34-6764
Eメール	t-seibi@city.toyota.aichi.jp			FAX 33-2369
設立目的	市街地の整備・開発の促進に関する事業を総合的に実施し、都市機能の増進及び居住環境の改善を図り、もって都市の魅力の創出による住民の福祉及び便益の増進に寄与すること。			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市の市街地の整備・開発を促進するための企画調査業務 ・ 豊田市の市街地の整備・開発を促進するための土地の利用増進に関する調査業務 ・ 豊田市の市街地の整備・開発を促進するための機関紙の発行、講演会の開催その他住民意識の啓発に関する業務 ・ 豊田市の市街地の整備・開発を促進するための民間等の市街地再開発事業、土地区画整理事業その他市街地の整備に関する事業の調査研究及び実施に対する指導・助成に関する業務 ・ 豊田市の市街地の整備・開発を促進するための豊田市、民間等からの委託事業に関する業務 ・ 豊田市の市街地の整備・開発を促進するために必要な駐車場等の施設の管理運営等に関する業務 ・ 前各号に定めるもののほか、公社の目的を達成するために必要な業務 			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	302,000,000円			理事	
内訳				定款等上の定数	10人以上20人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	246,500	81.6	現在員数	15人
2	トヨタ自動車(株)	25,000	8.3	うち常勤	2人
3	(株)三菱東京UFJ銀行	13,000	4.3	うち市派遣	0人
4	(株)三井住友銀行	3,000	1.0	うち市OB	2人
5	(株)名古屋銀行	3,000	1.0	常勤役員の平均年齢	61歳
6	豊田信用金庫	3,000	1.0	常勤役員の平均年収	4,200千円
7	岡崎信用金庫	3,000	1.0	監事	
8	豊田市土地区画整理組合連合会	2,000	0.7	定款等上の定数	2人
9	中部電力(株)	1,000	0.3	任期	2年
10	東邦瓦斯(株)	1,000	0.3	現在員数	2人
11	豊田商工会議所	1,000	0.3	評議員人数	15人
12	豊田中央商店街振興組合	500	0.2		

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	0	人数	17	人数	1	人数	1	人数	19
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	1	うち市OB	0	うち市OB	0
正規職員の平均年齢				正規職員の平均年収					

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上継続して任用しない定期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	575,905	572,973	総収入	596,320	576,730
負債	29,083	34,505	(一般正味財産) 当期経常増減額	16,707	8,354
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	0	302,000
正味財産の部合計	546,822	538,468	(指定正味財産) 当期増減額	0	302,000 (一般正味財産から振替)

総収入には、前期繰越収支差額を含んで記載している。

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	177,250	損失補償契約に係る債務残高		0	
市負担金収入	0	市貸付金残高		0	
市委託料等収入	0	市支出運用財産(基金)		0	

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	なし
市受託事業 (施設管理以外)	なし
市補助事業	協会公社運営費補助金
市負担事業(共催事業)	なし

9 . 財団法人 豊田市汚水処理施設管理公社

団体名	財団法人 豊田市汚水処理施設管理公社			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	鈴木 善實	平成 20 年 4 月	平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月
設立年月日	昭和 51 年 8 月 16 日		監督行政庁	愛知県環境部資源循環推進課
所在地	愛知県豊田市五ヶ丘 2 丁目 1 番地 1			郵便番号 471-0814
ホームページ	to-kosya@hm7.aitai.ne.jp			TEL 0565 (80) 3166
Eメール				FAX 0565 (80) 3164
設立目的	豊田市の委託に係る汚水処理施設の管理運営、し尿浄化槽等に関する指導等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。			
主な事業内容	(1) 豊田市から委託を受けて行う汚水処理施設の管理運営 (2) し尿浄化槽等の運転管理技術の指導 (3) 宅内排水設備の検査 (4) 水質環境の浄化に関するけいもう事業 (5) し尿浄化槽等に関する相談事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	75,000,000 円			理 事	
内訳				定款等上の定数	6 人
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2 年
1	豊田市	49,000	65.3	現在員数	6 人
2	民間(自己余剰資金組み入れ)	26,000	34.7	うち常勤	1 人
3				うち市派遣	1 人
4				うち市OB	0 人
5				常勤役員の平均年齢	5 7 歳
6				常勤役員の平均年収	10,420 千円
7				監 事	
8				定款等上の定数	2 人
9				任期	2 年
10				現在員数	2 人
11				評議員人数	6 人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	8	人数	1	人数	0	人数	9	人数	18
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	0
正規職員の平均年齢	49 歳			正規職員の平均年収	6,843 千円				

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない定期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産増減計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	229,496	217,721	総収入	296,164	267,400
負債	133,811	132,430	(一般正味財産) 当期経常増減額	19,100	7,690
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	15,088	18,084
正味財産の部合計	95,685	85,290	(指定正味財産) 当期増減額	0	0

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	99,043	損失補償契約に係る債務残高			0
市負担金収入	0	市貸付金残高			0
市委託料等収入	166,431	市支出運用財産(基金)			0

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	<p>1 指定管理制度における受託事業(H18~20の3カ年)</p> <p>(1) 地域下水道5施設及び農業集落排水事業4施設の運転管理、場内清掃を適正に実施</p> <p>(2) 上記9施設及び公共下水道1施設の水質検査を適正に実施、各放流水質は法基準並びにさらに厳しい管理目標値を達成するなど地域の水環境の保全に寄与</p> <p>2 その他受託事業</p> <p>廃止した4施設の庭園管理を適正に実施</p>
市受託事業 (施設管理以外)	<p>宅内排水設備工事の完了確認業務委託として、年間3,211件を確認、業者指導等を適正に実施</p>
市補助事業	なし
市負担事業(共催事業)	<p>毎年、水環境の浄化に関する啓発事業(自主事業)として、下水道フェアの開催、下水道出前講座や下水道の日の啓発イベント等に公社職員が参加</p>

10. 財団法人 豊田市文化振興財団

団体名	財団法人 豊田市文化振興財団			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	天 野 克 之	平成 18 年 4 月	平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月
設立年月日	平成 11 年 4 月 1 日		監督行政庁	愛知県教育委員会総務課
所在地	豊田市小坂町 12 丁目 100 番地			郵便番号 471-0035
ホームページ	www.cul_toyota.or.jp/		TEL	0565 - 33 - 7222
Eメール	tcu1pf@hm4.ai tai.ne.jp		FAX	0565 - 33 - 3584
設立目的	豊田市民の教育・文化の振興に関する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与する。			
主な事業内容	1 教育・文化事業の企画及び実施 2 文化団体相互の連絡調整 3 文化交流の推進 4 文化情報の収集及び発信 5 青少年活動の推進 6 豊田市から委託を受けてする教育・文化の振興に関する事業の実施 7 豊田市から委託を受けてする教育文化施設の管理運営 8 その他財団の目的を達成するために必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	382,435,000 円			理 事	
内訳				定款等上の定数	15 人以上 20 人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2 年
1	豊田市	330,000 千円	86	現在員数	18 人
2	旧豊田文化協会	52,435 千円	14	うち常勤	1 人
3				うち市派遣	0 人
4				うち市OB	1 人
5				常勤役員の平均年齢	60 歳
6				常勤役員の平均年収	3,121 千円
7				監 事	
8				定款等上の定数	2 人
9				任期	2 年
10				現在員数	2 人
11				評議員人数	24 人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	64	人数	6	人数	208	人数	34	人数	312
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	20	うち市OB	0	うち市OB	20
正規職員の平均年齢		44.3 歳		正規職員の平均年収		6,596 千円			

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上継続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産増減計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	1,585,999	1,562,665	総収入	2,589,141	2,654,735
負債	1,000,620	973,464	(一般正味財産) 当期経常増減額	15,298	3,821
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	585,379	589,201	(指定正味財産) 当期増減額	0	0

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入	1,224,845	損失補償契約に係る債務残高			0
市負担金収入	147,852	市貸付金残高			0
市委託料等収入	1,063,537	市支出運用財産(基金)			0

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	<p>【指定管理等】</p> <p>市民文化会館、総合野外センター、地域文化広場、青少年センター、産業文化センター、喜楽亭、コンサートホール、視聴覚ライブラリー、16交流館、体育施設、教職員会館、平戸橋いこいの広場、藤岡ふれあいの館</p> <p>【業務委託】</p> <p>猿投・高橋・上郷・松平・高岡コミュニティセンター、石野交流館、旭交流館、足助交流館、小原交流館、下山交流館、藤岡交流館</p>
市受託事業 (施設管理以外)	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営 2 豊田市少年少女合唱団運営 3 豊田市ジュニアマーチングバンド運営 4 豊田市ジュニアオーケストラ運営 5 各施設が行う市の受託事業
市補助事業	協会公社等運営費補助金
市負担事業(共催事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化事業 2 文化情報活動 3 クラシック音楽・能楽鑑賞会

11. 財団法人 豊田市学校給食協会

団体名	財団法人 豊田市学校給食協会			
代表者	役職	氏名	最初の就任年月	現任期
	理事長	宇井 銀之	平成19年6月	平成19年6月～平成21年6月
設立年月日	昭和51年8月1日		監督行政庁	愛知県教育委員会総務課
所在地	愛知県豊田市栄生町5丁目1番地			郵便番号 471-0067
ホームページ	http://www.toyota-school-lunch.jp/index.html			TEL 32-2110
Eメール	school-lunch@city.toyota.aichi.jp			FAX 32-7354
設立目的	豊田市内における学校給食の適正円滑な実施、運営及びその発展に寄与することを目的とする			
主な事業内容	(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業 (2) 豊田市から委託を受けてする学校給食の調理に関する事業 (3) 学校給食の普及奨励に必要な事業 (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業			

基本金の状況				役員等の状況	
合計金額	10,000,000円			理 事	
内訳				定款等上の定数	6人以上8人以内
No	出捐者	金額(千円)	率(%)	任期	2年
1	豊田市	10,000	100	現在員数	7人
2				うち常勤	1人
3				うち市派遣	1人
4				うち市OB	人
5				常勤役員の平均年齢	56歳
6				常勤役員の平均年収	10,000千円
7				監 事	
8				定款等上の定数	2人
9				任期	2年
10				現在員数	2人
11				評議員人数	14人

職員の状況									
正規職員		市派遣職員		嘱託(特別任用職員)		臨時職員		合計	
人数	100	人数	6	人数	2	人数	219	人数	327
うち市OB	0	うち市OB	0	うち市OB	2	うち市OB	0	うち市OB	2
正規職員の平均年齢	49.4			正規職員の平均年収	3,595,453円				

「嘱託(特別任用職員)」とは、主に専門的知識・経験をもつ者を、正規職員と異なる一定の勤務条件や任期で任用している場合で、かつ「臨時」に該当しない者をいう。

「臨時職員」とは、主に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に任用する職員をいう(パートタイマーを含む。2か月以上連続して任用しない短期の者は除く)。

財務の状況			(単位：千円)		
貸借対照表			収支計算書・正味財産増減計算書		
年度	19年度決算	20年度決算	年度	19年度決算	20年度決算
総資産	354,794	327,927	総収入	2,275,705	2,241,779
負債	344,794	317,927	(一般正味財産) 当期経常増減額	0	0
うち有利子負債	0	0	(一般正味財産) 当期経常外増減額	0	0
正味財産の部合計	10,000	10,000	(指定正味財産) 当期増減額	0	0

豊田市の財政的関与の状況(平成20年度決算)				(単位：千円)	
市補助金収入		666,954	損失補償契約に係る債務残高		0
市負担金収入		0	市貸付金残高		0
市委託料等収入		269,148	市支出運用財産(基金)		0

豊田市関係事業の状況(平成20年度)	
市施設の管理 (指定管理者・その他)	なし
市受託事業 (施設管理以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部、平和、中部、北部、南部階調理場及び豊田養護学校調理場の調理に関する事業 ・ 学校給食用副食物資の購入事業
市補助事業	協会会社等運営費補助金
市負担事業(共催事業)	・なし